平成26年9月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長　崎　県　議　会

平成２６年９月定例会

９月定例会日程表（結果）

月　日	曜	内　　容　　等	備　　考
９.１０	水	議会運営委員会 **本会議（議案上程）** 開会、会期決定、議長報告、議案上程（第17号議案乃至第42号議案一括上程）、知事議案説明、散会 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	質問通告締切
１１	木	（議案調査）	
１２	金	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
１３	土		
１４	日		
１５	月	〔敬老の日〕	
１６	火	（議案調査）	請願受付締切
１７	水	議会運営委員会 **本会議**（開議、議員辞職の件、一般質問、散会）	予算総括質疑通告締切
１８	木	**本会議**（開議、議席の一部変更、一般質問、散会）	陳情受付締切
１９	金	**本会議**（開議、一般質問、休憩） 議会運営委員会 **本会議**　再開、一般質問、議案変更の件、上程議案・請願委員会付託、散会	会派提出決議案等締切
２０	土		
２１	日		
２２	月	（議案調査）	
２３	火	〔秋分の日〕	
２４	水	予算決算委員会（総括質疑）	
２５	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔文教厚生、環境生活、農水経済〕 常任委員会〔総務〕	
２６	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活〕 常任委員会〔農水経済〕	
２７	土		
２８	日		
２９	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活（午前・委員会、午後・現地調査）、農水経済〕	
３０	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕 常任委員会〔文教厚生、環境生活〕	

月　日	曜	内　　容　　等	備　　考
１０．　１	水	常任委員会〔総務〕	
2	木	（議事整理）	
3	金	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
4	土		
5	日		
6	月	**本会議（議案採決）** 開議、認定第1号乃至認定第3号一括上程、知事議案説明、認定第1号乃至認定第3号委員会付託、第42号議案、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、議員派遣第48号乃至議員派遣第50号一括上程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会	

目　　次

第１日目（９月１０日）議会運営委員会
本会議
一、議事日程 …… 1
一、出席議員 …… 2
一、説明のため出席した者 …… 2
一、開　　議 …… 3
一、新任の幹部職員紹介 …… 3
一、会期の決定 …… 3
一、会議録署名議員指名 …… 3
一、議長報告 …… 3
一、議案一括上程（第17号議案乃至第42号議案） …… 3
一、上記・知事議案説明 …… 4
一、散　　会 …… 10
常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）
第２日目（９月１１日）〔議案調査〕
第３日目（９月１２日）〔議案調査〕
第４日目（９月１３日）
第５日目（９月１４日）
第６日目（９月１５日）〔敬老の日〕
第７日目（９月１６日）（議案調査）
第８日目（９月１７日）議会運営委員会
本会議
一、議事日程 …… 11
一、出席議員 …… 12
一、欠席議員 …… 12
一、説明のため出席した者 …… 12
一、開　　議 …… 13
一、議員辞職の件、辞職許可・決定（小林克敏議員） …… 13

△県政一般に対する質問

一、瀬川光之議員質問 …… 13
・佐世保市女子高生の逮捕事案について（こども政策行政・教育行政） …… 13
（同様の事件が繰り返され、一人の尊い命を守ることができなかった事実を受けて、
知事の所見を改めて伺いたい） …… 14
（今回の事案を受けて、過去10年間に教育委員会が推進してきた取組について、
どう考えているのか） …… 14

・検討会議等の設置と再発防止策 …… 14
（事案に係る背景等の調査・検証を行うための調査委員会に、どのような外部委員を想定しているのか） …… 14
（児童相談所の対応はどのような外部委員でどう進めるのか。また、子ども育成全般に関する検討会はどう議論し、どう対応していくのか） …… 14
・法制度について …… 15
（学校の指導方針を聞き入れない保護者に対する対応はどうしているのか） …… 15
（重大犯罪に至る可能性がある子どもについて、関係機関で連携・情報共有するための法制度はどのようなものがあり、現行制度の限界や課題について、どうとらえているか） … 15
・知事の政治姿勢について（中期財政見通しを踏まえた今後の財政運営） …… 15
（財政状況に対する認識と収支改善の検討に当たっての方針について） …… 15
・人口減少対策と県民所得向上対策の今後の展開について …… 16
（本県の地方人口ビジョンと地域版総合戦略の策定に向けて、どのように取り組むのか、また、県民所得向上対策についても国の動きを踏まえて、どのように取り組んでいくのか） … 16
・ＭＩＣＥ、ＩＲ事業、県庁舎跡地活用 …… 16
（ＩＲとの競合の可能性や財政負担など、長崎市のＭＩＣＥ施設整備について、県はどう考えているのか、また、県庁舎跡地活用の県市協議はどこまで進んでいるのか） … 16
・諫早湾干拓事業における開門問題と有明海再生について（開門問題について） …… 16
（開門問題の早期解決に向けて、知事は、国にどのような対応を求めていくのか） …… 17
・有明海再生について …… 17
（有明海再生に向けた協議の場に関する国からの6月の提案から、今回の受け入れに至る有明海再生に向けての考えを） …… 17
・再生可能エネルギー事業について（海洋再生可能エネルギーの実証フィールドの構築について） …… 17
（海洋再生可能エネルギーの実証フィールド構築について、現況と今後に対する県の取組姿勢について） …… 17
・西海市の取組に対する支援について …… 17
（西海市のこれまでの取組の成果と今後の見通しについて） …… 18
・地方創生に向けた県土づくりについて（高規格道路の整備） …… 18
（規格の高い道路全体の現状と今後について、また、西彼杵道路の整備の現状と今後の進め方について） …… 18
・県内小中学生の学力向上対策について …… 18
（今回の結果や効果を上げている他自治体の取組をどのように受け止め、今後の学力向上対策を講じようとしているのか） …… 18
・市町の災害想定による避難勧告基準の設定について …… 18
（市町の災害想定による避難勧告基準の設定等について、県の見解を） …… 18
・県の人事における女性の幹部職登用について …… 18
（県庁における女性幹部職登用の現状及び今後の登用拡大について、どのように取り組んでいくのか） …… 18
知事答弁 …… 18

教育委員会委員答弁 …… 22
教育長答弁 …… 23
こども政策局長答弁 …… 24
産業労働部長答弁 …… 24
危機管理監答弁 …… 25
瀬川光之議員質問 …… 25
・佐世保市の女子高生の逮捕事案について（判断基準をどう考えているのか） …… 25
知事答弁 …… 25
教育長答弁 …… 25
瀬川光之議員質問 …… 26
・法的な専門家にきちんと相談できるような体制をつくるべきではないか …… 26
教育長答弁 …… 26
こども政策局長答弁 …… 26
瀬川光之議員質問 …… 27
・県民所得向上対策の目標を達成するには、市町も数値目標を定め、県と一体となって
取り組む必要があると考えているが、県としての考えは …… 27
企画振興部長答弁 …… 27
一、休　　憩 …… 27
一、再　　開 …… 27
一、田中愛国議員質問 …… 27
・石木ダム建設について …… 27
（佐世保市の40年来の課題である） …… 27
知事答弁 …… 29
田中愛国議員質問 …… 29
・佐世保市の基地問題について …… 29
（前畑弾薬庫の移転） …… 29
（佐世保湾の制限水域の緩和について） …… 29
危機管理監答弁 …… 30
田中愛国議員質問 …… 31
・水陸機動団について …… 31
知事答弁 …… 31
田中愛国議員質問 …… 31
・九州新幹線西九州ルートについて …… 32
（現時点の進捗状況と課題について） …… 32
企画振興部長答弁 …… 32
田中愛国議員質問 …… 33
・今後の県北対策 …… 33
企画振興部長答弁 …… 33
田中愛国議員質問 …… 34
・東彼杵道路建設について …… 34

（新幹線短絡ルート決定による見返り事業である） …… 34
（針尾バイパスについて） …… 34
土木部長答弁 …… 34
田中愛国議員質問 …… 35
土木部長答弁 …… 35
田中愛国議員質問 …… 35
・大型工業団地について …… 35
（佐世保市三川内地区の計画は中止になったが、それに代わるべき団地計画は） …… 35
産業労働部長答弁 …… 36
田中愛国議員質問 …… 36
・ハウステンボスについて …… 36
（官設民営の企業誘致である） …… 36
企画振興部長答弁 …… 37
田中愛国議員質問 …… 37
・今後の支援活用について …… 37
・大村湾浄化早岐瀬戸水道について …… 38
（航路の浚渫について） …… 38
土木部長答弁 …… 38
田中愛国議員質問 …… 38
土木部長答弁 …… 38
田中愛国議員質問 …… 38
・佐世保市東部早岐地域の課題について …… 39
（県道平瀬佐世保線について） …… 39
（早岐駅の新たな問題について） …… 39
土木部長答弁 …… 40
田中愛国議員発言 …… 40
一、休　　憩 …… 41
一、再　　開 …… 41
一、山口初實議員質問 …… 41
・世界遺産登録に向けた取り組みについて（明治日本の産業革命遺産について） …… 41
（イコモス調査のスケジュールと本県の対応について） …… 41
知事答弁 …… 42
山口初實議員質問 …… 42
文化観光物産局長答弁 …… 42
山口初實議員質問 …… 42
・稼動資産の取り扱い及び関係企業との合意について …… 42
文化観光物産局長答弁 …… 43
山口初實議員質問 …… 43
・イコモスの勧告について（登録、情報照会、登録延期、不登録） …… 43
文化観光物産局長答弁 …… 43

山口初實議員質問 …… 43
・長崎の教会群とキリスト教関連遺産の登録について …… 43
（ユネスコの世界遺産候補として選定されたがイコモス査定に向けての準備状況は） …… 43
文化観光物産局長答弁 …… 43
山口初實議員質問 …… 44
・登録後の観光客対策としての交通対策は（離島対策） …… 44
文化観光物産局長答弁 …… 44
山口初實議員質問 …… 44
・教育行政について（高1同級生殺害事件の検証と対策について） …… 44
（事件を防ぐことができなかった要因は何か〔教委、児童相談所〕） …… 44
教育長答弁 …… 44
こども政策局長答弁 …… 45
山口初實議員質問 …… 45
・10年前の教訓は活かされてないのか …… 45
教育委員会委員答弁 …… 45
山口初實議員質問 …… 45
教育長答弁 …… 46
こども政策局長答弁 …… 46
山口初實議員質問 …… 46
・対策は（通報の義務、守秘義務の法律解釈、外部専門家を入れた検討会議、警察） …… 46
・家庭、学校、地域の連携について …… 46
こども政策局長答弁 …… 47
教育長答弁 …… 47
山口初實議員質問 …… 47
警察本部長答弁 …… 47
山口初實議員質問 …… 48
知事答弁 …… 48
山口初實議員質問 …… 48
・不登校について …… 48
（不登校が増加したとの報告があるが、その要因は） …… 49
教育長答弁 …… 49
山口初實議員質問 …… 49
・今後の改善策は …… 49
教育長答弁 …… 49
山口初實議員質問 …… 49
・全国学力テスト結果について …… 49
（長崎県の実情をどうとらえているのか） …… 50
教育長答弁 …… 50
山口初實議員質問 …… 50
・改善点は何か …… 50

教育長答弁 …… 50
山口初實議員質問 …… 50
・スマートフォンと学力の関係について …… 50
教育長答弁 …… 51
山口初實議員質問 …… 51
・教職員の採用について …… 51
（競争倍率、合格平均年齢、平均受験回数、男女差） …… 51
教育長答弁 …… 51
山口初實議員質問 …… 51
・免除制度はどのようになっているのか …… 51
教育長答弁 …… 51
山口初實議員質問 …… 51
・臨時採用期間の考慮はどのようになっているのか …… 51
教育長答弁 …… 52
山口初實議員質問 …… 52
・高齢化社会における諸対策について（認知症対策について） …… 52
（行方不明、身元不明の長崎県の状況は） …… 52
福祉保健部長答弁 …… 52
山口初實議員質問 …… 52
・捜索システムについて（ＳＯＳネットワークの設置） …… 52
福祉保健部長答弁 …… 53
山口初實議員質問 …… 53
・見守り、支える地域づくりについて …… 53
福祉保健部長答弁 …… 53
山口初實議員質問 …… 53
・道路行政について（県央地域幹線道路の早期整備について） …… 53
（国道57号小船越交差点改良整備について） …… 53
土木部長答弁 …… 54
山口初實議員質問 …… 54
土木部長答弁 …… 54
山口初實議員質問 …… 54
・特に、国体に関わる交差点及び歩道の整備促進について …… 54
土木部長答弁 …… 54
山口初實議員質問 …… 54
土木部長答弁 …… 54
山口初實議員質問 …… 55
・国道207号未整備区間の着工促進について…… 55
土木部長答弁 …… 55
山口初實議員質問 …… 55
土木部長答弁 …… 55

山口初實議員質問 …… 55
・基幹農道伊木力第3地区の整備促進について …… 55
（現状と見通しについて） …… 55
農林部長答弁 …… 56
山口初實議員質問 …… 56
・ＩＳＦネットライフ誘致進捗状況について（誘致に関わる環境整備及び
誘致時期等見通しは） …… 56
産業労働部長答弁 …… 56
山口初實議員質問 …… 56
・水酸化マグネシウムによる底質改善検証結果と今後の具体化見通しについて …… 56
環境部長答弁 …… 56
一、休　　憩 …… 57
一、再　　開 …… 57
一、髙見　健議員質問 …… 57
・石木ダム建設について …… 57
（知事は、今後の展望をどのように考えられているか） …… 57
知事答弁 …… 57
髙見　健議員質問 …… 58
・佐世保市における雨水及び再生水利用の現状はどうか …… 58
環境部長答弁 …… 58
髙見　健議員質問 …… 59
・佐世保市における水需要予測はどうか …… 59
土木部長答弁 …… 59
髙見　健議員質問 …… 59
・石木にダムをつくることで洪水は防げるのか …… 60
土木部長答弁 …… 60
髙見　健議員質問 …… 60
・佐世保市内女子高生の殺害事件について …… 60
（調査はどのように進んでいるのか） …… 60
教育長答弁 …… 60
髙見　健議員質問 …… 61
こども政策局長答弁 …… 61
髙見　健議員質問 …… 61
こども政策局長答弁 …… 62
髙見　健議員質問 …… 62
・消防団の育成について …… 63
（県消防ポンプ操法大会における問題点の整理状況） …… 63
危機管理監答弁 …… 63
髙見　健議員質問 …… 63
・消防活動を支援する会社に対する県の対応について …… 64

危機管理監答弁 …… 64
髙見　健議員質問 …… 64
・女性消防団員の確保対策について …… 64
危機管理監答弁 …… 65
髙見　健議員質問 …… 65
・世界遺産センター整備について …… 65
（構想策定検討委員会の検討内容とスケジュールについて） …… 65
文化観光物産局長答弁 …… 65
髙見　健議員質問 …… 65
・ストーリー性の検討について …… 65
文化観光物産局長答弁 …… 66
髙見　健議員質問 …… 66
・センターの設置場所について …… 66
・県有施設等（道路を含む）におけるＬＥＤの普及について …… 66
（取り組みの現状） …… 66
総務部長答弁 …… 66
土木部長答弁 …… 67
髙見　健議員質問 …… 67
・普及の考えはどうか …… 67
土木部長答弁 …… 67
髙見　健議員質問 …… 67
・動物愛護について …… 67
（ブリーダーと周辺住民とのトラブルの現状について） …… 67
県民生活部長答弁 …… 67
髙見　健議員質問 …… 68
県民生活部長答弁 …… 68
髙見　健議員質問 …… 68
・狂犬病予防対策について …… 68
県民生活部長答弁 …… 69
髙見　健議員質問 …… 69
・県条例制定の考えについて …… 69
県民生活部長答弁 …… 69
髙見　健議員発言 …… 70
一、散　　会 …… 70
第９日目（９月１８日）本会議
一、議事日程 …… 71
一、出席議員 …… 72
一、説明のため出席した者 …… 72
一、開　　議 …… 73
一、議席の一部変更・決定 …… 73

△県政一般に対する質問

一、川崎祥司議員質問 …… 73
・高齢者の安心環境について（地域包括ケアシステムの構築について） …… 73
（2025年を目指し、この「地域包括ケアシステム」をどう具体化するのか。
県民が安心だと納得できるよう説明を願いたい） …… 73
知事答弁 …… 74
川崎祥司議員質問 …… 74
・地域包括ケアシステムの構築に当たり、介護分野の人材がどの程度不足するのか、
その確保にどう手を打っていくのか） …… 74
福祉保健部長答弁 …… 74
川崎祥司議員質問 …… 75
・在宅医療について …… 75
（県の認識と実態はどうなっているか、さらにどう推進を図るか） …… 75
福祉保健部長答弁 …… 75
川崎祥司議員質問 …… 75
・認知症対策について …… 76
（認知症患者の実態と対策はどうか。そもそも認知症は治る、または進行を
止められる病と考えているのか） …… 76
福祉保健部長答弁 …… 76
川崎祥司議員質問 …… 76
・早期の受診・診断・治療の取り組みはどうなっているのか …… 76
福祉保健部長答弁 …… 76
川崎祥司議員質問 …… 77
・認知症疾患医療センターの抱える課題は何か …… 77
福祉保健部長答弁 …… 77
川崎祥司議員質問 …… 77
・地域ケア会議に対して、地域警察官はどう関わっているのか …… 77
警察本部長答弁 …… 78
川崎祥司議員質問 …… 78
・胃がん撲滅に向けて（胃がんの実態について） …… 78
（胃がんの実態と原因、さらに予防に対する取り組みはどうか。ピロリ菌には
どのような経路で感染してしまうのか。また高い年代層で保菌者が多い傾向だが、
なぜか。ピロリ菌が原因となる胃がん発症の割合はどの程度と認識しているのか） …… 78
福祉保健部長答弁 …… 79
川崎祥司議員質問 …… 79
・周知の重要性について …… 79
（県は胃がん発症のメカニズムをいつごろ認識し、県民にどう周知してきたか） …… 79
福祉保健部長答弁 …… 79

川崎祥司議員質問 …… 79
・新たな認識に立って周知を行うべきではないか。がん教育も重要と考えるが、どうか … 80
福祉保健部長答弁 …… 80
川崎祥司議員質問 …… 80
・胃がん撲滅への取り組み …… 81
（島原市では特定検診の機会を活用して、ピロリ菌の有無を検査しており、大変有効と
考えるが、県として支援を検討すべきではないか） …… 81
福祉保健部長答弁 …… 81
川崎祥司議員質問 …… 81
・ハートプラスマークの普及について …… 81
（県内の内部障害者の人数と「ハートプラスマーク」に対する県の認識〔県内での普及状況〕、
並びに、マークの普及は共生社会の実現に向けた大きな前進となるため普及推進すべきと
考えるが、どうか） …… 82
福祉保健部長答弁 …… 82
川崎祥司議員質問 …… 82
・小中学校の存続について …… 83
（本県において、通学区域外から積極的に児童生徒を受け入れている地域や
学校はあるのか） …… 83
教育長答弁 …… 83
川崎祥司議員質問 …… 83
・島の持つ特性を活かし、人間蘇生を図っていく取組を学校存続の危機に直面する
島地域において研究すべきではないか …… 84
教育長答弁 …… 84
企画振興部長答弁 …… 84
川崎祥司議員質問 …… 85
・佐世保市女子高校生殺害事件について …… 85
（事件発生後今日まで同校生徒へのケアにどう取り組んできたのか、また今後の
計画はどうなっているのか。さらに、未然防止できなかった原因をどう分析し、
今後の対策をとるのか） …… 85
教育長答弁 …… 85
川崎祥司議員質問 …… 85
・観光振興について（新たな観光需要の創出） …… 86
（夜型観光の拡充について） …… 86
（2人乗り電気自動車の活用〔2人乗りは、婚活にも活用できるのではないか〕） …… 86
（食のバリアフリー推進について） …… 86
文化観光物産局長答弁 …… 86
川崎祥司議員質問 …… 87
・ＭＩＣＥ施設の整備について（県の姿勢） …… 87
・被爆70年に向けて（県の姿勢） …… 88
（核廃絶を願う長崎県として、明年「被爆70年」の節目の年にどのような思いを抱き、

また事業を展開していくのか） …… 88
知事答弁 …… 88
一、休　　憩 …… 88
一、再　　開 …… 88
一、橋村松太郎議員質問 …… 88
・学校教育のあり方について（学校教育に対する県教育委員会の基本的姿勢について） … 89
（本県小・中学校の教育の課題をどうとらえ、どう施策を進めるのか） …… 89
・土曜授業の導入について …… 89
（土曜授業の導入について、長崎県教育委員会はどう考え、どのような施策を
取っていくのか） …… 89
・国の地方創生の取組に呼応した県政の対応について（国道207号の改良整備について） … 90
（長田東部及び高来地区の道路改良） …… 90
（佐瀬地区道路改良の早期改良） …… 90
・公共交通機関の活用による利便性の向上について …… 90
（公共交通機関の活用による積極的な利便性の確保もまた、「地方創生」や「地域振興」に
とって必要不可欠であると考えるが、知事の見解を伺いたい） …… 91
・県土の有効活用を促す土地規制の見直しと柔軟な運用について（農業振興地域の
見直しと柔軟な制度運用について） …… 91
（農振農用地区域の見直しについて、県は地域の実情を踏まえて運用すべきではないか） … 91
・都市計画区域における線引きの見直しと市街化調整区域における
柔軟な制度運用について …… 91
（線引きの見直しや市街化調整区域の土地利用について、市町の意向が十分に
反映できるようにすべきではないか） …… 91
・公益財団法人長崎県建設技術研究センター（通称ナーク）のあり方について …… 92
（県の土木技術職員の技術力向上にナークを活用してはどうか） …… 92
知事答弁 …… 93
教育長答弁 …… 94
土木部長答弁 …… 95
橋村松太郎議員質問 …… 95
・道路の整備について …… 95
・土木技術職員について（技術力の低下） …… 98
知事答弁 …… 100
橋村松太郎議員質問 …… 100
知事答弁 …… 101
一、休　　憩 …… 101
一、再　　開 …… 101
一、浜口俊幸議員質問 …… 101
・佐世保市女子高生同級生殺害事件の対応について（知事部局の対応と考え方について） … 101
（過去の事件後10年間の取り組みについて） …… 102
知事答弁 …… 102

浜口俊幸議員質問 …… 103
・守秘義務と情報共有のあり方について …… 103
こども政策局長答弁 …… 103
浜口俊幸議員質問 …… 103
こども政策局長答弁 …… 103
浜口俊幸議員質問 …… 103
・事件発生を受け、情報共有等の見直しの必要性について …… 104
こども政策局長答弁 …… 104
浜口俊幸議員質問 …… 104
・教育庁の対応と考え方について（共有体制のあり方、マニュアル的なものが
実在するのか） …… 104
教育長答弁 …… 104
浜口俊幸議員質問 …… 104
・学校・児童相談所・警察・病院等の情報共有について …… 104
（各種事案における児相と医療機関の情報共有や連携の明確な規定は） …… 105
こども政策局長答弁 …… 105
浜口俊幸議員質問 …… 105
こども政策局長答弁 …… 105
浜口俊幸議員質問 …… 105
・バット殴打事案における学校と警察との情報共有ができなかった理由は …… 105
（上記事案の情報提供が図られることで警察としての対応ができたのではないか） …… 105
警察本部長答弁 …… 106
浜口俊幸議員質問 …… 106
・長崎県の地域防災計画について（改正災害対策基本法への対応について） …… 106
（県内市町において防災体制の整備状況に差がある、なぜか） …… 106
危機管理監答弁 …… 106
浜口俊幸議員質問 …… 107
・県として防災体制整備が遅れている自治体への具体的な支援策は …… 107
危機管理監答弁 …… 107
浜口俊幸議員質問 …… 107
・県内の自主防災組織結成状況とその実態について、要支援者の把握・
避難訓練等について …… 107
危機管理監答弁 …… 107
浜口俊幸議員質問 …… 108
・避難体制と避難施設について …… 108
（自治体における住民への情報伝達体制は） …… 108
危機管理監答弁 …… 108
浜口俊幸議員質問 …… 108
・県として、災害種別ごとの避難勧告発令基準や明確な数値基準を示したマニュアルの
策定等を市町に支援していくべきではないか …… 108

危機管理監答弁 …… 109
浜口俊幸議員質問 …… 109
・避難所開設に当たっては、誰が対応するのか、市町との連携について …… 109
危機管理監答弁 …… 109
浜口俊幸議員質問 …… 109
・災害種に対応した避難所の設置となっているのか〔表示方法など〕 …… 110
・介護保険制度について（制度改正に伴う市町事業への一部移行について） …… 110
（事業移行に対する市町の対応と受け入れ準備体制は） …… 110
福祉保健部長答弁 …… 110
浜口俊幸議員質問 …… 110
・制度改正に対する県の対応は …… 110
福祉保健部長答弁 …… 111
浜口俊幸議員質問 …… 111
・道路行政について（西彼杵道路の時津工区事業の進捗状況について） …… 111
（時津工区における国道206号の渋滞対策としての整備効果について） …… 111
土木部長答弁 …… 111
浜口俊幸議員質問 …… 111
土木部長答弁 …… 112
浜口俊幸議員質問 …… 112
・住宅性能向上リフォーム支援事業について（今年度事業の状況について） …… 112
（前年度事業との比較及び今後の事業展開と見通しについて） …… 112
土木部長答弁 …… 112
浜口俊幸議員質問 …… 112
・来年度の事業計画案は …… 113
土木部長答弁 …… 113
浜口俊幸議員質問 …… 113
・その他（人口減少対策について） …… 113
（婚活サポーター「縁結び隊」事業の取り組みと考え方について） …… 113
こども政策局長答弁 …… 113
浜口俊幸議員質問 …… 113
こども政策局長答弁 …… 114
浜口俊幸議員質問 …… 114
・太平洋クロマグロ漁獲制限について …… 114
（クロマグロ漁獲制限における長崎県への影響とその対応策は） …… 114
水産部長答弁 …… 114
一、休　　憩 …… 114
一、再　　開 …… 114
一、吉村　洋議員質問 …… 115
・県内における再生可能エネルギーの利活用について（小水力発電への
取り組みについて） …… 115

（長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンにおける小水力発電の位置づけ、
個別施設ごとの導入可能性について） …… 115
・バイオディーゼル燃料への取り組みについて …… 116
（バイオディーゼル燃料への県の取り組みと県内の製造状況等について） …… 116
・木質バイオマス発電の可能性について …… 116
（県内における木質バイオマス発電事業の可能性について） …… 117
・佐世保港及び関連産業の活性化に向けた取り組みについて（国際航路開設に
向けた取り組み等について） …… 117
（釜山市との間の国際定期航路開設について、現在の進捗状況、今後の見通しはいかに） … 117
・クルーズ船誘致に向けた取り組み等について …… 118
（クルーズ客船誘致に向けた取組について、県の考えはいかに） …… 118
・ながさき海洋・環境産業雇用創造プロジェクトについて …… 118
（平成27年度までとなっている事業期間を「ながさき海洋・環境産業拠点特区」と併せ、
平成29年度まで実施できないのか） …… 118
・小規模企業振興基本法制定に伴う対応について（条例制定の考えについて） …… 118
（策定を予定している中小企業振興条例は、小規模事業者に主眼を置いたものと
すべきと考えるが、県の所見はどうか） …… 119
・活性化に向けた取り組みについて …… 119
（「まちなか活性化推進事業費補助金」が今年度で終了となっているが、支援の継続は
考えているのか） …… 119
・公立学校における情操教育の整備について（小動物飼育の取り組みについて） …… 119
（県内公立小学校での小動物飼育状況について、計画策定からの5年間の検証・評価の内容、
また、今後の具体的な取組について） …… 119
・読書活動の推進について …… 119
（学校司書配置にかかる地方財政措置の前後で、配置状況の変化等全体的な傾向と
自治体間等の格差の状況について、また、第二次計画を踏まえ、今後どのように
推進していくのか） …… 119
・電源立地地域対策交付金の運用について（運用の考え方について） …… 120
（電源立地地域対策交付金の活用について） …… 120
知事答弁 …… 120
環境部長答弁 …… 120
産業労働部長答弁 …… 121
文化観光物産局長答弁 …… 123
教育長答弁 …… 123
吉村　洋議員質問 …… 124
・学校司書の配置についての県の財政支援について …… 125
教育長答弁 …… 125
吉村　洋議員質問 …… 125
・再生可能エネルギーの利活用について …… 126
・木質バイオマス発電の可能性について …… 126

・小規模企業振興基本法制定に伴う対応について …… 126
・電源立地地域対策交付金の運用について …… 126
・佐世保港及び関連産業の活性化に向けた取組について …… 127
・港湾管理の考え方について …… 127
知事答弁 …… 127
吉村　洋議員発言 …… 128
一、散　　会
第１０日目（９月１９日）本会議
一、議事日程 …… 129
一、出席議員 …… 130
一、説明のため出席した者 …… 130
一、開　　議 …… 131
一、議長報告・後刻、会議録を精査の上、適切な措置を …… 131

△県政一般に対する質問

一、西川克己議員質問 …… 131
・県民所得向上対策について（産業別目標と成果の見通しについて） …… 131
（県民所得向上対策の成果の見通しと意気込みについて） …… 132
・ふるさと納税について（県として特長ある特典サービスは） …… 132
（ふるさと納税の寄付者に対して、県として特長ある特典やサービスは） …… 132
・観光振興について（外国との交流）〔知事の活動（トップセールス）について〕 …… 132
（東南アジアを中心とした長崎県とゆかりのある国への今後の訪問について） …… 132
・世界遺産登録の推進について …… 132
（知事が直接バチカンを訪問し、世界遺産登録に向けた応援や、信徒発見150年を
契機としたローマ教皇の来県をお願いしてはどうか） …… 132
・中国・韓国への働きかけについて …… 132
（インバウンドは大事な取組。県として、どのような働きかけをしているのか） …… 132
・イスラム教国家への働きかけについて …… 133
（イスラム教国からの誘客及びイスラム教徒〔ムスリム〕の観光の受け入れに
どのように取り組んでいるのか） …… 133
・県内通信網整備について（光通信網未整備の市、町への対策について） …… 133
（現在の光通信の整備状況と今後の取り組みについて） …… 133
・防災について（通信体制〔判断と通知〕） …… 133
（災害時の通信体制について） …… 133
・自治会自主防災組織について …… 133
（自治会自主防災組織率の現況について） …… 133
・消防団強化について …… 133
（団員の確保対策、装備・施設の充実強化について） …… 133
・県消防ポンプ操法大会について …… 134

（県消防ポンプ操法大会の審査経過の当局の受け止め方について） …… 134
・農林行政について（今夏の豪雨等による被害について） …… 134
（今夏の豪雨等による農地・農業用施設の被害状況と今後の対応について） …… 134
・農地中間管理機構について …… 134
（受け手は集まっているようだが、出し手が少ないと思われる中で、今後どうやって
担い手への農地集積を進めていこうと考えているのか） …… 134
・肉用牛振興について …… 134
（肉用牛繁殖生産基盤の強化をどのように進めていくのか） …… 134
（家畜診療獣医師の確保対策をどのように進めていくのか） …… 134
・6次産業化の推進について …… 134
（6次産業化の推進に向けた県の取り組みについて） …… 134
・輸出対策について …… 135
（香港、マカオ、シンガポール等東南アジアを中心に県農産物輸出についての
取り組みは、その後どうなっているか） …… 135
・水産行政について（養殖業の振興について） …… 135
（太平洋クロマグロに関する資源管理措置がクロマグロ養殖にどのような影響を
及ぼすと考えているのか） …… 135
（水産物輸出の体制整備と海外でのＰＲに関して、県はどのような取組を
行っているのか） …… 135
・増殖場整備について …… 135
（県は、魚礁整備よりも藻場対策に投資すべきであり、今後、増殖場の整備は
ハードやソフトを含め、どうしていくのか） …… 135
・後継者対策と漁業許可について …… 136
（漁業後継者対策について、県はどういう支援をしているのか、また、今後の取組に
ついても考えを聞かせてほしい） …… 136
（新規就業者等が漁業許可を取得する際、着業できないケースがあるが、県の対応は） … 136
知事答弁 …… 136
総務部長答弁 …… 137
文化観光物産局長答弁 …… 137
危機管理監答弁 …… 138
農林部長答弁 …… 139
水産部長答弁 …… 141
西川克己議員質問 …… 142
・バチカン訪問について …… 142
知事答弁 …… 142
西川克己議員質問 …… 143
知事答弁 …… 143
西川克己議員質問 …… 143
・ふるさと納税について（物産贈呈に関して） …… 143
総務部長答弁 …… 143

西川克己議員質問 …… 144
・ハラルの準備を早急に推進していくべきでは …… 144
文化観光物産局長答弁 …… 144
西川克己議員質問 …… 144
・自主防災組織について …… 144
危機管理監答弁 …… 144
西川克己議員質問 …… 145
・消防団員の充足率について …… 145
危機管理監答弁 …… 145
西川克己議員発言 …… 145
一、休　　憩 …… 145
一、再　　開 …… 145
一、友田吉泰議員質問 …… 145
・長崎県における里山資本主義の実践について …… 146
（知事の里山資本主義に対する所見を） …… 146
知事答弁 …… 146
友田吉泰議員質問 …… 147
・森林資源の活用 …… 147
（県内産木造を活用したＣＬＴ〔直交集成板〕の研究開発への取り組み） …… 148
農林部長答弁 …… 148
友田吉泰議員質問 …… 148
農林部長答弁 …… 150
友田吉泰議員質問 …… 150
知事答弁 …… 150
友田吉泰議員質問 …… 150
・県内（地域内）経済循環の推進 …… 151
（県民所得向上対策の認識） …… 151
知事答弁 …… 151
友田吉泰議員質問 …… 151
・条例制定に対する知事の所見 …… 151
知事答弁 …… 152
友田吉泰議員質問 …… 152
・原子力防災対策について（災害時要支援者対策） …… 152
（避難時の移動手段と受け入れ施設） …… 153
危機管理監答弁 …… 153
友田吉泰議員質問 …… 153
・避難に際しての課題 …… 153
（バスや船舶などの移動手段の確保は万全か） …… 153
危機管理監答弁 …… 153
友田吉泰議員質問 …… 154

・避難経路と避難道路 …… 154
（避難シミュレーション路線の周知とその活用策） …… 154
危機管理監答弁 …… 155
友田吉泰議員質問 …… 155
・佐賀県道筒井万賀里川線拡幅の見通し …… 155
危機管理監答弁 …… 155
友田吉泰議員質問 …… 155
土木部長答弁 …… 155
友田吉泰議員質問 …… 156
・避難道路としての主要地方道佐世保日野松浦線（椋呂路峠）の拡幅改良 …… 156
土木部長答弁 …… 156
友田吉泰議員質問 …… 157
・西九州自動車道について（利用者を周辺地域へ導くための道路標識の設置） …… 157
土木部長答弁 …… 157
友田吉泰議員質問 …… 157
・アクセス道路の整備 …… 158
（県による松浦インターチェンジと松浦市中心部を結ぶアクセス道路の整備） …… 158
（松浦市におけるアクセス道路の事業主体） …… 158
土木部長答弁 …… 158
友田吉泰議員質問 …… 158
・火力発電所誘致がもたらす効果と県の施策について（税収及び各種交付金） …… 159
（固定資産税〔償却資産分〕が立地自治体の財政に及ぼす影響） …… 159
総務部長答弁 …… 159
友田吉泰議員質問 …… 160
・電力移出県等交付金の推移と活用策 …… 160
産業労働部長答弁 …… 161
友田吉泰議員発言 …… 161
一、休　　憩 …… 161

議会運営委員会

一、再　　開 …… 161
一、中島浩介議員質問 …… 161
・県の財政について（中期財政見通しについて） …… 162
（今後の税収動向について、どう考えるか） …… 162
知事答弁 …… 162
中島浩介議員質問 …… 163
・人件費削減や経費、補助金などの見直しには限界があるのではないか …… 163
総務部長答弁 …… 163
中島浩介議員質問 …… 163
・社会保障費の抑制について …… 163
福祉保健部長答弁 …… 164

中島浩介議員質問 …… 164
・消費税率引き上げなどの増収分に対して、国へどのような働きかけを行っているのか … 164
総務部長答弁 …… 164
中島浩介議員質問 …… 164
総務部長答弁 …… 164
中島浩介議員質問 …… 165
・交通網の整備について（島原半島の交通網整備について） …… 165
（島原半島交通網整備の将来像について） …… 165
土木部長答弁 …… 165
中島浩介議員質問 …… 165
土木部長答弁 …… 166
中島浩介議員質問 …… 166
・島原天草長島架橋構想について …… 166
（県の取組について） …… 166
企画振興部長答弁 …… 166
中島浩介議員質問 …… 167
・雲仙市愛野・小浜バイパス整備について …… 167
土木部長答弁 …… 167
中島浩介議員質問 …… 167
・公共事業について（土地改良事業について） …… 167
（予算確保の取り組みについて） …… 167
農林部長答弁 …… 168
中島浩介議員質問 …… 168
・工事施工体制に対する認識について …… 168
（石積み単価の見直し、石工不足対策として、今後どのような取組が
検討されているのか） …… 169
農林部長答弁 …… 169
中島浩介議員質問 …… 169
・工事積算について …… 170
（歩掛りとの整合性について） …… 170
土木部長答弁 …… 170
中島浩介議員質問 …… 170
・県と市・町との業務連携について（法改正に伴うさまざまな事務の譲渡について） …… 170
（県・市町との業務連携の確立を） …… 171
総務部長答弁 …… 171
中島浩介議員質問 …… 171
・小・中学校の環境について（小・中学校の環境について） …… 171
（インターネット等に係る有害環境対策について） …… 171
教育長答弁 …… 172
中島浩介議員質問 …… 172

・学習環境の充実について …… 172
教育長答弁 …… 173
中島浩介議員質問 …… 173
・世界遺産登録について（「長崎教会群」について） …… 173
（現在の状況と本県の対応について） …… 173
（海外からの観光客誘致並びに観光ルートや受け入れ体制について、
どう取り組むのか） …… 174
文化観光物産局長答弁 …… 174
中島浩介議員発言 …… 174
一、休　　憩 …… 175
一、再　　開 …… 175
一、深堀　浩議員質問 …… 175
・土砂災害に対する防災体制について（土砂災害警戒区域について） …… 175
（土砂災害防止法の指定が遅れている理由） …… 175
（未指定箇所にも特別警戒区域が含まれているのか） …… 175
土木部長答弁 …… 175
深堀　浩議員質問 …… 176
土木部長答弁 …… 176
深堀　浩議員質問 …… 176
土木部長答弁 …… 177
深堀　浩議員質問 …… 177
・指定促進のための国への要望活動は …… 177
土木部長答弁 …… 177
深堀　浩議員質問 …… 177
・砂防ダムの整備状況について …… 177
土木部長答弁 …… 177
深堀　浩議員質問 …… 177
・避難勧告について …… 178
危機管理監答弁 …… 178
深堀　浩議員質問 …… 178
危機管理監答弁 …… 178
深堀　浩議員質問 …… 178
土木部長答弁 …… 179
深堀　浩議員質問 …… 179
・世界遺産登録に向けた取り組みについて …… 179
（軍艦島整備について） …… 179
知事答弁 …… 180
深堀　浩議員質問 …… 180
知事答弁 …… 180
深堀　浩議員質問 …… 181

・交通政策基本法及び地域公共交通活性化・再生法について …… 181
（法施行による効果について） …… 181
企画振興部長答弁 …… 181
深堀　浩議員質問 …… 181
企画振興部長答弁 …… 182
深堀　浩議員質問 …… 182
・人口減少対策について …… 182
（次期総合計画における数値目標の設定について） …… 182
知事答弁 …… 182
深堀　浩議員質問 …… 182
知事答弁 …… 183
深堀　浩議員質問 …… 183
・介護保険事業（地域包括ケアシステム）について …… 184
（現状分析と課題について） …… 184
福祉保健部長答弁 …… 185
深堀　浩議員質問 …… 185
・地域包括ケアシステム構築支援委員会は、事業の地域間格差がないことを
議論していく場になるのか …… 185
福祉保健部長答弁 …… 185
深堀　浩議員質問 …… 186
・認知症サポーターについて（把握しているのか） …… 186
福祉保健部長答弁 …… 186
深堀　浩議員質問 …… 186
・認知症高齢者グループホームについて（市町が他市町からの転入者に一定の制限を
加えることについて） …… 186
福祉保健部長答弁 …… 187
深堀　浩議員質問 …… 187
福祉保健部長答弁 …… 188
深堀　浩議員質問 …… 188
・危険ドラッグ対策について …… 188
（条例制定の必要性について） …… 188
福祉保健部長答弁 …… 188
深堀　浩議員質問 …… 188
・なぜ、早く取り組まないのか …… 188
知事答弁 …… 189
深堀　浩議員質問 …… 189
・道路行政について（国道206号の渋滞解消と安全対策について） …… 189
（長崎南北幹線道路〔茂里町から時津町までの整備〕） …… 189
土木部長答弁 …… 189
深堀　浩議員発言 …… 190

一、知事より、議案変更の請求を日程に追加 …… 190
一、上記、議案変更の件、変更・許可（第35号議案「契約の締結について」） …… 190
一、議案・委員会付託（第17号議案乃至第41号議案） …… 190
一、第42号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を
求めることについて」・委員会付託省略…… 190
一、請願・委員会付託 …… 190
一、散　　会 …… 190
第１１日目（９月２０日）
第１２日目（９月２１日）
第１３日目（９月２２日）（議案調査）
第１４日目（９月２３日）〔秋分の日〕
第１５日目（９月２４日）予算決算委員会（総括質疑）
第１６日目（９月２５日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔文教厚生、環境生活、農水経済〕
常任委員会（総務）
第１７日目（９月２６日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、環境生活〕
常任委員会〔農水経済〕
第１８日目（９月２７日）
第１９日目（９月２８日）
第２０日目（９月２９日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）
〔総務、文教厚生、環境生活（午前・委員会、午後・現地調査）、農水経済〕
第２１日目（９月３０日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務〕
常任委員会〔文教厚生、環境生活〕
第２２日目（１０月１日）常任委員会〔総務〕
第２３日目（１０月２日）（議事整理）
第２４日目（１０月３日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）
議会運営委員会
第２５日目（１０月４日）
第２６日目（１０月５日）
第２７日目（１０月６日）本会議（議案採決）
一、議事日程 …… 191
一、出席議員 …… 192
一、説明のため出席した者 …… 192
一、開　　議 …… 193
一、追加議案上程（認定第1号乃至認定第3号） …… 193
一、上記、追加議案・知事説明 …… 193
一、上記、追加議案・予算決算委員会に付託 …… 193
一、上記、追加議案・議会閉会中の継続審査・決定 …… 193
一、第42号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を
求めることについて」・原案同意…… 193

△委員長報告

一、総務委員長報告 …… 194
一、第28号議案・原案可決 …… 197
一、第29号議案・原案可決 …… 197
一、第30号議案・原案可決 …… 197
一、第31号議案・原案可決 …… 197
一、第32号議案・原案可決 …… 197
一、第33号議案・原案可決 …… 197
一、第34号議案・原案可決 …… 197
一、第35号議案・原案可決 …… 198
一、第36号議案・原案可決 …… 198
一、第37号議案・原案可決 …… 198
一、文教厚生委員長報告 …… 198
一、第4号請願「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」・採択 …… 201
一、各議案・原案可決 …… 201
一、環境生活委員長報告 …… 201
一、各議案・原案可決 …… 203
一、農水経済委員長報告 …… 203
一、各議案・原案可決、第3号請願・採択…… 205
一、予算決算委員長報告 …… 205
一、第17号議案・原案可決 …… 207
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出方の動議・提出 …… 207
一、上記、各動議・可決 …… 207
一、議会運営委員会より、「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書案」・
動議提出 …… 207
一、上記、動議・可決 …… 207
一、議員派遣第48号乃至議員派遣第50号・決定 …… 207
一、各委員会から議会閉会中の付託事件申し出・決定 …… 207
一、知事あいさつ …… 208
一、議長あいさつ …… 210
一、閉　　会 …… 210

平成２６年９月定例会　　平成２６年９月１０日

議　事　日　程

第　１　日　目

◇　◇

１　開　　会

２　開　　議

３　会 期 決 定

４　会議録署名議員指名

５　議 長 報 告

６　第１７号議案乃至第４２号議案一括上程

７　知事議案説明

８　散　　会

平成２６年９月１０日（水曜日）

出　席　議　員（４５名）

２番	川　崎　祥　司　君
３番	清　水　正　明　君
４番	深　堀　　浩　君
５番	友　田　吉　泰　君
６番	宅　島　寿　一　君
７番	山　本　由　夫　君
８番	吉　村　　洋　君
９番	ごう　まなみ　君
１０番	松　本　洋　介　君
１１番	堀　江　ひとみ　君
１２番	江　口　　健　君
１３番	浜　口　俊　幸　君
１４番	松　島　　完　君
１５番	山　田　朋　子　君
１６番	髙　見　　健　君
１７番	山　口　初　實　君
１８番	久　野　　哲　君
１９番	髙比良　　元　君
２０番	山　本　啓　介　君
２１番	中　島　浩　介　君
２２番	前　田　哲　也　君
２３番	西　川　克　己　君
２４番	中　村　和　弥　君
２５番	外　間　雅　広　君
２６番	下　条ふみまさ　君
２７番	徳　永　達　也　君
２８番	中　島　廣　義　君
２９番	山　田　博　司　君
３０番	織　田　　長　君
３１番	渡　辺　敏　勝　君
３２番	楠　　大　典　君
３３番	吉　村　庄　二　君
３４番	中　山　　功　君
３５番	髙比良　末　男　君
３６番	小　林　克　敏　君
３７番	馬　込　　彰　君
３８番	瀬　川　光　之　君
３９番	坂　本　智　徳　君
４０番	溝　口　芙美雄　君
４１番	橋　村　松太郎　君
４２番	野　本　三　雄　君
４３番	田　中　愛　国　君
４４番	三　好　徳　明　君
４５番	八　江　利　春　君
４６番	宮　内　雪　夫　君

欠　　番

説明のため出席した者

知　　事	中　村　法　道　君
副　知　事	濵　本　磨毅穂　君
副　知　事	里　見　　晋　君
総　務　部　長	坂　越　健　一　君
県民生活部長	辻　　良　子　君
環　境　部　長	立　石　一　弘　君
福祉保健部長	伊　東　博　隆　君
総　務　部 秘書広報局長	金　子　知　充　君
企画振興部長	山　田　伸　裕　君
企画振興部 文化観光物産局長	松　川　久　和　君
土　木　部　長	浅　野　和　広　君
農　林　部　長	上　田　裕　司　君
水　産　部　長	下　山　満　寛　君
産業労働部長	松　尾　英　紀　君
危機管理監	佐　伯　長　俊　君
国体・障害者 スポーツ大会部長	藤　原　敬　一　君
福祉保健部 こども政策局長	平　尾　眞　一　君
会計管理者	鶴　田　孝　廣　君

交通局長	山口雄二君
教育委員会委員長	野中彌三君
教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	佐藤了君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	星野孝道君
公安委員会委員長	大井久美子君
警察本部長	古谷洋一君
監査事務局長	大串祐子君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	溝江宏俊君
教育次長	池田浩君
次長兼秘書課長	永松和人君
次長兼財政課長	古川敬三君
警察本部総務課長	福山康博君
選挙管理委員会書記長	大﨑義郎君

議会事務局職員出席者

局長	金原勝彦君
総務課長	増井直人君
議事課長	高見浩君
政務調査課長	天野俊男君
議事課長補佐	出田拓三君
議事課係長(副参事)	天雨千代子君
議事課係長	増田武志君

― 午前１０時　０分　開会 ―

○議長(渡辺敏勝君)　おはようございます。

ただいまから、平成26年9月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事並びに警察本部長より、新任の幹部職員の紹介をいたしたい旨、申し出があっておりますので、これを受けることにいたします―知事。

○知事(中村法道君)　おはようございます。

先の平成26年6月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介いたします。

副知事　里見　晋君。教育委員会委員　渡邉悦治君。人事委員会委員　星野孝道君でございます。（拍手）

次に、同定例県議会以降に発令いたしました幹部職員をご紹介いたします。

土木部政策監　木村伸次郎君。企画振興部文化観光物産局次長　岩崎直紀君。

以上でございます。（拍手）

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　警察本部長。

○警察本部長(古谷洋一君)　警察本部から、先の人事異動で代わりました警察本部の幹部職員をご紹介いたします。

警務部長　関　勇一君でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長(渡辺敏勝君)　次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より10月6日までの27日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、27日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、深堀　浩議員及び宅島寿一議員を指名いたします。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、知事より、第17号議案乃至第42号議案

の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、ここに、平成26年9月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る7月26日、佐世保市内において、県立高校1年の女子生徒が殺害され、翌27日には、同級生の女子生徒が逮捕されるという大変痛ましい事件が発生いたしました。

前途ある高校生が15歳の若さで命を絶たれるという重大な事件であり、お亡くなりになられた女子生徒のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。

県においては、命の大切さや他人（ひと）への思いやりなど豊かな心を育む教育の充実に力を注いでまいりましただけに、このような事件が発生したことは、誠に遺憾であり、深刻に受け止めております。

事件後、当該校には、直ちに臨床心理士等による専門家チームの派遣やスクールカウンセラーを増員配置するなど、生徒の心のケアを最優先に対応するとともに、7月末からは関係者への聞き取り調査を行っているところであります。

今後、事件の背景や動機等の解明状況を踏まえながら、県教育委員会並びに関係機関において、さまざまな見地から検証を行い、再びこのような悲劇が繰り返されることがないよう総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、去る8月、中国雲南省で発生した地震災害並びに広島県における豪雨災害では、多数の方々がお亡くなりになるなど、甚大な被害が生じました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

県では、両被災地へのお見舞いとあわせて、一日も早い復興をお祈りし、見舞金をお贈りいたしました。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（人口減少対策の推進）

本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22年の約143万人から平成52年には約105万人に減少すると見込まれ、県においては、これまで総合計画に基づき、人口減少の要因となる課題解決に向けたさまざまな施策を講じてまいりました。

特に、平成25年度からは、力強い地域経済の実現と良質な雇用の場の創出を重要な課題と捉えて、県民所得向上対策に力を注ぎ、去る8月26日には、県と市町による人口減少対策会議の発足に向けた準備会議を開催するなど、さらなる推進に努めております。

また、国においても、今月3日、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方創生と人口減少の克服に向けて総合的に取り組むこととしており、人口減少対策に係る動きが加速しているところであります。

このため、県としては、国の予算や制度を積極的に活用するよう、地方創生関連施策の提案等を行うとともに、県議会のご意見をいただきながら、本県の人口減少対策の充実・強化に向

けた検討を進め、来年度の重点施策として盛り込んでまいりたいと考えております。

（有明海再生に関する協議）

有明海再生に向けた協議の場については、去る6月、国から諫早湾干拓事業の開門問題に触れないことなどを前提とし、有明海の再生に向けた4県の協調した取組に関して、高い見地から方針決定を行うため、知事または副知事レベルでの新たな話し合いの場を設けたいとの提案がありました。

この提案に対して、本県からは、有明海再生に向けた検討・協議の場としては、既に有明海の環境変化の調査や再生への道筋を明らかにする目的で、「有明海漁場環境改善連絡協議会」が設けられており、そちらの方がふさわしいこと、仮に知事・副知事による検討を要する場合には、本協議会において実施すれば足りるのではないかとの意見を申し上げてまいりました。

こうしたことを踏まえ、国は、今月4日、既存の有明海漁場環境改善連絡協議会を拡充し、その協議会において、開門問題には触れないことを前提とした上で、有明海再生に向けた対応を進めたいとの再提案が行われたところであります。

具体的には、有明海再生に向けて4県が協調して実務者レベルの協議を行うとともに、知事レベルの会合を協議会の規約に位置づけ、必要に応じて開催を図るものであります。

県としては、これまで国に対して有明海再生に向けては、具体的かつ効果的な水産振興策の充実こそが重要である旨を要請してきたところであり、今回の提案は、本県の意見を踏まえた内容であることから、お受けすることといたしました。

今後、国において早急に実務者レベルの協議を始めていただき、有明海の再生に向けた実効性のある対策を取りまとめられるよう求めてまいります。

一方、開門問題については、引き続き訴訟の推移を見極めながら、仮処分決定の重大性を踏まえ、県議会並びに関係者の皆様とともに、国に対して開門方針の見直しを強く求めてまいりたいと考えております。

（世界遺産登録の推進）

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」については、世界遺産登録の審査に大きな影響を与える国際記念物遺跡会議（イコモス）の現地調査が近く実施されます。

これまで、県では、国の指導のもと、海外の専門家を交えて、長崎市や三菱重工長崎造船所とともに、実際の調査を想定した現地シミュレーションを重ね、説明方法や資料内容などの確認を行っており、国や関係自治体、資産所有者とも連携を図りながら、現地調査に万全を期してまいります。

一方、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」については、去る7月10日に開催された国の文化審議会において、本年度のユネスコへの推薦候補に選定されました。

世界遺産条約関係省庁連絡会議を経て、今月末までに国からユネスコへ推薦書暫定版が提出される見込みであり、来年初めに予定される本件の正式な推薦のための政府による閣議了解が得られるよう準備を整えてまいります。

また、来年3月の信徒発見150周年に合わせて、国内外に「信徒発見」及び「長崎の教会群」を発信するため、長崎歴史文化博物館で本県のキリシタン史を概観する特別企画展を開催することとしております。

さらに、世界遺産条約において、設置または

拡充が奨励されている世界遺産センター（仮称）については、有識者と公募委員で構成する検討委員会を立ち上げ、今年度中に基本構想を策定することとしております。

県としては、「産業革命遺産」と「長崎の教会群」の世界遺産登録実現へ向けて、引き続き、県議会並びに関係者の皆様のご支援とご協力を賜りながら、全力で取り組んでまいります。

（韓国への訪問）

去る7月23日から26日まで、韓国を訪問いたしました。

出発に先立ち、長崎空港においてジンエアー社の長崎～ソウル線就航1周年を祝い、今後も、多くの皆様に路線を利用していただくよう記念行事を執り行いました。

ソウル市内では、同社の馬元（まうぉん）代表理事と会見し、長崎～ソウル線の増便を要請したところ、同代表理事は、本年冬季の期間において、現在の週3便をデイリー運航へと拡大する意向を示されました。

県としては、着陸料等の支援とあわせて情報発信や県内周遊対策の充実を図り、一層の利用客確保と相互交流の促進につなげてまいりたいと考えております。

一方、釜山市においては、7月に新たに就任された徐秉洙（そびょんす）市長と会見し、本年3月に締結した友好交流協定を契機として、観光をはじめ、文化、スポーツ、教育、環境など、幅広い分野で交流を拡大していくよう意見交換を行いました。

また、日韓友好の象徴である朝鮮通信使のユネスコ世界記憶遺産登録について、釜山文化財団の南松祐（なむそんう）代表理事と会見し、日本側の推進団体である朝鮮通信使縁地連絡協議会との協力態勢を確認したところであり、県としては、釜山市とも連携を図り、日韓双方の活動を支援してまいります。

来年は、日韓国交正常化50周年という大きな節目の年を迎えることから、地方間交流や民間交流をさらに発展させていくことにより、日韓両国の関係が揺るぎないものとなるよう、地方の立場からも努力してまいります。

（アメリカへの訪問）

去る8月27日から9月2日まで、南加（なんか）ながさき県人会が創立25周年を迎えることを記念して、渡辺県議会議長をはじめ、県議会及び経済界の皆様とともに、アメリカを訪問いたしました。

創立25周年記念式典では、長年にわたり県人会の発展に貢献してこられた皆様の労をねぎらうとともに、県人会や関係者の方々との懇談を通して交流を深めてまいりました。

また、今回の訪問では、在ロサンゼルス日本国総領事公邸を会場に、現地の旅行業者、食品流通関係者、メディアなど約80名を招待して、「長崎の観光と食の魅力発信セミナー」を開催し、観光地の紹介や鮮魚等の県産品のＰＲを実施したところであります。

併せて、本県へのＩＲ導入の参考とするため、ネバダ州ゲーミング管理局等を訪問し、地域の治安対策や依存症対策などについて積極的に意見交換を行うとともに、ロサンゼルス市内では、全米最大のカトリック教会である「天使のマリア大聖堂」のミサに同席し、ゴメス大司教をはじめ、約2,000名の信徒の方々に対して、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録への動きや世界恒久平和を願う被爆県の思いをお伝えしてまいりました。

今後とも、アジアをはじめ、各国との交流を積極的に展開し、県産品の輸出促進や観光交流の拡大など、アジア・国際戦略の推進に力を注

いでまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、川棚川下流域を洪水被害から守り、川棚町に安定した取水をもたらすとともに、佐世保市の安定的な水資源の確保のために必要不可欠な事業であり、近年の全国的な洪水や渇水の状況を見ると、早期に解決しなければならない課題であります。

これまで、地権者の皆様との話し合いの結果、8割以上の用地の提供をいただいており、昨年12月には、この地権者団体の方々から、県に対して石木ダム建設促進の要望がなされるとともに、本年8月、「石木ダム建設促進川棚町民の会」の皆様から、石木ダムの早期着工・早期完成を求める強い要望を受けたところであります。

こうした中、県としては、昨年9月の国による事業認定の告示以来、残る地権者の皆様との話し合いの機会を持つため、20回を超える面談の要請等を行ったほか、ダム計画の疑問点に関するご説明や地権者お一人おひとりの生活再建等のご相談をお受けする生活相談所の開設など、努力を続けてまいりましたが、いまだにご協力いただけない厳しい状況となっております。

石木ダムの建設については、事業認定の告示から1年以内に県収用委員会へ裁決申請を行わない場合、認定そのものが失効することとなります。

このため、佐世保市長及び川棚町長とも協議の上、ダム建設に必要な用地の一部について、県収用委員会へ裁決申請を行うこととし、今月5日に関係書類を提出したところであります。

県としては、今後とも地権者の皆様との話し合いを継続しながら、地域の治水や利水のため、事業推進が図られるよう、市町と一体となって努力してまいります。

（海洋エネルギー関連産業の創出と育成）

県では、海洋再生可能エネルギーの導入促進と海洋・環境関連産業の拠点形成を進めておりますが、去る7月15日、国の「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」に、本県提案3海域全てが選定されました。

現在、実証フィールドの整備や運営等について、国と緊密に連携した推進体制の構築に係る協議を開始しており、早期の整備・活用を図ってまいりたいと考えております。

また、今月8日、「長崎県海洋エネルギー産業の拠点形成に向けた有識者会議」を開催し、実証フィールドを核とした事業創出や商用化を実現するための環境整備などについて、議論を深めたところであります。

一方、本年6月に設立された「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」では、県内の民間企業約40社が参画して、海洋エネルギー関連産業の集積や中核企業の創出を目指した活動が進められております。

県としては、今後とも、国と連携しながら実証フィールドを活用した研究開発に取り組む企業の誘致や体制整備など、海洋分野の産業づくりに全力を注いでまいります。

（景気の動向と企業誘致の推進）

本県の景気は、「消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られているが、基調的には緩やかな回復を続けている」とされ、本年7月の有効求人倍率は、前月を0.02ポイント上回る0.88倍と、4カ月連続で0.8倍台となり、厳しい状況の中、雇用情勢は緩やかな改善傾向を示しております。

企業誘致については、本年6月及び7月に相次いで長崎市に立地が決定したＡＩＧ傘下のアメリカンホーム医療・損害保険株式会社並びに

ＡＩＧ富士生命保険株式会社と、去る8月19日、立地協定を締結いたしました。両社では、合わせて約200名の正社員の雇用が予定されております。

また、去る7月25日、株式会社三陽と立地協定を締結いたしました。同社では、松浦市に水産物の冷凍工場を建設する予定であり、正社員12名を新たに雇用し、平成27年5月からの操業を計画されております。

さらに、今月5日には、株式会社アズコムデータセキュリティの立地が決定いたしました。同社は、長崎市にＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）センターを設けて、金融機関などのデータ入力代行業務等を行うこととしており、新たに15名を雇用し、本年10月からの業務開始が予定されております。

今回、200名を超える雇用の受け皿を確保できたことは非常に喜ばしいことであり、さらなる雇用拡大と地域経済の活性化につながるよう、今後とも地元自治体と連携しながら支援を行うとともに、引き続き企業誘致の推進に努力してまいります。

（県庁舎の整備）

新県庁舎の整備については、本年2月に行政棟ほか全棟の実施設計が完了し、現在、発注手続を進めております。

このような中、8月に開札した建設工事のうち、行政棟及び警察棟の建築工事に係る入札が不調となったことから、その原因を分析した上で、再度、入札手続を進めて、年度内に契約できるよう努めているところであります。

また、県庁舎の跡地活用は、県庁舎跡地活用検討懇話会からいただいた提言を踏まえ、多目的広場機能、歴史・情報発信機能、ホール機能の主要機能候補を中心に、地元長崎市とも協議を行いながら具体的な活用策を検討しております。

今後とも、県全体にとって最も有効な活用策となるよう、県議会をはじめ県民の皆様のご意見をいただきながら取り組んでまいります。

（長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会の開催）

長崎がんばらんば国体の開催まで残すところ1カ月余りとなる中、今月7日から、長崎市での水泳競技を皮切りに会期前の実施競技が始まり、国体開催に向けた気運が一気に高まってまいりました。

去る8月26日には、長崎県選手団総合結団壮行式を開催し、39競技の本県代表の皆様に、監督・選手証を授与するとともに、監督・選手代表による力強い決意表明が行われました。

選手並びに関係者の方々の努力によって培われた競技力と県民の皆様からの熱い応援を「チーム長崎」のもとに結集し、天皇杯・皇后杯の獲得を目指してまいります。

一方、長崎がんばらんば大会については、開催まで50日余りとなる中、バリアフリーへの配慮をはじめ、障害のある選手が持てる力を存分に発揮できるよう準備を進めてまいりました。

選手の方々におかれては、過去最多のメダルを獲得した昨年の東京大会を上回る成績を目標にして、懸命に練習に励んでおられ、その熱意と力が素晴らしい活躍に結びつくものと確信しております。

また、文化プログラムの催しの一環として、今月13日から11月3日まで、長崎歴史文化博物館において「長崎スポーツ博覧会」を開催いたします。

国体やオリンピックの歴史などを紹介するほか、体操の内村航平選手の金メダルをはじめ、

長崎ゆかりの競技選手の貴重な品々を展示する予定であり、県民の皆様や全国各地からお越しになる多くの方々に観覧いただきたいと考えております。

いよいよ開催が目前に迫ってまいりました両大会でありますが、県としては、県民総参加のもと、皆様の心に残る、魅力あふれる大会となるよう開催準備に万全を期してまいります。

（スポーツにおける中・高校生の活躍）

去る7月26日から8月20日まで、南関東4都県を会場として、全国高等学校総合体育大会が開催され、県勢は、ソフトボール競技で大村工業高校男子ソフトボール部が3年ぶり2度目、登山競技で長崎北陽台高校男子登山部が4年ぶり3度目の優勝を果たすなど、団体・個人合わせて51の入賞を果たしております。

一方、去る8月17日から25日まで開催された全国中学校体育大会では、バレーボール競技男子で大村市立郡中学校が準優勝するなど、団体・個人合わせて10の入賞を果たしました。

選手並びに指導に当たられた関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、今後も中・高校生のスポーツ活動の振興に努めてまいります。

（財政の動向と対策）

本県の財政は、自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であり、国の三位一体改革に伴い、地方交付税や国庫補助負担金が、合わせて約500億円削減されたことから、行財政改革を進め、さまざまな収支改善を行ってまいりました。

しかしながら、近年、社会保障関係費の増嵩や地方交付税の抑制等による財源不足が続き、財源調整のための基金取崩しを余儀なくされており、平成25年度末の基金残高はピーク時の約半分となる約324億円まで減少し、来年度の予算編成に影響が生じかねない厳しい状況となっております。

加えて、今月9日に公表した「中期財政見通し」では、今後も、介護保険や後期高齢者医療など社会保障関係費をはじめ、公債費の増嵩などが見込まれ、このまま推移すると、5年後には財源調整のための基金が枯渇する見込みであります。

このため、持続可能な財政運営を目指し、県民所得向上対策など事業の重点化を図りつつ、さらなる収支改善対策について、県議会のご意見等をお聞きしながら、年度内を目途に取りまとめたいと考えております。

以上、当面する県政の諸課題について申し上げましたが、県政全般にわたり、今議会において、さらなるご意見、ご提案を賜りたいと存じます。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算でありますが、今回は、経済対策関連基金のうち緊急を要する経費、国庫補助事業の内示等に伴う事業費の追加、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計22億9,822万円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,000億631万9,000円となり、前年同期の予算に比べ、32億7,706万9,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第22号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備

及び運営の基準に関し、条例を制定しようとするものであります。

第26号議案「長崎県食品の安全・安心条例」は、食品のより高い安全性と信頼性を確保するため、「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」と「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」を包括した条例を新たに制定しようとするものであります。

第28号議案「契約の締結について」は、新県庁舎行政棟電気工事の請負契約を締結しようとするものであり、新県庁舎の整備関連として、このほか7件を提出しております。

第36号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎県美術館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第42号議案は、長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、戸田久嗣君、浦川一孝君、樋口純一君、予備委員といたしまして、森茂範君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、収用委員会予備委員を退任されます、大野　敏行君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(渡辺敏勝君)　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から9月16日までは、議案調査等のため本会議は休会、9月17日は定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

―　午後１０時３０分　散会　―

平成２６年９月定例会　　平成２６年９月１７日

議　事　日　程

第　８　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　議員辞職の件

３　県政一般に対する質問

４　散　　会

平成２６年９月１７日（水曜日）

出　席　議　員（４３名）

欠	番
２番	川崎祥司君
３番	清水正明君
４番	深堀　浩君
５番	友田吉泰君
６番	宅島寿一君
７番	山本由夫君
８番	吉村　洋君
９番	ごうまなみ君
１０番	松本洋介君
１１番	堀江ひとみ君
１２番	江口　健君
１３番	浜口俊幸君
１４番	松島　完君
１５番	山田朋子君
１６番	髙見　健君
１７番	山口初實君
１９番	髙比良　元君
２０番	山本啓介君
２１番	中島浩介君
２２番	前田哲也君
２３番	西川克己君
２４番	中村和弥君
２５番	外間雅広君
２６番	下条ふみまさ君
２７番	徳永達也君
２８番	中島廣義君
２９番	山田博司君
３０番	織田　長君
３１番	渡辺敏勝君
３２番	楠　大典君
３３番	吉村庄二君
３４番	中山　功君
３５番	髙比良末男君
欠	番
３７番	馬込　彰君
３８番	瀬川光之君
３９番	坂本智徳君
４０番	溝口芙美雄君
４１番	橋村松太郎君
４２番	野本三雄君
４３番	田中愛国君
４４番	三好徳明君
４５番	八江利春君
４６番	宮内雪夫君

欠　席　議　員（１名）

１８番	久野　哲君

説明のため出席した者

知事	中村法道君
副知事	濵本磨毅穂君
副知事	里見　晋君
総務部長	坂越健一君
県民生活部長	辻　良子君
環境部長	立石一弘君
福祉保健部長	伊東博隆君
総務部秘書広報局長	金子知充君
企画振興部長	山田伸裕君
企画振興部文化観光物産局長	松川久和君
土木部長	浅野和広君
農林部長	上田裕司君
水産部長	下山満寛君
産業労働部長	松尾英紀君
危機管理監	佐伯長俊君
国体・障害者スポーツ大会部長	藤原敬一君

福祉保健部こども政策局長	平尾眞一君
会計管理者	鶴田孝廣君
交通局長	山口雄二君
教育委員会委員	鶴﨑耕一君
教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	萩原康雄君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	星野孝通君
公安委員会委員	坂井俊之君
警察本部長	古谷洋一君
監査事務局長	大串祐子君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	溝江宏俊君
教育次長	池田浩君
次長兼秘書課長	永松和人君
次長兼財政課長	古川敬三君
警察本部総務課長	福山康博君
選挙管理委員会書記長	大﨑義郎君

議会事務局職員出席者

局長	金原勝彦君
総務課長	増井直人君
議事課長	高見浩君
政務調査課長	天野俊男君
議事課長補佐	出田拓三君
議事課係長	増田武志君
議事課係長	城戸壮太郎君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長(渡辺敏勝君)　おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

小林克敏議員から、一身上の都合により、議員を辞職したい旨の辞職願が提出されておりますので、ご報告いたします。

お諮りいたします。

小林克敏議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、小林克敏議員の辞職は、許可することに決定されました。

これより、一般質問を行います。

瀬川議員―38番。

○３８番(瀬川光之君)（拍手）**〔登壇〕**　皆さん、おはようございます。

西海市選出、自由民主党・愛郷の会の瀬川光之でございます。

通告をいたしておりましたとおり、一般質問をさせていただきます。

1、佐世保市女子高生の逮捕事案について。

(1) こども政策行政・教育行政。

去る7月26日、佐世保市内の県立高校1年生の女子生徒が殺害され、27日には同級生の女子生徒が逮捕されるという事案が発生して、約2カ月が経過しようといたしております。

改めて、被害に遭われた女子生徒のご冥福をお祈り申し上げ、ご遺族の皆様に対しまして心からお悔やみを申し上げます。

今回の事案に関しまして、大事なことは、本県において、もう二度とこういった事案を起こしてはならない、今度こそ、しっかりとした対応をしなければならないということであり、再発防止のための対策を練ることが最大の課題と考え、その観点から質問をいたします。

本県においては、平成15年に長崎市幼児誘拐殺人事件が、また、翌年に佐世保市児童殺傷事件が立て続けに発生し、これらは加害者と被害者がともに子どもであるという考えられないよ

うな深刻な事件であり、多くの人を震撼させました。

県当局においては、事態を重く受け止め、平成15年には、長崎での事件を受けて、教育長の私的諮問機関として「長崎県青少年対策緊急会議」が設置され、学校教育や家庭教育、それを支える関係機関との連携のあり方についての検討がなされました。

その検討結果を受け、子どもに関する総合的な施策を企画し、調整する組織として、平成18年に「こども政策局」が設置され、「ココロねっこ運動」をはじめ、学校、家庭、地域で子どもを見守る活動がなされてきたところです。

また、教育委員会においても、このような事件を二度と起こさないことを誓い、子どもの心と向き合う教育や命を大切にする教育の推進とともに、本県独自の取組として、学校、家庭、地域が一体となった「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を平成16年度から県内の全公立学校で実施し、一定の成果を上げてきているところであります。

そのほか、道徳に関わる授業の公開や、小中高12年間を見通した道徳教育の推進など、さまざまな取組をしてきたことは私も存じております。

しかしながら、こうした取組が行われてきたにもかかわらず、これがどこまで子どもたちや地域に浸透してきたのか。結果として、10年を経て、再び同様の事件が繰り返され、一人の尊い命を守ることができなかった事実を受けて、改めて知事と教育委員会委員長にその所見を伺います。

(2) 検討会議等の設置と再発防止策。

今回の事案の背景は、さまざまな問題行動など、被疑者生徒の特性も一つの要因であろうかと思われますが、一方で、学校現場が組織として被疑者生徒に対応できていたのかという点が非常に重要ではなかったかと思います。学校の対応いかんによっては、事案を未然に防ぐこともできたのではなかったかという思いがいたしております。

例えば、前回の文教厚生委員会において、学校は、4月25日には被疑者生徒の問題点を把握しておきながら、7月の事案発生時までの3カ月間、この生徒が留学準備を理由に学校に来ていないことを了知し、特段、登校を促すことはしていないとの報告を受けておりますが、この間の学校の対応は果たして妥当だったのか、そういった観点での検証が必要ではないかと思っております。

教育委員会では、こういった事案発生に至る背景等の調査、検証を行うため、外部専門家による調査委員会を設置する予定とのことでありますが、具体的にどのような外部委員を想定しているのか、どのように検証を進めていくのかをお聞かせ願いたいと存じます。

また、こども政策局においても、児童相談所の対応について検証するための検討会を設置する予定とのことでありますが、どのような外部委員を想定しているのか、どのように検証を進めていくのか、お聞かせ願いたいと存じます。

併せて、子ども育成全般に関する施策の検証と今後の対応策を行うための検討会の設置を予定しておりますが、再発防止を徹底するためにどのような議論をし、どう対応していこうとしているのか、お伺いをいたします。

加えて、市民団体から調査、検証の場に参加したいとの要望があるそうでありますが、この際は専門家に特化したメンバー編成が適切な判断と考えますが、見解を伺います。

(3) 法制度について。

今回の事案を検証するに当たって、私は、児童相談所、学校、医療、家庭を含め、法的なことが壁や要因となって対応ができなかったということであれば、全国的に法改正、制度改正をしなければ、本当の意味での再発防止にはならないと考えています。

3月に発生したバット殴打事件やマンションでの一人暮らし等々を含めて、学校が把握したのが4月25日であり、この間の学校の対応についても検証を深めるべきであると考えておりますが、学校の把握が遅れた要因の一つに関係者の意向があるのではないか、保護者が子どもをしっかりと見守っていなかったのではないかという一部の報道もあります。

学校と保護者の関係において、なかなか学校の指導方針を聞き入れない保護者や学校に非協力的な保護者に対して、学校はどういった対応をしているのか、どこまで指導できるのかという点について、教育長にお尋ねをいたします。

また、こども政策局長に伺います。

何らかの問題があって支援が必要な子ども、特に、何らかの予兆があって、重大犯罪に至る可能性がある子どもについて、関係機関で連携、情報を共有するための法制度はどのようなものがあり、現行制度の限界や課題について、どのようにとらえているのか、お尋ねいたします。

このような悲しい事件は、二度とあってはいけない。徹底した実効のある再発防止策を講じるよう求めておきます。

2、知事の政治姿勢について。

(1) 中期財政見通しを踏まえた今後の財政運営。

先ごろ公表された「中期財政見通し」において、平成31年度には財政調整のための基金が枯渇し、52億円の赤字となるとの大変厳しい予測が発表されております。

これは人口減少に伴う地方交付税の減少や高齢化に対応した社会保障費の増嵩などに起因するとのことでありますが、県税などの自主財源が乏しく、人件費や扶助費など義務的経費の支出が多い本県において、このまま何の手だても打たなければ財政状況は硬直し、県民の皆様が求める真に必要な事業が実施できない事態に直面するのではないかと不安を感じております。

また、現在の財政状況においても、財源調整基金の残高はピーク時の平成14年度の601億円に対して、平成25年度は324億円であり、ほぼ半減しているため、平成27年度の予算編成にも支障を与える危機的な状況となっています。

今後の財政運営に対して、さらなる収支改善に向けた対策を早急に打ち出す必要があるものと考えますが、現在、取り組んでいる新行財政改革プランをはじめ、これまで数次の収支改善策に取り組んできたことから、考えられる方策もかなり実施されてきているため、効果的な見直しは限定されてくるものと存じます。

また、見直しを行うこととなれば、受益者である県民の皆様にかかる負担も大きくなることから、県で実施している全ての事業において総点検を行い、県民の皆様にとって効果的な事業実施に重点化しつつ、人件費等義務的な経費にも聖域を設けない、総合的な対応策を検討する必要があると考えます。

知事に伺います。

現在の財政状況について、どのように認識されているのか。また、収支改善のための取組はこれから具体化されるとのことでありますが、検討するに当たっての基本的な方針について、どう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

(2) 人口減少対策と県民所得向上対策の今後の展開について。

先般、国においては、地方創生と人口減少の克服に向けて、総合的に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されました。

創生本部では、2015年から2020年までの具体的な施策と行程表を示す総合戦略に加え、人口減少や少子・高齢化に対応する今後50年の長期ビジョンを取りまとめることとされております。

一方、都道府県においては、人口推計や長期的な人口目標を盛り込んだ「地方人口ビジョン」を打ち出し、国の総合戦略を踏まえた「地域版総合戦略」を取りまとめる必要があるとお聞きいたしております。

本県の地方人口ビジョンの打ち出しと地域版総合戦略の策定に向けて、どのように取り組まれるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

また、現在、本県が取り組んでいる県民所得向上対策についても、国のこうした動きを踏まえ、取組を進めていく必要があると考えますが、どのように取り組まれるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

(3) ＭＩＣＥ、ＩＲ事業、県庁舎跡地活用。

ＭＩＣＥ施設の整備については、ＪＲ貨物からの用地購入費を含め200億円を超える多額の事業費を投じる必要があり、市民や市議会から慎重な意見も出されております。

一方、県では、佐世保市やハウステンボスにおいて、カジノを含む統合型リゾート、いわゆるＩＲの誘致を推進しておりますが、その中にＭＩＣＥ機能が必要となる可能性があり、競合も懸念されます。ＩＲとの関係も踏まえ、現時点で県としての立場を明確にしておく必要があるものと思料いたします。

そこで、ＩＲとの競合の可能性なども踏まえ、ＭＩＣＥ施設整備について、県としてどう考えているのか、県として財政負担を生じることがあるのか、県の見解を伺います。

また、県庁舎跡地活用については、懇話会の提言を踏まえて、地元長崎市とも協議しながら、具体的な活用策を検討しているとのことですが、現在、県・市の協議の状況がどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

3、諫早湾干拓事業における開門問題と有明海再生について。

(1) 開門問題について。

そもそも平成22年の福岡高裁判決で、排水門の開門を命じる判決が下された際、当時の菅総理は、環境アセスの結果を待つことなく、有明海の再生を目指すとして、地元に何ら相談もなく、判決を受け入れ、自ら確定させてしまいました。

しかし、その後、国が示した環境アセスの結果によると、知事が述べられていますとおり、開門しても有明海の再生につながらない一方、開門されれば、地元の防災、営農、漁業面に深刻な影響が生じることが科学的に明らかになっており、県議会でも排水門の開門に反対する意見書を幾度となく採択してきたところであります。

また、地元の方々は、自らの安全・安心を守るため、排水門開放差し止め訴訟を提起され、昨年11月、長崎地裁において、排水門の開放差し止めを認める仮処分を勝ち取ったところであります。

そのような状況にもかかわらず、開門問題に対する現在の国の対応及び考え方は、福岡高裁の確定判決に基づく開門義務と、長崎地裁の仮処分決定に伴う開門禁止義務の相反する2つの義務を負っており、いずれか一方の立場に立つ

ことができない状況にあるというものであり、司法の判断と話し合いによる解決に委ねる立場に立っております。

しかしながら、私は、開門の是非については、司法の判断を求めざるを得ないまでに厳しい意見の相違がある中においては、開門問題の話し合いでの解決は難しいと考えており、残るは司法の判断を勝ち取るしかないのではないかと考えているところであります。

国は、現在、福岡高裁確定判決の執行力の排除を求める訴訟や、漁業者からの開門請求を認めないとする訴訟を行っており、この開門問題を早期に解決するためには、そういった司法の場で開門しても有明海の漁場環境の改善につながらないことなどをしっかりと主張、立証をし、早期に勝訴していただく必要があると思われますが、知事は、国に対してどのような対応を求めていくのか、お伺いいたします。

(2) 有明海再生について。

先ほども申し上げましたが、開門問題に関する司法判断を待つということになると、一定の期間を要するわけであります。

国からは、6月に諫早湾干拓事業の開門問題には触れないこと等を前提として、有明海再生に向けた知事、副知事レベルでの新たな話し合いの場を設置したい等の提案があり、その後、本県の意見を踏まえ、既存の「有明海漁場環境改善連絡協議会」を拡充し、検討協議を行い、必要があれば同協議会で知事レベル会合を行っていくことを内容とする再提案がありました。

県としては、これを了承することを表明されたわけであります。

これまで新聞記事等では、話し合いが開門問題の議論に及ばざるを得ないことを理由に、長崎県が話し合いに応じないということのみが強調されて報道がなされてきたわけであります。

しかしながら、知事は、かねがね開門問題については、開門方針の見直しを国に求める一方、有明海再生の取組は重要であるため、施策の充実を要請してこられており、そのためにも協議も実効性の上がる早期の協議を期待されてきたものと考えております。決して、新聞報道のニュアンスのようにかたくなに話し合いに応じないという姿勢ではなかったと認識をいたしております。

ついては、6月の提案から今回の提案の受け入れに至る知事の有明海再生についての考えをお伺いいたします。

4、再生可能エネルギー事業について。

(1) 海洋再生可能エネルギーの実証フィールド。

去る7月15日、海洋エネルギー関連産業づくりの柱となる海洋再生可能エネルギー実証フィールドについて、本県提案の3海域全てにおいて国の選定を受けたことは、今後の事業推進に当たって重要な一歩を踏み出せたものと認識し、大いに期待をしております。

また、選定以前の6月に企業主体による事業推進の協議会が設立されたことなどからも、海洋エネルギー産業の創造、発展について、地元産業界も期待を寄せているとともに、強い意欲を示しているものと認識をいたしております。

このようなことから、海洋再生可能エネルギーの実証フィールドの構築について、国選定後、今後、どのように進めていくのか、現在の状況と今後の取組に対する県の姿勢、考え方をお伺いいたします。

(2) 西海市の取組に対する支援について。

県では、「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」の一つに位置づけられてい

る西海プロジェクトにおいて、地元企業や西海市などをメンバーとする「海洋エネルギー事業化ワーキンググループ」を設置し、現在、小型潮流発電デバイスの研究開発に取り組んでいると聞いておりますが、この取組のこれまでの成果と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

5、地方創生に向けた県土づくりについて。

(1)高規格道路の整備。

我が県の地形を考えた場合、半島で大部分が構成をされており、点在する町と町を効率的に結ぶ規格の高い道路整備は不可欠なものと考えております。

県で進めている規格の高い道路全体の現状と今後について、お尋ねをいたします。

特に、西彼杵半島においては、公共交通が乏しいことから、規格の高い道路の必要性はもとより高いと考えているところであり、西彼杵道路の整備について、現状と今後の進め方をお尋ねいたします。

6、県内小中学生の学力向上対策について。

先般、全国的な学力調査の結果が公表されています。

本県は、2年連続で小中学校とも全て全国平均を下回るという結果でありました。

秋田方式を取り入れた沖縄県は、本年度かなり学力が向上しております。また、大分県の豊後高田市においても、独自の塾を立ち上げ、学力向上に寄与していると聞いております。

県教育委員会として、今回の結果や効果を上げている他自治体の取組をどのように受け止め、今後の学力向上対策を講じようとしているのか、教育長の考えをお伺いいたします。

7、市町の災害想定による避難勧告基準の設定について。

県内21市町において、避難勧告の発令基準が定められていると思いますが、今回の広島での災害を教訓として、県と市町が連携して避難勧告の数値基準等をつくる必要があるのではないか。さらに、避難勧告の発出に当たっても、県の助言も必要であると思いますが、県の見解をお伺いいたします。

8、県の人事における女性の幹部職登用について。

先般の内閣改造においても、女性の活躍を後押しする女性活躍担当相を新たに設けるとともに、女性閣僚を過去最多に並ぶ5人に増やすなど、女性の積極的な登用を進めているところであります。

県庁における女性職員の登用について、お尋ねをいたします。

現在の女性幹部職員の登用状況はどうか。また、今後、登用の拡大に向けてどのように取り組んでいくのか、お考えをお示しください。

以上、本壇からの質問を終わり、答弁によりましては、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　瀬川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、佐世保市の女子高生の逮捕事案についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本県におきましては、過去の重大事件を踏まえ、命を大切にする教育を実践するとともに、平成18年度に設置しました「こども政策局」を中心として、教育、保健、福祉、警察等の連携を図りながら、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいりました。

この間、「長崎県子育て条例」に基づき、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる「ココロねっこ運動」の実践や家庭教育への支援、子どもを取り巻くメディア環境の改善に向けた取組等、社会全体で子どもを守る取組を進めてきたところであります。

しかしながら、こうした取組が行われてきたにもかかわらず、今回、このような事件が再び発生し、尊い命を守ることができなかったことを大変重く、かつ深刻に受け止めております。改めて、これまでの取組に何が不足していたのか、関係機関との連携は十分に機能していたのかなど、さまざまな観点から、専門家の知見もいただきながら総合的に検証を行い、こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、再発防止策の確立に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中期財政見通しを踏まえた今後の財政運営についてのお尋ねでございます。

先般公表いたしました「中期財政見通し」では、今後、地方交付税が抑制される中、社会保障関係費や公債費の増嵩などが続き、財源調整のための基金は5年後に枯渇する見通しであります。

また、本年9月補正後の基金残高は120億円程度にとどまっており、今後、歳入・歳出の変動により、一定の増加が見込まれるものの、現状では来年度の予算編成に影響が生じかねない状況に直面をいたしております。

こうした厳しい財政状況を招く要因としては、人口減少に伴い、人口等を測定単位とする地方交付税が大きく減少していくことや、高齢化の進展による社会保障関係費の増加によるものであり、今後、持続可能な財政運営を確保するためには、地方創生に係る国からの財源確保と併せ、さらなる収支改善対策に取り組む必要があるものと認識をいたしております。

対策の検討に当たっては、本県の社会経済情勢を踏まえ、県民所得向上対策などに施策の重点化を図りながら、財政構造の変革につながるよう、人件費や内部管理経費をはじめ、県政全般にわたり見直しを行ってまいりたいと考えております。

さらに、国に対しては、九州地方知事会とも連携の上、地域活力の再生に向けた有利な起債制度の創設や、人口減少を考慮した交付税の算定の見直しなど、地方税財源の充実・強化を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策と県民所得向上対策の今後の動きについてのお尋ねでございます。

本県では、これまで総合計画において、自然減対策としての出産や子育てへの支援のほか、社会減対策として雇用の場の創出や農林水産業の担い手育成、ＵＩターンの促進など、人口減少の要因となる課題解決のため、さまざまな施策を掲げ、積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、いまだ人口減少の緩和には至っておらず、人口減少対策については、地方だけの取組では限界があることから、これからは国全体での取組が必要になってくるものと考えております。

今回、国において、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、国全体での人口減少対策に係る動きが加速化されております。

今後、都道府県に対して、「地方人口ビジョン」と「地域版総合戦略」の策定が求められると伺っておりますが、県としても、国と連動して対策をさらに推進していくため、これらの検討を進めるとともに、併せて国に対して積極的な政策提案等を行ってまいりたいと考えており

ます。

また、人口減少対策においては、良質な雇用の場を確保するための県民所得向上対策が非常に重要であると考えております。国の「まち・ひと・しごと創生本部」では、「地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする」ことが重要な検討項目とされており、今後、施策の充実・拡大が期待されることから、県としても国の施策を積極的に取り込みながら、県民所得向上対策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、ＩＲとの競合の可能性も踏まえ、長崎市のＭＩＣＥ施設整備についてどう考えるのか、また、県庁舎跡地活用の県・市協議はどう進んでいるのかとのお尋ねでございます。

長崎市のＭＩＣＥと佐世保市のＩＲについては、ＩＲの方向性がいまだ定まっていない中で、学会中心の長崎ＭＩＣＥに対し、ＩＲのＭＩＣＥ機能は企業の報奨旅行等が中心で、一定のすみ分けができるとの見方もある一方で、両者が競合するリスクも当然出てくるものと考えております。こうした点も含め、長崎ＭＩＣＥの整備のあり方等については、最終的には事業主体である長崎市において判断されるべきものであると考えております。

また、ＩＲについては、民間による投資・運営が見込まれ、公的支援が想定されていない中、長崎市についても、県の厳しい財政状況を踏まえると財政的支援は難しいと考えております。

なお、交流人口の拡大は、県政の重要な柱でもありますことから、コンベンション誘致については、施設の整備いかんにかかわらず、全県的視野で、これまでと同様に積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、県庁舎跡地の活用については、懇話会の提言を踏まえ、地元長崎市と協議しながら検討を進めており、その中で長崎市から1,000席から1,200席程度のホールや出島の展示スペース等の提案がありました。

懇話会では、小規模ホールという意見が多かった一方で、小規模では運営が厳しいとの指摘もあり、市の提案も含めて、課題や論点の整理を行っております。

今後は、利用者の動線を具体的に想定しながら、にぎわい創出を検討するなど、県・市で協議を重ね、県議会のご意見等も賜りながら、本年度中に整備方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、諫早湾干拓事業の開門問題の解決に向けて、国にどのような対応を求めていくのかとのお尋ねでございます。

地元の方々の生命・財産を守るためには、開門は何としても避けなければならないと考えておりますが、利害関係が相当異なる中で話し合いでの解決は難しく、司法上の判断を求めざるを得ない状況にあるのではないかと考えております。

そのためには、まず、地元の方々が提訴されている開放差し止め請求訴訟において、しっかりと勝訴していただく必要があります。

この訴訟では、昨年11月の仮処分決定で、「開門すれば地元に甚大な被害が発生すること」、「開門による漁場環境改善の可能性は低いこと」などから、「開門による被害が優越すること」が認められているため、この点をしっかり主張していただく必要があると考えております。

2点目としては、国は、福岡高裁確定判決の執行力の排除を求め、請求異議の訴えを起こされており、その中で開門の意義そのもの、即ち、

「開門しても有明海の漁場環境の改善にはつながらない」ということを主張されていないため、しっかりと主張、立証し、勝訴していただく必要があると考えております。

3点目として、漁業者が、国に対し、即時開門と損害賠償を求めて提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件の控訴審において、国はさきの福岡高裁確定判決では認められなかった漁業補償契約の有効性を主張して、開門請求と損害賠償請求の棄却を求めて争われており、早期に勝訴していただく必要があると考えております。

これらの訴訟で国の主張が認められれば、開門を命じた福岡高裁確定判決の効力やその基盤が揺らぐことにもつながるものと考えており、県としては、引き続き国に対し、開門方針の見直しとともに、これら司法の場でしっかりと主張、立証を尽くしていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、有明海の再生に向けての考え方についてのお尋ねでございます。

有明海の現状を踏まえます時、その再生は重要な課題であり、そのためには漁場環境の改善や水産資源の回復策などの水産振興策の実施こそが必要であると考え、これまでも繰り返し国に対して施策の充実・強化を働きかけてきたところであります。

この間、国からは、開門を前提とせず、有明海再生のための関係4県の新たな話し合いの場を設けたいとの打診がありました。

これに対し、県としては、新たな話し合いの場となれば、議論が開門の是非にまで及ぶことが想定されるため、参加が難しいことをお伝えするとともに、水産振興策の充実について具体的な検討を行っていくということであれば、平成17年に中・長期開門調査にかわる方策として設置され、各県の水産関係の実務者や専門家により、これまで調査、実証を進めてきた既存の「有明海漁場環境改善連絡協議会」の方が協議の場としてはふさわしいとの考えをお伝えしてきたところであり、協議そのものを拒んできたものではありません。

今回、国においては、本県の考えをご理解いただき、開門問題には触れない形での再度の提案があったことから、これをお受けしたところであります。

今後、こうした協議の場に本県も積極的に参画し、調査、実証による成果を早期に、具体的な事業につなげていただくよう国に求めてまいります。

次に、海洋再生可能エネルギーの実証フィールドの構築についてのお尋ねでございます。

海洋再生可能エネルギー実証フィールドについては、現在、国と連携した事業推進体制の検討を終え、今後、必要となる海域の調査やフィールドの運営体制の構築に向けて協議を続けていくこととしております。

全国7県11海域の提案に対し、本県を含む4県6海域が選定されましたが、今後は本県独自の強みを活かし、「ながさき海洋・環境産業拠点特区」を活用した国の調査事業の加速化や研究開発事業の獲得に力を入れ、国内外のプロジェクトを本県に引き込んでくることが重要であると考えております。

既に、7月16日には、五島市久賀島沖での潮流発電の実証が国から採択されたほか、スコットランド政府からは、支援を表明する親書をいただき、欧州海洋エネルギーセンター（ＥＭＥＣ）からは連携推進についての意向も伺っております。

地元企業による「長崎海洋エネルギー産業ク

ラスター形成推進協議会」の会員も40社を超え、大学では、海外との連携も視野に研究体制の強化が進められております。

県といたしましては、実証フィールドにおいて、我が国の先進地としての取組を進め、さらに、事業化、商用化の実現、海洋エネルギー産業の拠点形成に向けて、これまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高規格道路の整備についてのお尋ねでございます。

本県では、地域の交流や連携を促す西九州自動車道や島原道路など規格の高い道路の整備を重点的に行うこととしております。

これまで、計画しております234キロメートルのうち、52%に当たる122キロメートルを供用しており、時間短縮や渋滞の緩和といった効果が確認されております。

西九州自動車道においては、本年度、伊万里松浦道路の一部が供用予定であるほか、松浦佐々道路が一括で新規事業化されたところであります。

また、島原道路においては、国、県で5工区を整備中であり、残る区間についても事業化への取組を積極的に行っております。

さらに、西彼杵道路の時津工区においては、早期完成に向け、本年度補助事業化し、事業促進を図るとともに、この工区の延伸区間についても、時間を置くことなく、引き続き整備に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、今後も産業の振興や地域の活性化を支援する規格の高い道路の整備に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、県庁における女性幹部職員の登用についてのお尋ねでございます。

知事部局における平成26年4月1日現在の女性職員の割合は22.6%であるのに対して、課長級以上の管理職員に占める女性職員の割合は、4.4%となっており、まだまだ少ない状況にあると考えております。

過去においては、育児休業制度等が整っていなかったことにより、結婚や出産を機に退職する女性職員が多かったことなどから、現状では管理職登用が期待できる年齢層の女性職員が少ないという状況にあります。

そのような中ではありますが、今年4月の定期異動においても、本庁課長級職員への積極的な登用に努めるとともに、意欲と能力のある女性職員が、これからの管理職員としての役割を早期に担っていただけるよう、課長補佐級への登用に意を用いたところであります。

また、出産・育児などのライフイベントを踏まえると、女性職員は早い段階で多様な経験を積んでもらう必要があると考えており、国や他県への派遣を拡大するなど、早期の人材育成に取り組んでいるところであります。

今後とも、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりに努めながら、女性職員の登用と育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

残余のお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　教育委員会委員長。

○教育委員会委員(鶴﨑耕一君)　教育委員会委員長にお尋ねでございましたけれども、私の方から答弁をさせていただきます。

議員からもご指摘がございましたとおり、県教育委員会におきましても、この10年間、過去の事件を踏まえ、さまざまな取組を行ってまいってきたところでございます。その一端として、

スクールカウンセラー配置数の増による教育相談体制の充実、道徳教育の充実による規範意識の向上、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」による地域の子は地域で育むという機運の高まりなど、一定の成果はあったと認識をいたしているところでございます。

しかしながら、今回、このような事案が発生したということは、子どもへの向き合い方が足りない点があったのではないか、あるいは、学校のみの対応で防げたのか、自問自答をいたしているところではございますけれども、なかなか答えが出てこない状況にございます。

議員からもお話がございましたように、このような悲しい事案が二度と起こらないよう、その教訓とするため、学校として、教育委員会として何ができるのか、また、何をやらなければならないのか、さまざまな視点からしっかりと踏み込んだ議論をして実践につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　佐世保事案に係る調査委員会の外部委員のメンバーと検証の進め方についてのお尋ねでございますが、現在、教育委員会では、事実確認をはじめ、学校や教育委員会の対応について検証を行っております。

検証については、関係者の証言をもとに、その時々の学校等の判断が適切であったのか、他の選択肢はなかったのかなどの視点で行っており、できるだけ早く調査報告書を取りまとめたいと考えております。

また、その調査報告書に足りない視点がないかどうか、調査方法が適切であったかなど検証し、客観性、中立性等を担保するために、外部からご意見をいただく必要があると考え、調査委員会を立ち上げるための補正予算案を本議会に付議しております。

外部委員については未定でございますが、例えば弁護士や臨床心理士、教育学の有識者など、専門的な見地からアドバイスをお願いしたいと考えております。

次に、学校の指導方針を聞き入れない保護者に対する対応についてのお尋ねでございますが、一般的には児童生徒の問題行動が発生した場合は、その状況把握に努め、つながりのある教職員を中心に家庭訪問等を行い、事実関係を家庭に伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合い、組織的に対応しています。また、必要に応じてＰＴＡ組織とも連携を図っているところでございます。

それでも納得が得られない場合は、教育委員会とともに、児童相談所や警察などの専門機関や関係機関と連携し、対応しているところでございますが、しかしながら、中には保護者の理解を得られず、適切な支援ができないまま対応に苦慮している学校の現状もございます。

次に、全国学力・学習状況調査結果の受け止めと今後の学力向上対策についてのお尋ねでございますが、全国学力・学習状況調査の結果が小中学校ともに全国平均を下回ったことについては、問題意識を持って受け止めております。その一方で、小学校においては改善傾向が見られ、これまでの取組による成果もあらわれてきているのではないかと考えております。

議員が言及された沖縄県においては、秋田県との人事交流をはじめ、教員研修の強化や補充学習等の総合的な取組により成果があらわれたものと分析しております。

県教育委員会といたしましては、他県の取組に学びながら、県学力調査と関連づけた課題改善や教職員研修等に引き続き取り組んでまいる

所存でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　佐世保市の事案につきまして、私の方から2点ご説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、児童相談所の対応についての外部委員でどう進めるか等の検討会議等の設置についての観点でございます。

児童相談所の対応につきましては、現在、6月10日の相談対応が適切であったかどうか、他に取り得る対応がなかったかなどについて内部検証を進めており、まとまり次第、児童相談所の業務に精通した児童福祉の学識経験者や、少年法等に見識のある法律家、心理・医学等の外部の専門家を交えた検討会を設置し、専門的な立場からのご助言をいただきながら、客観的に検討することといたしております。

また、子ども育成全般に関するこれまでの施策の検証及び今後の施策の検討を行うため、「こども育成総合検討会議（仮称）」を新たに設置することとしております。

この検討会議におきましても、専門的な観点から、外部専門家に加わっていただき、児童相談所並びに学校や教育委員会の対応についての検証結果に加え、青少年健全育成や特別な支援が必要な児童への対応など総合的に検討し、再発防止へ向け、関係機関との連携強化方策や新たな子どもを守るための施策の構築などを図ってまいりたいと考えております。

次に、何らかの予兆があって犯罪に至る可能性がある子どもについての関係機関との連携、情報を共有するための法制度はどのようなものがあるかとのお尋ねでございます。

児童福祉法では、「地方公共団体は、保護を必要とする児童等の適切な保護や支援を図るため、学校、警察、医療機関、児童相談所等の関係機関から構成される「要保護児童対策地域協議会（略称・要対協）」を置くように努めなければならない」と定めており、本県では全市町に設置されております。

「要対協」における情報共有は、守秘義務違反にならないことから、その意義や目的に関する共通認識など、運用についての周知が今後の検討課題と考えます。

また、要保護児童には、非行児童も含まれますが、要対協が児童虐待防止を目指したネットワークが出発点であった経緯から、非行児童に対して十分な活用が図られていないことについても検討すべき課題ととらえております。

さらに、児童相談所等の関係機関は、要対協を活用するなどして、情報共有を図った後、本人と保護者の理解のもと、適切な保護や支援のために対応することとなりますが、当事者の理解が得られない場合の支援方策について、法的観点も含め、足らざる部分を今後検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　瀬川議員―38番。

○３８番(瀬川光之君)　引き続き、答弁を願います。

○議長(渡辺敏勝君)　産業労働部長。

○産業労働部長(松尾英紀君)　西海プロジェクトについてのお尋ねでございますが、このプロジェクトは、地場の技術開発型企業を中心として、西海市、県、地元の大手造船業、建設業、漁協、長崎総合科学大学など、県内の産学官が主体となって、小型潮流発電装置の開発と事業化を目指すプロジェクトでございます。

これまで、国や県の事業などを活用しながら小型潮流発電の導入可能性調査、試作品の開発、

陸上における水槽実験などに取り組んできたところでございます。

今後は、さらに改良を加えました試作機により、実海域での実証実験に取り組むこととしており、地元と一体となって積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　市町の災害想定による避難勧告基準の設定についてのお尋ねでございます。

県内21市町とも避難勧告の発令基準を有しておりますが、このうち、土砂災害について、具体的な雨量の数値を挙げている市町は6市町となっております。

避難勧告の基準設定は、各市町の地理的な特性等に応じて市町が行いますが、県でも市町との意見交換や数値基準の先行例を示すなどをしながら、市町と連携した基準の充実に努めてまいります。

また、気象台からの警報発表に応じて設置する県災害警戒本部等において、大規模な災害や広域的な災害が予測されるような場合には、議員ご指摘の点を踏まえまして、避難勧告に関する助言など、従来より一歩踏み込んだ対応に努めてまいります。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君)　瀬川議員―38番。

○３８番(瀬川光之君)　佐世保市の女子高生の逮捕事案について、質問いたします。

それぞれお答えをいただきましたが、検討会を最終的に設置して検証された事柄について、今後の対応をきちんとやっていくということでありますが、最終的にこれは知事部局、あるいは教育委員会、それぞれの立場で検証を経ての結果に基づいたさらなる対応策をきちんと取るということであろうかと思いますが、それぞれお答えをいただいた中で、検証を深めていって、対応策をきちんと、これで間違いないとする決裁は、知事、教育委員会、それぞれにあろうかと思いますけれども、その判断基準というものはどうお考えになっておられますか。専門家の意見、あるいはこれまでの経過等を含めて、さらに言えば、10年、11年前の事件、あるいはその事件からこれまで、いじめ等々を含めて、自殺に関わった事案がある、ないというようなことを含めて、決裁をどの基準で判断されようとしているのか、それぞれにお伺いをいたしたいと存じます。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　これから内部検証作業を終え、外部の有識者、専門家の方々のご意見等も踏まえ、具体的な対応策、改善策等が出てまいりますれば、それを実現するための施策化を進めていく必要があるものと思っているところであります。

これは教育委員会で取り組んでいただくべき事項、あるいは知事部局で取り組んでいかなければいけない事項、それぞれにあろうかと思いますけれども、そうした意見等も踏まえながら、そして、最終的にはこれを事業化、予算化して取り組んでいく必要があるものと思っておりますので、そうした事項についてはしっかりと県議会等にもご報告をし、また、ご審議をいただきながら、決定をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　現在、我々が検証を進めております視点というのは、学校運営のあり方として今回の対応がどうだったのかという視

点に重きを置いて検証しております。

その結果、学校運営のあり方について、いろんな専門家の方からもご意見をいただくつもりでおりますけれども、学校運営の最終的な責任者というのは県教育委員会でございますので、学校運営に限って申し上げれば、県教育委員会が責任を持って今後も対応していくということになろうかと思います。

しかしながら、全般の子どもの健全育成という視点から申し上げますと、学校教育というのも一つのパーツでございますので、そういった意味では、知事のもとに設置されます検討委員会とも連携をしながら、また、先ほど知事がご答弁申し上げましたとおり、予算化等につきましては知事の権限の中で調整をしていくことになりますので、そういった意味では知事部局とも十分連携を取りながら、今後の対応策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　瀬川議員―38番。

○３８番(瀬川光之君)　今まで一様な答えとして、学校、家庭、地域が連携をする、関係機関も含めて連携を密にしというような答弁が知事部局、あるいは教育委員会からも何度となく出されておるわけであります。しかしながら、連携をするにも限界があるということもまた事実だと思いますし、そのような答弁もまたいただいたわけでして、今回の事案についても、家庭や学校、あるいは関係機関等々が、誰かが一歩踏み出せば防げたんじゃないかと、こう思うわけです。

特に、県の機関や学校現場において、相談をするところがなかったのが事実ではなかったのかなと。例えば法的な専門家にきちんと相談するようなマニュアルをつくっておけば、今回のような事案は防げたのかもしれない。

今後、法律的な専門家等々を、何かあった時に、懸念されるような事案が発生した時には、すぐにでも相談できるような体制をつくるべきではないかなと考え、提案をするわけですが、そのことについてどうですか、教育長、こども政策局長。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　今回の事案につきましては、確かに専門機関のつなぎ、それから学校現場と教育委員会とのつなぎということについてどうだったかということを我々も検証の対象にしております。

今、議員ご提案の法律の専門家の配置のお話でございますが、通常であれば、学校で対応できない課題が生まれた場合は、市教委なり、県教委なりに相談をして、そこで組織として対応するというのが原則でございますので、その法律の専門家のアドバイスも、市教委、県教委を通じてアドバイスを受けるという、現在でもそういう体制になっておりますので、現状でどこに問題があったか、今、検証しておりますが、そこの点だけにつきましては、専門家のアドバイスというのは現状でも得られるシステムになっているのじゃないかというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　法律の専門家のアドバイスをというご指摘でございますけれども、現状においても児童相談所の中では、法律の業務の支援の弁護士をお願いして、いろんな法律的な問題があれば、それにご助言をいただくようなシステムは取っておりますけれども、今回の事案につきまして、どういうふうに考えていくかということにつきましては、現在進めております児童相談所の対応の検証の中でもき

ちっと、その法律的な解釈の問題のあり方、あるいは関係機関との連携の中での法的な問題等につきましても検証を進めて、今後、どんな形での対応が必要かということをきちっと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　瀬川議員―38番。

○３８番(瀬川光之君)　そういうシステムがあれば、それを活用しなかったのがなぜなのかということになるわけでありまして、そこら辺は検証としては大変厳しいことを後々も言わざるを得ない、そういった認識として私はとらえさせていただきたいと思います。

次に、人口減少、あるいは県民所得の向上について、知事は県として政策提言を今後増やしていきたいと、国に対して行っていきたいというようなことであります。

では、県は、数値目標を掲げて県民所得の向上に取り組んでおられるわけでありますが、人口減少にしても、一定維持を目指そうという目標を持っておられるのか。それとも、増加をさせようという目標を持っておられるのか。そして、それを今度は21の市町に対して、きちんとご理解とご協力を求めて、市町が判断の中で数値目標を掲げて取り組んでいただくというような考え方に立っていただけるのか、どうなのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　人口減少対策等につきまして、維持するのか、どうするのかということと、それを21の市町と協議して進めていくのかということでございます。

まず、人口減少につきましては、自然減、社会減、両方ございますけれども、これはやはり社会減についてはできるだけ歯止めをかけていくという努力をしていくということ、それから自然減につきましては、子育て環境の整備等々で子どもを産み、育てやすい環境をつくっていくことが大切かなと思っております。

今後、それらにつきまして目標をつくってやっていくのかということにつきましては、先ほど議員の方からもご案内がありましたように、国の方で今後、全国の人口ビジョンを出していくということが考えられておりますし、これにつきましては都道府県単位でも将来の人口ビジョンを示しなさいということになっておりますので、そこの中でしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

また、市町との関係におきましては、これは県だけでやってもいけませんので、市町と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(渡辺敏勝君)　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

―　午前１１時　２分　休憩　―

―　午前１１時１０分　再開　―

○副議長(中山　功君)　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

自由民主党・愛郷の会の田中愛国でございます。

8項目について、順次質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1、石木ダム建設について。

(1) 佐世保市の40年来の課題である。

佐世保市の40年来の課題であると、表題に書

いているとおりであります。

石木ダム建設は、昭和50年にスタートしたものであり、国の認可は昭和51年1月でありますが、その後、一貫して佐世保市の水対策は、ひとえに石木ダム建設を中心として、石木ダム建設を水資源解決の御旗として、目標として、今日まで40年間進んできた歴史であります。

概要を説明します。

佐世保市は、地形的に安定した取水可能の大河川に恵まれていない上に、水道として利用可能な規模の地下水源もないわけで、それは、当時市内62カ所のボーリング調査をした結果、結論が出されているものであります。

ダム建設については、山の田ダム、転石ダム、菰田ダム、相当ダム、川谷ダム、下の原ダム、下の原ダムの嵩上げ等々再開発をいたしまして6個のダムだけであります。日量は7万7,000平米、7万8,000トンであります。平均配水量8万トンから9万トンには残念ながら満たない実態であります。日量8万トンから9万トン必要なのに、7万7,000トンのダムしかないのであります。

そのため、不安定水源ではあるけれども、川棚川からの暫定放水取水、小森川からの取水等で賄ってきたものであり、石木ダム建設をお願いし、スタートした昭和50年以降、制限給水実施4回、給水制限直前までいったのが5回、渇水対策本部の準備をしたのが9回、40年間に計18回、約2年に1度の頻度で渇水の危機を迎えている実態であります。

制限給水の内容は、昭和53年度、43時間の断水の後、制限日数11日間。平成6年から7年にかけては、43時間の断水の後、制限日数264日間という、この時は渇水対策に約50億円のお金が使われたわけであります。その後も平成17年、減圧給水制限8日間、平成19年には減圧給水制限160日間。これは経験した者でないとわからない、大変不便な日常生活を強いられるわけであります。

また、その他の不安材料として、下水道の普及が進んでいること。これは普及率が現在70%ぐらいでしょうか。新たに合併した6地区においても、水源不足の実態が認められるものであります。

加えて自衛隊、米軍への給水も必要であります。この給水人口は約2万人と換算されています。将来に十分備えなければならない内容、実態であります。

平成6年以降の大渇水対策としては、短期対策として、これは佐世保市がやっているんですけれども、平成8年、川棚川暫定放水施設建設約4億円、同年の小森川取水安定施設建設約4億5,000万円、平成9年に完成した南北融通施設建設事業費約11億円、平成10年完成した菰田導水増圧施設建設約1億6,000万円、トータルで21億円以上の経費をかけ、中期対策としては平成18年完成の下の原ダム再開発があり、事業費は約49億円。合計70億円以上の対策をしても、平成19年は160日間という減圧給水の渇水期間があったわけであります。

以上のほかにも従来から佐世保市は、漏水対策として昭和50年以降、約200億円のお金で老朽管対策を進めている。

以上、私の知る限り、できるだけの水対策を佐世保市はやっているものと私は判断しております。

長期対策に位置づけた石木ダム建設は、必要かつ急務の最大の課題と判断される佐世保市の水対策の歴史であります。約40年間経過した今日、待ち望んだ石木ダム建設は、最後の機会と私は判断しております。

知事の、苦渋の決断になるでしょうけれども、大英断を期待するものであります。よろしく、よろしくお願いをいたします。

以上、壇上よりの質問を終わり、2項目以下は、対面演壇席より続けさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　田中議員のご質問にお答えをいたします。

石木ダムの建設についてのお尋ねでございますが、この事業については、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水不足の解消のためには必要不可欠な事業であると考えており、佐世保市民、川棚町民の切実な願いにお応えするためにも、早期に成し遂げなければならない事業であると考えております。

石木ダムは、昭和50年度に建設事業として採択され、これまで39年間にわたり、地権者の皆様方にご理解いただけるよう、あらゆる機会を捉え繰り返し説明してきた結果、現在、8割以上の地権者の皆様のご協力をいただいているところであります。

残る地権者の皆様方とも、話し合いによる解決に向けて、ぎりぎりまで努力を重ねてまいりました。

そうした中、裁決申請には期限がありますことから、今月5日に、やむを得ずダム建設に必要な用地の一部について裁決申請を行ったところであり、また、残る用地についても、これから裁決申請に向けての準備を進めていかなければならないと考えているところであります。

しかしながら、地権者の皆様方とは、できるだけ任意での話し合いによる解決が望ましいと考えているところであり、今後とも、県・市・町が一体となり、最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　ありがとうございます。

知事、私事なんですけれども、昭和53年、佐世保市は制限給水でした。私は、昭和53年に市議会議員に出ようと思って準備したんですよ。これは、やっぱり水の必要性が一つあったし、当時、草ぼうぼうの針尾工業団地、私の家から1キロもいかないところにあったんですけれども、その企業誘致が主たる目的でありました。

平成7年に市議から県議に転じたんですけれども、この折も、佐世保市は大変な制限給水だったんです。極端にいうと1年制限給水だというぐらいの、そんな感じだったんです。その制限給水の大パニックを見ながら、私にとっては新幹線の問題もあったし、当時綱引きをしていた県立の看護大学をどうするかと、佐世保市への誘致、これは負けましたけれどもね。それから、佐世保市の従来からの基地問題への県の無関心さ、これが課題でありました。

そういうことで、私の議員活動の最大の課題は石木ダムの建設なんですよ。だから、石木ダムの建設が進まなければ、私は議員をやめられないなと思っているんですけれどもね。そのくらいの40年の歴史を踏まえて、前進する結論をぜひ、ぜひ出していただきたい。よろしくお願いを再度させていただきます。答弁は求めません。そういうことで、石木ダムに関してはよろしくお願いをしておきたいと思います。

2、佐世保市の基地問題について。

(1) 前畑弾薬庫の移転。

(2) 佐世保湾の制限水域の緩和について。

通告しておりますが、これは2つを1つにして

質問をいたします。

私の認識では、佐世保市の戦後の歴史は、昭和25年6月の法律として施行された旧軍港市転換法なんです。この軍転法が佐世保市の新たなスタートという理解をしております。

この法律で旧軍港四市はスタートいたしまして、佐世保市は平和産業港湾都市というタイトルでスタートしたんです。平和産業港湾都市ということで生まれ変わったわけです。

しかし、すぐ朝鮮戦争が勃発しまして再接収をされました。昭和27年には、日米行政協定によって米海軍の再使用が決定されたわけです。いわゆる日米安保条約による法律による基地の提供です。だから戦後の占領ではないわけです。

また、制限水域も昭和38年、返還水域、佐世保湾の15％を残して、再びＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄに分けた複雑な制限水域となっているわけであります。佐世保港に制限があることは事実なんです。その後50年以上の歴史があるわけです。

軍転法から65年近くたった今日、いろいろな返還の経緯はありました。佐世保市はいろいろ問題提起をしましてですね。

我々が今、具体的な一番の課題にしているのは、前畑弾薬庫の移転についてであります。

これは、平成10年の久間防衛庁長官の時なんです。「前畑は針尾島弾薬集積所に移したら」という言及があったんです。それ以来なんです。我々も気持ちを新たにして実現に向けて努力しているわけですが、その後16年近くが経過した今日でさえ、遅々として前畑弾薬庫の針尾島移転、再編です、私に言わせれば。再編はうまくいっていません。

また、制限水域の問題も平和産業港湾都市実現に向けて支障はないのかどうか、県の率直なる実感、簡単に聞かせていただきたいと思います。

○副議長(中山　功君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　まず、前畑弾薬庫の移転について、お答え申し上げます。

佐世保弾薬補給所の針尾島弾薬集積所への移転につきましては、防衛省が平成26年度予算に、地中式弾薬庫にかかる土質調査に要する経費として約4,900万円を計上し、平成27年度まで調査事業が実施され、来年度中には調査を終了する見通しであるとの説明を九州防衛局から受けております。

こうした各種調査結果を踏まえまして、今後、針尾島地区の施設の基本配置検討に関わる日米間の協議が行われていくものと考えております。

国は、できる限り早期に前畑の返還が実現するよう、移設事業の実施に向けて引き続き努力していく考えでありまして、県としましては、政府施策要望のほか、県及び市に加えまして九州防衛局が参加する「佐世保問題現地連絡協議会」など、今後も機会あるごとに事業の推進が図られるよう積極的に要望してまいります。

次に、佐世保港の制限水域についてであります。

佐世保港の制限水域につきましては、原則許可なく立ち入りが禁止されているＡ制限区域、航行は自由であるが、その他は許可が必要なＢ制限区域、潜水のみ許可が必要なＣ制限区域など、佐世保港の約80％を占めております。

県といたしましても、政府施策要望の重点項目としている佐世保港におけるすみ分けの早期実現項目の一つとして、制限水域全面の返還を国に対して要望しているところであり、今後とも地元佐世保市とともに、その早期実現に向けて取り組んでまいります。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　力の込もった答弁で、ありがたいと思うけれども、遅々として、もう50年という感じですね、佐世保市の課題は進まない。

県の顔が見えないんですよ、県の顔が。私は市議会時代もいつも言っていましたけれども、県は何をしているんだと、県の顔が見えないんです。頑張るとおっしゃるわけですから、ここでとどめますけれども、ぜひよろしくお願いしておきたいと思います。

(3) 水陸機動団について。

本年3月でしたか、武田防衛副大臣より説明があったように、一つは崎辺東地区に大規模な岸壁を整備する、これは海上自衛隊用だと思いますけれどもね。もう一つは、陸上自衛隊関係で相浦駐屯地に水陸機動連隊を配置し、崎辺西地区、これはＳＳＫの所有地ですけれども、水陸両用車部隊の配備を行いたいというような考え方が伝えられたと思います。部隊規模としては約3,000人とあるわけですから、大変な問題ですよね。

ここで県にお願いしたいのは、水陸機動団、国がお願いしますと言うわけだから来るでしょう。前畑弾薬庫は、国にお願いしますと言っても簡単にいかない。1,000億円の事業と言われていますからね。1年に100億円をかけたって10年かかりますよ。10億円じゃ、どうですか。という感じなんです。

その後、佐世保市は、平和産業都市として跡地を活用するという計画ですから、はっきり言うといつのことかわからない。前畑弾薬庫の移転等々も遅々として進まないのでね。

だから、大きな課題だと受け止めて、県庁内に何らかの窓口をもう一回、こういう基地対策とはっきりわかるような窓口を立ち上げていただきたいという気持を私は持っています。

私が平成7年に県議会議員になって基地問題を取り上げた時には、県の対応として、基地対策班か何かできたんです。しかし、その後また何となく消えてしまった。ぜひ県の窓口に、長崎県にとってこれだけの大きな問題ですからね。

佐世保市の課題は、これはもう基地問題ですよ。そういう意味から、県庁内にそういう窓口をぜひつくっていただきたいと思うんですが、見解を聞かせてください。

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)　これまでも何度かこうしたご議論をいただいた記憶がございますけれども、実を申しますと私も基地問題を担当させていただいたことがございます。県の顔が見えないというご指摘でありましたけれども、基地ならではのさまざまな課題に直面していることから、渉外関係知事会議等の場を通して、国に対する要望活動等も行ってきたところでありまして。

この窓口を立ち上げるべきではないかというご指摘でありますけれども、現在、危機管理を所管する部署の中に設置しておりますが、これを単独の組織とするにしては、ちょっと規模に問題があるものと思っております。ただ、外から見てわかりやすいような組織立てをするという必要性もあろうかと思いますので、これからどういった編成をすればいいのか、検討をしてみたいと思っております。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　平成7年当時は、国際交流課の中に基地問題があったんです。国際交流をやりながら基地問題をやりましょうと、こんなことができるかと私は当時言った記憶があるんです。今は危機管理の中での話ですから、

それは認めますけれども、特殊なんですよね、国との対応が。

これだけ国策に協力するわけだから、堂々といろいろな問題提起をしていいと思いますよ。国防の一翼を担っているんですから、ぜひお願いをしておきたいと思います。

3、九州新幹線西九州ルートについて。

(1) 現時点の進捗状況と課題について。

以下3項目、質問をいたします。

まず1つは、長崎駅から武雄温泉駅間のフル規格工事は、2022年、8年後開業に向けて順調だと私も判断していますから、もう言いません。

武雄温泉から肥前山口間の複線化工事は今後の問題です。どのような手法で行われるのかですね。

私が一番聞きたいのは、ここにおいて時間短縮効果なるものがあるのか。フル規格半分、残りの半分で時間短縮効果が出てくるのかなと。私がちょっと勉強した感じだと、260キロのフル規格でいって、あとは従来どおりの130キロで走りますと、130キロ出ればいい方ですよということなら、本当の新幹線と言えないような感じがするんですけれどもね。

それから、肥前山口から新鳥栖間は、何もしなくて今のままでいいんでしょうか。踏切の改良等の必要はないのか。今特急が通っているそのままですから、改良はありませんというような話も聞くんですけれども、この点につきましてお聞きをしたい。

もう一つは、新幹線の主たる目的である時間短縮効果です。これが鹿児島ルートに比較してどうなのかですね。ただ新幹線という名前だけでいいのかどうか。時間短縮効果があまり見込めないと。若干は見込めますが、他線のフル規格みたいな時間短縮効果が見込めないようですね。

最後に、新大阪まで直通で乗り入れる、今の鹿児島ルートと同等のですね。鹿児島ルートも制限されて本数は少ないですよ。しかし、鹿児島ルートと同等の乗り入れの担保がなされているのかどうか、ここまでお聞かせ願いたいと思います。

○副議長(中山　功君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　まずは肥前山口－武雄温泉間の複線化工事がどうなっているのかということでございます。

肥前山口－武雄温泉間の複線化につきましては、現在、平成27年度末までの予定で環境アセスメントの手続に入っております。その後、平成28年度にＪＲ九州が、国からの施設変更認可を受けた後に用地買収を行い、複線化工事に着手するという手順になっております。

複線化に当たりましては、当該区間全体にわたる用地取得を要しますし、また、現在の路線の路盤強化も行われますために、まずは新たなる線路を設置し、線路を切り替えた上で、現在の線路の路盤強化の工事を行うことになるというふうに聞いております。

次に、肥前山口－新鳥栖間は今のままで列車の速度は確保されるのか、踏切改良の必要性はないのかというご質問でございます。

現在、特急かもめは、肥前山口－新鳥栖間を最高時速130キロメートルで走行しておりまして、西九州ルート開業後におきましてもフリーゲージトレインは在来線区間を現在と同じ条件で走行することが想定されております。

したがいまして、最高速度に変更がございませんで、踏切改良等の追加的な安全対策の必要性も特段生じていないと伺っております。

次に、時間短縮効果は鹿児島ルートに比較し

てどうなのかというご質問でございます。

九州新幹線鹿児島ルートにおける博多－鹿児島中央間257キロの所要時間は、2時間12分から最速1時間17分に短縮されました。西九州ルートにおける博多－長崎間143キロメートルの所要時間は、1時間48分から最速1時間20分に短縮されると見込まれているところでございまして、そうした条件の上で費用対効果、収支採算性があると認められて、整備新幹線として現在の工事実施計画が認可され着工に至っておりますことは、議員もご承知のとおりでございます。

次に、山陽新幹線への乗り入れについては担保をされているのかということでございます。

国土交通省では、「フリーゲージトレインは山陽新幹線と相互直通運転し新大阪まで乗り入れるものとする。なお、山陽新幹線内は最高速度270キロメートルで運行されるものとする」という条件設定のもとに費用対効果、収支採算性があると結論を出し、長崎までの着工に至った過程がございますけれども、開業後の運行形態につきましてはＪＲが決定するということになっています。

フリーゲージトレインの新大阪までの直通運転につきましては、今後、ＪＲ九州とＪＲ西日本との間で協議が必要となります。県といたしましても、関係機関へ粘り強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　新幹線については、昔からちょっと玉虫色的なところが多いんですね。その都度前進していく。それはもうそれで仕方ないと思いますけれど、忘れてならないのは、長崎ルートは法律で認められた整備新幹線であるということ。法律で整備5線の中の一つだと。秋田新幹線とか山形新幹線ではないんですよ。整備5線でちゃんと認められた新幹線の一つなんです。前進方を、ぜひよろしくお願いをしておきたいと思います。

(2) 今後の県北対策。

開業時期がはっきりした今日、平成4年当時を思い出しますと、県と佐世保市で確認、合意された事項が幾つかあります。スーパー特急乗り入れに対しては、スーパー特急を佐世保線にもという話でした。そうできるかなと、できればいいなと思いました、当時はね。だから、スーパー特急がフリーゲージトレインになった今日では、フリーゲージトレインが出るなら佐世保線、武雄温泉から佐世保までにフリーゲージトレインを乗り入れるということになると、路盤改良とか、いろいろな問題点が出てくると思いますが、それはどういう研究をなされているんでしょうかというのが一つ。佐世保線対策、やる気があって準備をしているのかどうか。

もう一つは、これが実現するとなると、佐世保市発のフリーゲージトレインがそのまま、特急並みだから130キロ、時間はかかっても新鳥栖駅でフル規格に乗り入れできるんですよ。長崎－武雄温泉間より簡単なんですよ。こちらはフルで行って、降りて、またフルになる。こちらはずっと行って新鳥栖で乗るだけですから、むしろそっちの方が簡単なんです。ただ、時間短縮効果は見込めませんけれどもね、フルではないから。

しかし、こういうことになると、長崎、佐世保、県北、同等の新幹線という形になるわけですから、これは大変な朗報であると私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○副議長(中山　功君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　まずは佐世保線へのフリーゲージトレインの乗り入れについて、

路盤改良の必要がないのかどうか、それについてどういう研究をしているのかということでございます。

佐世保線の武雄温泉以西へのフリーゲージトレインの導入につきましては、佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行のための必要な調査を実施するよう、佐世保市とともに国に対して要望を行っております。

ただし国土交通省からは、フリーゲージトレインは普通の車両よりも重いために、在来線の急なカーブではスピードも上がらず、また、佐世保線についてはかなりの線形改良、路盤強化等が必要で多額の事業費がかかるというふうに聞いておりまして、費用対効果等を考慮しながら輸送改善の方策を検討していくことになるというふうに考えています。

また、研究につきましては、佐世保市と県とＪＲで、佐世保線等整備検討委員会、またその幹事会を設立しまして研究を進めているところでございます。

こうした検討の結果、要望の結果としまして、仮にフリーゲージトレインが佐世保線の武雄温泉以西に導入されるということになりますれば、もちろん物理的にはフル規格新幹線鉄道網への直行運行が可能になるのは当然でございますけれども、そうした運行ができますよう、現在も国に対して要望しておりますし、今後も引き続き繰り返し要望してまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　時間が半分ほど過ぎましたので、残りはちょっと急がなきゃならんと思っています。ご協力をお願いします。

4、東彼杵道路建設について。

(1) 新幹線短絡ルート決定による見返り事業である。

(2) 針尾バイパスについて。

私は、新幹線問題があった時、県北への導入は無理だなと判断した時に、ちょうど平成4年10月当時ですけれども、金子代議士から、「もう線路は無理だから、道路でいこうや」という話がありまして、「そうですね、無理なものは仕方ないですね」と言いながら、その道路の一つとして「東彼杵道路建設期成会」を立ち上げた記憶があるんですよ。佐世保市が中心となって、川棚町、東彼杵町に働きかけた、そういう記憶が残っているんですけれども、県は当時、その認識はなかったんでしょうか。私は、この東彼杵道路というのは、新幹線が短絡ルートになった見返りだと今もって思っているんですよ。私はそう思って、当時、この期成会にハッパをかけました。

だから、東彼杵道路は、本当は新幹線開通までにやってもらわなきゃいかん。それは今の段階では無理でしょうけれども、この新幹線開通の時期がはっきりしてきた今日、この問題についてどう考えているのか、県の見解をお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、針尾バイパスについては、国道205号…。

○副議長(中山　功君)　一問一答方式でございますので、一問一答でお願いしたいと思います。

○４３番(田中愛国君)　いやいや、東彼杵道路建設の一環だから。

○副議長(中山　功君)　項目でですね。田中議員は一問一答というふうに考えているようですが、一問二答、三答になっていますので、その辺は整理してほしいと思います。

土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　まず、東彼杵道路に

つきましては、県北地域から県央地域を最短に結ぶ重要な路線でありまして、地域高規格道路の候補路線と指定されております。

これまで計画路線への格上げを要望してまいりましたが、路線の格上げの状況や国の評価制度の変更を考慮して事業化への早道になるものと考えまして、今年度より計画段階評価への着手を要望しております。早期事業化に向けて県としても頑張っていきたいというふうに思っております。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　針尾バイパスは同じ国道205号なんですよ。針尾バイパスも東彼杵道路建設も国道205号なんです。一緒の考え方なんですよね。それで、針尾バイパスを進捗しなければ先もやれないなというような趣旨なんです。

昭和54年当時、県による代替用地取得が始まって以来、針尾バイパスは一応全線開通しまして、今、4車線へ向けて道半ばであるわけですが、江上交差点の立体化の改良とか、塔の崎交差点改良とか、新早岐瀬戸大橋の4車線化等々まだ残っています。事業量としてまだ相当残っているわけで、東彼杵道路の問題を取り上げるまでに、できれば針尾バイパスは完成してほしいということで質問をさせていただきます。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　針尾バイパスの件でございます。

議員ご指摘のように、現在、江上交差点の立体化のための工事を実施しているほか、事業の完成に向けた都市計画の変更を9月に行っております。着実に進捗を図っているところでございます。現在、用地の残件が4件あり、その解決に向けて努力されているというふうに聞いております。用地が取得されますと、その後2年ほどで完了できるのではないかと考えております。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　次にまいります。

5、大型工業団地について。

(1) 佐世保市三川内地区の計画は中止になったが、それに代わるべき団地計画は。

平成7年、私が確認した計画の概要は、場所は西九州自動車道三川内インターの隣接地です。面積が36.8ヘクタール、いわゆる10万坪以上の工業団地です。工事費が88.4億円となっています。内訳として、団地内工事が51.5億円、団地外給水工事が10億円、測量試験が5.1億円、用地補償費が10.9億円、事務費等々で10.9億円となっておりまして、地権者は32名、これは現地説明会も地主説明会も全て完了しておったんです。

ところが、県の環境審議会で待ったがかかったら中止になってしまったんです。県の環境審議会で、県の工業団地が。そういういきさつがありまして、17～18年が経過した今日、あの計画は何だったのだろうかなということで、かわるべき団地計画をぜひお願いしたいと思って質問するわけです。

かわるべき適地はあるんですよ。というのは、西九州自動車道の大塔インターの隣接地で針尾バイパスの沿線ですけれども、昭和32年以降、陸上自衛隊の射撃場として今日に至っている早岐射撃場であります。23万3,600坪という広大な面積です。

県は過去、海上自衛隊の射撃場が黒髪にあったんですが、20万坪の土地を現在はもみじが丘団地に。これは特々会計という手法で払い下げを受けて活用した実績を県は持っているんです。

もみじが丘団地は県がやったんですよ。

だから、今回は、陸上自衛隊の射撃場を工業団地用地として払い下げ活用を模索すべきと思うわけですが、どうでしょうかと、これは問題提起です。大型企業団地が長崎県の今後の課題だと私は認識をしているわけですが、短く見解だけお聞かせください。

○副議長(中山　功君)　産業労働部長。

○産業労働部長(松尾英紀君)　佐世保市三川内地区における工業団地の整備計画につきましては中止いたしましたが、県北地区における企業誘致の受け皿整備の必要性を踏まえまして、県では、同市崎岡町において「佐世保ニューテクノパーク」の整備を行いました。

また、佐世保市内における工業団地の整備としましては、市が、小佐々町において造成面積で29.9ヘクタール、分譲面積で約16.7ヘクタールの比較的大規模な団地であります「ウエストテクノ佐世保」を県の補助事業により整備いたしております。

現在、県では、一定規模以上の団地の整備を行う市町に対しまして、計画の内容を精査した上で財政支援等を行う方針といたしておりますが、その結果、団地の整備を進める市町においては、企業誘致のための組織強化や支援制度の充実など、より主体的、効果的な取組ができるようになってきております。

今後とも佐世保市と連携をしながら、工業団地の整備促進を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　問題の趣旨は、三川内の工業団地が消えてしまったけれど、あとをかわるべきものはという話なんですよ。あっちでやった、こっちでやったという話ではないんです。崎岡の問題は、ハウステンボスの遊休地が大学の脇にあったので頑張ってくれたというのはわかりますけれども、代替とは私は認識をしていない。しかし、これはもう時間の関係でおきます。

6、ハウステンボスについて。

(1) 官設民営の企業誘致である。

官設民営の企業誘致であるというタイトルを私は出しているわけですけれども、なぜかということをちょっと説明させてもらいます。

県は、佐世保市の戦前は針尾海兵団、戦後は陸上自衛隊針尾部隊跡地に針尾工業団地を造成いたしました。しかし、造成したものの、当時、企業誘致が進まなかったんですよ。いろいろな話がありましたけれどもね、テンプル大学の話までありました。

その土地を活用するため、当時オランダ村という観光施設企業で成功していた神近社長にお願いして、ハウステンボスという企業をスタートさせたんです。工業団地の売却面積は138万平米、約42万坪なんです。42万坪の工業団地を120億円で売却したのがハウステンボスのスタートなんです。その後、県も市も株主として参加したんですよ。一種の第三セクターのスタートだった。

加えて、駐車場用地として隣接地の崎岡町大手原の土地10万坪の買収。ここにニューテクノパークと大学が今入っているわけです。江上町においても、2万坪近い土地を購入している。それから宮地区においては、社員用住宅用用地として4万坪近くを確保している。市も、法律までいきませんけれど、都市計画の変更をしながらいろいろ協力をし、地元住民も大変いろいろと協力したんです。

そのほかにも、ＪＲのハウステンボス駅が新

しくできたんですよ。駅をつくったんです。それから、駅からハウステンボス施設への橋梁も県、市、ハウステンボス、ＪＲの4者で負担してつくったんです。

そのほかにも県道の改良とか、202号の4車線化とか、指方南風崎線の橋の新設とか、現在は県道となっているハウステンボス線の改良とか、指方トンネルも米軍住宅、ハウステンボスの環境整備の一環です。そういう官設民営の企業として地元を説得して協力をしてきた過去があるわけです。

当時、神近社長は、地元にはできるだけの配慮をしてもらいました。感謝していますけれども、残念ながら開業15年程度で更生会社になって、その後は平成22年、現在の株式会社Ｈ.Ｉ.Ｓに引き渡され、引き続き企業の再生がなされたという認識をしている現在ということであります。

また、再出発に当たっても、佐世保市は固定資産税の免除等々をやりました。県も大変な努力をしたんですよ。港湾施設の県有化、早岐港、ハウステンボスですよ。及び進入道路の新設とか、桟橋の補修はまだ今でも続いていますよ。指定管理者制度の導入等々協力をしているわけです。

結論として私がお願いしたいのは、地元佐世保市、また小さくは地元の隣接地の江上、針尾、宮、早岐、それから地元漁協とか農協等々との協力が必要だと思うんです。あまりうまくいっていません。精神的にもやっぱり共存共栄をお願いしたいと、地元共栄共存をですね。神近社長当時は本当に比較的うまくいっていたんですけれども、引き続きうまくいくようなことを期待しているわけです。

県のアドバイスをぜひ、ちょっと短くお願いしておきたいと思います。

○副議長(中山　功君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　先日開催されました「佐世保未来創造フォーラム」におきまして、県北地域の経済活性化を図る上で官民挙げて取り組んでいこうという方針が確認をされたところでございます。

一方で8月に開催されました「大村湾サミット」におきまして、ハウステンボスの澤田社長からは、その基調講演で、「この4年間の利益体質から、いよいよ地元地域に還元できるようなハウステンボスに変わっていく」といったご発言もあったやに聞いております。

県としましては、これから具体的な形での動きがあらわれ、これまで以上の連携になるよう期待しているところでございます。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　(2) 今後の支援活用について。

ハウステンボスのフリーゾーンとなった地域があります。ここをぜひ活用してほしいと。進入道路も県がつくったわけですし、港の県有化も県がやっているわけだから。駐車場の増設とか、新たな海釣り公園等々ができればいいなと思ったりもしているし、県北美術館がないというので、第三セクターで美術館構想等もハウステンボスの宮殿にできるんじゃないかなというようなことも、賑わいのあるまちづくりをぜひお願いしたいと思っていますが、これは希望だから、答弁は要りません。

ＩＲ構想についても、実現に向けて協力体制をぜひ県でとってほしいと、県の基本的な考え方として先ほどちょっとありましたけれどもね。県議会や県議の皆さん方の協力も、ぜひお願いしたいということで、ここはとどめたいと思い

ます。

7、大村湾浄化、早岐瀬戸水道について。

(1) 浄化対策はあるのか。

これは一問一答をやっているとなんですから、浄化対策はもう聞きません。

(2) 航路の浚渫について。

具体的に私が一番お願いしたいのは、早岐瀬戸水道のことであります。

この瀬戸は、大村湾と佐世保湾を結ぶ海峡の1つなんです。もう1つは西海橋、大村湾を結ぶのは2つしかないんです。

その1つである早岐瀬戸水道の形状は、全長は11キロほどあるんですかね、ハウステンボスから早岐瀬戸の観潮橋まで。幅員は、20メートルぐらいのところもあります。200メートルぐらいとかね。早岐瀬戸、私の家の前で恐縮なんですけれどもね。

ここが、本当に海が汚いんですよ。どうにかしてほしいという話をしょっちゅうしているんですけれども、何とかという数値ではかれば大丈夫なんですよと。ただ、水が汚くて、ハウステンボスのお客さんが橋の上から見て、「汚いですね」という声を聞くと、私は本当に残念ですよ。ぜひこの早岐瀬戸の浚渫について、短時間で報告だけお願いします。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　早岐瀬戸の航路の浚渫の件でございます。

議員ご指摘の浄化に寄与するかどうかはわかりまんが、浚渫につきましては、現在、航路の一部が土砂で堆積して船舶の航行に支障を来しているということでございます。これにつきまして県といたしましては、航路の機能を確保する浚渫工事として今、事業化を検討しているところでございます。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　浚渫事業化を計画していると、その事業化の計画の内容を私は聞きたいんですよ。どういう方法でやるのかと。

私の記憶では、40年前ですよ、昭和50年当時にやったんです。それを持って行ったところはどこかというと、時津の埋め立て地まで持って行ったんですよ。埋めるところがなかったのでね。当時、10億円以上かかったと思いますよ。

今度も多分、当時のお金で10億円だから、20億円ぐらいはかかるのかなと私は思っているんですけれどもね。それでもやってもらわないと大村湾が、西海橋の下だけではよどんで動きませんよ。何かやるという話ですけれど、具体的にどういうふうにしてやるのかという話を聞きたいんです。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　具体的な事業の中身については今検討しているところですが、航路につきましては7キロほど、幅30メートルほどの埋まっている部分を浚渫しようということで、今、中身について詰めているところでございます。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　あえて言いますけれども、当時、浚渫した後、ああよかったなという話だったけれども、真ん中だけ浚渫しても、すぐに両脇からきてしまうんですね。すぐに元の木阿弥というか、そこまでいかないにしても、私の記憶では、3～4年したら、もう何となく浅くなったというような話が地元から出てきた記憶があるんですよ。

だから、幅が30メートルですか、深さはどうなのか知らないけれども、深さよりも、できるだけ幅を広げた形で土砂を取った方が、長く考

えればその方が、またやらなくて済むと思いますよ。浅くても結構だから。

相当な土砂が出てくると思いますよ。持っていく場所がどうなのかと、そっちも心配なんですよ。当時、持っていく場所がなくてね。私は当時は光武県議の秘書をしていたので、一緒にずっと見て回った記憶があるんです。

そこら辺で検討方をよろしくお願いして、最後の質問に入りたいと思います。

8、佐世保市東部早岐地域の課題について。

(1) 県道平瀬佐世保線について。

早岐地域は、ありがたいことに田子の浦交差点の改良等々が順調に進んで、交通緩和が進んでいます。

(2) 早岐駅の新たな問題について。

もう一つは、長崎駅の車両基地を、ありがたいと言えばいいんですかね、迷惑と言えばいいんですかね、早岐駅に移設ということで、ひともめしたんですよ、車両基地をね。長崎の鉄道高架の関係で車両基地が行くところがなかった。あちこちで断られたと聞いていますけれど、早岐駅に土地があるものだから、早岐駅に車両基地を県の事業として移したんです。

車両基地を移すだけで、なんと50億円です。私の聞いたところによると、県と長崎市で若干出してもらった。県は、社会資本整備交付金を使ってやったと私は理解しているんですけれど、50億円かかったんですよ。

プラスして、周辺から反対が若干あったものだから、私が反対したんですけれどもね、14億数千万円の事業を県がやってくれました。はっきり言うと、花高側と海側、東西連絡通路の新設です。それから、花高側に立派な駅前広場をつくってくれた。稗田の踏切の改良もやってくれた。50億円プラス14億円ほど、65億円近い事業をやっていただいたんです。

なんとこれは、県がほとんど金を出したんですね。全部の65億円をトータルしまして、どうでしょうかね、14億円の1割は佐世保市が出しましたよね、見返り施設の1割を佐世保市がね。そして、車両基地の移転の50億円の17.5%は長崎市が出しましたよね。私はそういう記憶なんです。65%が社会資本整備交付金で、17.5%が県で、残りの17.5%は長崎市が出してくれたんです、早岐の駅のリニューアルにね。

1,300平米ほどの土地を事業としてＪＲから買ったから、多分、3億数千万円の金がＪＲに入ったと思う。ＪＲは1円も出していないんですよ。65億円の事業の中にＪＲは1円も出していない。だから、早岐駅のリニューアルを今、やってくれています。ＪＲ自体の事業でね。同じく高架をやって駅を上に乗せるとかですね。

着々と進んでいるんですが、早岐地域は、早岐支所管内では人口4万人ぐらいです。ただ、隣接の針尾、江上、宮、三川内、日宇まで入れると8万人を優に超える地域なんです。その中心の早岐駅がリニューアルされて、そして一部、田子の浦交差点の改良も行われて、少しずつ進んでいっているんですが、まだ残されたものとして、ここに書いているんですが、県道平瀬佐世保線の改良をぜひお願いしなきゃいかんかなと思っているんです。

これはなぜかといいますと、県道平瀬佐世保線という名称になっていますけれど、ずっと国道205号だった。国道205号が針尾バイパスに移ったので、名称だけ県道平瀬佐世保線となっているけれども、その重要性においては変わらないので。

昔の国道205号が、歩道だって、はっきり言って歩けるような歩道ではありません。なぜな

らば狭いし、傾斜がありますからね、歩道に。行かれたらわかりますけれどもね。

そういう問題も含めて、この県道平瀬佐世保線は、やっぱりどうにかしないといかんなという話をしているわけですが、両側にずっと家が張り付いていますから簡単にはいきません。

そこで、都市計画の区画整理みたいな手法を使って、ぜひ、県道の改良ということで県が都市計画事業としてやっていただけないかなと、これが結論なんですよ。

今、道路幅員が歩道を入れて7メートルぐらいでしょうか。3車線にしたとしても、倍の15メートルぐらい必要でしょうね。両側に商店街をはりつけるような都市計画を考えるならば、その倍の30メートルぐらいを都市計画の範疇でできないだろうかと、これが私の希望でありますが、いかがでございますでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　県道平瀬佐世保線について、以前から議員ご指摘の現道対策ということでお話は聞いております。

今回、土地区画整理事業でできないかということでございますが、議員が今ご指摘のとおり、周辺地域は非常に密集市街地でございます。施工範囲もかなり広くなるということで、移転物件がかなり多くなり、事業費がかなり多くなるというふうに考えております。

基本的には土地区画整理事業につきましては、地元の市町、または組合が行うということになっております。実施に当たって地元の同意など、いろいろ課題があろうかと思います。その点で県といたしましても、佐世保市と協議しながら解決策について今後考えていきたいというふうに思います。

○副議長(中山　功君)　田中議員―43番。

○４３番(田中愛国君)　ありがとうございますと言いたいんですが、私は、やれないわけはないと思っているんです。

なぜならば、今、佐世保駅の裏を、県道平瀬干尽線、都市計画道路としてやってもらっているんです。間もなく完成しますけれどね。もちろん西九州自動車道の下を整備するという大きな方針のもとに、市道だったところを県道でやったんですよ。県の区画整理を含めた都市計画道路、区画整理というのが一部ありましたからね、強制執行までしたところがあるわけですから。だから、やれないわけはないなと、やる気があるかどうかだなと。佐世保駅の裏と早岐駅の前では重要性が違うかもわからないけれども、重要な路線であることには間違いない。田子の浦から汐入橋まで約900メートルです。ぜひ、問題提起をしておきたいと思っています。

車両基地の移転によって、見返り事業として早岐駅は間もなく立派なものになります。65億円近くかけたわけだから、立派なものになるでしょう。しかし、もともとは新幹線の新佐世保駅がそこにできる予定だったんです。アセスも済ませ、当時の分厚い青写真がありますよ。ところが、だめになったんですね。だめになったことがいっぱいあるんですよ、佐世保市は。そういうことはちょっと外しますが、車両基地の移転で駅の東側、花高側はよくなります。立派な駅前広場もできます。ところが西側、従来の窓口、表口の西側、海岸側は何もないんです。花高側だけ、何もなかったところが立派になって、今まで窓口として使ったところは何もない。駅は上にいきますから、土地はあるんですよ、ＪＲの土地ですけれどもね。ぜひこれは社会資本整備交付金の範疇でできないかなと。

もう一つは踏切です。

駅の両側に踏切があります。稗田の踏切は改良してくれたんです。あと、汐入の踏切がある。稗田はよくなって、汐入がそのまま旧態依然なんです。花高側はやって、こちらはやらない。稗田はやって汐入はやらないというような形が、地元としてはちょっと理解できないところがあって、いろいろな話が挙がってくるんです。ぜひ考慮していただきたいと思って、終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長(中山　功君)　午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

―　午後　零時１２分　休憩　―

―　午後　１時３０分　再開　―

○議長(渡辺敏勝君)　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)（拍手）〔登壇〕　皆様、こんにちは。

諫早市選出、改革21・新生ながさきの山口初實でございます。

9月定例会に当たり、一般質問の機会をいただきました。県政に対し質疑を交わす貴重な時間であります。

今日は、私の地元の皆様も、遠方より多数傍聴に来ていただきました。特に、今年の夏は雨が多く、みかん栽培、摘花作業をはじめ、農作業が遅れがちでふくそうしている中、時間を割いていただき、ありがとうございます。

さて、「長崎がんばらんば国体」まで残り25日。関係者におかれては、いよいよ最後の準備に余念がないところでありますが、先行競技として行われたカヌー成年女子ワイルドウォーター・カヤックシングル・スプリントにおいて、西 夏樹選手が見事に優勝し、その前日のワイルドウォーター1,500メートル2位入賞と合わせ、自身通算45枚目の賞状を獲得されました。（発言する者あり）

がんばらんば国体、がんばらんば大会の選手団に、そして県民に大きな勇気を与えてくれました。西選手の栄光をたたえるところでございます。県民栄誉賞に匹敵する今日までの貢献であり、目覚ましい活躍であります。

それでは、通告に従いまして、質問を進めさせていただきます。

1、世界遺産登録に向けた取り組みについて。

(1) 明治日本の産業革命遺産について。

このたびの9月定例会冒頭の知事説明でも触れられましたが、いよいよ大詰めを迎えていると判断をいたします。

昨年の9月定例月議会以降では、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の登録から、長崎県としては大きくかじを切り、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」について先行させる取組となりましたが、ここにきてようやく産業革命遺産については、イコモスの現地調査、そして教会群については、国からユネスコへ推薦書暫定版が提出される状況となったところであります。何としても、両遺産の登録決定に県民も大きな期待をしているところであります。

関係市町との関係において、資産の保全・保存に関わる諸費用の負担及び観光客の輸送方法の確立など、一部残された課題はありますが、改めて登録に向けた知事の思い、決意をお尋ねいたします。

この後は、対面演壇席より、一問一答で進め

させていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　山口議員のご質問にお答えをいたします。

世界遺産登録に向けた取組についてのお尋ねでありますが、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」につきましては、イコモスの現地調査が来る10月4日から5日にかけて行われることになっており、平成27年度の世界遺産登録に向けて、まさに正念場を迎えているものと考えております。

一方、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」につきましては、本日午前中に開催されました「世界遺産条約関係省庁連絡会議」において、推薦書の暫定版を9月末までにユネスコ世界遺産センターへ提出することが決定されたところであります。

ここまでまいりましたのも、構成資産の所有者や信徒の皆様方のご理解と、県選出国会議員、県議会議員の皆様、関係自治体の皆様並びに幅広い県民の皆様方のお力添えのたまものであり、改めて心から厚くお礼を申し上げます。

本県に2つの世界遺産が誕生いたしますと、交流人口の拡大により、離島・半島を含む県内広範囲にわたる地域の活性化が大いに期待できますことから、平成27年、平成28年と2年連続の登録が実現するよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方でお答えをさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　まず、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の関係でありますが、ただいま知事からもご説明がございましたように、10月4日、5日に現地調査を受けるということになったところでありますが、本県の対応、準備は万全に整っているのか、まずお伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　産業革命遺産につきましては、構成資産が8件11市と広範囲にまたがり、かつ稼働中の資産を含むなど、我が国では初の試みであることから、現地調査の対応につきましても、国の主導のもと、関係自治体や資産所有企業が一体となって準備に取り組んでおります。

具体的には、国や海外専門家を交えて、本番さながらのシミュレーションを実施するとともに、アドバイスをいただきながら調査時の説明の仕方や説明資料、シナリオ等の作成などに改善を重ね、着実に準備を進めてまいりました。

調査本番まで残された時間はわずかではございますが、これまで以上に長崎市や三菱重工と連携を図り、国や関係自治体と一体となって、イコモスの現地調査に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　産業革命遺産の構成資産は、ただいまのご説明のとおり、8件11市にまたがる20資産であります。

その一つひとつの資産では、登録基準を満たせないために多数の資産がまとまった群で一つの価値ある資産と考える、日本初のシリアルノミネーション方式が採用されることになっております。その中の8資産が本県の構成資産になり、その中の2つの資産、ジャイアント・カンチレバークレーン、いわゆるハンマークレーンと第3ドッグは、いずれも三菱重工の稼働中の資産であり、世界遺産登録が企業の生産活動に影響を及ぼしてはならないところですが、対企

業との関係において、保全の枠組みがどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　産業革命遺産の構成資産のうち、民間企業が所有する稼働資産の保全手法につきましては、平成24年5月の閣議決定により、企業経営の自由度の確保と資産の保全の両立を図るため、個別の資産の状況に応じて、文化財保護法以外の法律等により管理・保全を行うこととされております。

このため三菱重工所有の稼働資産につきましては、景観法による景観重要建造物の指定、並びに港湾法に基づく土地利用規制により法的保護を図るとともに、国をはじめ、三菱重工や県・市で構成する管理保全協議会のもと、適切な保全を行うこととしております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　いずれにしても、生産を阻害しないように、全世界の皆様方に見てもらえる、長崎もＰＲする、あるいは公開をする、そういう方式・方策をきちっと確立して、今後きちっとやっていただければと思うところでございます。

いよいよイコモスによる現地調査が行われることになりまして、来年の5月頃には登録の可否がユネスコに勧告されることになるわけであります。

イコモスの勧告には4段階ございます。登録、情報照会、登録延期、そして不登録の4段階ですが、当然我が県としては、登録を目指して取組を進めているところでありますが、当局の思い、意気込みについて、もう簡単にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　産業革命遺産の平成27年世界遺産登録を確実なものとするためには、イコモスからの登録の勧告がなされることが大変重要であります。

このため、まずは間近に控えたイコモス現地調査に万全を期すとともに、調査後における追加情報の提出要請があった場合には適切な対応を行うなど、来年春に見込まれるイコモスの勧告まで、国や関係自治体、資産所有企業が一丸となって全力を尽くしてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　もう一点、今、話題になっている軍艦島の保全・補修、あるいは維持費等々についてお尋ねする予定でございましたけれども、長崎市選出の同僚議員が3日目に質問を予定しておりますので、時間の関係もありますし、重複するので譲りたいと考えます。

(2) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産の登録について。

教会群につきましては、ようやくユネスコの世界文化遺産候補として選定をされ、先ほど知事からのスケジュールが示されたとおりでありますが、その査定に向けての準備状況はどのようになっているのか、簡単でよろしゅうございます、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　先ほど知事が答弁いたしましたとおり、長崎の教会群につきましては、本日午前中に開催されました「世界遺産条例関係省庁連絡会議」で、9月末までに推薦書暫定版をユネスコに提出することが決定されました。

来年1月に閣議了解が得られるよう、ユネスコへの推薦書の精度をさらに高めてまいります。

また、長崎の教会群のイコモス現地調査に向

けては、本年の産業革命遺産をはじめ、過去に行われた現地調査の状況を参考にするとともに、文化庁や専門家のご指導もいただきながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、イコモスの現地調査までに対応が必要な資産周辺の景観整備などにつきましては、既に先行して取り組んでいるところであります。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　教会群とキリスト教関連遺産は、構成資産がそれぞれ離島にも多く点在しているわけでありますが、いずれにしても登録後の観光客体制というのが重要になってきます。交通が不便な小値賀町の野崎島の旧野首教会堂などの対策はどのようになっているのか、一例を挙げてご説明をいただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　長崎の教会群とキリスト教関連遺産の構成資産は、離島をはじめ広域に広がるため、2次交通対策などの受け入れ体制の整備が重要となります。

そのため、県では、昨年度から市町や関係団体、交通事業者等からなる協議会を設置し、観光客をスムーズに受け入れるための課題を整理しながら、対策を検討してきております。

そうした取組により、今年6月からは、旧五輪教会や江上教会をガイドの説明を受けながら海上タクシーでめぐり、下五島、上五島を周遊する「五島列島キリシタンクルーズ」の運航につながっております。

また、黒島天主堂へとつながる黒島航路については、来年12月中旬をめどに、輸送能力が強化された新造フェリーが就航される予定となっております。

野崎島のことも含め、本協議会においては、このほかにも既存の公共交通機関の乗り継ぎ活用、シャトルバスの運行、旅行会社と連携した周遊バスの運行など、さまざまな検討を進めており、今後とも平成28年の登録に向け、一層取組を強化してまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　日本の状況ですが、富士山から富岡製糸場に続いて産業革命遺産、そして、その次の教会群ということで続けば、4年連続の世界遺産登録ということになりますが、長崎県の活性化のためにも気合いを入れて取り組んでいただくことをお願いをいたしておきます。

2、教育行政について。

(1) 高1同級生殺害事件の検証と対策について。

午前中にも質疑が交わされたところでありますが、7月26日、佐世保市における同級生の女子を殺める事件が勃発しました。被害に遭われました女子生徒に対しましては、心からのご冥福をお祈りするところでございます。

まさに、起きてはいけないこと、起こしてはならない事件が勃発したところであります。

今回のケースは、加害少女から給食への異物混入、家庭内のバット殴打事件など、幾度となくサインが発せられているところでありますが、事件を防ぐことができなかった要因はどこにあるのか、教育長、こども政策局長、それぞれからお答えをいただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　事件の解明は、現在、警察の捜査、それから精神鑑定や家庭裁判所の審判に委ねられていることから、教育委員会といたしましては、学校運営のあり方を中心として、現在、検証を進めております。

特に、学校と生徒との関わりや指導、問題事

案発生時の対応、学校間での引き継ぎ、学校全体の情報共有と組織的対応などが適切であったのかという視点で、現在も関係者からの聞き取りを継続しているところであります。

学校がその時点でなぜそのような判断をしたのか、その判断は適切だったのか、他の選択肢はなかったのか等を含めて、現在、検証を進めているところであります。

教育委員会といたしましては、これらの検証を踏まえ、今後の学校運営のあり方について検討していく所存であります。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　6月10日に佐世保児童相談所に寄せられました電話相談に関しましては、児童相談所の対応の適否はもとより、関係機関との連携のあり方も重要な検証テーマと捉え、検証作業を進めているところでございます。

ただ、一般論といたしまして、子どもの問題行動について、より早い段階で正確な情報が児童相談所に寄せられた場合は、関係機関を含めた支援の幅が広がり、事態が深刻化することを防ぐ可能性が高まるものと考えております。

そのような観点も含めまして、県といたしましては、事件の再発防止に向けまして、今後、外部専門家も交えながら、しっかり検証・検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　次は、教育委員会にお尋ねをしておきたいんですが、平成4年に大久保小学校6年生の女児の同級生殺害事件がありましたが、その後、「命を大切にする教育」ということで今日まで進められたと判断をしておりますが、その「命を大切にする教育」が、ここにきて形骸化していなかったのか、制度的にどうであったのか、温もりのある血の通った教育であったのか、教育委員会としてはどのように考えられているのか、そして、どう対処されようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　教育委員会委員長。

○教育委員会委員(鶴﨑耕一君)　お答えをいたします。

これまで、過去の痛ましい事件の教訓を踏まえ、命を大切にする教育や思いやりの心を育てる教育の推進に取り組んでまいりました。

県内全公立学校における「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施や、道徳に関する授業の公開、小・中・高12年間を見通した道徳教育の推進、体験活動の実施などにより、児童生徒一人ひとりの豊かな人間性を育む教育に努めてまいったところでございます。

例えば、全国学力・学習状況調査におきまして、「人の気持ちがわかる人間になりたいと思う」という回答が、小・中学校ともに95%以上でございます。全国平均を上回っていることなど、これまで一定の成果を上げてきたというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今回の事案を受け、家庭、地域、関係機関との連携や教育相談体制の充実などについて改善すべき点がないか、これまでの取組をしっかりと検証してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　いずれにしましても、それぞれのご見解を聞いてみても、今回の事件を防ぐというのは、なかなか難しかったかもしれません。しかし、関係者の誰かが一歩踏み込めば防げた事件であると判断をします。そうでなければ、また起きることになります。

そこで、現在、再発防止対策について取り組

まれていると思いますが、午前中にも一通りの回答があっておりますが、どのような取組となっているのか、お伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　再発防止の対策でございますが、事件後、臨時の校長会、教育長会を開催いたしまして、命を大切にする教育の点検、組織としての教育が機能しているかの点検を行う等の指示を行いました。

今、申し上げたのは、緊急の対応策として各市町教育長、それから各学校の校長に対して指示をしたわけでございますが、先ほどご答弁を申し上げたとおり、現在、学校の対応について検証を進めております。

そういった意味では、総合的なと申しますか、再発防止策については、今後、その検証結果の総括を行って考えていかなければならないというふうに考えておりますけれども、先ほど教育委員会委員が答弁申し上げましたとおり、地域、家庭との連携のあり方についても、その再発防止を考える上での重要な視点になるのではないかと思っています。学校が躊躇なく関係機関等につなぐようなシステムが必要であれば、そういうことについても検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　午前中もご答弁いたしましたけれども、私どもといたしましても児童相談所の対応というのが一番大きなポイントだったと思っております。

その点につきましては、その時点での相談対応が適切であったかどうか、ほかにとり得る手段がなかったのかどうかなどについて、現在、内部検証を進めているところでございます。

その上で、その検証がまとまり次第、外部の専門家を交えました形で、専門的な立場からのご助言をいただきながら検討をしていくというようなことで、今、準備を進めているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　少し視点を変えまして、通報の義務、あるいは守秘義務の法律解釈ということについて、少し述べてみたいと思います。

私自身、当然法律に詳しくないわけでありますので、的確なことは言えないのでありますけれども、今回の事件は、加害少女が何度となくサイン、シグナルを発している状況からすると、適切な手を早い時期に打っていれば防げた犯罪であると先ほども申し上げたところであります。

1つには、児童相談所への実名での通告がなされていないことなど、いわゆる打ち手の決めがなされていない。また、学校も適切な対処ができていないということも考えられます。

要は、問題を抱え込んでしまっている。親との接触、相談がなされていない。当然家族への対応も適切さを欠いていたと言わざるを得ないのではないかと思われます。

そして、最も重要なことは、守秘義務の解釈を誤っていたのではないかと判断します。給食への異物混入、家庭内暴力、バット事件、「人を殺したい」という願望の発信など、法律でいうところの虞犯少年であったと判断をされます。

これから真の対策が図られるところですが、現行の法律でも虞犯少年に対しては、少年法第3条の3項に、「その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年は、家庭裁判所の審判に付する」とあります。名前を伏して通告をするという意味であります。

また、児童虐待の防止に関する法律では、第6条に「福祉事務所、児童相談所に通告しなければならない」とあり、その3項では、「守秘義務に関する法律を適用しない」ということをうたっているところであります。

そういう意味では、学校は問題行動を発見したら、すぐに家庭裁判所や児童相談所に通告をして助けを求めることが重要であるということを法律でも規定をしています。

先生方もこのような種々の問題を抱え込まなくても済み、負担が軽くなるところであります。

そして、大事なことは、通告を受けたら、それぞれの機関が連携をして、速やかに対応する仕組みづくりが求められているところです。

イギリスでは、州レベルで各分野の連携ができる仕組みになっていると報じられているところであります。

いま少し質問を申し上げますが、そこで、外部専門家を入れた検討会議の設置におきましては、法律に詳しい人、そして普段から子どもたちと身近に接触する触れ合いの機会の多い人、例えば、社会体育クラブの指導者とか、あるいは塾の指導者とか、そういう一般的な子どもと触れ合いの多い皆さんを加えて、実のある対策をとるべきだと判断をしますが、いかがでございましょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　私どもの児童相談所の対応を検証する検討会につきましては、先ほどお尋ねがありましたような専門的な法的解釈にたけたという観点から、少年事件等に見識のある弁護士の方をはじめ、児童福祉の学識経験者、あるいは子どもの臨床に関わる医師などに外部専門家の方に加わっていただくということで考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　私どもの検証の分についても、法律の専門家に入っていただこうと思っております。

ただ、我々は、今回の検証の聞き取りの中で、学校対応がいろいろ不備があったのではないかというご指摘を受けていますけれども、これは私どもの感触としては、守秘義務等が壁になって学校が対応ができなかったというような印象は今のところ持っておりません。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　その守秘義務の壁については、今後、きちっと法的な解釈を含めて詰めていただきたいというふうに思っております。守秘義務の壁で事を起こせないということは、やはり二度、三度起こすことにつながるということであります。

ここで、少し警察にもその関わりについてお尋ねをしておきますが、本件に関しましては、警察においても重大な事件として受け止められていると判断をいたしますが、現状の取組や対策等についてご見解を、あるいはどうやられているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　警察本部長。

○警察本部長(古谷洋一君)　警察におきましては、少年の非行の防止及び保護を通じまして、少年の健全な育成を図るために巡回連絡、各種相談の受理、あるいは学校をはじめとします関係機関との連携など、さまざまな活動を通じまして少年の非行、その他の情報の把握に努めております。

そして、把握をいたしました情報の内容に応じて、補導、あるいは児童相談所への通告、あるいは事件化などの必要な対応を行っているところでございます。

今回の事件につきましては、現在、捜査中でありますことから具体的に申し上げられる状況にはございませんけれども、今後、県、あるいは教育庁の検証の状況も踏まえながら、関係機関とともに連携のさらなる強化など、この種の事案の再発防止に向けて、必要な対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　ありがとうございます。

いずれにしても、二度と起こさないためにも、先ほど申し上げられましたように、学校や関係機関と連携して、アドバイスも含めて警察の立場からぜひお願いをしておきたいと思います。

最後に、これは知事にお尋ねをしておきたいんですが、本件に関しましては、いわゆる法律に関してお互いによく知らない、周知しないままに今日に至っているのではないかなという気がしているところであります。

そういう意味では、教育関係者とか、県の職員に、いわゆる法律に詳しい法曹資格者を配置して、県職員とか、教育関係者に自信を持って対処させることが重要であると思いますし、これを本当にきちっと制度化すべきであろうと思います。

午前中の答弁をちょっと聞いてまいったところ、制度としてはあるようなんですが、やはり周知されてないのではないか。要するに知らなければ、これは何にもならないわけでありますので、職員なり教職員が安心して仕事ができる関係をつくる、そういう法律にたけた配置ができないのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　さまざまな業務を進めていく際に、純粋に法律的な関係から専門的な意見、指導を伺うような場は多々ございます。

そういう意味で、それぞれの分野に応じて、必要性に応じて法律の専門家等も設けており、県においても顧問弁護士等を設けているところであり、その都度、その都度、相談をさせていただいております

午前中にもご議論がありましたけれども、それぞれの現場、知事部局、あるいは教育の現場において、やはり身近に何でも相談できるようなワンストップの組織というのが必要ではないのかなという思いも持っているところでございます。この間ご議論がありましたけれども、要対協（要保護児童対策地域協議会）等については、それぞれの分野の専門家もお入りいただき、しかも守秘義務も厳重に課されているという状況でありますので、そういった組織の運用のあり方等も含めて、やはりこれから十分検証・検討を行っていく必要があるものと考えているところであります。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　本件のような事例は、他県には余りないんですが、例えば大津事件等々に関しましては、それぞれの専門家をきちっと配置して対策をしたということも聞いておりますから、参考になされて、もう二度も起こした、三度は絶対起こさないという強い決意で、きちっとした血の通った対策をやっていただきたいと思うところであります。

(2) 不登校について。

国は、2013年度、11万9,617人の不登校があって、ずっと減っておったんですが、5年ぶりに増加をしたと。本県でも、中学生が160人増えて1,034人、小学生も26人増えて184人ということで、これも5年ぶりに増加に転じてしまったわけであります。

言われるところによると、数字にあらわれるより実態はもっと多いと。要は、病気や経済的な理由以外で年間30日以上休む子どもの潜在があるということも言われておりますが、その要因がどこにあるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　平成25年度の国の問題行動調査における本県の公立学校の不登校児童生徒数は、ご指摘のとおり、現在、暫定値ではございますが、6年ぶりの増加となっております。

今回の調査を考察しますと、その背景には、本人の不安、情緒的な混乱や無気力、また、いじめを除く友人関係の問題等があり、不登校増加の一因と考えられる状況がございます。

しかしながら、不登校の要因は、環境の変化や人間関係の悩み等、多岐にわたって分析していく必要がありますので、現在、文部科学省が進めている問題行動調査の分析結果も踏まえまして、総合的に検証を深めてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　今後の改善策というものについてお尋ねしたいんですが、いわゆる不登校は見逃してはいけないものだと思います。

今回の佐世保事件も、要は不登校の時に起きているわけでありまして、そういう意味での犯罪や事故につながる要素を多分に含んでいるのが不登校と。そういう意味では、不登校にさせないための手だて対策というものが必要であるわけでありますが、今後どのように取り組むのか、お尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　現在、教育委員会といたしましては、不登校対策といたしまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、相談体制の整備など、各学校及び市町教育委員会における、いわゆる事前の不登校対策の支援を行っております。

今後、さらに、子どもの心と向き合う教育相談体制を充実させるとともに、個々の個人に応じた進路指導及び学習支援など、将来の社会的自立に向けた取組をしっかり推進していきたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　不登校に対しましては、いろいろな見解が述べられているところもあるんですが、いわゆる不登校というのは、子どものストレスが要因だという説もあります。

ストレスは、私ども大人も子どももそれぞれに持っているわけですが、それぞれのストレスを持つ容量といいますか、その器が異なると。そういうことで、その容量を超した時に、子どもにとってみれば、それが不登校につながっていくということ、そこに大きな要因があるというふうに言われているところであります。

そこで、これはネットでちょっと調べたんですが、ストレスコーピングストラテジー、いわゆるストレスへの対処方法としての一つには、そういうストレスの器、ストレスの保有限度を上げてやらなければいかんというのが一つ。もう一つには、ストレスの逃げ道をつくってやらなければならない。そして、一番大事なことは、ストレスがたまらないようにすることだと言われております。

そういうことも参考にしながら、釈迦に説法かもしれませんが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。答弁は要りません。

(3)　全国学力テスト結果について。

これも午前中に議論がありましたので簡単にいきますが、全国学力・学習状況調査につきまして、長崎県の結果概要が今、公表されましたが、全国平均に比較しまして、小・中・高ともに昨年に引き続き、全科目下回っております。この結果をどのようにとらえているのか、お尋ねします。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　全国学力・学習状況調査の各教科の正答率につきましては、議員ご指摘のとおり、小・中学校ともに全国平均を下回っております。特に、「根拠をもとにして自分の考えを書く」ことに課題がありました。その一方で、小学校においては、全国平均との差が縮まるなど、改善傾向も見られております。

また、本県の子どもたちは、「人の役に立ちたい」、「いじめはどんな理由があってもいけない」などの規範意識が極めて高く、朝食の摂取率等の学力を支える生活習慣につきましても、良好な状態を維持していると認識をしております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　我が長崎県が必ずしも全国トップでなければいけないということは申し上げませんが、少なくとも、小・中学校の国語、算数、いわゆる8科目のうち、いずれかなりとも全国平均を上回って、何とか平均レベルであると自信を持って言える状況をつくらなければならないのではないかなと。そのためには、何らかの改善が要るなと思うところでありますが、秋田県とか福井県とか、いつも全国トップクラスの県はずっとトップクラスなんですよ。長崎県は、残念なことなんですが、やはり全科目平均に満たないという状況なんですね。

どういう手があるのかなということはわかりませんが、どう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　県教育委員会といたしましても、子どもたちに確かな学力というのを身につけさせることは大変重要なことだというふうに考えております。

今回の調査の課題といたしましては、国語、算数・数学ともに、「自分の考えを適切に書く問題」の正答率が低いということが挙げられます。

そこで、日々の授業の中で「根拠を明確にして自分の考えを書く」、「学習内容のまとめを書く」などの活動を積極的に取り入れるよう、各種研修会を通して指導を行っているところであります。

また、昨年度から、「学力向上のための3つの提案」として、「できるまでこだわりを持って指導を繰り返す」、「あらゆる授業に書く活動を取り入れる」、「家庭学習の習慣を身につけさせる」ことについて、校長会や授業改善研修会等のあらゆる機会を捉え、教員の意識改革と各学校における確かな実践を強く求めてきたところであります。

このような施策を通して、県内全ての学校での学力向上の取組を支援していきたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　1つの例としてちょっと話しますが、今の子どもたちは、いわゆるスマートフォンを見る時間と学力がその時間で反比例しているという調査結果が報道されています。そういう意味では、県内の状況はどうなのかなと。

そして、そのスマートフォンに対して県とし

てはどういう指導をされているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　スマートフォンの使用率、所持率と学力の関係について、ご指摘がございましたが、学力との関係については全国の傾向と同様に、スマートフォン等の使用時間が少ないほど正答率が高いという相関関係が本県でも見られております。

学力に影響を及ぼすスマートフォン等の取り扱いや、基本的な生活・学習習慣の定着については、家庭との連携、協力が不可欠であることから、ＰＴＡ等と連携して、適切な使用等について指導をしてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　そういう意味では、要するに非常に便利なものであり、有効なものなんですから、適正な使い方とか、使用時間等については、県としてやっぱり各学校と連携を十分取っていただいて、一定の指針を示してやることが重要ではないかと判断いたしますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

(4) 教職員の採用について。

一昨年の8月定例月議会で質問をしておりまして、いずれにしても県内教職員の採用について、任用については非常に厳しく狭き門であるわけであります。近々の採用合格率、合格平均年齢、受験回数等について、お尋ねをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　本年度はまだ選考中でございますが、採用予定者数は310名で、競争倍率は5倍程度になる見込みであります。

なお、昨年度につきましては、合格者208名、競争倍率が8.4倍となっておりまして、また、合格者の平均年齢は28.2歳、平均受験回数は約5回、男女比については、ほぼ同数という状況でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　平均受験回数が、前回お尋ねした時にはたしか6回だったので、多少団塊の世代が退職をされていきますので、少しは緩くなってきているのかなという判断をいたしますが、長く臨時的任用職員をやっておられる方もいらっしゃるので、そこを考慮する免除制度について、きちっと明確にはなっておるんですが、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　教員の選考試験については、専門性や適性を見極め、人物を重視するとともに、さまざまな経験や資質を持つ者を採用するよう改善をしてまいりました。

お尋ねの臨時的任用経験者に対しましては、一定の条件を満たしまして、かつ優秀と認められる場合、試験の一部を免除するという制度を設けております。

本県の公立小・中・高等学校、特別支援学校に教職員として臨時的に任用されている者で、過去5年間において3カ年以上臨時的任用等教員を経験し、優秀と認められる者については免除をしているという状況でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　私が質問で少し違うことを述べたような気がします。いわゆる平均合格率は8.4倍で、受験回数が5回ということでしたね。前は6回だったと思っています。

次に、この考え方の世界なんですが、本採用でなくて、臨時採用で十分に教職員としての務めを果たしておられる人がおられるわけです。そういう意味では、5回も6回も7回も8回も、い

わゆる複数回の受験者への現場経験をもとにした加点措置というのがあっていいのではないかなと思うわけでありますが、どうお考えでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　議員ご指摘のとおり、現在、臨時的任用職員として現場に立っておられますので、その現場での実力と申しますか、それについては各学校の校長先生方で判断ができるというふうに思います。そういった意味で、先ほど申し上げたとおり、優秀と認められる者については、一部試験を免除しているわけですが、やはり一般の受験者との均衡、地公法上の関係もございますので、非常な優遇というのはそこの均衡上やはり難しいと思いますし、一定現場経験だけでなくて、やっぱり専門知識がどの程度あるかということについては的確に判断をするための試験が必要ではないかというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　要は、教育というのは点数を上げるだけの教育ではなくて、人間関係の血の通った教育をさせるためには、やはり経験というのは必要になってくると思います。

そういう意味では、そこのところを救ってあげるような適正な、今の先生方も立派な方ですけれども、そういうことを考えてやる仕組みが必要になるんじゃないかなと思います。これは今後の検討課題にしていただければと思います。

3、高齢化社会における諸対策について。

(1) 認知症対策について。

今、高齢化社会を迎えました。そういう状況下で、認知症をめぐる深刻な実態が、今、明らかになってきていると言われています。

今朝の長崎新聞の第一面も認知症に関わる案件であります。行方不明と身元不明等々の関係もあるわけでありますが、2012年時点で認知症の高齢者が462万人と推定をされておりまして、行方不明者の警察への届けは2012年が9,607人、2013年が1万322人ありまして、その多くは保護はされております。2012年に359人、2013年には388人の死亡も確認されたと報道されています。

そういうことで、長崎県の状況はどうなのかなということでお尋ねをしておきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　本県においては、6月に実施いたしました市町の調査によりますと、認知症の疑いで身元不明のまま施設等で保護されている方は確認されておりません。

また、認知症が原因で行方不明者になった方は、県警察本部の調べによりますと、平成25年の1年間で36名とお聞きしております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　長崎県はそれほどでもないかと思いますが、いずれにしても長崎県としても、もう待ったなしですね、高齢化社会を迎えるのは。大体ここにもその予備軍がかなりおるわけなんですが、地域によっては、今後、長崎県は、現実的にお年寄りしかいない地域集落が発生しようとしています。当然、認知症による徘徊などが頻繁に発生する状況も予想されるところであります。

「安心して徘徊できる町」をスローガンに掲げる大牟田市のようなまちづくりが、今後、全国的にも必要になってくるのかなという感がしますが、併せてＳＯＳネットワークの設置というものも今後必要になってくるのではないかと

思いますが、どのようなお考えなのか、長崎県としてどう考えられているのか、お尋ねします。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　ただいま議員の方からお話がございました、行方不明者の情報を希望する市民の方にメール配信している大牟田市の取組が全国的に非常に注目されているところでございます。

本県におきましても、一部の市町でＧＰＳを活用した取組が行われております。したがいまして、今後は、県内各地域の実情に応じた、そういう徘徊を防止するシステムにつきまして、市町と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　そういう面で、今日の新聞で若年性の認知症もかなり増えているとも言われておりますが、認知症に対する一般の理解というのは、昔と比べればかなり変わったと今言われております。みんなが病気だと正しく認識をしていない状況もあるわけでありますが、誰でもなる可能性があるわけです。

そういう面で、みんなで見守り、支える地域づくりが求められているところでありますけれども、県の考え方、いわゆる地域をどのように指導していくのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　県では、認知症につきまして正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成を進めております。平成26年6月末現在で、県下に5万3,741名を養成いたしております。養成していただくと、このリングがもらえるようになっております。

また、県職員が率先して認知症に対する理解を深めるため、管理職を対象としたトップセミナーや、新規採用職員研修などを実施するとともに、一般県民向けに県政出前講座を開催しているところでございます。

さらに、県では、「認知症サポートリーダー」を養成し、これまで県下に114名の方がそれぞれの地域で見守り活動に携わっておられます。

今後とも、地域の見守り体制づくりを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　いずれにしましても、これから高齢者はどんどん増えていく、いわゆる少子・高齢化が加速をしている状況でありますので、やはりそれぞれの地域に若い人がいない中で、高齢者の街ということになると、やはり一人では支えきれないわけです。地域でしっかり支える仕組みをつくっていただかなければならない。そのために、今後、知恵と汗をかかなければならないと思いますので、ぜひよろしくお願いしておきたいと思います。

4、道路行政について。

(1) 県央地域幹線道路の早期整備について。

国体が間もなくはじまるわけであります。今からお尋ねをするのは、「おもてなし」の道路行政という意味合いでお聞きをしますので、よろしくお願いします。

まず、国道57号、いわゆる207号との小船越交差点の改良につきましては、今、国の直轄事業で随分長期間にわたって工事が今進められているところですが、少しは国体前になってよく

なってきているかなとは思うんですが、今日は地元の人たちもいっぱい見えております。今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　小船越交差点の件でございます。

今、議員お話のとおり、国の直轄事業で交通の円滑化と安全性の確保を目的とした交差点のコンパクト化が現在進められているというところでございます。

先ほどお話にあったように、国体の関連で行っておりますが、国体開催までには、現在、暫定的に設置されている信号機の移設を含めて、交通に支障のない形で工事が概成するというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　ちょっと語尾がよくわからなかったんですが、要は何をお尋ねしているかというと、国体までに終わるのか、終わらないのかということであります。どうでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　概成すると聞いております。（発言する者あり）

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　わかりました。

しっかり終わらせるようにやらないと、あそこはいろいろ申し上げましても、長崎県の一番の交通の要衝になっているわけですよ。

土木部長は来られて、まだ日が浅いので、ちょっと現場を見ていただければ十分わかりますが、ぜひよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、国体に関わる交差点及び歩道橋の整備促進について、お尋ねします。

一問一答であるとすれば、1個ずついきます。

まず、栗面交差点の改良状況、いかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　栗面交差点の改良状況です。

これは国体のメイン会場の周辺の件でございますね。これにつきましては、交差点改良ということで、国体が開催するまでには完了いたします。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　栗面交差点は、天祐寺前から栗面交差点の間が3カ所、今、工事をされておりますが、大分進んできています。そういう意味で、あと20日ばかりありますので、しっかり頑張っていただきたいと申し上げておきます。

あと、木床橋の交差点の改良促進についても、一通りアスファルト工事等々にかかっておりますから、完成の域にきたのかなと思いますので、ここはもう見ればわかりますから、ご答弁は要りません。

もう一つ、一番大事なところですが、諫早駅から県立総合運動公園陸上競技場までの歩道の整備が今進められています。しかし、ここは他県から多くの皆さんが来られる場所になります。そういう意味では、国体までに完成をさせなければならないというふうに思っておりますが、めどがつくのか、見通しについてお伺いをいたします。（発言する者あり）

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　今ご指摘の点は、207号の宇都工区ということだと思います。

ここにつきましては、駅からメイン会場にな

る競技場まで、国体開催までには最低限歩道の整備は全てつながるということで現在進めております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　ぜひ全力を挙げて頑張っていただきたいと思います。

次に、国道207号の関係です。いわゆる未整備区間の関係と2つお聞きします。

まず、今、佐瀬工区については、毛首から崎辺田まで平成29年度完成予定で工事が進められております。その進捗状況、完成見通しについて、もうこれは簡単に決意をお聞かせください。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　これまで佐瀬地区につきましては、舟津地区、白岩地区、五十石地区、全体の整備を進めておるところでございます。

今年度末には五十石地区の160メートルが完成の予定となっております。引き続き工事を促進し、平成29年度の工区全体の完成を目指してまいります。

残る未着手区間の整備につきましては、現在、佐瀬工区の整備の進捗は2割ということで、今後、その状況を見ながら検討していくということで考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　未整備区間の関係で、もう一つ大事な部分、いわゆる五十石工区の先にあと諫早市外に3キロ、長与町に入って3キロ、合わせて6キロぐらいの未整備区間があります。それは大村湾をぐるっと1周した中の未整備区間はあと6キロなんですよ。そこをやはりきちっとやらなければいかんということで、土木部長は今回来られたので、まず現場を見ていただくことの要望が1つ。

そして、もう一つは、やはりトンネルでやらなければいかん部分があると思っておりますから、そのことを含めて、予算措置も含めてしっかり検討をしていただくと。そして、ちゃんと国に申し上げて、あと残りをきれいに、生活道路であり産業道路である207号の未整備区間をやっつけてしまうと。それは、土木部長が今回こっちに来られて、しっかりした仕事の中で進めていただければと思うところですが、何かご見解があれば、お伺いをします。（発言する者あり）

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　現場の方ですが、私は一度見てまいりました。

先ほどちょっと申したとおり、今やっている工区につきまして、やっと用地買収をこれからするという段階ですので、一応そこを見ながら、次の整備について考えていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　一応平成29年度までが、当初着工した時の見積もりになっているんです。ですから、あと3年ぐらいになるわけですね。だとしたら、次の工区をきちっと準備をしておかないと、すぐに間に合わんという意味で申し上げておりますので、そのことはもうプロですから、十分ご承知のところですから、ぜひご配慮いただきたいと思います。後で十分現場を見ていただいて、ご判断いただきたいと思います。

それから、もう一つ、次に基幹農道の伊木力第3地区の整備促進についてお尋ねしますが、230年の歴史と伝統を誇る伊木力みかんの産地の活性化に向けて、基幹農道伊木力第3地区の整備が始まったところでありますけれども、現

状と見通しについて、お尋ねをします。

○議長(渡辺敏勝君)　農林部長。

○農林部長(上田裕司君)　伊木力第3地区は、平成25年度より事業着手をしており、これまで路線測量と実施設計を終え、本年5月に路線計画につきまして、地元地権者の皆様へ説明を行い、ご了解をいただいたところであり、今年度中に用地取得のための用地測量を終える予定であります。その上で、平成27年度に地元地権者のご協力をいただき、用地取得を行い、同年度中の工事着手を目指しているところであります。

なお、現時点での工事完了は、平成33年度を予定しているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　次に移ります。

5、ＩＳＦネットライフ誘致進捗状況について。

(1) 誘致にかかわる環境整備及び誘致時期等見通しは。

長崎県の大きな課題は、知事の最大の政策テーマ「県民所得の向上」であるわけでありますが、その解決に向けた道筋は、やはり雇用の確保です。

障害者雇用に向けた取組として、ＩＳＦネットライフの誘致促進を図ろうと産業労働部を中心に、福祉保健部との連携で今進めてきていただいているところでありますが、最新の進捗状況、取組について、お伺いします。

○議長(渡辺敏勝君)　産業労働部長。

○産業労働部長(松尾英紀君)　ＩＳＦネットにつきましては、障害者をはじめとして、就労が困難なさまざまな方に対し、雇用の場を提供する事業を全国的に展開されている企業でございます。

本年6月に、同社の勧めで新潟県、静岡県のモデル事業所を訪問いたしますとともに、現在、長崎の対象物件についての情報収集を行い、関係団体等との意見交換を行っているところでございます。

また、同社の担当者の本県への視察につきまして、現在、調整を行っているところであり、引き続き同社に対しまして、本県への進出を強く働きかけてまいりたいと思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　山口議員―17番。

○１７番(山口初實君)　本県が取組を進めていただいてもう5年になりますので、あとはもう具体的な規模、場所等々について先方ときちっとした話を詰めていただきたいと思うところであります。

6、水酸化マグネシウムによる底質改善検証結果と今後の具体化見通しについて。

3年にわたって底質改善に取り組み、そのデータを持って水産庁に報告をしましたが、今後の見通しについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　環境部長。

○環境部長(立石一弘君)　検証結果につきましては、さきに開催しました評価会議におきまして、毒性の強い硫化水素の発生が抑制されると、底質改善に一定の効果があるとの評価を受けたところであります。

この結果をもとに、去る7月16日に水産庁と事業化に向けての協議を行いまして、改めて効果の持続性であるとか、生態系への影響等についての指摘があってございます。

今現在、水酸化マグネシウムの製造企業が提案した底質改善技術の実証事業が行われておりますが、そういったものも踏まえて、改めて国との協議を行いたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　これより、しばらく休憩

いたします。

会議は、14時40分から再開いたします。

― 午後　２時３１分　休憩 ―

― 午後　２時４０分　再開 ―

○議長(渡辺敏勝君)　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)（拍手）〔登壇〕　大村市選出、改革21・新生ながさきの髙見　健です。

野球の4番にはホームランが求められますが、一般質問4番手には早く終わることが期待されます。

皆様のご期待に応えられるよう一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の大雨による被害は、日本列島全土に及び、とりわけその中でも広島市の土砂災害では、死者・行方不明者が84名の大惨事となりました。

お亡くなりになりました皆様、並びにご遺族の皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。

最近の災害に共通しているのは、ゲリラ豪雨が深夜、就寝の時間帯に及び、避難できず大災害になったことです。事前の情報は被災者に十分に届いていたのか、昼間の時間帯での避難は考えられなかったのか等々、災害後の検討がしばしばとなっています。

「災害は忘れたころにやってくる」という言葉は、人間のおごりや高ぶりが大災害を引き起こすと言っているんだと思います。私は常々臆病でありたいというふうに思っています。なぜなら、そのことこそが被害を最小限度に抑える術だと考えるからです。人の生き方はそれぞれですが、神仏を超えた自然の力が全ての人に謙虚さを求めていると感じるのは私だけでしょうか。

少々前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

執行部におかれましては、簡潔、明瞭なご答弁をよろしくお願いいたします。

1、石木ダム建設について。

知事は、今後の展望をどのように考えられているか。

石木ダム建設は、計画から40年余の歳月と、途中、機動隊導入等の経過を経て、昨年9月に事業認定告示を受けました。これまで中村知事は、地権者との協議による解決を最優先に取り組んでこられましたが、9月8日の期限切れを前に、佐世保市、川棚町の3者で県収用委員会に対して裁決申請を行われました。知事の心中もさぞかし複雑なものがおありと拝察されますが、現在の率直なる心境と、今後の展望をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　髙見議員のご質問にお答えをいたします。

石木ダムの建設についてのお尋ねでございます。

石木ダムにつきましては、川棚川の洪水被害の軽減及び佐世保市の安定的な水源確保による県北地域の振興を図ってまいりますためには、必要不可欠な事業であると考えております。

これまで、既に8割の地権者の皆様方の苦渋の選択によりご協力をいただいていることから、早期完成は喫緊の課題ともなっているものと存じます。

残る地権者の皆様方とも話し合いによる解決に向けて努力を重ねてまいりましたが、今月5

日には裁決申請の期限を迎えることから、ダム建設に必要な用地の一部について裁決申請をさせていただいたところであります。

しかしながら、地権者の皆様方とは、任意での話し合いによる解決に向けて、職員による戸別訪問や生活相談所の開設など、今後とも、あらゆる機会を捉えてご協力がいただけるようしっかり対応してまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　午前中の田中議員の質問に対しても任意による話し合い、協議を行っていくというふうなご答弁があっておりますけれども、一部について裁決申請をされた、以後の分についても、基本方針として任意による協議を行っていくというふうな方針が示されております。

これまでの中村知事のお考えは、ずっと一環して話し合いによる解決というふうなことを追求されてまいりました。この姿勢については評価をするところでございますし、今後につきましてもその方針を忘れず、しっかりとお取り組みをいただきたいというふうにお願いを申し上げておきたいと思います。

石木ダム関連の質問をこれから幾つかさせていただきますけれども、私の質問は、私は実は30年間水道事業体に勤めておりまして、20代の前半に佐世保に行った時には、同じ佐世保の水道の方々と話をしますと、石木の問題がちょうど取り上げられたころ、最初のころ、いろいろと悩みなども、あるいは現状なども聞いてきたところでございました。そういう立場から、現在、私なりに幾つか疑問を持っています。そのことを質問として挙げました。ですから、執行部には、私を説得するというふうな、そんな立場でご答弁をお願いしたいというふうにあらかじめお願いを申し上げておきます。

2つ目に、佐世保市における水事情予測と雨水利用の現状はどうなのかということなんですが、水資源の有効利用を促す「雨水利用推進法」、それに水資源の保全を目的とする「水循環基本法」が制定をされ、本年5月に施行されました。限りある貴重な資源として改めて見直されたことに、粘り強く取り組まれてまいりました、全国の水道労働者の皆さんにも敬意を表するものでございます。

世界を見ても水は貴重で、水を巡る争いが各地で起こっています。限りある資源を有効に使うこと、公共財として、「流す」から「ためる」思想、これからの時代に最もふさわしい考え方であると思います。

平成6年から平成7年にかけて大変深刻な渇水に見舞われました。県の内外で渇水の影響を受けましたが、とりわけ佐世保市は深刻で、水道施設の問題に加え、地形的、そして対処策なども加わって長期化と財政問題にまで発展をいたしました。

あれから20年余が経過する今日でありますが、この間、石木ダム建設には進展が見られず、市水道局の努力が随所になされ乗り切ってこられたのだと思います。

その中で雨水利用や中水道などの取組もなされてきたと思いますが、水量的にどの程度が利用されているのか、現状をお伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　環境部長。

○環境部長(立石一弘君)　佐世保市によりますと、中部下水処理場や針尾下水処理場などで処理された再生水が、水洗トイレの洗浄水や散水用として利用され、水量的には、把握されたも

ので、1日当たり約550立方メートル利用されているというふうに聞いております。

また、雨水の利用量につきましては、把握されておりませんが、主な公共施設では、佐世保市立総合病院をはじめ8施設において雨水の利用がなされているとのことでございます。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　再生水で550トン、それから雨水で8施設というふうなご報告がございました。雨水利用についても、あるいは再生水についてもコストがかかるというようなことで、あまり進みにくいんだろうと思っていますが、そういった中でも、しかし、街部、繁華街といったところで中・再生水利用といいましょうか、中水道、こういったことは今後もやっぱり進めていくべきだろうと思いますし、佐世保市にとっては、今後ますます期待されるところではないかと思っていますので、そういったところをぜひ期待をいたしたいというふうに思っています。

次に、石木ダムの建設で、佐世保市が新たな水源として求められている水量は、日量4万トンでございます。石木ダム建設で得られる4万トンの水が、人口予測と比べて果たして妥当かどうか、1人が1日に400リッターの水を必要とした場合は、約10万人に行き渡るというふうな計算になりますけれども、今申し上げました400リッターという水は非常に多いんですよね、過大です。実際には250リットル程度で計算をするんですけれども、それで計算をしますと、16万人分に相当すると、これだけ4万トンというのは大きな水量なんですね。

ですから、今日の佐世保市の人口減少、あるいはこれから期待をされている企業誘致、防衛施設の充実、あるいは下水道の普及、こういった人口増に伴うであろう、あるいはまた、使用水量が伸びていくであろうというふうな、こんなことも考慮されているわけですけれども、しかし、どう考えても16万人分というふうに計算をした場合には、過大すぎるんではないかというふうに思っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　佐世保市の利水計画でございます。

近年の人口減少傾向を踏まえ、平成16年度に石木ダムの開発量を日量6万トンから4万トンに下方修正しております。

さらに、平成24年度国勢調査結果により、人口予測の見直しを行っております。

水道は、生活用水以外にも店舗や工場等の企業経済活動にも使用されることから、各用途別に予測する必要があり、また、需要のピーク時に給水する必要があります。

将来の水需要に対応するため、水需要予測につきましては、水道法並びに水道施設設計指針に基づき、新規開発量を適切に算出しているものと認識しております。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　水事情予測についてはいろんな方面を考えながらというふうなご答弁であったと思いますけれども、なかなかここら辺については、川棚町に石木ダムをつくり、佐世保市に利水をするという、こういったことですから、なかなか説得が難しいといいましょうかね。例えば川棚町のダムで川棚町民が潤うといいましょうか、その恩恵にあずかるということであれば理解しやすいんですけれども、そんなことがこの問題を非常に難解にしているとい

いましょうか、そういった要因ではなかろうかと思います。

引き続き、佐世保市の計画につきましては、理解が得られるように詳細な説明に努力をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、石木にダムをつくることで洪水は防げるのかという疑問なんですけれども、石木ダム建設の根幹は治水だというふうに考えておりますけれども、今日、利水が根幹の事業に思えてなりません。石木のダム建設予定地は川棚川の下流域にあって、石木周辺に降った雨が川棚川に流れ込まないようにポケットをつくるようなものに見えて仕方がないんです。それで治水効果が果たしてあるのか。

また、石木で栽培されているのは、主に水稲です。水田は別名「自然のダム」と称されますけれども、ゲリラ豪雨に見舞われても自然の洪水調整が発揮できるように思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　川棚川の治水対策につきましては、河川改修とダムにより対応することとしております。上流の野々川ダムとあわせて石木ダムの洪水調節を行うことにより、石木川合流点下流の洪水被害の防止及びその軽減を図ることとしております。

また、議員ご指摘の水田の治水効果でございますが、川棚川の流出計算におきましては、前提条件として適切に見込んでおります。一般的には、大きな洪水には、水田の貯留効果については効かないというふうに言われております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　答弁を了といたしますけれども、一つ提案なんですけれども、石木ダムがある意味、川棚川に流れ込む時間を調節するためにできる、ポケットという表現をしましたけれども、やっぱり川棚川下流の街部、海面から陸地までの水位があまりないですよね。ですから、どれくらいの水量を考えるのかということなんですけれども、場合によっては、川棚川に放流できないと言いましょうかね、そんな事態もこれからは考えられるというか、考えなければいけないのではないかと思うんです。

そういう意味では、これからご検討いただきたいと思うんですけれども、石木ダムからバイパスで直接海に放流をする、こんな施設なども、今後構造上考えていただきたいという、このことは私の意見であり、要望にいたしておきますけれども、そんな検討もぜひいただきたいなというふうに思っています。

2、佐世保市内女子高生の殺害事件について。

調査の状況はどのように進んでいるかという質問です。

私も昨年度は文教厚生委員会に所属をしておりましたので、これまでの経過の中で明らかになっています内容を知らなかった、このことは非常に残念に思っている一人でございます。既に、緊急の文教厚生委員会を開催されまして報告を行っておられますので、詳細には求めませんけれども、今後の調査がどのように進んでいくのか、ご説明をお願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　教育委員会では、事案発生後、直ちに関係者からの聞き取りを行い、学校運営のあり方等の視点から検証を進め、一定整理したものを第1次の調査結果として提示をいたしました。

現在、引き続き、必要な聞き取り調査を行い検証を進めております。

第2次調査を取りまとめたところで、教育委員会の調査内容に足りない視点がないか、調査方法が適切であったか、などについて外部委員に検証していただく予定です。

さらに、検証結果を受けまして、最終的な総括を行う予定としておりますが、被疑者生徒の精神鑑定結果及び家庭裁判所の審判の時期が不明であることや、学校の対応についての提言までいただくことを考えると、具体的な時期までは申し上げられませんが、年度末までにご報告ができればと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　ありがとうございました。今回の事件を受けて自分なりに思ったのは、子どもさんの成長とともに重症化をしているなと、そんな感想を持っています。そういう意味では、つぶさに調査・検証されますでしょうから、そういったこともひとつお考えの中に入れていただきたいとお願いをしておきたいと思います

それと、調査・検証と同時に、再発防止策が求められているんだろうというふうに思っているんです。その中で、山口議員も質問されましたけれども、私が注目したのは、新聞報道では、保護者からの連絡が児童相談所の担当職員につながらなかったということなんですよね。後聞いてみますと、24時間、児相の職員がその電話対応に当たるというふうにお聞きをしました。ですから、なぜそういう状況の中でありながら担当職員に連絡がつながらなかったのか、このことを問題だなというふうに思ったんですね。すき間の部分をそういうふうに早急に埋めること、これが調査・検証と同時に、再発防止策として取り組んでいくことかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　児童相談所における電話の体制でございますけれども、現状を申しますと、児童相談所の休日相談体制につきましては、「長崎こども・女性・障害者支援センター」におきましては、土曜日、日曜日の日中に、また、「佐世保こども・女性・障害者支援センター」においては、日曜日の日中にそれぞれ児童相談窓口を開設、対応している状況でございます。

さらに、夜間につきましては、一時保護所を併設しておりますので、そこに従事する非常勤職員が電話対応するというような形の対応をいたしておりまして、その中で児童虐待の通告などの緊急対応事案を受けた際には、担当の課長へ連絡を行い、その指示のもと、担当課員が児童の安否確認を行うなど、24時間体制で対応しているというところが現状でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　ただいまの答弁は、24時間、児相の職員で対応されているというようなことでした。ただ、今回の事件を振り返ってみて、どこに問題があったのかという時に、やっぱり相談をされたその方が担当職員と話すことができなかったといいましょうかね、つながらなかったということなんですよね。

連絡された方が、今回の事件の保護者であったかどうかわからないという前提でお話をさせていただきますけれども、やっぱり電話をした時に、児相の職員とつながった。多分、「どういうご用件ですか」とか、あるいは「緊急ですか」とか、多分そんな話を、お伺いをされるんだろうと思うんですよね。ところが、相談した相手方からすれば、面倒くさいなとか、特に、今回のように、事件につながって、はじめてそ

こに問題があるとかという指摘でしたら、相談をされた方も、多分、緊急性とかを判断されてということになるんでしょうけれども、その時にはまだ事件としては起きてなかったと、そんなことで考えると、やっぱり「担当が帰っていないんですよ」と、「どういう内容でご相談されたんですか。お電話されたんですか」と言った時に、「いや、そうしたらよかですよ」というような格好で途切れるというか、つながらない場合がしばしばじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、そういうふうな内容で、今回もひょっとしたらあったのかもしれない。だとすれば、つながるように、どんなふうにマニュアル化をしてやっていくのかということ、このことが大事だというふうに思います。これは児相の職員たちだけに求められるものではなくて、相談をする人にとっても、窓口というか、電話相談の状況があるんだということを少しは知っておく、その上で連絡を取るというようなことが大事ではなかろうかな。電話をすれば話をして、担当職員に必ずつなげることができると、そのことをあらかじめ知っていただくような、そんな取組などもやっぱりしておく必要があるのではないかと思っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　実際のやりとり等々についてはマニュアル等があるかと思いますけれども、今のご指摘を踏まえて、どんな形のものが現実的には必要なのかというようなことについても、また、検証の中身でも触れる部分になるかと思っております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　そのことについてはお願いをいたしておきます。

それから、先だって自宅の方に、「市民の人権擁護の会　日本支部」という団体から封書が届きました。議員の皆様のお手元にも同様の封書が届いているものと思いますけれども、ちょっとその文中を読み上げたいと思います。

それには、「海外で起きている銃乱射事件、国内で起きている無差別殺傷事件や不可解な凶悪事件の背景には、多くの場合、その犯人が精神科の治療を受けていたという共通項があります。これは、精神障害者が危険であるという差別や偏見を助長するものではありません。治療を受けた方が皆そうなるわけではありません。しかし、同封した資料が示すよう、治療によって攻撃性や殺人衝動が高まり、結果として事件につながるという事実があり、我々はそこに向き合う必要があります。

今回の佐世保事件では、少女が、今年3月より複数の精神科病院で治療を受けていたことが明らかにされています。では、なぜ専門家に早期につながり、治療を受けていたのに最悪の事態が引き起こされたのでしょうか。特に7月には、急速に少女の状態が不安定になっています。殺人の願望を持つことと、実際に実行に至るのでは大きな開きがあります」、こういう内容で、精神科治療の影響調査を求められている内容でございました。

私も、想像もつかない今回の事件に何があったのかということを考えるわけですけれども、慎重かつ、これまでの常識で調査を進めても真実に迫ることはなかなかできないのかなというふうに思います。

要望にいたしますけれども、事の重大性に鑑み、あらゆる可能性を排除しないで、幅広い調査をお願いいたしておきたいと思います。

3、消防団の育成について。

県消防ポンプ操法大会における問題点の整理状況について。

8月3日、県消防学校において、「県消防ポンプ操法大会」が開催されました。翌日は農水経済委員会の県内視察があり、西川議員の説明で知ることになったのですが、操法開始直後に、ギアを入れたままエンジンをかけ、車が車止めに乗り上げるミスをした、ホースも落下した。審査員から危険と判断されたが、失格規定には該当せず、異例のやり直しとなり、ミスをしながらも壱岐市消防団が優勝したということでございました。

大会に参加した消防団員からは、審査内容に疑問の声が寄せられるとともに、次回からは参加しないとの声も出てくる始末だったということでありました。

大会に向けては、県内、各消防団がプライドをかけて、半年以上も前から厳しい訓練を続け、また、消防後援会も選手の世話等に、これまた全力で当たって臨まれていますから、単なるミスでは済まされないと思います。

8月27日、県消防協会は、理事会と幹部理事会を開き、当初の審査結果どおり、壱岐を優勝チームとすることを確認したとのことですが、団員の不満は解消されていません。私のもとにもこのような相談が寄せられているわけでございます。団員の統率が要求される現場において、このような事態は極めて重大でございます。

そこでお尋ねしますが、「失格規定に該当せず」とありますけれども、失格規定はどのような内容になっており、また、今後どのように理解を求めていこうとされているのか、お伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　去る8月3日に県消防協会と共催で開催しました、「長崎県消防ポンプ操法大会」におきまして、多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことは、まことに申しわけなく思っているところであります。

お尋ねの失格の要件でありますが、長崎県消防ポンプ操法大会審査要領等に明記している、「隊員に不測の事故等が発生し操法の続行が不可能と認められる場合」、「操作開始時にエンジンがかからない場合」、「不正工作をした場合」の3点が失格の要件であります。

今回、ポンプ車が乗り上げたことは、このいずれにも該当しなかったことから、当日、審査長が失格ではないと判断したもので、8月7日に開催された消防団長からなる臨時の理事会で失格に該当しないということを説明し、了承されております。

次に、今後の消防団員への理解を求める件でありますけれども、今回の操法大会の審査経過について、消防協会長から、県下の消防団長に文書で通知し、団員の方々に周知を図っていただくようお願いしております。

また、失格の要件について、審査員と出場チームをはじめ各消防団員の認識とに相違があったことなどの問題点がありまして、今後、これらの問題の改善を図るなど、次の大会に向けて対応してまいります。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　ご答弁がありましたように、失格規定をもう少し団員の皆様方にも理解をされるような、周知されるような、そういった内容での見直しというか、そんなものをされるということですから、ぜひそのようにお願

いをいたしておきます。

次に、消防活動を支援する会社に対する県の対応について。

消防団員の不足が危惧されますけれども、昔の1次産業中心から、2次・3次産業に移行した今日は、勤めの傍らに消防・防災活動に参加する団員がほとんどの状態にあります。

そこで、基礎自治体である市町が協力事業所に対して支援を行っている、また、国の方でも支援を考える動きがあるとも聞きます。我が県は離島・半島地域を抱え、団員の確保もなかなかに厳しいと思いますけれども、県におかれても何らかの支援策は考えられないか、お伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　消防団員は、他に本業を持ちながらも、郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っておりまして、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割は大きいところでありますが、本県の消防団員に占める被雇用者の割合は年々高くなってきており、本年4月1日現在、68%であります。

このような中、消防団雇用事業所の消防団員が出動しやすい環境を整備するためには、事業所の理解と協力を得ることが不可欠であることから、県では、社会貢献事業所として、市町長が顕彰する「消防団協力事業所表示制度」の全市町への導入、消防団協力事業所数の拡大促進に努めるとともに、事業所に対する知事表彰などを行っております。

なお、消防団協力事業所表示制度の全市町導入については、平成27年4月1日までには達成できる見込みとなっております。

また、県の建設工事入札制度の中で、総合評価落札方式の評価項目におきまして、加点対象といたしております。

今後、まだまだ取り組むべきものがあると考えておりますので、他県の事例も参考として、事業所に対する支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　今の入札の総合評価方式の中で加点という格好で、協力事業所にはやっているんだというお話がございました。入札の中で加点をされたとして、どれくらいの協力事業所の方々が落札をされているのかというのは、ちょっと疑問に思うんですけれども、そこは通告をしておりませんので、自分の疑問ということだけで申し上げますけれども、ぜひ結果に反映されるような、そんなことをできるだけ求めたいなと思いますし、知事表彰につきましても、多分、幾らもかかるもんじゃないでしょうから、ぜひそういったものについてはどんどんやっていただいて協力企業を増やしていただく、こんなことをぜひ今後もご検討いただきたいと思います。

次に、女性消防団員の確保対策について。

女性消防局団員が、現在250名程度、県全体の消防団員の約1%強というような数字になっています。

先ほど言いました、団員が不足するような状況がございます。本土では、現場への出動はほとんどありませんけれども、離島部では、一部に限って、要するに、消防団員が近場にいない時、女性の方が代わって消防活動に参加をされると、そんな地区もあるやに聞いております。やっぱり現場での負傷者の応急処置とか、こういったことなども女性消防団員の存在というのも貴重なのではないかと思っています。

今後、女性消防団員の確保対策について具体的な方策があれば、お伺いをいたしたいと思っているんですが、それと同時に、できれば、今言いましたように1%強、数値目標を掲げられて、例えば3%なり、5%なり、やっぱり女性消防団員を入れようよと、つくろうよと、そんなことも大事かなと思っていますので、そこら辺についても、具体的に答弁があれば、お伺いしたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　県下の女性消防団員は、本年4月1日現在、256人で、消防団員2万201人の約1.3%を占めております。

女性消防団員の活動としましては、議員が今お話されたとおり、一部の離島におきましては、火災時には初期消火活動を行っているところもありますが、多くは火災予防の啓発などの広報活動や救急講習の指導補助などを行っているところであります。

女性消防団員の確保対策でありますが、県では、全世帯向け広報誌やＦＭラジオ等の広報媒体による女性消防団員の活動紹介や、消防団員加入促進事業を活用した女性消防団員の全国女性消防操法大会の視察研修などに取り組んでおります。

今後は、これまでの取り組みを推進するとともに、今年度、県のホームページに女性消防団員の活動紹介のページを新設するなど、女性消防団員の確保対策に努めてまいります。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　ぜひお願いをいたします。

4、世界遺産センター整備について。

基本構想策定検討委員会の検討内容とスケジュールについて。

新聞報道によりますと、県は検討委員会を組織して、来年3月までにセンターの機能や規模、設置場所などを議論して基本構想をつくり、知事に提言するとのことであります。いよいよ「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録が間近に迫ったなとの思いを強くいたしております。

そこで、今考えられている基本構想策定検討委員会で検討される内容とスケジュールについて、お示しいただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　世界遺産センター（仮称）基本構想策定検討委員会では、センターに必要な機能や施設規模、設置場所や運営方法、そして県、市町の役割分担等を検討いただくことにしております。

なお、検討委員会は、有識者12名と公募委員3名で構成しており、本年度中に基本構想を策定するため、年度内に4回程度開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　この質問通告をしてから、しばらくというか、「世界遺産情報」というのが出されているんですね。9月11日、12日付でＮｏ．１からＮｏ．３が机の上に置いてありました。発行されること自体、ものすごく大事なことだなというふうに思っています。ただ、できるだけ早めにお願いしたいと思います。

9月23日に第1回の検討委員会ということで予定をされております。私も傍聴に行きながら、ぜひその検討の状況をつぶさに知りたいなと思っています。

次に、ストーリー性の検討について。

ＮＨＫの大河ドラマ「軍師官兵衛」では、禁教令が出され、伴天連追放が放映されています。小西行長、大友宗麟のキリシタン大名が登場するのですが、大村純忠の登場はありません。しかし、領主として西彼杵横瀬浦を開港し、その後、長崎を開港したのは大村純忠でございます。また、純忠は、長崎と茂木をイエズス会に寄進したため、長崎には多くの教会堂が建てられ、「小ローマ」と呼ばれるまでにキリスト教文化が栄えました。

大村純忠は、日本におけるキリスト教の歴史の中で欠かすことのできない重要な人物であります。「長崎の教会群」の構成資産以外にも、県内には多くの関連する資産やゆかりの地がございます。これらも含めて史実に基づいてストーリーをつくり発信する、このことが大変重要であると考えますけれども、これらの発掘や取組についてはいかがお考えでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　議員ご指摘のとおり、大村市は、大村純忠によるキリスト教の繁栄をはじめ、その後の殉教といった光と影を見ることができる重要な場所であります。

県としましては、「長崎の教会群」の価値に沿うような県内各地に色濃く残る「キリスト教関連遺産」を「歴史文化遺産群」として一体的に情報発信し、世界遺産の知名度による誘客効果を県内に広く波及させるような取組を市町連携のもとに推進してまいります。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　次に、センターの設置場所について。

大方、設置する市町はここなんですね。そんな意味合いだったんですが、センターの設置場所については、今後の検討委員会で検討されるとのことですので、委ねたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、国内初のキリシタン大名、天正遣欧少年使節の派遣と法王への謁見、胴塚・首塚、隠れて信仰していたと言われる仏の谷の存在など、離島の教会群をお訪ねいただくには、大村がその出発点、入口でなければならないと思います。

国の内外から飛行機、新幹線、高速道路のどれを利用されても、一番のアクセスでございます。これは私の意見にとどめておきますので、今後の委員会の中でのご検討をよろしくお願いを申し上げます。

5、県有施設（道路を含む）におけるＬＥＤの普及について。

取り組みの現状。

ＬＥＤについての評価は、既にご承知のとおりであります。大村市では街路灯がＬＥＤに代わり、町内会が負担する電気代の軽減と寿命が延長され、大変好評を得ています。器具は高いのでしょうけれども、省エネの観点から、取り組む自治体も多いと考えますが、本県の場合、どのような実態にあるのか。施設については総務部長から、道路については土木部長からの答弁を求めます。

○議長(渡辺敏勝君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　県有施設のうち、建物におけるＬＥＤ照明の設置状況ですが、県庁舎や県立総合運動公園陸上競技場、県立学校などに部分的に導入しておりまして、平成25年度末現在で設置台数は1,283台となっております。

このうち県庁舎におきましては、平成21年度から導入に取り組んでおりまして、これまで本館ロビーや新別館エレベーターホールなどの照明について、ＬＥＤ化を進めてきているところ

でございます。

今後、新しい県庁舎につきましては、環境性能にすぐれた庁舎として整備することとしておりますので、行政棟、議会棟、警察棟に設置する照明器具のうち、約9割はＬＥＤ照明とすることを予定しております。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　道路施設の状況について、私からお答えいたします。

照明灯の新設や更新の際には、平成23年度に国が示した「ＬＥＤ道路・トンネル照明導入ガイドライン」に基づき、ＬＥＤ照明の導入を進めているところでございます。

現在、県が管理している道路照明灯やトンネル照明灯は、約1万8,500灯ございます。そのうち約4%、682灯がＬＥＤ照明となっております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　施設については、今後も計画的に行っていただきたいとお願いをいたします。

道路については、わずか4%という普及になっていますので、自治体の中にはリース方式で取り組む、そんな自治体もあるやに聞いています。ＬＥＤ化導入による節電とリース方式による低減分を原資に、さらにＬＥＤ化を進める方式だというふうに伺っておりますけれども、この方式も含めて、やっぱり4%をもう少し、飛躍的にとは言いませんけれども、しっかりと普及させていただきたいなというふうに思っているんですが、今後についてのお考えをお示しください。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　道路照明灯やトンネル照明灯のＬＥＤ化につきましては、議員ご指摘のとおり、経済的でありまして、環境にもやさしいということでございます。今後、技術革新や価格の動向などを考慮しつつ、計画的に推進してまいります。

議員ご指摘のリース方式につきましては、現在のところ、導入の予定はございませんが、他県の事例を調べました。他県でもそういう事例があるということから、導入した場合の課題や効果について、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　ぜひ、そのようにお取り組みをいただきたいと思います。

6、動物愛護について。

ブリーダーと周辺住民とのトラブルの現状について。

私に寄せられた相談の中に、近所で犬を多頭飼育され、鳴き声や排泄物のにおいで困っている。保健所にも連絡して取り組んでいただいているが、なかなか改善されないとの苦情があります。犬を繁殖させ販売する、あるいは一時的に犬を預かる生業をブリーダーと言いますけれども、こうした事例は寄せられていないかどうか。また、寄せられているとすれば、どのように対応されているか、伺います。

○議長(渡辺敏勝君)　県民生活部長。

○県民生活部長(辻　良子君)　「動物の愛護及び管理に関する法律」により、ブリーダーとして登録している事業者が県内に114件ございます。

ブリーダーと周辺住民とのトラブルについては、平成25年4月以降で見ますと、2件発生しており、うち1件については、現在、指導を継続

中でございます。

このように周辺住民から相談があった場合は、飼養施設の構造や管理に関する基準に基づき、現場の状況を確認し、事態が改善するよう適切に指導を行っております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　トラブルの現状では2件というようなお話でございましたけれども、1件は取り組み中と。

最近では、家族の一員として犬を扱う家庭が増えています。少子化、核家族化が原因で、癒しの対象として重宝されているものと考えられます。ブリーダーもこうした中で増えていると思われますけれども、家族の一員として老犬の介護や霊園なども充実していると聞き、時代も変わったものだというふうに痛感をいたしています。

こうした動物の飼育や管理について定めた法律に、「動物の愛護及び管理に関する法律」があります。昭和48年に制定され、平成11年、平成17年に改正され、5年を目安に検討することを定めています。平成25年度の改正では、飼い主やペット業者の責任・義務が強化され、実物を見せないまま販売することは禁止され、飼い主は、ペットが死ぬまで飼い続ける責務があることなどが盛り込まれました。この法律の目的は、動物虐待等の禁止により、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること、動物の管理指針を定め、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することであり、改正によって、より目的を達成する状況に向かっていることが理解されます。

動物取り扱い業者は、第1種で登録制、第2種で届出制であり、両者に「施設の構造や規模、動物の種類、数、管理の方法などを県知事に提出しなければならない」と規定しておりますが、問題は、周辺住民の意向を反映されないことであると考えられますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　県民生活部長。

○県民生活部長(辻　良子君)　施設等の基準については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に定められており、全国同一の基準で販売業者の登録が行われております。

現在、県では登録の事前指導に際し、動物の鳴き声、臭気等により周辺の生活環境をできるだけ損なわないよう、飼養施設の開口部の管理、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置等、環境省告示に従い指導するとともに、周辺住民の理解を得るよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　次に、狂犬病予防対策について。

現在、日本では、犬などを含めて狂犬病の発生はありませんが、過去の経験から、また、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威にさらされていることから、万一の侵入に備えた対策として、狂犬病予防法のもと、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が行われていると承知しています。

人から人への感染はないものの、潜伏期間が1カ月から3カ月で、発症後の治療法がなく、致死率100％の狂犬病ですから、日ごろの予防対策が大変重要であります。

県は、登録犬の7割を基準として予防注射の接種を求められていますが、先ほどの私に届け

られました相談内容の一つに、予防接種をしていない犬がかなりの数に上るというふうに指摘をされています。

予防法施行規則では、「生後91日以上の犬の所有者は、4月1日から6月30日までの間に一回受けさせなければならない」とされており、全ての犬に接種されなければならないと解されますが、いかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　県民生活部長。

○県民生活部長(辻　良子君)　狂犬病予防法では、所有する犬について、生後90日を経過した日から30日以内に市町に登録を行い、また、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせるよう定められております。

また、平成12年度から、狂犬病予防法に基づく予防注射等については市町の事務となっており、本県における狂犬病予防注射の接種率は、平成25年度実績で73.87%であります。

国内では、犬の狂犬病は、昭和32年以降発生はございませんが、議員ご指摘のとおり、ブリーダーが飼養している犬についても注射が必要であり、狂犬病予防注射の徹底について、県内全市町及び公益社団法人長崎県獣医師会と協力し、飼い主等への通知に加え、広報啓発や集団注射の実施等接種を促す環境整備を図ってきたところでございます。

今後とも引き続き、接種率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　登録をするにしても、予防接種をするにしても、やっぱりお金がかかりますから、なかなか大変なんだろうと思うんですが、今、部長答弁をいただきました。そのように、やっぱり全頭接種をやっていただけるように、引き続きお取り組みをいただきたいと思います。

次に、県条例制定の考えはどうかということなんですけれども、1、2で質問をさせていただきました。法とか施行令は細かく基準を定めているんですが、しかし、周辺の方々とはどうしてもトラブルに対応できないような、そんな法のすき間というか、至らないところというか、そんなところもあるんだろうと思います。ですから、そんなところを埋めるためには、やっぱり条例を制定したり、あるいは要綱あたりを制定したり、そんな努力も必要ではなかろうかなというふうに思うんです。そうしたトラブルを解決することが動物愛護の精神を広めていく、そんなことにもつながっていくんだろうと思います。

県は、平成18年度をベースに、平成35年度までに犬・猫の引き取り数を75%に削減するような、そんな目標を掲げて取組を強化されているというふうにも伺っております。目標を達成し、動物との共存を目指す上で、法を補完する条例や要綱、そういったもののマニュアル化などが相談者に対して安心を与えるような、そんなことにつながっていくんだろうと思っていますが、そんな条例化の検討についてはいかがお考えでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　県民生活部長。

○県民生活部長(辻　良子君)　この法律は、議員ご指摘のとおり、平成12年の施行後、これまで二度の改正が行われ、動物愛護及び管理の現状に即したものとなっております。

ブリーダーの登録は、同法に定める全国同一の基準に基づき実施されております。

登録施設においても周辺住民とのトラブルが発生している場合がありますが、法に違反して

いる場合には是正するよう指導するとともに、法に違反していない場合にあっても、鳴き声や臭気等の対策を実施するよう、事業所に助言、指導を行っております。

周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼし、周辺住民との間で共通の認識となっている事態と認められる場合には、法に定められた勧告、命令も視野に適切に対応してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃいましたマニュアルにつきましては、保健所への相談、苦情等に対し早急な対応が求められることになりますので、県といたしましても、事態の改善や問題の解決が図られるよう、対応マニュアルの整備についても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　髙見議員―16番。

○１６番(髙見　健君)　この問題に取り組んでみて思ったんですけれども、確かに犬や猫、そういったものの愛護という精神も大事だと思うんですが、それを尊重するあまりに、周りの人たちの権利といいましょうか、生活環境が軽んじられる、こんなことも非常に問題ではなかろうかと思っています。

そういう意味では、動物愛護共存というこのことが必要だと思っていますけれども、そうした動物たちも安心して暮らせて、周りの人たちからもかわいがられるような、そんな環境づくりに今後ともぜひ手を尽くしていただきたい、このことをお願いして、少々残しましたけれども、期待に沿うことができまして、本当にありがとうございました。

ご清聴いただきまして、ありがとうございました。

これで終わります。（拍手）

○議長(渡辺敏勝君)　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

―　午後　３時３６分　散会　―

平成２６年９月定例会　　平成２６年９月１８日

議　事　日　程

第　９　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　議席の一部変更

３　県政一般に対する質問

４　散　　会

平成２６年９月１８日（木曜日）

出　席　議　員（４４名）

	欠　　番	
２番	川　崎　祥　司　君	
３番	清　水　正　明　君	
４番	深　堀　　浩　君	
５番	友　田　吉　泰　君	
６番	宅　島　寿　一　君	
７番	山　本　由　夫　君	
８番	吉　村　　洋　君	
９番	ごう　まなみ　君	
１０番	松　本　洋　介　君	
１１番	堀　江　ひとみ　君	
１２番	江　口　　健　君	
１３番	浜　口　俊　幸　君	
１４番	松　島　　完　君	
１５番	山　田　朋　子　君	
１６番	髙　見　　健　君	
１７番	山　口　初　實　君	
１８番	久　野　　哲　君	
１９番	髙比良　　元　君	
２０番	山　本　啓　介　君	
２１番	中　島　浩　介　君	
２２番	前　田　哲　也　君	
２３番	西　川　克　己　君	
２４番	中　村　和　弥　君	
２５番	外　間　雅　広　君	
２６番	下　条ふみまさ　君	
２７番	徳　永　達　也　君	
２８番	中　島　廣　義　君	
	欠　　番	
３０番	山　田　博　司　君	
３１番	織　田　　長　君	
３２番	渡　辺　敏　勝　君	
３３番	楠　　大　典　君	
３４番	吉　村　庄　二　君	
３５番	中　山　　功　君	
３６番	髙比良　末　男　君	
３７番	馬　込　　彰　君	
３８番	瀬　川　光　之　君	
３９番	坂　本　智　徳　君	
４０番	溝　口　芙美雄　君	
４１番	橋　村　松太郎　君	
４２番	野　本　三　雄　君	
４３番	田　中　愛　国　君	
４４番	三　好　徳　明　君	
４５番	八　江　利　春　君	
４６番	宮　内　雪　夫　君	

説明のため出席した者

知　　事	中　村　法　道　君
副　知　事	濵　本　磨毅穂　君
副　知　事	里　見　　晋　君
総　務　部　長	坂　越　健　一　君
県民生活部長	辻　　良　子　君
環　境　部　長	立　石　一　弘　君
福祉保健部長	伊　東　博　隆　君
総　務　部 秘書広報局長	金　子　知　充　君
企画振興部長	山　田　伸　裕　君
企画振興部 文化観光物産局長	松　川　久　和　君
土　木　部　長	浅　野　和　広　君
農　林　部　長	上　田　裕　司　君
水　産　部　長	下　山　満　寛　君
産業労働部長	松　尾　英　紀　君
危機管理監	佐　伯　長　俊　君
国体・障害者 スポーツ大会部長	藤　原　敬　一　君
福祉保健部 こども政策局長	平　尾　眞　一　君
会計管理者	鶴　田　孝　廣　君

交通局長	山口雄二君
教育委員会委員長	野中彌三君
教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	松尾等君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	橘髙克和君
公安委員会委員長	大井久美子君
警察本部長	古谷洋一君
監査事務局長	大串祐子君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	溝江宏俊君
教育次長	池田浩君
次長兼秘書課長	永松和人君
次長兼財政課長	古川敬三君
警察本部総務課長	福山康博君
選挙管理委員会書記長	大﨑義郎君

議会事務局職員出席者

局長	金原勝彦君
総務課長	増井直人君
議事課長	高見浩君
政務調査課長	天野俊男君
議事課長補佐	出田拓三君
議事課係長	増田武志君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○副議長(中山　功君)　おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、議席の一部変更を行います。

議席の一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定いたします。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)（拍手）〔登壇〕　皆様、おはようございます。

公明党の川崎祥司でございます。

まず初めに、先月、広島市北部で発生をしました土砂災害では、多くの尊い人命が失われる甚大な被害に見舞われました。犠牲になられた皆様へ衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様へ心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、私が所属をいたします公明党は、本年11月、結党50年を迎えさせていただきます。50年前、新たな衆望を担い立つその決意のもと、政治の行き届かない庶民の側に立ち、お一人おひとりの声に耳を傾け、改善改革を図ってまいりました。このスタンスはこれからも変わることはありません。取り上げるテーマも幾重にわたります。しかしながら、結党以来一貫して取り組んできたのは、福祉と平和でございます。

本日の冒頭、福祉行政について、そして最後は、平和行政の質問で締めさせていただきたいと思います。全部で8項目、ボリューム満載ですので、どうぞ知事をはじめ、理事者の皆様には簡潔明瞭かつ実のある答弁を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

1、高齢者の安心環境について。

(1) 地域包括ケアシステムの構築について。

今や日本は、世界一の長寿国となりましたが、一方では、これまで経験したことのない超高齢社会に直面しています。団塊の世代の皆様が全て75歳以上となる、いわゆる2025年問題に向け、高齢者の皆様が安心して生活できる環境の整備が急がれます。これを形づけるのが医療・介護・予防・生活支援・住まいサービスを総合的に受けられる地域包括ケアシステムであります。

では、この地域包括ケアシステムというもの

は一体何なのか。固定的な概念があるわけではありません。医療、介護などのサービス施設が充実した地域ならまだしも、介護施設がない島嶼部もあり、おのずと地域ごとに目指す姿が異なってまいります。

そこで、県においては、2025年を目指し、この地域包括ケアシステムをどのように具体化しようとされておられるのか。おじいちゃん、おばあちゃんが、「そりゃ、よかこと。それなら安心たい」と納得できるよう、語りかけていただきたいと存じます。

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　川崎議員のご質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムについて、十分に説明をするようにとのお話でございます。

地域包括ケアシステムは、ご高齢の皆様方が幾つになっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、お一人おひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、必要な時に必要なサービスをきちんと受けられるよう、地域の中で役割分担しながら、そのサービスを提供する仕組みではないかと考えております。

具体的には、お元気なうちには地域貢献に汗を流していただくとともに、体力維持のための健康づくりに努めていただく一方で、加齢に伴いお体が不自由になったら、買い物、ごみ出しなどの生活支援を受けることができ、さらに病気になったら、「かかりつけ医」が、介護が必要になったら、サービス事業者がご自宅を訪問するなど、ご高齢の皆様方にとって切れ目のない支援が行われ、最後まで安心して暮らし続けることができる地域づくりではなかろうかと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　ありがとうございました。今の知事のご答弁をそのまま議事録を起こして、高齢者の皆様にお配りをしようという思いでおりまして、皆様が安心していただけるようなシステムを今後具体的に構築していただくように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

さて、このシステムの構築に当たりましては、自治体が単独でできるものとは到底思っておりませんで、地域を巻き込んだ総動員、広義の多職種共同が不可欠と考えています。

そこで、大事な点は人材の確保と育成ですが、政府見解では、2025年の段階までに100万人の人材不足と指摘をされております。厚生労働省の所管の団体も介護労働実態調査によれば、既に要員を確保できない事業者が約半数を占めるとのことです。採用困難の理由に、社会的評価や賃金が低いこと、さらに離職理由も将来の見込みが立たないこと、これが主な原因と分析をしています。介護という職業の尊さや重要性、さらに処遇とキャリア形成の問題を抜本的に改革しなければ、この人材不足を解決できるとは思えません。

そこで、地域包括ケアシステムの構築に当たりまして、本県では、介護分野の人材がどの程度不足をしているのか、また、その確保についてどう手を打っていこうとされているのか、お尋ねをいたします。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　本県の介護人材につきましては、将来推計人口や高齢化率などで推計いたしますと、平成37年、いわゆる2025年には、平成24年に比べ約1万人の増が見込まれております。なお、現在、来年度から始まる

次期計画の策定作業中であり、年内には、より具体的な必要数をお示しできるものと思っております。

また、介護人材の確保は、全国的な課題であることから、国におきましても、1点目としては、マッチング強化等、入職希望者の拡大による「参入の促進」、2点目は、専門性を高める「資質の向上」、3点目といたしまして、雇用環境の改善や処遇改善などによる「環境の改善」の取組を進めていくこととしております。

本県におきましても、このような取組を見極めながら、事業者はもとより、国、関係機関、団体と連携いたしまして、積極的に介護人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　ありがとうございました。詳細は今から計画の中で明確にするということでしたが、現在のところは1万人ほど不足をするというご答弁でした。さまざまな計画を策定される中に、これを具体的にしっかりと取り組んで人材の確保、そして高齢者の皆様が安心して生活できる環境の整備にぜひお取り組みいただきたいと思います。

(2) 在宅医療について。

地域包括ケアシステムの構築に、この在宅医療の推進は不可欠です。自宅で最期を迎えたいと望む方も、家族への負担や緊急時の対応を考えると躊躇しがちであります。よって、在宅医療の本質は、日常生活の中に医療を溶け込ませる生活そのものであり、患者中心の医療サービスが展開されない限り、真の在宅医療は成立をしないものと思います。

まず、在宅医療に対する県の認識と実態はどうか。また、推進にどう取り組もうとされているのか、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　県といたしましては、在宅医療の推進は重要な課題であると認識しており、まずは各市町等において、顔の見える連携体制の構築を目指し、昨年来、在宅医療に関する協議の場の設置を働きかけてまいりました。

また、在宅医療の質の向上を図る観点から、地域医療再生基金を活用いたしまして、医師、訪問看護師、薬剤師などの多くの職種間の協働や、それぞれの職種ごとの在宅医療に関する資質向上を目指した研修会を開催するなどに対する支援も行っているところであります。

こうした動きの中から、従来の長崎市、諫早市、大村市に続き、波佐見町でも在宅医療に関わる医師の連携組織が立ち上がるなど、各地域に徐々に広がりを見せております。

一方、在宅医療の推進につきましては、住民や家族の理解も欠かせないことから、市町、関係団体と連携した講演会の開催などの啓発活動を通じて、在宅医療に対する意識の醸成を図ってまいっております。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　今、部長のご答弁、私も全く同感でございまして、加えて言うならば、住まい環境の整備が挙げられるのではないかと思います。いわゆるずっと横になる姿勢でありますし、重度になってくると、さまざまな医療器具が必要になってこようかと思います。そうなってくると、通常の住宅ではどうなのか、そう考えますと、住まい環境の整備も重要な課題となっておりますので、真摯にお取り組みいただきますよう要望したいと思います。

(3) 認知症対策について。

国内の認知症患者は、予備群も合わせて約840万人と推測をされております。昨今、徘回やそれによる事故などが頻発をしています。高齢者の安心環境の構築に当たって、認知症の対策は重要案件だと思います。まずは県内の認知症患者の実態と対策がどうなっているのか。また、そもそも認知症は治る、または進行をとめられる病とお考えなのか、お尋ねをいたします。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　厚生労働省によりますと、平成27年には本県の認知症高齢者数は約4万1,000人になると推計され、高齢者の約10人に1人の方が何らかの支援が必要になると考えられます。

本県における認知症対策は、認知症疾患医療センターなどの医療体制の整備、それから介護人材の認知症ケアの向上を目的とした研修の実施、さらに認知症サポーター養成などの地域支援体制のこの3本柱で取り組んでいるところでございます。

認知症につきましては、一部脳腫瘍など治療により発症を止められる、改善できますけれども、その多くは早期診断と治療により、その進行を緩やかにできると言われております。そのためにも、早期発見を推進する体制を整備することが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　平成27年4万人と推計をされる。10人に1人がその症状になると。大変大きな割合ということですので、この認知症対策はしっかりと取り組まなければいけない課題ですね。それにこの病については、早期発見、早期治療が必要という認識も示されました。私もいろいろ調べましたけれども、この認知症というのは脳の変性疾患なんです。その約7割を占めるのがアルツハイマー病と言われます。発病の25年も前から始まる脳への老廃物の蓄積が原因とのことです。25年前から始まると考えますと、私もそろそろ始まっているのかなと思えば、かといって症状が出ていないわけで、受診をしようとは当然思わないわけです。

そこで注目をされるのが、発病する5年前ぐらいにあらわれる軽度認知障害、軽い物忘れなどが出始めた頃と言われます。いわゆる認知症の予備群と言われますが、これは2012年の推計ですけれども、全国で400万人、実に65歳以上の8人に1人の割合でありまして、このうちの約半数の方が発病をすると言われています。これも大変大きな割合だと思います。よって、この予備群に対して、いかに早期の受診・診断・治療を促すか、これは大事なポイントではないでしょうか。まずは早期診断です。ただ、本人が受診に抵抗があり、家族が勧めても拒否するなど、こういった問題もあります。

昨日も家族会へのアンケートが大きく報じられていました。この異変に気づいて診断までに平均9カ月半も要しています。深刻な症状にならないと、なかなか受診に結びつかない、こういった実態が浮き彫りになったと思います。特に若年層では顕著であるようです。

そこで、現在、県が取り組む早期の受診・診断・治療の取組について伺います。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　認知症の早期発見には、やはり日頃診察している「かかりつけ医」が早目に気づくことが重要かと考えております。このため、かかりつけ医を対象に認知症対応力向上研修を実施しているところであり、

平成25年度末で881名の方が研修を修了いたしております。

また、早期診断と治療におきましては、認知症疾患医療センターが、各医療圏域において中核的役割を果たしておりまして、現在、基幹型を1カ所と、地域型を長崎、佐世保、県南の各圏域に1カ所、さらに本年度は新たに県央圏域に1カ所指定を予定いたしております。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　今、取組について、ご紹介をいただきました。まず、本人が認めたがらない原因というのはやっぱりこの認知症に対する偏見じゃないかなと思っておりまして、本人や家族、地域の方々が、認知症とはどういうものなのか、どういう行動を取ればいいのかというものをしっかりと本人の尊厳を保ちながら、全体的に理解を深めることが大事かと思います。

先ほど部長が紹介をしていただきました認知症疾患医療センターでございますけれども、これは鑑別診断や治療、そして介護施設や地域との連携、こういったものを担っていく施設と、私も理解をいたしています。

先般、地域型のセンターに調査に伺わせていただきました。報道でもありましたけれども、相談件数が増加しておりまして、特に本年度は昨年度に倍する傾向です。単にセンターの認知度が向上したというだけではなく、明らかに患者さんや予備群が増加している証左と思います。センターの設置計画は、2次医療圏単位となっていますが、実現に至っておらず、先ほどのご答弁のとおりだと思います。このままでは増加する認知症患者に対応できるか甚だ疑問でありまして、センターの抱える課題、そしてその対策について、いま一度確認をさせていただきます。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　議員ご指摘のとおり、高齢化の進展に伴い、相談件数が増加していることから、認知症疾患医療センターの必要性が高まっているものと理解しております。

現在、認知症疾患医療センターについては、先ほどご答弁いたしましたように、県内で5カ所を指定いたしておりますが、相談件数の増加に対応するため、まずは各センターに28カ所の連携病院がございますので、その連携病院での鑑別診断などの対応も視野に入れて、連携病院の周知と活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　体制が、センターの整備が進むまでは、そういった形で連携を深めていくということが一番大事なんでしょうね。ぜひ地域の中において身近で相談ができる、そういった体制を早急に整備をしていただきたいと思います。

そして、センター運営の方から、地域包括ケアシステムの構築に当たりまして、一番大事な点は何かということで伺いましたら、地域包括支援センターを大体中学校校区単位に設置をすると言われていますけれども、これをいかに機能させていくか、さらにそこを中心とした地域力の結集が一番大事であると、こういうご指摘でありました。

地域包括支援センターが開催をする地域ケア会議は、高齢者一人ひとりに対する支援の充実を検討する場であり、本システムの確立に大事な会議体と理解をいたしております。

メンバーは、医療や介護従事者、自治会の

方々ですけれども、長崎市内には地域警察官いわゆるおまわりさんが参加された会議もありました。徘回や被害妄想など警察業務に直結することから、おまわりさん自身も会議への参加要請を感謝されています。地域で認知症対策を実施する上からも大変有意義な取組と感じました。

そこで、地域警察官、おまわりさんの地域ケア会議出席が制度化をされているのか、なければ、今後どう対処をしていくのか、警察本部長にお伺いをいたします。

○副議長(中山　功君)　警察本部長。

○警察本部長(古谷洋一君)　現在、県警におきましては、総合的な高齢社会対策への取組ということを強化いたしております。その中におきまして、警察署に対して、市町あるいは地域包括支援センター等の関係機関、団体等との連携あるいは協働ということを指示しているところでございます。

また、地域ケア会議への出席につきましては、管轄の交番・駐在所員を含みます警察署員を積極的に出席をさせているところでございます。

県警察本部としましては、引き続き、この種の会議への出席も含めまして、関係機関、団体等との連携を強化いたしまして、高齢者に関わる事件事故、災害等に的確かつ包括的に対処するための総合的な対策を推進いたしまして、高齢者の方々が安全で安心して暮らしていただける社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　大変力強いご答弁でありました。地域で見守っていく体制をつくっていくというのは、今から本当に求められるところでありまして、ぜひ地域の安心・安全を築くためでも、この地域警察官の皆様の役割というのは非常に大事かなと思います。気軽に相談ができるような、そういった体制であっていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、認知症対策で大事な点は、偏見を持たずに家族やそして地域が理解を深めて適切な行動をとることだと思います。名称はさておき、認知症カフェという、本人を含めた家族会の動きも活発化をしてまいりました。より連携を深めながら強化をしていただくようによろしくお願いをいたします。どうぞ高齢者の皆様が安心して暮らしていける環境づくりに全力を尽くしていただきたいと思います。

2、胃がん撲滅に向けてについて。

胃がんを撲滅しよう、撲滅できるという観点より質問をさせていただきます。引き続き、福祉保健部長、よろしくお願いいたします。

国立がん研究センターでは、本年88万2,200人が新たにがんと診断され、死亡者も36万7,100人との予測を発表いたしました。今や、国民の半数ががんにかかり、3分の1の人ががんで命を落とす時代となったわけであります。

さらに、同センターによりますと、本年の罹患数のトップは胃がんで13万700人、死亡者数も5万300人と予測をしています。その数は50年間ほぼ横ばい状態です。

(1)　胃がんの実態について。

胃がんの実態と原因、さらに予防に対する取組についての県の認識、さらにヘリコバクターピロリ菌への感染も原因の一つと言われていますが、どのような経路で感染をしてしまうのか。また、高い年代層で保菌者が多い傾向となるのはなぜなのか。加えて、このピロリ菌が原因となる胃がんの発症の割合はどの程度と認識して

おられるのか、お尋ねをいたします。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　平成25年に本県で、胃がんで亡くなられた方は554名でございます。これは人口10万人当たりで見てみますと39.8人で、昨年の42.9人からすると減少している状況でございます。

胃がんの発生原因につきましては、さまざまな研究がなされておりますが、高塩分食品の摂取、喫煙、ピロリ菌の持続感染などが発症リスクを高める要因とされております。

こうしたことを踏まえ、がん予防としては、生活習慣改善への啓発や早期発見、早期治療のためのがん検診の推進に取り組んでおります。

次に、ピロリ菌はどういう形で発症するかということと年代の関係でございます。

ピロリ菌は、衛生環境が整備されていなかった高い年代で保菌者が多く、井戸水等の利用や親子の間での口移しなどの経口感染が原因ではないかと考えられております。

胃がんは、さまざまなリスク要因が重なって発症するため、ピロリ菌の影響割合を明示することは困難であります。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　(2) 周知の重要性について。

今、県の認識を示していただきました。世界の情勢といいますか、日本も大分考え方が変わってきたと思いますが、このピロリ菌について、胃がんの原因という割合は本当に極めて高い割合を示していると、そういった知見も出ています。ある研究によりますと、「ピロリ菌に感染しているからといって、全ての人に胃がんが発生するわけではないけれども、しかしながら、ピロリ菌を持たない人からは胃がんが発症した人はいない」と、重要な知見も出ています。よって、この胃がんの原因は、ほぼピロリ菌への感染と言えるんじゃないかというふうに考えていますが、いま一度県はその実態をいつ頃認識し、県民にどう周知をされてきたのか、これまでの取組について確認をいたします。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　胃がんの発生メカニズムにつきましては、国が主導いたしました2006年の研究報告におきまして、さまざまなリスク要因の一つとして、ピロリ菌が紹介されております。ただし、ピロリ菌に感染し、実際に胃がんになる頻度などから、ピロリ菌を除菌することにより胃がんの予防が可能となるとまでは言えず、まずは高塩分食品の摂取や喫煙などの生活習慣の改善に取り組むことが国の方でも勧められております。

こうした国の見解は、公開講座等の啓発活動で県民に周知を図るとともに、専門医を対象といたしました研修会においても情報提供をしているところでございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　割合については、なかなか明確な答弁というか、ないと思いますけれども、少なくともゼロじゃないという認識であるということは理解をいたしました。

県の取組について、確認を私もしましたけれども、7月14日に議長はじめ、我々県議会で浜町のアーケードに、がん検診促進のキャンペーンに出て、県民の皆様に受診をぜひ行ってください、そういった取組をさせていただきました。その時に配った資料に「がん検診の豆知識」というのがありまして、この写真なんですけれど、（資料を示す）この中に胃がんのところがあり

まして、「長崎県でも胃がん罹患率は男女とも第1位です」と、こういう認識を示されて、「胃がんの予防に、お酒はほどほどに。熱いもの、焦げたもの、塩辛いものは避けましょう。食事は腹八分に、ヨーグルトなど乳製品を取りましょう」という書き方です。

先ほどピロリ菌の話は、おそらく随分前にわかっている話だと思いますが、ピロリ菌のピの字もなく、こういったものを正々堂々と私どもも一生懸命県民に配って、間違いではないんでしょうが、情報としては不足をしているんじゃないかなと、指摘せざるを得ないと思いますので、これはぜひ改めていただいて、最新の認識でもって、きちんと県民にお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

さて、私ども公明党では、本年各自治体において、この胃がんの原因の一つがピロリ菌であることをしっかりと周知をすべきとの署名運動を展開いたしまして、県下9万7,631名の県民の皆様にご賛同をいただきました。ご協力いただいた皆様に深く感謝を申し上げたいと思います。

この署名をいただく中、ピロリ菌が胃がんの原因の一つとご存じの方は大勢おられましたけれども、2013年2月からピロリ菌の除菌に保険が適用されたということは余りご存じない状況でありました。まずは正しく知ってもらうことが重要ですが、先ほどのご答弁もありましたが、新たな認識に立って周知を行うこと、周知が必要であるということ、この県の見解と、正しく知る上で大切ながん教育の状況についてお尋ねをいたします。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　先ほどお答えした中に、国の研究報告書の中の話を少しさせていただきますと、国が平成2年から15年間にわたりいろんな調査をした結果のコホート研究という報告が出されておりまして、その中で全国各地域の方を対象に約14万人程度の健康診査をやっておりまして、その中でご協力いただける4万人の方々のピロリ菌の感染等につきましての調査をやっておりまして、その中で500名にかかる方々がピロリ菌感染者で胃がんになって死亡なされております。原因としては、死亡なされた方々は99%、ピロリ菌の保菌者だったという報告でございます。じゃ、そのほかピロリ菌の感染がどうだったかといいますと、90%の方もピロリ菌を胃の中に持っていましたけれども、胃がんは発症しておりません。そういう国の報告がございまして、ピロリ菌というのは発生リスクの一つの要因だという見解を、国がお示ししていることをお伝えしておきたいと思います。

それから、教育につきましてですが、がんの教育につきましては、命の大切さを認識させながら、がん等の予防に関する教育に取り組むことは大変重要であると考えておりまして、県教育委員会におきましても、がん教育ＤＶＤによる理解を深める取組や県独自の学習指導案を学校へ示すなど、がん教育の推進に努めているとお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　先ほど数字を出されて、ピロリ菌の感染が胃がんとどう結びついているかというご答弁でしたが、私の先ほど申し上げたのは、感染者の方が全て発病するといったことではなく、ある研究において、発病された方の全てがピロリ菌を持っていたということが大事であると。だから、存在する菌が大きな要因であるということを改めて認識をし、そして周

知をしていくことの必要性をぜひ考えて取り組んでいただきたいという思いでありましたので、先ほどのパンフレットもそうですけど、そういった角度で見直しをいただきたいなと思います。

また、がん教育についても大変重要ですね。これについては、また引き続き取り組んでいただきたいと思います。幼い時期に正しく理解をすること、これが命の大切さにもまたつながっていく。そういったことから、教育課程において、がんに対する知識を習得することは大事かと思いますので、力を入れていただきたいと思います。

(3) 胃がん撲滅への取組。

ピロリ菌は、胃がんの原因だけではなく、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、胃過形成性ポリープ、また血液の難病と言われる突発性血小板減少性紫斑病、こういった難病の原因ともされておりまして、2010年より除菌が保険適用になっています。ただ、除菌、除菌といっても菌を持たない人には不要なわけで、まずは体内にピロリ菌が存在をしているかどうか検査することが先決かと思います。胃カメラをのんで組織を取るというような負担が重い検査ではなく、血液や呼気、尿などでも検査が可能となっています。しかしながら、このピロリ菌検査は高額なんです。おいそれと検査ができないのが欠点でありまして、よって個人負担を軽減していただきたいとの趣旨も、さきの署名に盛り込み、各首長へ要望させていただいたところであります。

今般、各議会でも取り上げていただきまして、長崎市や大村市、雲仙市、南島原市ではピロリ菌検査の個人負担軽減に前向きに取り組んでいくとの姿勢を打ち出されました。大変うれしく思っているところであります。

そこで、既に島原市では、本年度より特定検診の機会を活用して、ピロリ菌検査を実施しています。住民の命を守る施策として、大変有効かと考えます。県としても、この取組を評価し、支援を検討すべきではないかと思いますが、見解を求めます。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　国が示す「がん検診ガイドライン」というものがございまして、その中でピロリ菌検査は、集団の死亡率減少効果が明らかではないことなどから、集団検診としては推奨されておりません。

したがいまして、特定健康診査と同時に実施されますピロリ菌検査につきましては、各保険者にゆだねられているところでございまして、県としては、支援は困難であるというふうに今考えておるところございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　がん検診と特定健診、そしてリスク検診、3つは全然別のものであるということは先般ご説明をいただきまして、私も理解をいたしました。

この各自治体の取組が非常に前向きであるということ、これについてはしっかりと県も認識をしていただいて、できる支援をやっていただきたい。財政云々ということじゃなく、やっぱり正しく知っていこうということをしっかりと取り組んでいただきたい。そういった取組をぜひお願いしたいと思います。9万7,631名の署名は大変重いものと思いますよ。命を守っていただきたい、このように県に訴えかけていると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

3、ハートプラスマークの普及について。

障害の有無にかかわらず、暮らしやすい環境を目指す共生社会の実現は、国民全体の理解が

不可欠であり、本県も障害のある人もない人もともに生きる平和な長崎県づくり条例を本年4月に施行し、その実現を決意したところであります。そして、社会には障害を持つ皆様と共生するため、さまざまな取組がありまして、その一つに一目でわかるピクトグラムがあります。身体障害者や高齢者を示すマークは、認知度も高いと思いますけれども、最近では、暮らしやすい地域づくりから、ベビーカーマークやマタニティマークも普及し始めました。こんなマークですね。（資料を提示）

そこで、今回はハートプラスマークについてお尋ねしたいと思います。どこかでご覧になられたこともあろうかと思いますが、このマークであります。（資料を示す）これは、内臓に障害があっても外観からはわからないため、乗り物に乗っている時や学校、職場、買い物中など、つらい思いを声に出せず我慢している人がいらっしゃいます。そのような人々の存在を視覚的に示して、理解の第一歩とするため、このマークは生まれました。特徴は、内部障害者がマークを見えるようにカードなど常時携帯をしていって、その存在を示すことであります。

内部障害者の生の声を伺いました。県内在住の60代の女性の方、「電車に乗っていて、体がきつい時、年配者を差しおいて座っていると肩身が狭い、白い目で見られる。また、障害者専用駐車場に駐車できないため、施設から遠いところに止めざるを得ず、長い距離の歩いての移動は息切れをする」というようなこと、さまざまなご意見を頂戴いたしました。見た目が普通でございまして、周りの人も手を差しのべるといった、なかなか理解を示すことが難しい、そういった状況からじっと我慢をせざるを得ない、これが実情かと思います。

ハートプラスマークに対する県の認識並びにマークの普及は、共生社会の実現に向けた大きな前進となるため、積極的に普及を図るべきと考えますけれども、ご見解を賜ります。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　県内の内部障害者数は年々増加し、今年3月末現在で2万3,130人となっており、身体障害者数の3割以上の割合となっています。

県といたしましては、愛知県のＮＰＯ法人が提唱しているハートプラスマークの普及は、今議員がおっしゃられた外見ではわかりにくい内部障害者への理解促進につながるものと考えまして、県のホームページでの紹介や障害者団体へのご案内など周知を図っていますが、県内での普及は進んでいない状況があります。

そのため、今後、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の普及啓発用のパンフレットを新たに作成する際に、ハートプラスマークを掲載することや、身体障害者用駐車場利用証、いわゆるパーキングパーミットのデザインにこのハートプラスマークの追加の検討など、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　一歩前進ですね。ありがとうございます。パーキングパーミットのところまで踏み込んでいただきました。推進の事例はたくさんございまして、九州でも福岡市、北九州市、熊本市が努めています。特にやっぱり公共交通機関へしっかりと貼り出しをする。先ほど、実際障害者の方からのご意見も申し上げましたけれども、やはり乗りものに長く乗っているのがつらいというご意見があることから、

やはり公共交通機関についてもしっかりと周知を図っていく。優先席のところにマークを貼っていただくような、そういった取組をぜひ行っていただきたいなと思っています。

ちなみに、福岡市では、これに関する予算は124万円ということでございまして、マークは1回貼れば長年持ちますから、メンテナンス費はさほどかからないと思いますので、ぜひ前向きな取組を検討いただきたいと思います。

4、小中学校の存続について。

人口流出が激しい県内の2次離島に伺いました。主産業である漁業の低迷、医療、介護施設の不備や漂着ごみの堆積など、数多くの現場の声、生活者の苦悩をお聞かせいただきました。数ある課題の中でも、島の存続に直結する小中学校の存続問題が挙がりました。ある男性から、「少子化が進展をして、新入生が入学しないとなると、学校の廃校は時間の問題だ。廃校すれば、若者夫婦や子育て世代が居住することは絶対にあり得ない。つまり、島の未来が閉ざされたも同然である。だから、何としても学校を存続させなければならない」、このようなご意見でありました。子育てしやすい地方へ企業を誘致して、都市部への人口流出を食い止める策が進められようとしておりますけれども、今申し上げました廃校の危機に瀕した地域では、待ったなしの状況であります。

本県において、積極的に児童生徒を受け入れている地域や学校がございますでしょうか、確認をいたします。

○副議長(中山　功君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　本県におきましては、市町を越えて児童生徒を受け入れておる留学制度は設けられておりませんが、学校の小規模化に対応して、同一市町内で校区外からの就学を受け入れる制度を実施している自治体が3市ございます。

例えば、大村市では、児童数が減少している山間部の小学校に市内全域から通学できる特別転入学制度を取り入れております。この学校では、豊かな自然の中で多様な体験活動やきめ細かな指導を行っておりまして、現在、校区外からの就学者が半数以上を占めておりまして、さらに家族の転居を伴って就学できるような支援も行われております。中には、不登校であった子どもが、この転入学制度によって楽しく充実した学校生活を送っているということも聞いております。

また、五島市や諫早市においては、大規模校の児童生徒が、近隣の小規模校に就学できる制度を設けており、これらの学校においては、小規模校の活性化が図られ、子どもたちは伸び伸びとした学校生活を送っていると伺っております。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　3市において取組があるということでした。とりわけ離島部については、五島市が取り組んでいるということでしたけれども、大きな本土内でのそういった取組ということだと思います。よって、先ほどご紹介しました2次離島ということについては、そこまでの取組はないということと認識をいたします。

他県におきまして、島の小中学校維持の観点から、島外より積極的に児童生徒を受け入れる島留学制度を導入している地域があります。長崎は高校をやっていると思いますが、小学校、中学校、この島留学制度を導入している地域があります。児童の選考に当たっては、厳しい基準は設けないと。わざわざ来るからには、それなりの事情があると。不登校の児童生徒であっ

ても、決して排除しないとしています。

先ほど、教育長も不登校のことにちょっと触れられました。実は、この不登校がキーワードでありまして、保護者のもとに自宅から通うことがベストかと思いますけれども、現在の学校生活に何かしら課題を抱えて、都市部の学校や大規模校へは通学できない児童生徒がいることも事実かと思います。実際、島留学制度の利用者の声として、「いじめを受けて不登校になった生徒が、この留学制度を知って、受け入れの学校の先生からも『ぜひお任せください』との力強い言葉もあって、すぐ留学を決めた。自然に恵まれ、温かい人々がいる離島で、学校生活を始めたところ、約1年後には見違えるほど元気になっていった。いじめに遭った子どもたちが苦境から立ち直り、再び生きるためのエネルギーを取り戻すためにも、この制度はなくてはならない、心から感謝をしている」ということがございました。

先日、教育委員会にお尋ねをいたしました。平成24年度の長崎県の不登校の小学生は156名、中学生は862名おられると。昨日も質疑があっておりましたけれども、スクールカウンセラーなどの導入促進で対策の充実は図っておられますが、小中学校とも不登校から脱出した児童生徒はどれくらいでしょうか。伺いましたら、わずか35%程度にとどまっていると。残りは卒業と同時に学校から手が離れて、日常のサポートを失ってしまう。このままでいいのか、非常に疑問に思うわけであります。そう考えると、不登校を長引かせることなく、早期に解消の策を講じることは本県のみならず、日本にとっても重要なことではないかと思います。島の持つ特性を活かして人間蘇生を図っていくこの取組を、学校存続の危機に直面する島地域において、ぜひ研究をしていただきたいと思います。マッチングだと思います。教育長、並びに離島振興の観点から企画振興部長にお尋ねいたします。

○副議長(中山　功君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　議員ご指摘の「島留学制度」につきましては、現在、類似の山村留学制度が鹿児島県や北海道等において、離島や山間部を有する市町村で実施されております。

そこでは、子どもたちは、豊かな自然と温かい人間関係の中で、地域に溶け込んだ生活を送っていると聞いております。

この制度は、子どもたちにとっての教育的な側面はもとより、過疎地域の学校存続という観点からも検討の余地があると考えられることから、今後、市町教育委員会に情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　県内の離島の市町におきましては、島留学制度に関しまして、「子どもだけで留学させることには検討が必要だ」という慎重な意見があります一方で、「既に研究に着手することを決定している」という市町や「先進地視察を実施した」という市町などございまして、総じて関心をお持ちというふうに受け止めております。

また、企画振興部におきましては、離島地域の定住促進対策ですとか、現在取組を進めておりますＵＩターン促進対策の一環としても、有効な側面があるのではないかと考えております。

今後、先進県の取組状況なども十分に勉強いたしました上で、教育委員会とも考え方や情報を共有しながら、市町の求めに応じまして、適切な助言などができるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　ありがとうございました。前向きなご答弁だったというふうに理解をいたします。

人口減少の問題は、議会でも特別委員会を立ち上げて議論はされています。そういった中、細かくぜひ見ていただきたいと、そういう思いで私も訪問をいたしまして、今のような課題をつかんできたという状況であります。できることは全力で取り組んでいただいて、教育委員会の立場、企画振興部の立場それぞれあろうかと思いますけれども、しっかりと連携を図っていただきながら、今ご答弁にあったように、実現に向けた積極的な取組をぜひお願いをしたいと思います。島の特性である自然環境や人情、文化、伝統に触れて、これで満足に学校に通えなかった子どもたちが見事に蘇生をしていく、そして、社会に貢献できる人材へと成長していくこと、こんなすばらしいことはないかと思います。

生徒にとっても、そこがふるさとになるでしょう。また成人してからも周りにいい影響を与えるかもしれません。あわよくば島で暮らしてくれるという動機付けにもなるかと思いますので、ぜひ前向きにご検討をよろしくお願いいたします。

5、佐世保市女子高校生殺害事件について。

県民が、国民の誰しもが驚愕をし、また悔しく心苦しく思う事件が発生をしてしまいました。亡くなられた女子生徒さんへ心からお悔やみを申し上げたいと存じます。二度と起こさせない、こういう誓いのもと、関係各位が全力で取り組んできたこの10年を思うと、やりきれない思いでいっぱいであります。事件の本質はまだ検証中であり、昨日も複数の議員から質疑がありましたように防止策も講じられようとしています。確実な取組を要望いたしたいと思いますが、1点私は確認をさせていただきたいことがありまして、それは同じ高校に通われている生徒さんへのケアのことであります。

同窓の友が殺害をされたこと、さらにその加害者も同窓の友であること、生徒の皆さんも心に傷を負われたのではないかと憂慮をしています。

そこで、事件直後から、同校に通う生徒さんへのケアをどう行ってきたのか。また、今後の計画がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○副議長(中山　功君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　教育委員会といたしましては、事案発生後、直ちにスクールカウンセラーを増員するとともに、保健師、看護師、臨床心理士等から構成されるＣＲＴ（こころの緊急支援チーム）への派遣要請を行うなどして、他の学校も含め、生徒の心のケアに努めてまいりました。

当該校におきましても、教職員による教育相談や登下校時の見守り活動を行うなど、生徒に寄り添った対応に努めております。

また、通常の学校教育活動に戻すことも生徒への大切な心のケアと考え、教職員と生徒が一体となって学校行事等に取り組んでいるところであります。

今後、時間の経過とともに、不安を訴える生徒が出てくることも考えられますので、引き続き、学校の要望に応じてスクールカウンセラーを派遣し、継続的に生徒の心のケアに努めてまいります。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　引き続き、しっかりとケアに努めていただきたいと思います。教職員の皆様も、通常のいわゆる教育課程の中にプラス

こういったケアのことについても心を砕かなければいけない。負担が重くならないように、このスクールカウンセラーの拡充といいますか、そういったことについてもぜひご検討いただきまして、手厚くケアに対応していただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

6、観光振興について。

(1) 新たな観光需要の創出。

観光業は、長崎経済の柱ですが、まだまだ伸びしろがあると考えておりまして、ここに3点ご提案申し上げますので、ご見解を賜りたいと思います。

1点目は、夜型観光の拡充であります。

長崎市の世界新三大夜景やランタンフェスティバルなど、夜の長崎を楽しむ観光資源の充実で経済にいい影響を与えていると認識をいたしております。

一方では、せっかく長崎に宿泊したのだから、もっと満喫をしたいという声も多くあります。このような観光客の思いにしっかりと応えていくべきだと考えております。

2点目は、電気自動車の活用です。

五島列島では、ＥＶ＆ＩＴＳプロジェクトにより電気自動車を活用した未来型ドライブ観光システムが確立をされました。本土地区にも電気自動車の普及に当たり、310カ所の充電スポットの整備を行うこととしていますが、ぜひ観光地を意識した充電スポットの配置とし、電気自動車によるエコツーリズムを検討すべきと考えます。観光地へ電気自動車で訪れ、観光している間に充電すれば効率もいいと思います。充電スポットにＷｉ－Ｆｉ機能も備わっていれば、なおよしです。

さらに五島市の久賀島で実験中の2人乗り電気自動車、私も試乗をさせていただきましたが、なかなか楽しい車でございまして、いろいろ制限はあったんですけれども、いい思い出をつくらせていただいたところであります。この2人乗り電気自動車も積極的に導入をすれば、道路も狭く駐車場も満足していない、この長崎において、スムーズに観光できるツールの提供になるのではないかな、婚活イベントなどでの利用も考えていいと思います。

3点目は、食のバリアフリーの推進です。本県は、新鮮魚介や日本一を勝ち取った長崎和牛をはじめとした農畜産物など、まさに食材の宝庫であります。しかしながら、アレルギーや内部障害者など食材の制限が必要な方は、これらを使用したご当地グルメを思いきり楽しむことができません。長崎県食材を全面に出しつつ、このようなニーズに応える姿勢は新たな観光需要の掘り起こしにつながるものと確信をいたします。

以上、3点申し上げました。観光立県長崎としてのステータスを揺るぎないものにして、おもてなしの長崎県を具現化していくためにも、ぜひ前向きな検討を行っていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○副議長(中山　功君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　ただいま3点ご提案いただきました。

まず、夜型観光の拡充についてですが、夜型観光の推進は、宿泊や滞在時間の拡大に結びつきますことから、市町と連携し、夜景の楽しみ方の充実や夜型の観光イベント、体験メニューの充実等に努めてきております。

具体的には、長崎市では、稲佐山におけるモニュメントの整備、鍋冠山の視点場整備、「ながさきクリスマス」の拡大等につながっておりますほか、佐世保市では、ハウステンボスの

「夏の光の王国」の開催や「ＳＡＳＥＢＯナイトツアー」の毎日の実施、「させぼバルさるく」の実施、また雲仙市では、「地獄ナイトツアー」の定番化や「雲仙灯りの花ぼうろ」の充実などにつながっております。

今後とも、「ひかり」を活用した夜型観光の充実や夜のにぎわいの創出を重要課題として位置づけ、市町と連携を図りながら、観光客の誘客方につなげてまいります。

次に、電気自動車の活用につきましては、観光地に電気自動車充電スポットを整備し、観光しながらの充電を可能にすることは、観光客の利便性向上や電気自動車のさらなる普及の観点から効果的であると考えております。

そのため、充電スポットの整備については、観光への活用の視点から、産業労働部とも協議をしていくとともに、モデルコースの設定など、観光面での有効活用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、食のバリアフリーの推進のお尋ねでございますが、本県を訪れるさまざまな方々に、長崎の食を安全に、また安心して楽しんでいただくことは大変重要であると考えております。

県では、県民の健康づくりの一環として、一般飲食店の旅館・ホテル等において、アレルギーの原因となる食材の変更や除去を行うヘルシーオーダーサービスを提供する「長崎県健康づくり応援の店」を募集しており、現在、県内約120店舗が登録を行っているところでございます。

こうした情報を観光客にも伝えることは、おもてなしの観点からも意義のあることであるため、旅館やホテルなどの観光事業者に対し、さらなる取組を促すとともに、関係部局とも連携して、これらの情報を観光客の皆様に発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　ありがとうございました。夜型観光について検討いただきたいというテーマで、今、各種ご説明、ご紹介いただきましたが、あるものをかき集めて情報発信をするということにとどまらず、もっと長崎県を楽しむためのいい連携を取っていただきたいと思っているんです。

例えば、あるイベントがかぶってしまって、集客力は強まるかもしれませんけれど、期間的においてはやっぱりちょっと足りないんです。ただ切れ目ないイベントのつなぎ方といいますか、日程の考え方、そういったことについてもぜひ県がイニシアチブを取ってやるべきだと思うんです。

東北三大祭りですかね、正式な名称は忘れましたが、全部回るように日にちをあえてずらして、東北一周を楽しむ、そういった日程の組み方をされています。そういった視点が、県の観光の行政のあり方について必要な観点かと思うんです。ただ宣伝しますよということじゃなく、そういった角度もぜひ見ていただいて取り組んでいただきたいと思います。

電気自動車は、ぜひ産業労働部と連携をしていただきたいと思います。観光については、長崎県の強みですので、たくさんいろんなアイデアが出てくると思いますので、知恵を働かせて、さらに強みを伸ばしていただきたいと思います。

7、ＭＩＣＥ施設の整備について。

(1) 県の姿勢。

昨日の質疑においても、知事から、長崎市が推進するＭＩＣＥについても、ＩＲ誘致に伴うＭＩＣＥへも、いずれも財政支援は困難である

という見解が示されましたので、今後、両計画が進捗する中で、都度委員会等でも確認をしていきたいと思っております。質問は省略をさせていただきます。

8、被爆70年に向けて。

(1) 県の姿勢。

平和行政について、お尋ねをいたします。

世界中には今なお1万9,000発とも言われる核兵器が存在をしています。核廃絶は、我々長崎県民の切なる願いであります。来年2015年、被爆70年の節目を迎えます。長崎市においては、来年11月、「パグウォッシュ会議」が開催をされます。この会議は、全ての核兵器及び全ての戦争の廃絶を訴える科学者による国際会議です。世界の科学者たちが被爆地長崎を訪れることに、私も大きな意義を感じています。

本年4月は、ＮＰＤＩ（軍縮・不拡散イニシアティブ）外相会合が、被爆地広島でも開催をされました。この被爆地の実相に触れるということ、これは大変有意義であったということも、広島宣言の中で触れられているところであります。

そこで、核廃絶を願う長崎県としましても、明年被爆70年の節目の年にどのような思いを抱き、また事業を展開していこうとしているのか、知事にご所見を賜りたいと存じます。

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)　被爆の体験を有する長崎県は、核兵器のない世界の実現に向けて先導的な役割を担うべき立場にあるものと考えております。

核兵器の使用は、いかなる場合も断じて許されないものであり、そういった意味で、私どもは被爆県として、引き続き、この原爆の悲惨さと非人道性を世界の人々に訴え、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指していかなければならないと考えております。

こうした中、ノーベル平和賞を受賞いたしましたこのパグウォッシュ会議の世界会議が、被爆70年という節目の年に本県で開催されるということになったところであります。

世界的な科学者の方々が、ここ長崎に一堂にお集まりになり、核兵器の廃絶に向けた情報発信を世界に向けて行っていただくということは大変意義深いことでありまして、私ども県としても、積極的に関与し、また協力して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

今後とも、「長崎を最後の被爆地に」という強い思いを持って、世界平和の実現に向けて継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　川崎議員―2番。

○２番(川崎祥司君)　長崎は、地球上最後の被爆地です。未来永劫そうなければならないと、私も願います。長崎の使命は、知事おっしゃられたように大変重いと思います。長崎県として、顔の見える平和行政、しっかりとお取り組みいただきますよう、お願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長(中山　功君)　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

― 午前１１時　１分　休憩 ―

― 午前１１時１１分　再開 ―

○副議長(中山　功君)　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

橋村議員―41番。

○４１番(橋村松太郎君)（拍手）〔登壇〕　諫早市選挙区選出、自由民主党・愛郷の会の橋村松

太郎でございます。

去る9月3日に内閣改造を行った安倍首相は、今内閣の最大の課題として、豊かで明るく元気な地方をつくる「地方創生」を掲げておられます。

内閣府には、地域活性化や人口減少問題に取り組む「まち・ひと・しごと創生本部」事務局が設置されており、政府は、2015年度から5年間にわたる地方支援策などを盛り込んだ地方創生基本法案を秋の臨時国会に提出する方針を打ち出しております。

このような国の取組は、長年、地方行政に携わってきた私にとって、まさに待ちに待った取組であります。

今期の私の一般質問も、今回が最後になるものと思います。本日の質問は、これまで私が一般質問の中で提言をしてまいりました事柄について、その取組状況と経緯に関し、確認及び再検証の意味を込めて行わせていただきます。

1、学校教育のあり方について。

(1) 学校教育に対する県教育委員会の基本的姿勢について。

私は、本県において、人材の育成こそが最も大切な課題であると考えております。特に、学校教育においては、子どもたちに高い学力を身につけさせ、ふるさとへの熱い思いを胸に秘めながら、世界に羽ばたくような人材の育成が重要であると思います。

そのような人材の育成において大切なことは、一貫した教育理念のもと、不易と流行を見極め、確固たる信念を持って、長崎県ならではの教育に取り組むことだと思います。

まずは、県教育委員会が明確な教育指針を打ち出し、教職員が働きやすい環境を整備することによって、教職員の意欲や情熱がかきたてられ、しっかりと子どもたちに向き合うことができるようになると思います。

そうなると、保護者の皆さんの学校教育への期待も高まり、保護者参加のもとで三位一体の教育が実践されることになるのではないでしょうか。

この教育の原点ともいうべきものに立ち返り、学校現場と一体となって、総力を結集した教育施策を進めていくことが求められていると考えますが、教育庁として、本県小中学校の教育の課題をどうとらえ、どのような方針のもとに具体的な教育施策を進めていこうと考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

(2) 土曜授業の導入について。

このことについて、私は昨年6月定例月議会の一般質問の中で導入の提案をいたしました。質問では、近年、子どもたちの学力低下が危惧される中、土曜授業の実施が東京都や三重県、福岡県など、全国で急速に広がりつつあることを指摘し、公立学校の授業時数をしっかりと確保する体制を整え、本県の学校教育が日本のトップランナーとして誇れるものとなるよう、土曜授業の導入を提案したのであります。

この質問に対し、教育長は、「土曜授業導入の検討を国がはじめたところであり、その動向を注視しつつ、県内の各地域や学校の実情を踏まえながら、学校における土曜日の活用を研究してまいりたい」と答弁をされておられます。

さて、国においては、昨年11月に学校教育法施行規則を一部改正し、当該教育委員会が必要と認めた場合は、土曜日に授業を実施することが可能となったのであります。これは、公立学校の土曜授業実施を実質的に解禁する見直しであります。

私は、学校週5日制の導入当初から、子ども

たちの学力低下を危惧しておりました。事実、先月末に発表のあった、今年度の全国学力学習状況調査の結果、いわゆる全国学力テストでありますが、この結果を見ると、残念ながら本県の結果は昨年度と同じく全国の平均を下回る結果でありました。また、中学生の全国順位は、昨年度をさらに下回る結果となっております。

このような本県子どもたちの学力の現状と土曜授業についての全国的な動きを見た時、土曜授業の導入について、県教育委員会として、先を見据えた明確な指針を打ち出すことが必要であると考えます。

もちろん、導入に当たっては、幾つかの問題点があることも承知しております。例えば、週休2日制が定着している中、休日における子どもたちは、既に活発な活動を行っていることをはじめ、教職員の週休日の振替や授業時数の適切な確保などが挙げられます。

それらの点については、他県の多くの先行事例を参考にし、土曜授業の導入に向け、積極的に取り組んでもらいたいと思いますが、このことについての教育長の考えをお伺いいたします。

2、国の地方創生の取組に呼応した県政の対応について。

(1) 国道207号の改良整備について。

①長田東部及び高来地区の道路改良。

②佐瀬地区道路の早期改良。

国においては、人口減少や過疎化といった地方が抱える構造的な課題に真正面から取り組むこととしております。

そのような中、地元での道路の整備改良の具体例を見てみますと、昨年、愛野森山バイパスの工事が完了し、現在、森山地区の県立諫早東高等学校付近では、小浜方面への交通量が半減して、地域住民の移動時の利便性が大変よくなったと地元の皆さんは喜んでおられます。

その一方で、長田東部及び高来地区の交通渋滞は、一刻を争う深刻な問題であります。また、諫早市佐瀬地区の道路では、高来、小長井地区と同様、日常の住民の移動が大変不便な状況となっており、道路の改良整備を求める地域住民の声が数多く聞かれる地区であります。

このことを踏まえ、私は平成23年4月以降、諫早市長田町から正久寺町までの長田バイパスを小長井方面に延伸する要望を行ってまいりましたが、知事の英断のもと、早速平成23年秋には交通量の調査に取りかかられ、翌平成24年にはナンバリングの調査を行い、平成25年からはバイパスの延伸か、現道拡幅かの調査が進められ、渋滞解消に向けた準備がなされてきましたが、いよいよ事業化に取りかかってもらいたいと思っております。加えて、佐瀬地区の道路改良も住民の長い間の悲願でもあります。

知事におかれては、地域の実情や住民の声を広く酌みあげていただき、一刻も早い取組に力を注いでいただきたいと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

(2) 公共交通機関の活用による利便性の向上について。

昨年2月17日、諫早市小長井町で開催された「いさはや三海海鮮まつり」と、「『かき日本一』小長井の郷めぐり」に併せ、ＪＲ九州の特急かもめが小長井駅に臨時停車するという画期的な出来事が実現し、当日は多くの訪問者で、地域に久しぶりに賑わいがもたらされました。

また、昨年3月のＪＲ九州のダイヤ改正では、朝7時台の時間帯において、それまで湯江駅で停車していた列車が、小長井駅まで延長運行されるようになり、さらに、今年3月のダイヤ改正では、地域住民の悲願であった夜8時台の延

長運行も実現したところであります。

これらの列車運行は、通勤、通学をはじめ、地域における移動に多大な利便性を与え、活気をもたらしたことは申すまでもありません。従来、通学のため、湯江駅まで送迎されていた保護者の皆さんにとって、大きな負担軽減にもなりました。

列車のダイヤ改正や運行延長は、快適で暮らしやすい地域づくりの一例にすぎません。このほかにも、バスなど、地域における公共交通機関の利便性を高める取組とその積み重ねは、定住促進を後押しする要因として効果的であるものと思います。

さらに、小長井駅における事例のように、特急列車の停車と利用客の乗降が実現されるような積極的な取組を行っていただきたいと思うのであります。

以上のような公共交通機関の活用による積極的な利便性の確保もまた、地方創生や地域振興にとって必要不可欠であると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

3、県土の有効活用を促す土地規制の見直しと柔軟な運用について。

地域の発展にとって大切なもう一つの取組である土地の有効活用について、質問いたします。

農業振興地域や都市計画区域等の設定地域においては、関係する土地利用制度による厳しい土地開発規制や建築物の用途規制がなされており、土地の有効活用が損なわれているという印象を強く持っております。

私は、地域の実情に応じた区域等の見直し、あるいは柔軟な運用を行うべきであると思っております。

(1) 農業振興地域の見直しと柔軟な制度運用について。

例えば、農業振興地域において、宅地などの転用計画を立てた場合、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく用途指定の農用地区域から除外する必要があります。しかしながら、そのような農業振興地域での宅地の有効活用について県に尋ねますと、市町の意向を聞いているとのことですが、一方、市町からは県が非常に厳しい対応であるという声が多く聞かれるのであります。

私は、県土の有効活用と地域の発展を図る上からも、もっと地域の実情や市町の意向を踏まえた土地利用の見直しや弾力的な制度運用を行うべきだと思います。

近年の社会経済情勢の急激な変動をはじめ、地域における人口減少や少子・高齢化が進行する中、農業を取り巻く環境も農地面積の減少や耕作放棄地の増加、担い手の減少といった厳しい状況が進んでおります。

そのような状況下にあって、農業振興地域整備計画の見直しや農用地区域からの除外など、市町から協議があった場合には、市町の要望や意見を十分に尊重した対応が不可欠であると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

(2) 都市計画区域における線引きの見直しと市街化調整区域における柔軟な制度運用について。

土地利用制度において、地域の実情や意向を踏まえた見直し及び柔軟な運用は、都市計画区域内に関しても同じことが言えます。

特に、諫早市の市街化区域と市街化調整区域の線引きは、長崎市、長与町及び時津町と一体の地域内のものとして取り扱われ、区域の区分がなされておりますが、やはり市街化調整区域において、土地の開発許可等が厳しく制限されており、隣接する自治体との間に格段の差が生

じているという指摘もまたよく耳にするところであります。

区域の区分、いわゆる線引きに関しては、市町に原案を作成してもらった上で県の案を作成し、さらに市への意見照会等を行って、市の意見が反映されたものとなっているということでありますが、見直しは10年に一度の長い期間を待たねばなりません。

社会経済情勢をはじめ、地域の実情も急速に変化している中、線引きについて、諫早市の意向を十分に反映できるよう見直しがなされるべきと思いますが、その点に関して、県としてどのように対応すべきと考えておられるのか、お伺いいたします。

さらに、市街化調整区域内の土地利用や開発に対する制度の運用は、市町が条例や運用基準を定めて行うことができるとお聞きしておりますが、それらの制定時には県の関与を少なくして、市の意見が十分反映される運用ができるような指導・助言を行うべきであると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

4、公益財団法人長崎県建設技術研究センター（通称ナーク）のあり方について。

このことについては、昨年の6月定例月議会の一般質問の中で、ナークに技術経験の豊富な現職職員や県職ＯＢを配置して、土木技術職員としての実践力を涵養し、技術力向上のための実務体験の場として大いに活用すべきであるという意見を述べさせていただきました。

その理由は、近年、県の土木技術職員の技術力が著しく低下しており、今後の県土木行政の着実な推進において、取り返しのつかない機能不全に陥ることに大きな危惧を覚えたからであります。

さて、昨年の質問に対し、知事は、「現在、例えば橋梁長寿命化修繕計画等において、定期点検を実施する場合、職員と経験豊かなＯＢ職員が同行し、技術の伝承を行う取組にナークを活用しておりまして、今後、他の公共施設分野にも拡大してまいりたい」と答弁をされておられます。

しかしながら、土木技術職員の技術力低下については、関連業界からも指摘がなされており、実際、私自身が県の中堅の技術職員に専門的な質問をしても、即答できないことが多々あることから、早急な対応が必要であると考えます。

現在、土木技術職員の研修はナークに委託して実施しておられますが、研修内容を見ると、一般的知識を高める講習等が主となっており、実践的技術力等を要請するには不十分な内容となっております。

そもそもナークの前身組織の一つに、県内の技術屋養成を目的として設置された建設大学校がありました。同校の設置目的が一定果たされたことから、既に閉校となっておりますが、実践的技術力を持った技術者の養成という役割を引き継いだ組織がナークなのではないでしょうか。土木技術職員として、速やかな事業着手と的確な事業完了を目指すことこそが職員に求められていると思いますが、現在の現役職員を見た時、さらなる実践技術能力の向上が求められます。したがって、土木技術職員の技術力の維持向上を図るために、現行の研修内容を見直し、例えば、技術経験の豊富な現職、またはＯＢ職員をナークに配置して、技術の伝承や実践的技術力の涵養を図る実務訓練の場としてナークの活用を図るべきであると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

以上をもって壇上の質問を終わり、答弁次第では、対面演壇席から、細部にわたり質問をさ

せていただきます。

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　橋村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国道207号の改良整備についてのお尋ねでございます。

高来方面の国道207号は、通勤や通学など日常生活を支える上で重要な道路であり、これまで道路整備の要望がなされ、あるいは議会でもご議論をいただいてきたところであります。

このため、県といたしましては、交通状況や地質の調査、さらには整備手法の検討などを行ってきたところであります。

これらの調査から、干拓道路よりも市街地側の交通量が2万台を超えており、朝のピーク時には走行速度が10キロ台まで低下していることがわかったところであります。その状況は、市街地側ほど、より厳しいものとなっております。

要因といたしましては、現道2車線の交通容量不足が挙げられることから、容量拡大策を講じるなど、抜本的な対策が必要であると考えております。

また、整備手法につきましては、整備効果やコスト、さらには地質状況や土地利用の観点から、バイパス整備よりも現道拡幅の方が優位であるとの結論を得たところであります。

このため、交通混雑が著しい長田バイパスの終点から猿崎地区までの区間について、事業化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

一方、佐瀬工区については、地域の期待に応えられるよう、今後も予算の確保に努め、平成29年度の完成に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

次に、公共交通機関の活用による積極的な利便性の確保も、地方創生、地域振興にとって必要不可欠ではないかとのお尋ねでございます。

地域公共交通は、住民の通院、通学、買い物などの日常生活上においても、また、観光客等との交流促進など、地域活力を増進する上でも重要な役割を担っており、その利便性の確保は地方創生や地域振興を図る上で極めて重要であると考えております。

これまでも、欠損補助による路線の維持や離島航路の運賃の低廉化、ＪＲ長崎本線小長井駅への運行延長などにも取り組んできたところであります。

今後とも、各地域の実情やご意見をしっかりとお聞きしながら、利便性の向上に力を注いでいかなければならないと考えております。

特に、小長井駅における特急列車の停車等についても積極的に取り組んでいくべきではないかとのお話であります。

特急かもめは、本県と佐賀、福岡、あるいは中国・関西方面と連絡する重要な交通機関であり、その速達性を維持しつつ、沿線の利便性も可能な限り高めていく対策が求められていると考えております。

そういう意味では、長崎新幹線鉄道利用促進協議会等からＪＲ九州に対し要望していくことについて、諫早市等とも意向を踏まえ検討をしてまいりたいと考えております。

次に、農業振興地域の見直しと柔軟な制度運用についてのお尋ねでございます。

農用地区域は、市や町が農業振興を進める上で、将来的に農用地として確保・保全を図るために必要な区域を法に基づき指定するものであります。

このため、農用地区域からの除外につきましては、法令及び国のガイドラインに基づき、農

地の集団性や集約性を損なう場合には除外できないなど、制限がかかっているところでありますが、そうでない場合には除外できることとなっております。

県としては、5年ごとに行われます農用地区域の見直しに際して、制度の趣旨に基づき、対象農地の集団性、効率性の実態や、市や町の土地利用に対する考え方等を十分お聞きし、協議に応じてきているところでありますが、平成24年度、平成25年度においては、12市町で山林原野化した農地を含め3,559ヘクタールを除外する一方、517ヘクタールの編入に同意してきたところであります。

今後も制度の運用に当たっては、地域の実情や市町の考え方を十分お聞きし、地域農業に支障を生じさせないよう、制度の範囲の中で適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県の土木技術職員の技術向上にナークを活用してはどうかとのお尋ねでございます。

県における土木技術職員の技術力の向上につきましては、これまでナークに委託して、経験年数等に応じた土木知識や技術に係る研修を実施する一方で、国土交通省の大学校や研修所への派遣研修なども併せて実施してまいりました。

その結果、土木技術職員の技術力は一定確保されているものと考えているところではありますが、業務の多様化等により、現場へ赴く頻度が減ってきており、現場における対応能力については、以前と比較すると十分とは言えない面もあるのではないかと考えております。

こうしたことから、平成24年度から各地方機関において、実際の工事現場を活用した独自のカリキュラムによる研修を実施するなど、新たな取組も進めているところであります。

県としては、これまで行ってきた研修に加えて、土木技術職員のさらなる現場対応能力を高めていくため、ナークの活用も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

その他のお尋ねにつきましては、関係部局長の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(中山　功君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　学校教育のあり方について、2点お答えいたします。

まず、本県の教育振興方針についてでございますが、私は、教育の目的は、「自分自身の人生を自分で切り拓いていく力を身につけさせること」だと考えており、その力の基盤となるものは、確かな学力や豊かな人間性、健康、体力であって、これらをバランスよく育むことが学校教育の不易の課題であると考えております。

その一方で、少子化や高度情報化、国際化という時代のうねりの中で、社会の変化に対応した、これからの時代に求められる力を身につけさせることも、また、流行という側面の課題であると認識をしております。

このような課題認識は、本県教育に受け継がれてきたものであり、その考え方に基づいて、これからの指針や具体的な施策等を定めたものが、「第二期長崎県教育振興基本計画」であります。

議員ご指摘のとおり、不易流行のいずれの側面においても、子どもたち一人ひとりに学力を育成するということは極めて重要な課題であり、振興基本計画に定めた基本的方向性の筆頭に、「確かな学力を身につけさせ、一人ひとりの可能性を伸ばす」ということを掲げているところであります。

具体的な施策としましては、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた学力向上の取組、電子黒板等の最新の情報機器を活用した教育の

推進、また、小中学校から高校までを通じた外国語教育の充実などに、市町教育委員会と緊密に連携して取り組んでまいります。

2点目でございますが、土曜授業の導入についてのお尋ねでございました。

土曜日の教育活動については、児童生徒にとって、土曜日がより有意義なものとなるよう、学校、家庭及び地域社会が連携し、役割分担しながら取組の充実を図ることが何より重要であり、土曜授業もその方策の一つと考えております。

議員ご指摘のとおり、全国的な状況として、実施校は増加しているものの、実施回数は年3回以下が半数を超えるなど、学校週5日制が定着している今日では、慎重な対応がうかがわれるところであります。

現在、本県においては、土曜授業の実施予定はありませんが、県教育委員会としましては、市町教育委員会や各学校が土曜授業の実施を検討することができるよう、基本的な考え方をまとめるとともに、教職員の勤務等の課題を整理しております。

この基本的な考え方につきましては、今後、市町教育委員会等の意見を徴した上で、年内には取りまとめ、市町教育委員会や各学校が次年度に向けて検討できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　都市計画制度の柔軟な運用ということでございます。

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる線引きは、県が定める都市計画であります。

原案は市町が作成し、協議を進めながら、県として案を取りまとめますが、人口減少という現状において、線引き制度だけでは市町の意向を十分に反映することは難しい状況にあります。

本来、市街化調整区域は、無秩序な開発を抑制すべき区域ですが、市町の意向が反映された計画的な開発を行うには、開発許可基準の条例化、または地区計画を決定することで可能となります。

まちづくりの主体は市町であります。地域の実情を踏まえた土地利用の方針を市町が定め、県は、その意向に沿って適正な助言を行ってまいります。

以上でございます。

○副議長(中山　功君)　橋村議員―41番。

○４１番(橋村松太郎君)　先ほど、知事から順を追って答弁をしていただきました。

長田バイパスの小長井方面への延伸については、知事もその渋滞状況、交通量にして2万台以上の交通量があると。そして、現在、猿崎までで1.5キロメートルぐらいでしょうか。Ａコープまでで2キロメートルぐらいありますね。それから、ローソンまで3キロメートル近くあるんですよ。

そうすると、前は猿崎か、深の海ぐらいまでよかったのが、だんだん東側に渋滞がひどくなって、最近ではもう3キロ東に行ったローソンの近くまで交通渋滞があっておるというような深刻な状態なので、一刻も早く改良に着手していただきたいと思います。順を追ってやっていただいていることに対しましては、深く感謝をしております。

ただ、一刻を争うというのは、本土の中でも高来町、小長井町は諫早市と合併して、特に小長井の人口流出、人口減少というのは著しいものがあるんですよ。だから、こういう子どもた

ちの通学、あるいは通勤の不便さを解消し、利便性の確保をしてあげる。あるいは、長崎県に入る時には国道34号から、高速道路は別ですが、今度は207号で鹿島から多良を通って小長井の方に入ってくる。だから、いわば玄関口だと。今、金崎の方から吾妻に抜ける道、干拓道路ができはしましたけれども、大変な渋滞で不便をこうむっているんです。だから、一刻も早くですね。

ちなみに申し上げて、人口が一人減少したらどうなのかと。これは基準財政需要額で計算してもらったんですけれど、市町村の段階で大体一人13万円ぐらい需要額が減っていく。県のレベルで大体11万円ぐらいなんですよ。だから、県の今の人口減少率で言えば、1万人ずつ年間減少しているということになれば、基準財政需要額で10億円ずつ減少していっているということになる、深刻な問題なんですよ。だから、こういう手だてを一刻も早くやっていかなければ、ますます人口減少は加速してしまうと。

特に、長崎県においては、他県に比べて著しく合併を進めてきたところでございます。したがって、離島あたりの人口減少は、もう10％どころか20％、30％。高島あたりではもともとがそうですけれども、50％近く減少しておるという状況なんです。（発言する者あり）

だから、そういうことを踏まえて、いろんな対策を講じなければならない。財政出動もしなければならない。しかし、何を今やらなければいけないのかということをよく考えてほしいと思っております。むろん、考えていないとは言いませんけれども、優先順位の問題です。

また、先般、国の安倍総理も地方に対して、今までの取組状況ではいかんと。特に、改めてこ入れをしなければならん。そして、特別法を今度は臨時国会で新たな法律を制定して、それに沿って5カ年計画で取り組んでいくと。また、石破担当相も地方を変えるというような強い決意で臨んでおられることを踏まえて、改めてこういう対策については、集中的に投資をしていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

同様に佐瀬地区についてもそうでございます。平成23年に私が県議会議員に復帰させていただいた折には、当初予算では6,000万円でございました。こういうことでは、いつ道路の改良が済むのかというようなことでお願いをして、最終的に8,100万円まで伸ばしていただきました。平成24年度の当初予算で8,500万円、そして、追加して1億3,000万円、最終的には1億7,000万円というふうに増額補正をやっていただき、今日に至っております。

今日では、平成26年度は当初予算でたしか3億9,000万円ぐらいつけてもらったかと思うんです。だから、加速度的に予算措置をしてもらっていることは大変ありがたいのでありますけれども、この事業執行に対して、先ほどナークの話で申し上げましたけれども、この同じ予算を確保してでも、繰越予算が多いということに私はびっくりしたんです。むろん、15カ月予算みたいなもので、補正のタイミングが遅れてしまうということもありました。だから、そういうことだろうかなと思っておりましたけれども、通常予算の執行においても、計画的な執行をしていかなければ。と同時に、土木技術職員の技術力が低下を来しているということは、これはもう完璧に私は指摘いたしました。先般、土木部長にもその話をいたしました。

私は、いろんな関係者、あるいは県のＯＢ、土木部ＯＢとも会って話しているんですよ。そ

うしたら、「この頃は、自分たちでできるような職員はほとんどおらんのじゃないか」とさえも言われるんです。だから、この技術力の低下に対しては、もう危機的状態にあるということを承知しておってほしいと思っております。

公共交通機関についてでございますが、佐瀬地区については順調につけていっていただいております。ただ、今、全体で6キロメートルの範囲の2.5キロメートルの中で事業化をということでございますので、まだ残事業地が3.5キロメートルあるということも踏まえて、一刻も早い完了をお願いしたい。これは人が、通行量が少ないから道路の必要性がないのではなく、通行に支障があるから、不便だから通行量が少ないんだと。（発言する者あり）

私は、森山町であの干拓の道、図書館のところに2車線、4車線道路に匹敵するような大きな道路をつくっておりますけれども、あそこは全く道路がなかったんですから。しかし、今や国道にとって代わるような交通量になってきているんですよ。だから、必要性があれば、道路を改良すれば、おのずから通行量は増えていくわけでございますので、あえて重ねて申し上げませんけれども、佐瀬地区についても、さらに手厚く対応をしていただくように重ねてお願いをしておきたいと思います。

それと、公共交通機関の活用による利便性の向上ということでございましたけれども、これにつきましても、もう幸いに朝夕の通勤、通学のために。私もそれは認識不足だったんですよ。小長井が出発・終着だろうと思っておったんですが、ある時期に確認したんですけれども、「子どもが湯江に帰ってくるから迎えに行きます」というような親御さんの話を聞いて、こういう状況は一刻も早く解消しないといけないという思いで、ＪＲ九州の社長さんはじめ関係者の人にお願いをして、昨年度、朝の便はこうやってダイヤ改正で7時ぐらいの便を小長井まで、そして、今年3月のダイヤ改正で午後8時8分だったかな、延長運行をしてもらってということで大いに助かっておられるわけですね。

それと、また特急列車についても、私が博多から帰る時に、「多良駅です」ということで多良駅にかもめが停車したんですよ。あれっ、いつの間にかもめが停車するようになったのかなと思って、交通対策の担当課に聞いたところが、「いや、あれは多良にはとまっておりますが、季節的な運行で、企画列車として、カニ食うお客様を福岡から、あるいは長崎の方面からということで停車をして利便性の確保を図っておる」ということでしたので、それなら、なぜ小長井に「かき食う列車」というのを企画してもらわないのかという指摘をしたんです。そういう中の一連として、いさはや三海海鮮まつりと小長井カキ祭りということでウォークラリーをセットにしてもらって企画してもらったんです。

それで、小長井駅のプラットホームは、乗降ができるような機能を確保しているということが確認できたわけですね。したがって、これは第一歩だと思っているんです。

そして、先ほどの知事の答弁の中にもありましたけれども、迅速性、ある一定の速度を持たなければならないことはよく承知しております。しかし、小長井駅や長里駅に、長里は除外してもいいけれども、小長井駅には停車、待合はしているんですよ。せっかく待合で停車したにもかかわらず、降りられずに諫早まで行くなりしている、それは屈辱的だと思っております。私は全便をとは言いませんよ、朝1便、午後1便でも乗降できないのか。

私がこういうことを小長井で話をした時に、ある老齢の方がおっしゃっておりました。「もし、それが実現すれば、うちの息子は土曜日ごとに帰ってきて百姓を手伝ってくれる」というような話だったんですよ。だから、そういうことによる交流もできる、親孝行もできるということにもつながっていくわけです。

だから、そのような小さな事柄を積み重ねていって人口減少、あるいは地域振興を図るという手だてをとっていく必要があると私は思いますので、あえて小さなことを事例として申し上げました。どうか大きなことにチャレンジすることもさることながら、小さなことを手際よく、一つひとつ積み重ねていくということも大事だということを、職員の皆様方も心がけて、また知事をサポートしてほしいと思っております。

知事が全てやれるわけじゃないんですよ。補助機関である職員の皆さんたちが、あとどんなことで知事をカバーできるかというのは、君たちの意識次第なので、特に、この機会にお願いをしておきたいと思います。

それと、農振や都市計画については、担当職員ともよく話しました。今までは紋切型みたいに、「いや、我々は、よく市町の、また法改正されて地方分権というような感じでかなり権限移譲がなされておるし、許可が協議になりました」というようなことですけれど、しかし、それにつけても、県と市町の職員の意識の差があることを、知事、よく認識しておいてほしいと思います。いかにも対等みたいなつきあい方をしても、もうおのずからそこには、県と市町との差があるんです。恐らく県の職員も大方本省に行って互角で渡り合える職員というのはそうまでおらんのじゃないかと思いますよ、けんかごしで。それと同じなんですよ。だから、協議といえども、少し「あの資料は、これは、これは、これは」と言われると、もう躊躇してしまう。引いてしまうんです。だから、そういう農振の運用、都市計画区域の線引きの問題とか、そういう行政手法、対応については、市町職員に本当の県の意思を伝達するような研修の機会なり、意見交換の場を持って、一刻も早くそういう運用が地元の要望に沿った線でやれるように、それこそが人口減少に歯止めをかけるということなんです。

私もある時期に諫早市内をずうっと6年間回りました。行くところ、行くところ、「ここら辺は農振のかぶっとっけん、どぎゃんもならんとじゃもん」、「ここら辺は市街化調整区域やっけん、どぎゃんもされんとやもん」と、これだったんですよ。高齢の農家の人たち、後継者もおらん。そして、荒廃農地であるにもかかわらず、そういう状況にあるけれども、こういう法的な制約があってままならないということでした。

しかし、今、こうやって実情を調べてみますと、平成12年以降においては、かなり農振においても、あるいは都市計画についても、運用面で権限移譲がなされておりますので、できるだけそういうことをＰＲしてもらって、そして、時宜に適した運用が図られるようにという、そういう行政のサポート、フレンドシップと私は言っておりましたけれども、県と市町とのフレンドシップの中でタイムリーな政策実行をしていただきたいと、重ねて申し上げておきたいと思います。

それと、今度は先ほどの技術職員の技術成果ということでありますけれども、ある時期に、私はまだ町長の時だったでしょう、いろんな要望をして、そして係長、課長あたりにこういう

ことでというような要望を具体的にやったんです。

あるいは、設計変更というか、こういう要望だからと言うが、何となくはっきりした返答が戻ってこないんですね。何でだろうと思っていたんですよ、不可思議なことだなと。そんなことぐらい簡単にできるだろうにと思ったが、それはもう既に、民ができるものは官から民へということで外注、外注、外注をやってしまったんです。だから、自己の処理能力が低下してしまっているから、コンサルタントにそういう話をして、コンサルタントから返ってきて、それを私にというような感じだから、二度手間、三度手間。

あるいは、ある時期にバスベイをつくろうとした時に、バスベイをつくったら歩道の幅員を一定とらないといけないからと。そうしたら、ちょっと図面を見せてくれと、バスベイはどこまでなるのかといったところが、驚くなかれ、バスベイの中にバスが十分入り込めなくて、車線にバスが70センチぐらいはみ出ているんですよ。何のための道路改良かわからんわけですよ。道路改良したというだけで、交通渋滞の解消にはならんのですよ。そのバスを追い越そうとすれば、対向車線にはみ出して事故のもとになるんですよ。だから、そういうナンセンスな事例もありました。これは、やはり技術屋がコンサルタントに渡した時に、あるいは、コンサルタントの成果品を十分チェックできない。だから、この矛盾を指摘した。何のことはないじゃないかと。そこに水田がありました。水田のところにのりじりがきていたわけですよ。これを直に上げれば、そんな高いところじゃないんだから、これだけ幅員が5歩近くにあったから倍にでも広がるじゃないかと。そうしてへこませると、交通上も安全を期すことができるし、完璧な道路改良、バスベイの設置ということになるではないかと指摘したんです。

私は、今まで何十年もつきあっているから遠慮なく言えるんですけれども、なかなかこんなことは言えないですよ。あるいは、職員に対しても申し訳ないなと。しかし、後もって悔やむより、今言っておかないといけないという思いでそういう要望をするんです。だから、タイムリーな適切な改善、あるいは設計変更が臨機応変にやれるような実務能力を持っておかない限りには。

あるいは先般、土木部長にも話したんですけれども、災害が発生した時には災害査定というのがありますね。そうすると、しかるべき時期に、今度は災害査定の時期が入ってきます。そうすると、箇所数が多いと、もう査定官や立会官もスケジュールがタイトになってしまうから、明日からは今度はよその地区に入りますと。じゃ、今日中に朱入れをしますからと、こうなんですよ。飯を食った後に朱入れをしようと。だから、もう7時ぐらいから朱入れに入るからと、こうなるんです。そして、担当者は、そこに朱を入れてもらうために、あるいは比較設計をしてきなさいと、急にこう指摘されるんです。あるいは、カットして、今度改めて設計し直してきなさいと。時間は待たないんですよ。だから、職員はそういうことにどう対応するのか。コンサルタントに頼んで一緒に同行しておってください、同席しておいてくださいと。そして、また設計変更して、朱を入れてもらうのかどうか。もうとんでもないと私は危機意識を持っております。

私は大げさに言っているんじゃないんです。この機を失すれば大変なことになると。（発言

する者あり）だから、その現状という、私は課長たちにもこうやって、「君たちはできるか」と言いますよ。以前部長をしておりました城下君、「彼らぐらいが現役で最後じゃないか、君が」と、同い年だから言っていたんですよ。だから、君たちが教えてやらないと、あとは後続できないぞということも言っておりました。

だから、そのためにナークは、技術研修、あるいは実務訓練ができる組織として活かせると思うんです。今やっているのは、知事、よく吟味、調査をしてください。（発言する者あり）現実はどうかと。単なるコンサルタントと変わらない。それなら民業圧迫ではないかと。

しかし、ほかの民間の企業とは違う特質を持った、ナークというのは建設大学校が発展的解消してできた。だから、その発展的解消されたスタートの地点の、またその設置目的を損なわないように、原点に返ってナークの運用をやってほしいと思うんです。

公益財団法人だとか、そういう建前論じゃないんですよ。もう本当に土木技術職員、あるいは農業土木も含めてでしょうけれども、その技術力の低下、なさ、一刻も早く回復しなきゃならないという思いでございます。

以上、いろいろ申し上げてまいりましたけれども、知事なり、部長から再答弁していただければと思います。（発言する者あり）

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)　いろいろとご指摘をいただきました。

まず、道路の整備でありますけれども、私も地域の生活基盤、産業基盤をしっかりと整備することが地域の活力再生に直結する課題であると、こう考えておりまして、そういった基盤の整備というのは、地域の皆様方からも強い要望をいただいてきたこともあり、優先的に取り組んでいきたいという思いは全然変わりないところでありますが、いかんせん関係予算の確保に苦慮しているという状況であります。

したがいまして、優先順位を定めながら、計画的に着実に推進していかなければならない課題であると思っております。引き続き、さまざまな課題等についてはご指摘をいただきましたので、全力で取り組んでいきたいと思います。

それから、ソフト面でのさまざまな交通利便性を高めていく、このこともやはり地域の住民生活を考える上では非常に重要なことであると思っております。そういった点にも着目をしながら、きめ細やかな政策の推進を心がけていきたいと思います。

それから、土木技術職員についてのご指摘を過去からいただいてまいっておりますが、確かに仕事の仕方が変わってきたというのは事実であります。現場の即戦力、対応力というのが問われる課題というのは、私どもも十分認識をしているところであります。

しかしながら、総体としての技術力、知識等が低下したかというと、業務の専門分野に少し軸足がシフトしつつあるのかなと思っておりますが、ご指摘のような臨機応変の対応力というのは、これからも求められるところでありますので、先ほどお答えいたしましたように、しっかりと現場を踏まえた事業の推進に尽力してくれるような職員を育てていかなければならないと思っているところであります。

○副議長(中山　功君)　橋村議員―41番。

○４１番(橋村松太郎君)　知事、まだ認識が甘いようですので、部長、内容面で十分進言をしておってもらいたいと思います。これは技術力についてですよ。そのほかについては、知事、

十分満足はいたしております。技術力については、もう一度内部でよく検討をしてください。

それと、教育長に聞きたかったんですけれども、時間がなくなりました。法律も改正されて、今度は教育委員会委員長を兼ねるような新教育長ということになって、権限も大きくなってきたわけですね。そういう中にあって、やはり微動だにしない、長崎県の教育はこうだと。

例えば、秋田県とか、福井県とか、それぞれの県では成績がずっとトップランキングですよ。私は成績至上主義ではないんだけれども、成績を求めていきながら、徳育、体育も求めていくと。何か筋を持っておくべきだと思うんです。知育を求めていくことは、体育、徳育を否定するものではない。したがって、ぜひとも教育長、今度の新制度にもなってまいりますし、ぜひ力を入れてほしい。

子どもたちは3年間ですよ。クラブ活動でもそうなんですよ。親がばかになる、先生がばかになる、そうすれば、子どもは必ず全国大会にも行けるんですよ。だから、そういうことも踏まえて、またゆっくり話したいと思いますが、どうぞ長崎県の教育ここにありということで頑張っていただきたいと思います。

あと知事にも、来年4月から、今度は首長が教育委員会に発言する機会がありますので、その教育に対して、最後に一言だけお願いします。

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)　やはり地域にとって人材を育成するということは極めて大切な責務であると思っております。大綱策定に教育委員会の皆様方と携わるということになってまいります。これまでも意見交換の場を設けながら取り組んでまいりましたけれども、私も積極的に意見交換の場に参加させていただき、一つの方向性を見出してまいりたいと考えているところであります。

○副議長(中山　功君)　橋村議員―41番。

○４１番(橋村松太郎君)　知事も意見、発言ができるようになりましたので、もともと予算編成権もあったわけですから、当然の帰結だと私は思っているんですよ。今後は積極的に県教育の浮揚のために、また頑張っていただきますように、併せてお願いを申し上げ、質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長(中山　功君)　午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

―　午後　零時１３分　休憩　―

―　午後　１時３０分　再開　―

○議長(渡辺敏勝君)　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)（拍手）**〔登壇〕**　皆さん、こんにちは。

西彼杵郡選出、改革21・新生ながさきの浜口俊幸でございます。よろしくお願いします。

私も、県議会議員になりまして本任期の最終年度を迎えました。一般質問も今回で5回目の登壇をさせていただく機会を得ました。任期中としましては最後の一般質問になろうかと思いますので、知事並びに関係部局の皆様には明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1、佐世保市女子高生同級生殺害事件の対応について。

(1) 知事部局の対応と考え方。

夏休みに入って間もない7月26日、我が長崎県において、大変痛ましい事件が繰り返されてしまいました。それは、佐世保市で発生した女子高校生による同級生殺害事件であります。過去、我が県では2003年、2004年と、長崎、佐世保両市で連続して起きた小さな子どもたちの命が奪われる事件が発生をいたしております。加害者もまた小中学生という非常にショッキングな事件として、当時、全国トップニュースで扱われたことは、いまだに鮮明な記憶として残されております。

これらの事件後、県民は、二度とこのような悲しい事件が繰り返されることのないよう、各教育機関を中心に、学校や保護者、そして地域や行政が一体となった取組として、人の命の大切さ、尊さ、他人（ひと）への思いやりを学校や家庭はもちろんのこと、地域活動の中でも命の教育として取り組んできたところであります。

しかし、あれから10年、事件の状況は違っているものの、その命の教育として加害生徒が小学校入学当時から盛りだくさんの教育を受けていたにもかかわらず、事件を起こすという、「大変残念」という言葉だけでは言い尽くせない気持ちでいっぱいでございます。

お亡くなりになられました女子生徒のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。

今回の事件については、まだ警察当局の取り調べや精神鑑定のほか、関係者の聞き取り調査、事件の全容解明に至っていないことから、その内容についてはできるだけ答弁をいただける範囲で質問するようにします。また、この事件については、同様の質問がありましたので、重複は避けたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

それでは、まず中村知事に知事部局の対応について、お伺いをいたします。

先ほど紹介いたしました10年前の事件後、関係機関ごとに今回と同様、いろいろな検証をしながら対応策を検討され、新たな取組を展開されてきたと思っております。知事部局の中では、具体的にどのような取組を実施され、これまでのその取組について、どのような評価をしておられるのか、お伺いします。

あとの質問については、対面演壇席より進めさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　浜口議員のご質問にお答えをいたします。

今回の事件に関連して、過去の事件後10年間、どのように取り組んできたのかとのお尋ねでございます。

知事部局におきましては、過去の重大事件を受けて、こども政策局を中心に、教育、保健福祉、警察等と連携を図りながら、子どもの健全育成に向けた各種取組を進めてまいりました。

大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる「ココロねっこ運動」につきましては、「長崎っ子を育む行動指針」や「ココロねっこ１０（テン）」など、日常的な取組を具体的に掲げ、県民一人ひとりの取組として浸透するよう啓発に努め、運動の認知度を高めてまいりました。

また、発達面でより手厚いケアの必要な子どもの成長を支援するため、1歳6カ月健診や3歳児健診時などで支援を要する児童を早期に発見し、療育や教育支援へつなぐとともに、相談体制や就労支援なども進めてきたところであります。

さらにまた、子どもたちをネット上のいじめ

や犯罪の被害者、加害者にしないために、ネットパトロールやメディア講習会なども新たに実施してまいりました。

これらの取組に関しましては、一定の成果があったものと思いますが、今回の事案の重大さを受け止め、改めて子どもの健全育成施策全般の取組について、検証、検討を重ね、再発防止につなげ、しっかり取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　ありがとうございました。

今回の事案は、守秘義務と情報共有、臨時の委員会でありましたけれども、これがキーワードになっているかと思います。

こども政策局の方にお伺いします。

これまでの対応で、部局間や関係機関における守秘義務について、その考え方や通報、情報の確実なボトムアップの体制がマニュアル化されていたのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　私ども児童相談所におきます相談内容につきましては、児童福祉法第61条によりまして、正当な理由なく漏らしてはならないとされておりまして、児童相談所職員に厳格な守秘義務が課せられております。このことが相談者が安心して相談できることにつながるものと考えております。

一方で、児童相談所の相談援助活動の目的でもある子どもと家庭の適切な支援のためには、関係機関と情報共有を図ることが必要であり、この場合は基本的に子どもと保護者の同意を得て行っております。

また、児童相談所の相談対応や運営に関することにつきましては、厚生労働省が定めた運営指針や虐待対応などの実務に応じた各種ガイドラインにより運用しております。

なお、児童相談所長には、県の委任規則により、一時保護や虐待対応など、児童福祉法などにおける知事の権限が委任されておりますが、重篤な虐待事件など重要な案件については、県本庁へ報告することとなっております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　守秘義務の捉え方というのもありますけれども、まず最初に出てきたのが、「正当な理由が」というキーワードがあります。正当な理由があれば、これはクリアできるということでよろしいんですか。お答えください。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　児童福祉法の第61条におきまして、正当な理由がなく、職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした時は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというところでございますが、ここについては、正当な理由がなくということが法律上、明定されておりますので、正当な理由がなければ漏らすことはできないということになります。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　何か、私のニュアンスと全然、ちょっとかけ離れた中身かなと思っておりますが、ここだけ、そんなに時間をとるつもりはございませんので、次の質問にいきます。

情報共有の見直しということで、今から検証されて、見直しも行っていかれると考えておりますけれども、今回の事件を防げなかった一つの要因として、これはマスコミ発表ではござい

ますけれども、それぞれの機関の守秘義務や情報共有のあり方等々が疑問視をされているところでありまして、加害生徒の特定ができず対応が遅れたとも言われております。

私は、本事案、重要度もありましょうが、守秘義務の解釈や部局間の関係機関との情報共有について、いま一歩踏み込んだ協議やマニュアル等の見直しが必要ではないかと考えておりますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　今ご指摘がありました今回の事案の件でございますが、特に、我々は、6月10日に佐世保児童相談所に寄せられました電話相談に関しましては、これまでもご答弁しておりますけれども、児童相談所の対応の適否がいかがであったかということはもとより、今ご指摘がありました関係機関との情報の共有あるいは連携のあり方というのが重要な検証テーマと捉えておりまして、検証作業を今進めているところでございます。

今ご指摘があった点も含めまして、私どもといたしましては、事件の再発防止に向けまして、今後、外部の専門家の知見もいただきながら、しっかり改めて検証、検討を行ってまいりたいということで今進めているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　(2) 教育庁の対応と考え方について。

それでは、教育長にも1点だけお答えいただきたいと思います。

中身は、こども政策局と余り変わりませんけれども、情報の学校における問題もありましょうけれども、ボトムアップ、今回、末端の教師の情報が上部に伝わらなかったというところもございます。それらの共有体制のあり方、それと先ほども申した、このマニュアル的なものが実在するのかどうか、その辺をお答えしていただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　今回、担当の方から情報が学校の管理職まで一時挙がっていなかった点につきましては、これはシステムの問題というよりも、我々が今聞き取っている範囲では、関係者の意向や生徒とのつながりを考慮して、ある時点まで情報共有をしていなかったという経緯がございます。今回の事案については、我々としては、現在、そういう認識を持っているところでございます。

一般的に申し上げますと、学校における情報の共有は、担任から学年主任や生徒指導担当へ連絡、相談がなされ、さらに管理職へ報告されるようになっております。

また、学校内のそれぞれの専門部会の会議内容等は記録に残し、教職員間で情報共有が図られるというシステムになっております。

また、一定の問題児への対応については、指導手順というものがございまして、それにのっとって対応しているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　(3) 学校・児童相談所・警察・病院等の情報共有について。

まず、児相と医療機関との情報共有、連携についてでございます。

この殺害事件発生の約40日ほど前に医療機関からの第一報があり、「人を殺しかねない」との相談が持ち込まれ、その時は名前は言えないとのことで、それ以上の対応ができなかったという、これは報道記事として掲載をされております。

児童福祉法では、虐待事案は医療機関からの

報告義務が発生するということでありますけれども、本件は、虐待事案ではなく、守秘義務の壁を越えられなかったことは残念でなりません。

児相の積極的な対応と高校への問い合わせと情報開示があれば、対象者の特定は、さほど難しくなかったものではないかと考えております。

医療機関との定期的な協議や連携規定などの実態について、お聞かせください。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　児童相談所と医療機関の定期的な連携、あるいは協議会、あるいは連携規定の実態ということでございます。

まず、児童相談所には、先ほど申し上げましたとおり、厳格な守秘義務が課せられておりますけれども、医師及び医療機関におきましても極めてプライバシー性の高い個人情報を取り扱う関係上、厳格な秘密保持義務及び個人情報保護規定が課されておるという状況でございます。

したがいまして、一般的には児童相談所と医療機関との情報共有につきましては、虐待通告及びその対応など、法令に基づき守秘義務が解除される場合を除きましては、支援対象者からの同意のもとで行うなどの慎重な対応が必要でございます。

実際のそれぞれの運用としましては、先ほどご指摘がありましたような定期的な協議会、連携規定というよりも、その事例ごとの判断、対応というようなことになってまいりますけれども、この点につきましては、有益な支援につながってまいりますよう、児童相談所と医療機関の緊密な連携のあり方についても検証というふうな形で、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　その守秘義務、情報共有という点で、どうも私たちと乖離があるなと感じています。

庁舎内とか、その機関の中で情報を共有するということは、全く守秘義務に抵触をするものではないと思いますので、その辺、もうちょっと、そこの連携を含めて、この情報共有というあり方について、もう一度よく考えていただきたいと思います。

それから、市町要保護児童対策地域協議会、警察も含めた関係機関が一堂に会して情報共有ができる場であると聞いておりますけれども、その協議に挙がる内容は、ほとんどが児童虐待事案が主であると、これは児童福祉法の関係で設立されたものかと思いますが、もっと協議会に挙がる事案の拡大ができないものかどうか、その辺についてお答えください。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　この点につきましては、昨日のご質問の中でも要対協につきましてご説明いたしましたけれども、対象の要保護の児童には非行児童も含まれるということでございます。

ただ、実際的にはまだその活用が十分に図られていないという状況もありますので、その活用に向けた形の周知徹底等がさらに必要であろうかというふうなところが考えられております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　それでは、警察本部長にお聞きをいたします。

父親に対するバット殴打事案が事件性にならないとしても、学校や児相から警察へ相談や情報提供があってしかるべきだったと私は思うのですけれども、今回の事案が仮に情報提供がされたとすれば、どのような対応ができたのか、一般的な対応状況になろうかと思いますが、お

伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　警察本部長。

○警察本部長(古谷洋一君)　お答えします。

いわゆるご指摘のバット殴打事案についての情報提供があった場合の対応ということでございますけれども、具体的なことにつきましては、現在捜査中の事件に関する事柄でもございますので、答弁は差し控えさせていただきますけれども、一般的なことで申し上げさせていただきますと、警察といたしましては、これまでも犯罪に関わる情報を入手した場合には、事実確認等所要の捜査活動を行いまして、法と証拠に基づいて、事件化すべきものは事件化するなど適切に対処してきているところでございます。

今後とも、犯罪に関わる情報を入手した場合には、同様に適切に対処してまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　警察当局として、今回の事案には、もう事件になってから知り得たことだというふうに理解をしておりますけれども、情報共有という意味では、いろいろな事件も過去あっておりますので、その辺についてよく当局の中で検証、検討を進めていただきたいと思います。

今回の殺害事件の発生は、過去の事件の反省と二度と繰り返さないための決意である命の教育が根底から覆されたようで、誰もが大きなショックを受けたものであります。これまでのやり方でよかったのか、また、関係機関同士の連携や個々の判断能力、マニュアルの策定など、しっかりと検証し、対応を講じていただきたいと考えます。

話は違いますが、近年は防災の立場で、多発するゲリラ豪雨や地震などへの対応として、住民や自治体へ、「命を守る行動をとってください」や、「避難勧告の発令はからぶりになったとしても出してください」との考え方を示しております。まさに、この考え方で子どもたちを被害者にも加害者にもさせない取組を強く要望するところであります。

2、長崎県の地域防災計画について。

(1) 改正災害対策基本法への対応について。

先月の20日未明に広島市で発生した局地的豪雨による大規模な土砂災害で、懸命な救助にもかかわらず、80名を超える人命が失われてしまいました。犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、早期の復旧・復興を願うところであります。

今回の土砂災害においても、市からの避難勧告が出された時には、既に土砂災害が発生した後であったり、住民への情報伝達に使われる防災無線の屋外スピーカーが設置されていなかったことやサイレンが鳴らなかったことなど、後から後から防災体制の不備が明らかになっているところであります。

行政機関の問題が指摘をされておりますけれども、近年は台風も地球温暖化で超大型化する傾向で、風水害や土砂災害、高潮等に対する防災体制の整備が急務であろうというふうに考えます。

現在、県内各市町において作成しているハザードマップの整備状況は、未策定や洪水災害の取組が多く、土砂災害危険情報などの記載が進んでいないなど、自治体間で取組の差が見られます。その原因や課題について、お聞かせください。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　議員ご指摘のとおり、全国的に災害が多発し、大規模災害も少な

くないことを踏まえ、県内各市町においてもハザードマップの整備をはじめ、各種防災対策の再点検が必要であると認識をしております。

各市町において異なる対応が見受けられるのは、地域の地理的状況や災害種別ごとに認識の差異があることなどによるものと考えられることから、県としましても、各種災害を網羅的に記載した先進事例の紹介を行いながら、防災対策に遺漏のないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　それぞれの自治体での防災体制について、早急に取り組むべき課題がある一方、必要な財源が確保できないというところもあるようです。また、マンパワー自体が足りないことなど、原因はさまざまのようですが、昨年、我々長崎県議会の議員発議で制定できた、「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」でも、県の役割として必要な支援を行うことも明記をしています。

そこで、具体的な県の支援策について、お伺いします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　住民の生命、財産の確保に直結する防災体制の取組については、できる限り温度差のないように進めていく必要があると考えております。

このため、県では、長崎県地域の元気づくり防災力向上支援事業費補助金による自主防災組織に対する資機材の整備や、市町における住民参加型の防災マップづくり、自主防災研修会の開催のほか、県の事業として、マンパワーを補完する自主防災リーダー養成講座の開催などを行っております。

今後とも、防災体制の確立を図るため、県としての取組を充実してまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　よろしくお願いします。

災害対策基本法の中で、市町村が取り組む自主防災組織の結成や充実が責務として求められております。平成26年4月現在の県内組織率は52.1%で、昨年より4ポイント増加をしております。ただ、その活動実態は地域により、かなりの差があるようでございます。

災害を想定した地域ごとの避難訓練や要介護者、障害者等の把握と支援体制の整備は進んでいるのか、お伺いをします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　本県においても自主防災組織率の向上に取り組んでおりますが、議員ご指摘のとおり、本年4月1日現在、52.1%であり、対前年比では4.0ポイントの上昇となっております。

個々の自主防災組織の活動状況については、自主防災組織内で行う避難訓練などのほか、社会福祉協議会や大学等と連携した訓練等を実施しているところであり、県におきましても、こうした先進的な取組事例については、防災会議や防災・減災シンポジウム等を通じて紹介をいたしております。

また、災害対策基本法の改正により、今年4月から各市町長に対し避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたことから、県では3月と7月に市町の担当者を対象とした説明会を開催し、市町の取組の後押しをいたしております。

現時点で改正法に基づく名簿作成が終わっている市町は3市町となっており、今後とも引き続き早期の作成を目指し、市町への支援を行ってまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　先ほども言ったように、命を守る行動がとれるように、要介護者、障害者関係の把握はスピーディにやっていただくようにお願いをしておきます。

(2) 避難体制と避難施設について。

災害発生時の住民への情報伝達方法の多くには、防災無線により屋外設置型スピーカーで行われることが多いかと思っておりますが、設置数や地形で聞こえにくいとの声もあるほか、大雨の時は雨の音や雷鳴で全くその役目が果たせなかったという報告もございます。

災害情報の住民に対する確実な伝達方法としての県の考え方について、お聞かせください。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　自治体における住民への情報伝達手段としましては、19市町において同報系の防災行政無線（スピーカー）が全世帯を対象に整備されております。

また、同報系防災行政無線が整備されていない市町やスピーカーの音声が届きにくいところには、戸別受信機や消防団の巡回などにより情報提供されているとの回答を得ております。

県としましては、まだ同報系行政無線のない1市1町、これは大村市と東彼杵町でありますが、1市1町につきましては早急に整備を図るよう助言しておりまして、大村市におきましては、本年度内をめどに整備される予定であります。

なお、東彼杵町については、移動系の防災行政無線で代替措置がとられております。

さらに、新たな取組としまして、各市町において、携帯電話会社の緊急速報メール、ＮＴＴドコモではエリアメールと称しておりますけれども、これらの登録を行っております。これは市町が配信する避難勧告等の緊急情報をエリア内にある携帯電話やスマートフォンに対して自動的に一斉配信するもので、本県では全ての市町が携帯電話3社、ＮＴＴドコモ、ａｕ、ソフトバンクの登録を済ませております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　特に長崎県は離島・半島を抱えている地域ということで、情報が確実に伝わる方法ということで、いろいろ考えていただきたいと思います。

松浦市では、既に、防災無線のかわりになるような携帯型のものを全戸に配布をしているという状況です。原子力災害の関係もございましょうし、いろいろなことが考えられますけれども。

静岡市の取組は、エフエム局と連携をして、1台4,400円ですか、専用ラジオ、防災の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、これと緊急地震速報や気象情報などを自動放送で伝える。電源を切っていても起動を自動的に行って最大音量で音声が流れるというものもございます。

こういうよそのいろいろな取組を検証しながら、どういったものが導入できるのかということも含めて、防災無線はいろいろな、各地で、実際は全然役に立たんよというところもあるようです。もっとここら辺は、やっぱり人の命を守るためにどういう施策が大事なのかというところも、ひとつ考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

長崎県内における過去5年間の避難勧告発令実績というのをお聞きしました。実際、5年間で4件だったそうです。もっと出たのかなという気がしますが。

各市町における避難勧告等に係る発令基準の策定状況をお聞きしますと、災害種別ごとにマニュアル策定の有無、整備が遅れて豪雨災害時に明確な数値基準が示されていない、示されて

いるのは長崎市など6市町にとどまっている。これは新聞記事で知りましたけれども、県として災害種別ごとの避難勧告発令基準や明確な数値基準を示したマニュアルの策定等を市町に支援していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　県内21市町とも避難勧告発令の基準を有しておりますが、議員ご指摘のとおり、このうち土砂災害について、具体的な数値基準を設けているところは6市町であります。

避難勧告の基準の作成につきましては、各市町の地理的な特性、例えば、大きな河川の有無などに応じて各市町ごとに作成するものでありまして、県としましては、災害の危険度の判断材料となる土砂災害警戒区域の指定や、津波や洪水の浸水想定を市町に示してきたところであります。

近年、災害が多発する傾向にあることに鑑み、県としても避難勧告等に際しては、できる限り具体的な数値基準によることが望ましいと考えており、本年4月に内閣府が公表しました新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づいた基準づくりを促すとともに、数値基準を策定した先進事例などの情報を提供しながら、市町に対して助言してまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　各自治体に、からぶりでもいいから避難勧告出してくださいということを言っている以上は、この基準を明確にしてやらんと、出す方が出せない状態になりますので、ひとつよろしくお願いします。

次に、災害発生に伴う避難所開設について伺います。

県内には3,126カ所の避難所が登録されているようですが、市町で違いがありますが、そのほとんどが地域の公民館や集会所などで、避難勧告が発令された場合、まず職員が対応し、学校や大きな公共施設が開設をされます。開設数は、その1割もなく、地域によっては、そこまで移動するのに車で30分以上かかるというところも数多くあるそうでございます。

そこで、身近な地域ごとの公民館や集会所等の開設が必要であると考えておりますけれども、地域で誰が対応するのか、市町との連携について県の見解をお伺いします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　県内各市町においては、災害時の気象情報等を踏まえ、見込まれる避難者数などに応じて地区ごとの主要な避難所を中心に適宜、避難所を開設して対応されております。

事あるごとに全ての避難所を開設し、その全てに市町が職員を振り向けることは難しいと聞き及んでおりまして、避難者数が少ない場合には、主要な避難所を優先して開設していることも事実であります。

今後は、議員ご指摘のような身近な避難所の開設や運営等につきまして、例えば、地域の自主防災組織と連携した対応ができないかなどにつきまして、市町と意見交換しながら、できる限りきめ細やかな対応ができるよう助言してまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　ありがとうございます。

局地的な豪雨、大型台風の被害は、全国どこでも、そして、いつでも起こる可能性があります。長崎県では、特に孤立化する地域も想定し

なければなりません。現在は、気象情報や数時間後の予測についても正確性が増していると思っておりますので、各市町が出す避難勧告の発令時期を含め、住民の命を守ることを第一に考え、防災計画整備の加速化や避難勧告の発令基準の策定など、災害に強い長崎県を目指した取組をお願いしたいと思います。

また、避難所の災害種別の適応状況は、見てわかる施設、マップへの表示等々をお願いしたいと思います。

私からの提案でございますけれども、どういった災害にこの避難所が適応しているのかというところは、消火器のＡＢＣ消火器、ご存じでしょうか、3色の色分けをしております。一般火災に順応できる、油火災に順応できる、電気火災に順応できる、このような形で、この災害にここの避難所は適応しているんですよということが一目でわかるようなやり方を、表示もしてほしいし、案内板の設置もやってほしいということでお願いします。

また、これは各市町が別々な取組、表示をしていても同じです。県内で横一線の対応になるように、県として指導的な立場で取り組んでいただきますようお願いをいたします。

3、介護保険制度について。

介護保険の人手不足という点につきましては、午前中、川崎議員の方から質問されましたので、重複しますので、そのことを踏まえて次の質問をいたします。

(1) 制度改革に伴う市町事業への一部移行について。

国の施策として、保険給付として要支援1、2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護は、2015年4月から3年間かけて各市町村事業へ移行されることとなっております。

各市町の対応と、その受け入れ準備体制について、お聞かせください。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　議員ご指摘のとおり、今回の制度改正によりまして、要支援者に対する訪問介護、通所介護は、平成29年度末までに市町の事業へ移行することとなっております。

これに伴いまして、生活機能向上のための機能訓練など専門的なサービスを必要とする人には、既存の介護事業所のサービスを行うこととなりますが、一方で、掃除、洗濯、買い物などの生活支援サービスを必要とする人には、地域のＮＰＯ、民間企業、ボランティアなどによる多様なサービスが提供できるものとなっております。

これらの事業の主体となる受け皿の確保に当たっては、市町におきまして地域の課題、ニーズを把握するとともに、それを担うマンパワーの確保と育成をしっかり行っていく必要があります。県としても、しっかり支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　この改正において、国は財源は交付税措置で対応するとしておりますけれども、長崎県でも財政が脆弱な自治体は地域間格差が拡大し、必要なサービスを受けられず、要支援者が重度化するということも考えられます。また、介護労働者の処遇低下にもつながることから、人材不足がさらに加速化する事態も考えられております。

県としてどのような見解を持ち、対応されるのか、お伺いします。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　今回の改正で、市町の事業は、これまでと同様、介護保険制度の中で財源措置されることとなっており、持続可能な社会保障制度とするため、多様なサービスによる効果的、効率的な事業が可能とされたところでございます。

また、市町ごとにサービス内容にふさわしい単価設定がされる予定と聞いており、専門職が必要なサービスを行う場合は相応の人件費が賄える単価設定がなされるよう、国が指針を出す予定であります。

議員ご指摘の地域間格差につきましては、事業主体の市町や地域包括支援センターの機能強化、医療、介護の多くの職種や地域団体などによる「地域ケア会議」をどう動かしていくかが重要になってまいります。

県といたしましては、各市町の取り組み状況に格差が生じないよう、今月下旬に設置予定の「長崎県地域包括ケアシステム構築支援委員会」を通して、市町への適切な助言や支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　いいように言われている感じがしてなりません。

国の制度改正、財源不足を地方に押しつけようとすることは明白であります。要支援者に対するサービス打ち切りを意味します。介護予防策としてさらに充実させることが必要とされているのに、逆行させる施策に県としても大きな声を挙げるべきだと感じております。サービス低下を招かないために必要な予算措置を確保することを国に強く要望していただくことをお願いいたしたいと思います。

4、道路行政について。

(1) 西彼杵道路の時津工区事業の進捗状況について。

中村知事のご英断と関係自治体の要望活動、関係者のご努力により、補助事業が決定し、具体的設計に必要な測量が現在進められているところであります。

今後は、土地の取得が順調に進めば、7～8年後には供用開始できるものとお聞きをいたしております。

この道路の完成による国道206号の渋滞対策として、どのような整備効果が見込まれるのか、お伺いをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　国道206号沿線に立地する施設の関連交通や通過交通が多く、左底交差点、時津町交差点付近では、日交通量4万1,000台と、朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生しております。

時津工区の整備により、多くの通過交通の転換が見込まれることから、国道の交通量が2～3割減少すると予測しております。

これにより、交差点で発生している渋滞が緩和されるとともに、通勤・通学などの生活に関連する交通についても定時性が確保されると考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　大きな効果であろうと私も思っております。

しかし、本事業は、時津町の元村地区から日並地区までの3.4キロの計画であり、工事が進捗をしていくということであります。町内の渋滞区間を解消するには、さらに西海地区までの早急な整備が必要であると考えておりますけれども、西彼杵道路の今後の展開について、お聞かせください。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　県といたしましては、まず、事業中箇所の整備効果を早急に発現させるため、時津工区に力を注いでまいりたいと現在考えております。

工区の延伸につきましては、時津工区の進捗を見ながら、引き続き整備に着手できるよう努めてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　この国道206号は、長崎市北部も含めて、渋滞がかなりひどい状況になってきております。この国道206号の渋滞対策につきましては、明日、私たちの同僚議員が同じような質問をされますので、そちらの質問者の方にお願いをいたします。

5、住宅性能向上リフォーム支援事業について。

(1) 今年度事業の状況について。

前年度事業は、最高限度額が80万円、それと消費税増税前の駆け込み需要で県の想定を超える短期間での執行完了となりました。補助総額3億円に対して、総事業額は21億9,000万円に達しており、大きな事業効果となったことは明らかであります。

今年度は、補助総額は同額で3億円、限度額が30万円となり、増税後で落ち込みを心配しておりましたけれども、7月末現在の執行状況は全体の約25%、既に100%近い執行を行っている自治体が2つとなっております。

現状のこの執行状況を見た時の見解と、今年度事業の今後の対応について、お伺いをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　今年度の住宅性能向上リフォーム支援事業につきましては、より多くの県民の皆様に利用いただけるように、昨年度より件数枠を拡大し実施しております。

最新の状況、8月末現在での執行状況につきましては、事業開始時期が遅れている市町がありますが、総交付決定件数で657件、交付決定額で約30%となっております。

また、住宅の性能向上を実施する機会を提供するために、県及び市町の広報誌やホームページに加え、新聞紙面における広告を掲載したところであります。

今後も市町と連携しながら広報に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　昨年は、最高限度額80万円というところが大きな魅力となって、短期間での執行完了ということにつながったと思っております。

今回、30万円ということで、私自身は正直なところ、心配をしておりましたけれども、消費税増税の反動の落ち込みも心配されて、どれだけ進むのかなと考えておりましたけれども、7月末現在で25%ということは、需要がまだまだあるのではないかなというふうに思っております。

総事業額としても、昨年の21億円以上に、この3倍近くは総事業費として挙がってくるのではないかと考えておりますので、今後、その展開のあり方ということにつきましても、部局の方で市町ともっともっと連携をして拡大されるようにお願いをしたいと思います。

昨年は、大工さんとか事業者の方が、あちこち、自分たちで情報を広げて仕事をとってきたというところもあるようでございます。

ただ、今回、30万円ということで、その金額的なもので、申請にかなりの手間がかかるというところもまだまだあるそうです。部局の方でかなり検討されて、できるだけ同じフォームで

済まそうというところもお聞きをしましたけれども、まだまだ簡略化できるところがあるのではないかなと思っておりますので、そこはもっと検討して、もっとやりやすい制度にしていただきたいと思っております。

そろそろ来年度の概算要求も始まる時期ではないかなと思っておりますけれども、今年度、多分100％近い執行状況になろうかと私は判断をしておりますけれども、来年度の事業の展開について、答えにくいところもあろうかと思いますが、どうお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　来年度の事業ということですが、先ほどお話ししたように、まだ8月でございます。実績が出ておりません。県といたしましては、昨年度及び今年度の利用実態を踏まえ、事業効果を検証し、現在置かれている厳しい財政状況を勘案した上で検討していこうと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　来年も、厳しい中にあるということはわかっておりますが、必ずこの事業費、予算を確保していただきたいというふうにお願いをしておきます。

5、その他について。

(1) 人口減少対策について。

長崎県にとって少子・高齢化は、さらに加速していく状況でございます。

このほど全国知事会では、人口減で「非常事態宣言」を出しました。それは、地方から若い女性の流出が続き、地方での少子化が加速度的に進行してしまう。都市部においても未婚化は進み、若い世代の人口流出はあっても少子化は同様で、結果的には日本全体で子どもがいなくなり、高齢者だけの地方となっていき、いずれは日本人がいなくなるという事態は考えられないことではありません。各自治体も子育て政策だけでなく、若い世代の未婚化対策にも力を入れております。

そこで、長崎県が取り組んでいる「婚活サポーター『縁結び隊』」の活動について、お伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　「婚活サポーター『縁結び隊』」の活動についてのお尋ねでございますが、県におきましては、未婚化、晩婚化が進む中、平成18年度から、結婚を希望する独身男女の出会いの場を提供する「ながさきめぐりあい事業」を行っておりますけれども、新たに独身男女やその家族からの相談に応じながら、対応しながら、めぐりあい、あるいは縁結びを直接支援していただく「婚活サポーター『縁結び隊』」を養成して、活動いただくこととしております。

今月の9日に、養成講座を経ました62人の方を婚活サポーターとして任命いたしまして、市町の婚活担当者の方々に紹介しまして、地域での活動の協力を要請いたしました。

また、あわせて県ではホームページ上で婚活サポーターの方々を紹介するとともに、広報誌や県政番組により、その活動内容をＰＲしますほか、婚活サポーター同士の情報交換会を開催するなど、婚活サポーターに多くの情報が集まるような支援を行いまして、数多くの出会いや結婚につなげてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　今のところ、この婚活サポーターという取組でありますけれども、各市町もこの婚活活動に取り組んではおりますけ

れども、今お聞きしますところ、県内同士、県内の狭い地域で婚活をやっていくということでありますが、やっぱり県外からの人口を取り込むという意味では、県外から、その対象者をお招きするということも必要かと思っておりますけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　こども政策局長。

○こども政策局長(平尾眞一君)　基本的には、先ほど申しました、ながさきめぐりあい事業の中で、めぐりあいのイベントを行って、多数の男女の方に登録していただいて、その中で合同の婚活みたいなことをやったりいたしますし、今回の「縁結び隊」の情報の中でも、その狭い範囲だけではなくて、もっと広い範囲から情報をいただくような努力とか仕組みとか仕掛けが出てくれば、県外からもというふうなことも出てくるかと思いますが、まずは足元からしっかりとということで、今、身近なところから進めている状況でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　浜口議員―13番。

○１３番(浜口俊幸君)　少子化は、思った以上に厳しい状況だと私は思っております。人口推計の中でも、2075年には長崎県が42万人という状況も聞いております。日本全国で8,000万人を切るような人口、ただ、その中において東京都は現在の人口よりも300万人増えるということも言われております。それだけ一極集中がどんどん、どんどん進んでいくわけでございます。若い世代がどんどん都市部に集中をしていくということになれば、長崎県に残された方々は高齢者だけということでございます。

今日生まれた方が次の世代を育むのには20年、25年かかります。そこのところをよく考えて政策はやっていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

(2) 太平洋クロマグロ漁獲制限について。

太平洋クロマグロの資源管理の観点から、未成魚30キロ未満の漁獲量を来年度からこれまでの半分とする4,007トンに制限することを日本政府が提案し、「中西部太平洋まぐろ類委員会」で合意されたと新聞に掲載をされておりました。

全面禁漁や国際取引の禁止などの最悪の事態は避けられたが、本県の沿岸漁業など、どのような影響があるのか、また、漁業者にとって減収となった場合の対応策について、お伺いをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　水産部長。

○水産部長(下山満寛君)　クロマグロの未成魚であるヨコワは、曳き縄、一本釣り、定置網などの沿岸漁業、大中型まき網、さらには天然種苗に依存するマグロ養殖など、多数の県内漁業者にとって重要な資源であります。

国が今回示した漁獲制限の内容は、近年の県内漁業者の漁獲実績から見ても、大幅な漁獲抑制が求められるなど、漁業経営への影響が見込まれます。

このため、国に対して具体的管理方法の検討に当たっては、現場の実態を踏まえ、経営への影響にも十分配慮することや必要な支援策を講じるなど、しっかり対応するよう求めていくとともに、県としましても資源管理に積極的に取り組む漁業者の経営安定に資する漁業共済「積立ぷらす」への加入推進に努めてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時40分から再開いたします。

―　午後　２時３２分　休憩　―

―　午後　２時４２分　再開　―

○議長(渡辺敏勝君)　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

吉村　洋議員―8番。

○８番(吉村　洋君)（拍手）〔登壇〕　皆さん、こんにちは。

佐世保市・北松浦郡選挙区選出、自由民主党・愛郷の会の吉村　洋でございます。

県議会初めての質問でございます。多少、年は取っておりますが、新人でございますので、不慣れな点があろうかと存じます。その点ご配慮をいただければありがたいところでございます。よろしくお願いをいたしまして、一括にて質問をさせていただきたいと存じます。

1、県内における再生可能エネルギーの利活用について。

(1) 小水力発電への取り組みについて。

河川維持放流による小水力発電、これはダムから下流域にダムがなかった場合と同量の流水を確保することで、水生生物等の生育環境、生態系を維持するために常に一定量の放流が行われる。この放流水を発電に利用する場合は環境に影響を与えないとして、2013年11月に河川法が改正されたものであります。水力発電の施設設置が許可制から登録制になったことで、全国的に小水力発電の実用化に向けた取組に関心が高まっているところでございます。

原発の再稼働ということになれば、電力不足という不安は一定解消されていくものとは思われますが、将来に向けた継続的な取組としての再生可能エネルギーの利活用は、地球温暖化対策やエネルギー需給率の向上、エネルギーの多様化等の観点から加速度的に普及を図る必要があることは衆目の一致するところであります。

中でも水力発電は、昼夜、年間を通じて比較的安定した発電が可能であり、ダムにはこの未利用のエネルギーが潜在しているものと考えるところであります。

参考的に申し述べさせていただきますが、福岡県では、県営ダムについて、その事業の採算性について調査の結果、12ダム中4ダムで採算性が成り立つという結果が得られているそうでございます。

また、日本工営は、ダムＥＳＣＯ事業を開始、栃木県寺山ダムで、190キロワットでございますが、2013年9月、運転を開始されております。

また、佐賀県は、鹿島市にございます県営中木庭ダムについて公募の結果、2013年11月に九州電力グループを発電事業者として決定し、2016年運転開始を目指し、現在、事業進捗が図られているものであります。自治体所有の既設ダムにおいて新たに民間事業者が小水力発電所を設置、運営するのは、九州では初めての例であるということでございます。

また、唐津市においては、市管理農業用ダムの藤ノ平ダムで市が事業主体となって水力発電事業に乗り出す。売電収入は、そのダムを使っている土地改良事業運営費の一部に充てる。

土地改良区等が農業関係施設を利用して行う小水力発電施設についても、平成21年度より地域用水環境整備事業が拡充され、単独での新設、あるいは更新が行えることが創設されております。

そこでお尋ねしますが、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」が平成25年12月に策定されており、目標期間は平成42年度までと設定されております。かなり長期間の設定となっておりますが、その中で小水力発電について、どのような位置づけをなされているのか、お伺いをいたします。

また、小水力発電施設の設置対象となるさま

ざまな施設があるのではないかと考えますが、そのような個別の施設について、導入可能性の調査検討が進められているのか、可能性がどれぐらいあるのか、併せてお尋ねをいたします。

(2) バイオディーゼル燃料への取り組みについて。

県内におけるバイオディーゼル燃料への取り組み状況について、お尋ねをいたします。

以前より京都市、あるいは北九州市等での取組が注目されてきたところでございます。しかしながら、この事業は、需要と供給のバランスが保たれなければ事業としての継続が難しい点や、家庭からの収集方法の課題、あるいは原料品質のばらつきなど乗り越えなければならない課題が多いことなどから、大規模な事業展開には至りにくい取組であろうかと私なりに認識をしております。

私の住む佐世保市においても、まず利用することから始めるとして、鳥栖の事業者において製造された、いわゆるＢＤＦを購入し、市の所有する清掃車において利用を始められました。その後、市内において製造を始めた事業者から購入を始め、現在、2台の清掃車に利用をされております。今日まで故障もなく、多少てんぷら油の匂いはするものの順調に推移しているところでございます。

佐世保市内の事業者の一例を挙げてみます。この事業者は、平成24年より事業を開始されております。当初の平成24年度、回収量が9万2,000リットル、販売が9万1,020リットル、契約台数は57台。平成25年度が、同じく回収量が13万5,000リットル、販売が13万2,140リットル、契約台数65台。平成26年は8月時点の数字でございますが、販売が既に9万300リットル、対前年比5,520リットルの増となっております。契約台数は70台に上っております。

このようなことを進めているわけでございますけれども、今回特に質問をしようと思ったきっかけは、本年8月19日付の日本経済新聞電子版の記事が目に入ったからでございます。

紹介をいたしますが、表題は「廃油を洗う『第二のくまモン』」でございます。

中身といたしましては、「家庭から捨てられるてんぷら油を回収して車の燃料にする。熊本市の女性経営者の10年に及ぶ執念が、世界一と言われる高品質の廃油燃料を生み出した。そして、熊本でこのエネルギーの利用が広まり、知事をして「第二のくまモン」と言わしめる」。

正直、今ごろになって大げさな、新聞も目を引くような書き方をするが、さすが熊本県は宣伝がうまいものだなと感じたところであります。

パソコンや携帯電話などには希少金属が多く使われ、廃棄された物からそれらの金属を取り出すことが事業化されようとしています。それを称して「都会に鉱山がある」と言われていますが、この女性経営者も「熊本に油田をつくる」と言っているそうでございます。

長崎県内でも同様であり、資源の再利用、地球温暖化防止という側面から考えても、廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料の普及促進は重要な取組の一つと考えますが、ご見解をお知らせいただきたいと存じます。

また、これまでの取組、今後の取組についてもお知らせをいただきたいと存じます。

併せて、県内の状況について把握をしておられるかと思いますが、その製造状況についてもお知らせをいただきたいと存じます。

(3) 木質バイオマス発電の可能性について。

「エネルギーの自給自足が北海道下川町を繁栄へと導く」というコラムを読んだところでご

ざいます。その中の一部を紹介します。

「下川町は、半世紀にわたり国有林を買い進めながら、伐採と植林を60年サイクルで繰り返すことで持続可能な循環型植林経営ができる体制を整えてきた。また、木材を集成材、円柱加工、木炭、木酢液、燻煙加工、アロマオイルの抽出と余すところなく使い、最後に残った製材端材や木くずまでも木質ボイラーの原料にして熱エネルギーに転換し、地域熱供給システムを構築。近い将来、電力小売りの自由化が実現すれば発電をし町内外に販売する。これにより下川町は100人の雇用、収入の増、定住促進といった効果が期待される。日本全国1,700余の市町村に広がれば、その効果は絶大だ」という文章でございました。

私も好きでございますから、この文章を鵜呑みにいたしまして、果たして長崎県に可能性はないものかと質問項目に挙げたところでございます。

しかしながら、後で下川町というところを調べましたところ、人口3,500人、面積約640平方キロメートル、そのうち約9割が森林ということで、我々の住むところとは多少環境が違うのかなという感じはしますものの、下川町までもいかずとも、再生可能エネルギーの利活用という観点から、また、林業の振興という観点からも検討を進めることは必要ではないかと考えるところでございますが、ご所見をお伺いいたします。

2、佐世保港及び関連産業の活性化に向けた取り組みについて。

(1) 国際航路開設に向けた取り組み等について。

平成26年4月完成、供用開始された佐世保市の三浦岸壁は、災害に備え耐震化を図ることと多目的国際ターミナルの整備を進める事業の一環であります。

岸壁の概要は、整備延長270メートル、水深10メートル、また、水深10メートルの泊地13.6ヘクタールが整備されております。

現在、ターミナルの整備に着手されているところですが、この整備につきましては、平成25年6月定例月議会の一般質問における効果があったものかとは思いますが、県としても初めて佐世保港整備関係の補助があっているということでございます。

また、平成26年度予算についても、港湾施設整備交付金事業として、比田勝港国際旅客ターミナル整備について制度拡充されております。県の考え方が前向きに進んでいることについては評価をいたすところでございます。今後とも、県全体の振興という観点からの取組を期待するものであります。

そこで、同じ平成26年度予算を見てみますと、長崎港活性化推進事業、韓国プロジェクト重点推進事業、釜山との交流促進といった事業が目にとまるところでございます。

佐世保市におきましても多目的国際ターミナルの建設が進みつつあり、所期の目的である韓国釜山との国際航路開設が期待されるところであります。航路開設に向けては、平成20年2月20日付で相互協力を確認する了解覚え書きが釜山の船会社、長崎県、佐世保市の3者で締結をされており、毎年更新がなされております。

平成23年11月に選定を受けた日本海側拠点港、長崎港、佐世保港、国際定期旅客機能においては、長崎港は中国とのゲートウェイの強化を図る、佐世保港は韓国とのゲートウェイの強化を図るという考え方が示されており、このことにより上海、長崎県、釜山、この3地区の交流の

トライアングルをつくりあげ、長崎県を東アジアのゲートウェイとする新アジア軸の構築を目指すと掲げてあります。

県としても佐世保－釜山の航路開設に向けてさらなる支援をいただいているとは思いますが、その進捗状況及び今後の取組について、お伺いをいたします。

(2) クルーズ船誘致に向けた取り組み等について。

これも(1)の質問同様でありますが、長崎国際ゲートウェイ構築事業、海外からの観光誘客促進事業等が計画されていますが、日本海側拠点港の選定に当たって、国際定期旅客については長崎港、佐世保港、外港クルーズ、定点クルーズについては長崎港、背後観光地クルーズは選定には及ばなかったものの、長崎、佐世保が当初は設定であり、委員会の議論の結果、長崎港として評価という注釈があり、次点となっております。

この点を考えると、クルーズ船誘致についてもあくまでもセットであるという考え方に立って取り組んでもらいたいと思うわけですが、今後の取組について、当局のご所見をお伺いいたします。

(3) ながさき海洋・環境産業雇用創造プロジェクトについて。

佐世保港のもう一つの要素として造船関連産業があります。この振興を図ることが港の機能の強化につながるものと考えるわけですが、平成25年2月15日に長崎市、西海市、佐世保市の3市で地域指定を受けた「ながさき海洋・環境産業拠点特区」がございます。この特区制度は、海洋における地球温暖化対策、海洋環境の保全対策、海洋エネルギーの実用化という3点の政策課題の解決につながる新たな規制の特例措置等を国に対して提案を行うことができるというもので、毎年、春と秋と2回、国と県とで協議を行うとなっております。

事業期間は平成25年度から平成29年度までの5カ年であり、ちなみに佐世保市においては、バラスト水処理装置設置にかかるとん税、特別とん税の非課税要件の緩和、外国人実習生の実習期間の延長、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の拡充、この3点が提案されており、現在、積極的な活用がなされております。

また、特区指定に伴い、平成25年7月23日には、ながさき海洋・環境産業雇用創造プロジェクト事業の採択も受け、同時進行の形で進められております。

この事業は、特区指定のもと、優れた環境技術により成長する次世代造船と海洋産業に対応する人材育成と雇用創造策を講じ、地域に安定的で良質な雇用を創造していくというものでありますが、事業期間が平成25年度から平成27年度の3カ年となっており、特区の事業期間より2年短い設定となっております。特区の事業と連動した形の中で進められていることから、せっかくの特区事業の効果が半減してしまうと心配する現場の声があるところでございます。

事業開始から既に1年半が経過しており、プロジェクト事業の方は折り返し点にかかっております。その効果が最大限発揮されるためにも、この際、県が主導となり、プロジェクトの継続を図っていただけないかと考えるところでございます。当局のご所見をお伺いいたします。

3、小規模企業振興基本法制定に伴う対応について。

(1) 条例制定の考えについて。

本年6月に、小規模企業振興基本法が成立をいたしました。これは、地方の小規模企業、特

に商工会地域の事業者にとって、待ちに待たれた法律であります。

昨年12月に発表された中小企業庁の統計によりますと、平成21年、全規模事業者数421万者のうち、中小事業者数は420万者、小規模事業者数は366万者。これが平成24年度には、全規模事業者数は386万者、うち中小事業者数は385万者、そのうちの小規模事業者数は334万者となっております。

この数字から見てもおわかりのとおり、この3年間で、大規模な事業者にあっては増減なし、中規模事業者が3万者の減、小規模事業者にあっては32万者の減と、特に、地域に根ざした小規模事業者の数が約1割の大きな減少をみていることがわかります。

日本の企業の99.7%が中小企業、そのうちの87%が個人事業主を含む小規模事業者であります。そして、この小規模事業者こそが、末端の地域の経済や雇用、地域活動の源となってきた歴史があるわけですが、これまでの支援スキームでは十分とは言いがたく、現在に至っているというのが実情です。

これまであった中小企業基本法との違いはどこか。

一つには、これまでの成長、発展に加え、事業の持続的な発展という地域に根ざした小規模事業者に焦点を当てることができる項目が追加されました。

2点目に、政府が小規模企業施策を総合的、計画的に推進するために、毎年国会に報告をする義務を負う。

3点目に、国とともに地方公共団体が、小規模企業振興施策を策定し実行していく責務を負うとの3点が挙げられます。

そこでお伺いいたしますが、去る9月9日に、「長崎県中小企業振興条例策定会議」が開催され、その中で小規模か中小か、どちらに軸足を置くのかという議論がなされたという記事を拝見したところでございます。

この際、県内企業の約87.5%を占める小規模事業者に主眼を置いた条例を策定すべきと考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

(2) 活性化に向けた取り組みについて。

そのような理念のもと行われている具体的な支援策の一つとして、長崎県まちなか活性化推進事業が県の補助事業として現在取り組まれています。特に商店街振興を目指すものでございますが、この事業により商店街の活性化が図られ、再び地域の活力が戻りつつある姿を見る時、この必要性を改めて認識するところであります。

よって、本事業のさらなる継続、または期待される商店街がまだ多くあることから、対象区域の拡大についても検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4、公立学校における情操教育の整備について。

(1) 小動物飼育の取り組みについて。

6月5日現在で調査をしていただいている資料がございますが、これに基づいて評価、検証をされていると思います。その中身で、学校現場での問題、学生、先生の意識、飼育に対する課題、地域獣医師会との連携、子どもの反応、行政の推進体制、そのような点についてどのようなご見解をお持ちか、お伺いをいたしたいと思います。

(2) 読書活動の推進について。

これも(1)と同様の趣旨でお尋ねをするものでございます。

学校司書配置は、平成24年度より国の地方財政措置が執り行われることとなりまして、県の

補助事業ではなくなったわけですが、市及び町における子どもの読書活動につきましては大変効果があるということでございます。

そこで、国の財政措置がなされる前は県の補助事業として各市町が取り組まれていたわけですが、財政措置前と財政措置後での配置状況に変化が出てきているのか、また、全体的にどのような傾向にあるのか、自治体間、あるいは学校間に格差か生じていないのか、第2次計画の検証を踏まえ、今後どのように推進していかれるのか、お伺いをいたします。

5、電源立地地域対策交付金の運用について。

(1) 運用の考え方について。

この交付金制度は、発電所の発電出力、電力等の客観的データに基づいて算出される電源立地特別交付金の中の電力移出県等交付金枠により拠出されるものであります。これはこれまで県が受け皿となっておりますが、その関係自治体に交付することは県の裁量として委ねられているものの、交付対象となる立地自治体、あるいは隣接自治体等にとっては、このような交付金を活用して事業ができるのであれば、裕福な財政運営をしているわけではないのですから、当然必要という話が出てくるわけですが、そこで、この交付金制度についての詳細をお知らせいただきたいと思います。

まず、いつごろから始まったか、限度額の算定基準、年度ごとの交付額、これまでの総額、交付対象となる地域、また事業、これまで実施されてきた事業のあらまし、事業決定までの流れ、事業採択における継続性の有無、県としてそのような事業を実施してきたことについての基本的なスタンス、併せて今後についての事業化の考え方等について、お伺いをいたします。

あとは、対面演壇席から、再質問があればさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　吉村　洋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、小水力発電への取り組みについてのお尋ねでございます。

小水力発電には、落差と安定した水量が必要であり、本県の河川はいずれも小さいことから、大規模にこうした中小水力発電施設を設置することは、なかなか難しいと考えております。

土木部所管の35ダムにおきまして、導入可能性調査を行いまして、そのうち採算性が見込める大村市の萱瀬ダムと長崎市の神浦ダムについて、今年度から平成28年度にかけてダム管理用の発電事業を実施する予定といたしております。

農業用ダムにつきましては、流量的に可能性が高いと考えられました西海市の伊佐ノ浦ダムで検討を行いましたが、採算性が十分でなかったことから、現状では農業用ダムやため池での導入可能性は低いものと考えております。

なお、農業用水路につきましては、流量は少ないものの、現在、諫早市と大村市において、採算性も含めて事業化の可能性を調査、検討している段階でございます。

農業集落排水施設や上水道施設につきましては、技術的には設置可能と考えておりますが、施設を所有する市や町からは、費用対効果の面で実現に至っていないと伺っております。

今後も、公共施設への導入を中心に、本県の特徴に合致した小規模な発電の推進可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長の方からお答えをさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　環境部長。

○環境部長(立石一弘君)　バイオディーゼル燃

料への県の取組と県内の製造状況等についてのお尋ねでございますが、バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）の原料となる廃食用油の県内の排出量は、平成20年度において年間約5,600キロリットルと推計され、ＢＤＦ化も含めて約2割の廃食用油が再生利用されているところでございます。

県内におきましては、現在、15の民間事業者がＢＤＦを製造しており、推計製造量は平成20年度の約280キロリットルから、平成24年度は約330キロリットルに増加し、約840トンに相当する二酸化炭素の削減につながっております。

ＢＤＦ製造の取組を推進することは、資源循環型社会の形成及び地球温暖化対策の推進の観点から有効であるというふうに考えており、県におきましては、これまでＢＤＦの普及促進に向けた手引を作成したほか、品質確認のための分析支援や地球温暖化防止活動推進員による再生利用の普及に取り組んできたところでございます。

しかしながら、廃食用油はまだ多くの市町で焼却処理をされている状況にあることから、再生利用をより一層推進するため、今後とも、市町や事業者に対し、ＢＤＦの品質向上の支援、先進的な取組事例の紹介、収集・処理体制の構築について助言などを通してＢＤＦの普及促進に取り組んでまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　産業労働部長。

○産業労働部長(松尾英紀君)　5点、ご質問をいただきました項目につきまして、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、県内におけます木質バイオマス発電事業の可能性についてのお尋ねでございますが、木質バイオマス発電につきましては、「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」の一つであります対馬プロジェクトにおきまして、総務省の事業を活用し、現在、その豊富な森林資源に着目した導入の検討を進めているところでございます。

導入に当たりましては、事業化に必要な木質バイオマス量を確保できるかなど諸課題がございまして、熱供給事業との併用も含め、今後、産学官によるワーキンググループを設置し、地元や参画企業と一体となって具体化を検討してまいりたいと思っております。

次に、ながさき海洋・環境産業雇用創造プロジェクトについて、平成27年度までとなっている事業期間を、「ながさき海洋・環境産業拠点特区」と合わせ平成29年度まで実施できないのかとのお尋ねでございますが、このプロジェクト事業につきましては、地域の実情に応じて産業政策と一体となった雇用創造に対する国の補助事業として、昨年度採択を受けました「ながさき海洋・環境産業拠点特区」が目指す産業づくりの実現のため、造船・海洋・環境エネルギー分野における人材育成について、制度上の上限であります3カ年間ということで取り組んでいるところでございます。

本事業は、雇用創出効果の実績によって翌年度の実施可否が判断されるということになっておりまして、まずは本年度の雇用創出効果を計画どおり達成し、来年度の事業実施に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

この事業期間終了後の取組につきましては、本年度の実績や有効性を検証いたしますとともに、現場のニーズをお聞きしながら、国に対する事業期間の延長の要望や、あるいは関連する国の支援事業、こういったものの活用など、当該分野におけます効果的な人材育成と雇用創出のあり方について検討してまいりたいと思って

おります。

次に、策定を予定している中小企業振興条例は小規模事業者に主眼を置いたものとすべきと考えるが、県の所見はどうかとのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本県は大企業が少なく、中小零細企業が多い状況となっておりまして、特に、離島・半島など人口減少に直面します地域においては、小規模企業が地域経済のみならず住民生活全体を支えていると言っても過言ではございません。

今後、中小企業振興条例の制定に向けて、外部有識者からなる条例案策定会議や県議会でご議論いただくとともに、商工団体とも積極的に意見交換を行いながら、中小企業基本法の基本理念であります多様で活力ある成長、発展に加えまして、小規模企業の持続的発展を基本原則とします小規模企業振興基本法の考え方も踏まえた条例となるように検討してまいりたいと思っております。

次に、まちなか活性化推進事業費補助金が今年度で終了となっているが、この支援の継続について、どう考えているのかというお尋ねでございます。

商店街は、地域住民の買い物の場であるとともにコミュニティの場であり、地域経済や雇用、住民の生活を支える地域の維持、発展に欠かせない存在であると考えております。

こうしたことから、県におきましては、コンパクトシティの構築に向けて商業や公共サービス等の多様な機能をまちなかに集積させ、市民ニーズの充足と賑わいを創出する取組を進めております。

人口減少が進む中で、まちの機能を維持、活性化することは必要であり、「まち・ひと・しごと創生本部」で示されております周辺部とのネットワークの考え方も踏まえながら、市町や商店街の方々と連携し、実効性のある商店街振興施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、電源立地地域対策交付金の活用についてのお尋ねでございます。

電源立地地域対策交付金のうち電力移出県等交付金につきましては、県内における発電量と県内における消費量との差に交付単価を乗じて交付限度額が算定されており、交付の始まった昭和56年度から今年度の交付予定額までの総額で約176億円でございます。

毎年度の交付額は、平成5年度までが概ね1億円から3億円、それ以後は、発電所の増設等もあり10億円余りまで逐次増額されたものの、ここ数年は、交付単価の引き下げ等によりまして、5億円から6億円台で推移をいたしております。

この交付金はその全額が県に交付され、交付対象地域は、発電所が立地します市町、それから隣接・隣々接市町の区域とされており、隣々接市町には立地市町から1時間程度の通勤圏内の市町を含むということになっておりまして、本土地区では全市町が該当いたします。

また、交付対象事業は、公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業とされており、本県では毎年度、継続事業も含めまして必要性を審査し、これまで工業団地の整備や地場産業の振興に資する事業を重点的に実施をいたしております。

なお、市町が事業主体となる場合の補助要綱も別途定めていまして、工業団地整備に伴う県と市町との調整の中で事業提案をいただき、工業用水道整備事業等につきまして市町に交付金を交付した事例がございます。ただ、一般的な公募手続の手段はとっていません。

今後とも、この交付金につきましては、市町営工業団地整備への支援を含めまして効果が広域的に及ぶ広域的な産業振興、地域振興の視点から、本交付金の活用に努めてまいりたいと考えており、本交付金の制度につきましては、改めて関係市町への周知も図ってまいりたいと思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　私からは2点、お答えさせていただきます。

まず、佐世保－釜山の航路開設に向けての進捗状況及び今後の取組についてのお尋ねでございますが、佐世保－釜山航路につきましては、ハウステンボスへの韓国人観光客の増加や佐世保市の航路誘致の意向を踏まえ、県としても誘致に積極的に取り組み、釜関フェリーによる航路誘致に市と一体となって協議を行ってまいりました。

平成20年には航路開設の機運が高まったものの、その後の世界的な経済危機や東日本大震災の発生、日韓関係の悪化など韓国人の訪日旅行が伸び悩む状況が続き、また、今年、韓国で発生しましたフェリー事故も船を利用した訪日観光の動向に影響を与えております。

そうした中でも県としましては、毎年、佐世保市とともに釜関フェリーを訪問し、採算性がとれる船やパートナー企業の確保など航路開設に向けた課題の共有を図りながら、3者による覚書の更新を行い、将来的な航路開設を働きかけております。

今後も、航路開設の前提となる韓国人観光客の誘客拡大を図りながら、佐世保市と連携を図り船社との協議を継続してまいります。

次に、クルーズ客船誘致に向けた今後の取組について、県の考えはいかがかとのお尋ねでございます。

長崎港や佐世保港は、港がまちの中心部に位置し、観光地へのアクセスにすぐれた立地にあり、また、離島等の港も自然や観光資源に恵まれた環境にあります。

そのため県では、そうした優位性を活かし、国内、中国、台湾、欧州などからバランスのとれた誘致や、増加傾向にありますチャータークルーズの誘致などに積極的に取り組んでおりまして、今年は、過去最高を上回る88回の入港が見込まれております。

佐世保港につきましては、今年4月の三浦岸壁の供用開始に向け、早期に誘致セールスに取り組みました結果、今年は7回の入港が予定されておりますが、来年春には国際ターミナルが完成し、本格的に国際クルーズ船の誘致が可能になりますことから、中国発着クルーズ等の誘致に向け、市と共同で船社や旅行会社に対し積極的にセールスを実施し、佐世保港への寄港を働きかけております。

今後とも、それぞれの港の特長を活かした誘致に努め、総合計画の目標であります平成27年の寄港回数100回の達成を目指してまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　学校における小動物の飼育の取組についてのお尋ねでございますが、小動物の飼育につきましては、小学校学習指導要領の生活科や道徳に取り上げられており、飼育体験を通して命の大切さを学ぶ上で大変意義深いことでございます。

県内の公立小学校における飼育状況につきましては、長崎県において「長崎県動物愛護管理推進計画」が策定された平成20年度と比較をしてみますと、ほ乳類や鳥類の小動物を飼育して

いる学校数はやや減少しておりますが、これは鳥インフルエンザの影響が大きいと考えられます。

小動物を飼育している学校数は減少しているものの、魚類等を含めると約80%近くの学校で飼育がなされており、子どもたちにとって飼育の経験は、命の尊さを実感する貴重な学びの場であり、その意義は薄らいではいないと考えております。

なお、飼育においては、適切な環境づくりや疾病対策等のさまざまな課題があり、各学校が専門的な知識を持った地域の獣医師などと連携していくことが大切だと考えます。

県教育委員会といたしましては、関係部局や県獣医師会との連携を緊密にし、動物の飼育方法などの講習会等への参加について各市町教育委員会に働きかけるなど、各学校で適切な動物飼育がなされるよう支援してまいります。

次に、学校司書配置に係るお尋ねでございますが、学校図書館における学校司書の役割は、児童生徒の豊かな心の育成に資する読書環境の整備にとって重要であります。そのため県では、平成17年度から平成23年度までの7年間、市町の学校司書配置を促進するための支援を行ってまいりました。

これらの取組は、平成24年度からの学校司書配置にかかる国の地方財政措置の活用により、県内の小・中学校における学校司書の配置は、国の地財措置に先立ち県が支援を始めた平成17年度の39名から、今年度5月1日の調査で212名と、県全体では増加傾向を示しているところでありますが、自治体間格差や学校間格差が生じている現状も見られます。

県教育委員会といたしましては、第二次長崎県子ども読書活動推進計画期間において、学校司書配置校の学校図書館環境や読書活動が充実し、児童生徒の読書意欲が向上するなどの効果が見られたことから、今後も市町に対し、学校司書配置の効果を示すとともに、その配置促進に係る地方財政措置を目的に沿って活用していただくよう、各種会議等において働きかけてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　吉村　洋議員―8番。

○８番(吉村　洋君)　読書活動の推進と言いながら、私が質問書をよく読んでいなかったものですから、時間が足りないようになって、再質問をしようかと思っておりましたが、指摘をさせていただきたいと思います。

まず、ただいまの公立学校における情操教育の整備ということですが、これは、今定例会何回も出ておりますけど、7月に起きた事件等を受けての対応ということもありますが、日ごろの子どもを取り巻く環境の整備が必要ではないかと私個人的には考えるわけです。そういう中で、小動物の飼育というのは非常に効果があると。

しかしながら、下手にすると逆効果になる。例えば、特にウサギなどは繁殖力が強いですから、どんどん増える。そうすると、ウサギの小屋の中にウサギがいっぱいになって死んでしまうと。死んだウサギの取り扱いを下手にすると、子どもに対して悪影響を及ぼす。例えば、ゴミ箱に捨てたりとか、殺してしまったりとか、そういうのがあって逆効果になっていけないので、今、教育長からの答弁もありましたが、専門家等の協力を得ながらやっていくと。やはり学校の先生だけでは厳しいと、学校の勉強も教えながら動物の飼育もせんといかん。子どもが全部やれるわけではないのでですね。

そこで、獣医師会が大きな力を発揮していた

だけると思うわけです。私も獣医師の先生たちと話をしていて、やはり獣医師の先生は動物が好きでそういう仕事を選んでおられますから、学校でそういう動物がかわいがられるということに対して協力を惜しまない、ボランティアでもいいんだと言われているわけです。ただ、その声が現場になかなか届いていないので、それを県等が誘導することによって、現場に小動物飼育という環境をつくりあげていって、そういう犯罪を犯すような子どもたちが出てこない環境をつくりあげていただきたいとお願いをするわけでございます。

読書活動も一緒で、学校図書標準とかあって、それに揃えましょうということもありますけれど、本だけ揃えてもですね。それを上手に紹介して助けてやる学校司書、教諭とまではいいませんけど、そういうのがたくさん配置できてよかったという意見が多かったんですよ、県の補助事業で始まってですね。

佐世保市もあまり数的には伸びておりませんけれど、そういう活動に接した子どもたちは当然学力もよくなるし、非常に日々の生活態度もよくなってですね。そういう中で佐世保で事件が起こったというのは悲しいことではあるんですが。

国の財政措置がとられるようになったので、県はもうそこに手を出さないんですよというんですけど、それまで支出していた費用ぐらいは、別の形でもいいですから、学校司書の配置とか、そういう関連のところに使って、ますます充実させていただきたいとお願いをするところでございます。お考えがあれば、お願いしたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　学校司書の配置については、議員ご指摘のとおり、実際に置いたところでは各学校の図書館環境や読書活動が充実するとともに、児童生徒の読書意欲が向上し、図書館の利用率や貸出冊数が増加したというような効果が見られます。

学校司書配置についての県の財政支援でございますが、先ほど申し上げたとおり市町村に対して地財措置がなされております。また、学校図書館法の改正で、県立学校等におきましても学校司書の配置に努めなければならないような規定になっておりますので、なかなか厳しい財政状況の中、我々も県立学校の学校司書の充実を図っていかなければいけない責任も生じてまいりました。

市町村には地財措置がなされておりますので、その範囲の中で十分対応していただければというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　吉村　洋議員―8番。

○８番(吉村　洋君)　今の教育長の答弁で前向きに取り組んでいただけると思いますけれども、第三次読書活動推進計画が今、策定されておりますね。平成25年度で策定してある県内の市町は9市町なんです。目標設定をしてありますが、平成30年に12市町に増やすと、5年かけて3つの自治体しか増えないんです。そこら辺はもっと県が積極的に働きかけて。

結局、国の地方財政措置は何に使おうが自由という財源でございますので、ついつい市町もほかのところに使ってしまうというのが出てこようかと思うわけです。そこを誘導して、こういうところにつなげていくということを行っていただきたいと。

また、平成26年度の新子ども読書活動推進事業費というのが県でも予算組みされておりますけど、550万円程度ですよ。今後、もう少し予

算をそこにつけて。やはり一番大事なところというわけですから、それはお願いをしておきます。

それから、再生可能エネルギーの利活用についてでございますが、小水力発電というのが先般の新聞にも載りましたが、環境省が3億円だったか概算要求をしてあります。水道施設に発電施設をつくって開発していこうということです。そういうこともあるのでですね。

発電のための費用は水力が一番安く発電できますし、水道施設を使うならあちこちにできるということもございますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

またＢＤＦも、最初にお聞きした時はあまり数を把握されていませんでした。県内のそういう事業をされている方を把握しながらですね。

県の環境保健研究センターにお願いをしてＢＤＦの検査をしてもらうと、県の施設が検査をしたということになるとそれなりの信用も出てきますので、そういう事業者の育成ということにもつながってまいろうかと思いますので、今後も引き続き、そういうところの協力体制をとっていただきたいと思うわけです。

それから、木質バイオマスですけれども、勉強したんですが、下川町が取り組んでおられる方策があるんです。先ほど言いましたが、60年サイクルで。山を60区画に区切って、1区画ずつ伐採、植林を繰り返し、60年後にまたそこの木を切って利用すると、そういう思想があるみたいです。これが長崎県にうまく当てはまるかどうかというのは研究が必要かと思いますけれども。

対馬プロジェクトで検証をやってみたいということでございますが、あそこは海底ケーブルも通っておりませんので、一島完結型の地産地消での発電を目指してやっていければ成功するのではなかろうかと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思うところでございます。

それから、小規模企業振興基本法ですが、条例制定に向けて小規模企業振興法の理念もうたいこんでいくということでございますので、理念をうたい込んでいけば、当然次には肉付けということになってまいりますから、その理念を忘れることなく、条例に従っていろんな対応、対策を打っていただきたいとお願いをしておきます。

それから、電源立地地域対策交付金でございますが、ずっとお聞きしておって、県としてのこれの運用の基本的な考え方が確立しておらんのではないかなという気が私なりにしました。そういう形で進められると、周りで見ている人たちは、「なんで県ばかり自由に使うと」という話になるのではなかろうかと思うんです。こういうことに使いますと言っても説得力に欠けてきますよね。

ここ近年は工業団地の造成に、そう大きな金額でもないので注力をしてやっていくという考え方であろうかと思いますが、工業団地の造成がいつまでも続くということでもなかろうかと思いますので、この交付金の運用については今後しっかりした考え方を確立していただいて、関係自治体とも話をなされながらですね。

特に立地自治体にあっては、そういう使える予算があるのであれば地域振興のためにいろんなことに使いたいんだという声は当然挙がってくるわけですから、それに対して、どうしても県で使わせてくださいと言うなら、それなりの理由づけが要るわけですけど、今はそれがないままに、ちょっとだらだらとした感じがあるの

ではないかなと、私なりには考えられますので、そういうことの考え方の構築と、そういうことでお願いをいたします。

最後に佐世保港及び関連産業の活性化に向けた取組についてでございますが、ちょっとご紹介をいたしたいと思います。先日も田中議員からいろいろと、佐世保港を取り巻く歴史についてもお話があったんですが、平成25年9月の佐世保市議会の一般質問の文章をちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

県内には104の港湾があり、佐世保港を除く全ての港湾は長崎県が管理者であるということです。過去10年間において、県内の港湾整備に351億4,000万円が支出されております。

長崎港で考えると、港湾整備に県は77億1,000万円を支出、国からの補助230億8,000万円で港湾整備を実施している。視点を変えて見ると、長崎市は30億3,000万円の支出で230億8,000万円の整備効果が出ている。

これを佐世保市で見てみますと、長崎市の1.25倍の37億7,000万円を支出しながら、国の補助などを含め、長崎港の3分の1の72億6,000万円しか事業効果を出し得ていない。

ほかの102の県内港湾においてはさらにそれが顕著であり、地元負担は佐世保の1.4倍の53億7,500万円とはなっているものの、9.7倍を超える708億4,000万円の港湾整備が実施されている。このことは、やはり港湾管理者であるということが大きな要因であろうと考えるということが述べられているわけです。こういうのがずっとあるので、いろんな意見が出てくるということになります。

それともう一つ、港湾管理者という点でいろいろ調べてみたんですが、全国で見ると、管理組合方式で運営している港湾が幾つもあるんです。

例えば名古屋港管理組合は、港湾管理者は愛知県知事と名古屋市長が2年交替で就任することになっているようでございます。そして組合議会は、県議会より15名、地元市議会より15名、組合経費は県と市それぞれ2分の1ずつ負担というふうになっているようでございます。

また、境港の管理組合については、管理は鳥取県と島根県でやる。組合議会は、鳥取県4人、島根県3人。経費については、財産より生ずる収入等と両県による分担賦課金となっている。

このように、全国にはいろんな管理の仕方があるということでございますから、長崎県も、佐世保港は佐世保市が管理者だからということではなく、フレックスな考え方を持って積極的に佐世保港への取組もお願いしたいと思うのですが、これについて何かお考えがあれば、知事からご答弁を願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　港湾管理の考え方については歴史がございまして、例えば長崎港の場合には、市が管理する部分もあったわけでありますけれども、被爆の体験をしたということで、これから被爆地域からの復興を目指すためには県が主体的な役割を果たさないといけないということで県管理になったわけです。

その時には、あわせて佐世保港についてどうあるべきかという協議がなされたと記憶しておりますが、そういう中で佐世保市は独自に港湾管理者の道を選択された。

事業の状況について、お触れいただきましたけれども、その他方で港湾管理者の立場で地方交付税措置がなされております。事業主体として、一般財源として地方交付税が措置されると

いった面も含めて総合的に判断していかなければいけないと思っております。

　例えば、新たな港湾機能を整備する際に、県・市で組合等の形態をつくって新たな議会を設けて共同管理していく、そういう方法もあろうかと思いますけれども、これまでそういった歴史の上に現状に至っているということだろうと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　吉村　洋議員―8番。

○８番(吉村　洋君)　知事の答弁は前の質問でもあったので大体わかりますが、いろんなソフトの事業面もありますので、今後とも佐世保市とは協力をしてやっていただきたいとお願いして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長(渡辺敏勝君)　本日の会議はこれにて終了いたします。

　明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

　本日は、これをもって散会いたします。

　お疲れさまでした。

　　― 午後　３時４４分　散会 ―

平成２６年９月定例会　　平成２６年９月１９日

議　事　日　程

第　１０　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　上程議案委員会付託

４　請願上程、委員会付託

５　散　　会

平成２６年９月１９日（金曜日）

出　席　議　員（４４名）

欠番			
２番	川　崎　祥　司　君	３４番	吉　村　庄　二　君
３番	清　水　正　明　君	３５番	中　山　　功　君
４番	深　堀　　浩　君	３６番	髙比良　末　男　君
５番	友　田　吉　泰　君	３７番	馬　込　　彰　君
６番	宅　島　寿　一　君	３８番	瀬　川　光　之　君
７番	山　本　由　夫　君	３９番	坂　本　智　徳　君
８番	吉　村　　洋　君	４０番	溝　口　芙美雄　君
９番	ごう　まなみ　君	４１番	橋　村　松太郎　君
１０番	松　本　洋　介　君	４２番	野　本　三　雄　君
１１番	堀　江　ひとみ　君	４３番	田　中　愛　国　君
１２番	江　口　　健　君	４４番	三　好　徳　明　君
１３番	浜　口　俊　幸　君	４５番	八　江　利　春　君
１４番	松　島　　完　君	４６番	宮　内　雪　夫　君
１５番	山　田　朋　子　君		
１６番	髙　見　　健　君		
１７番	山　口　初　實　君		
１８番	久　野　　哲　君		
１９番	髙比良　　元　君		
２０番	山　本　啓　介　君		
２１番	中　島　浩　介　君		
２２番	前　田　哲　也　君		
２３番	西　川　克　己　君		
２４番	中　村　和　弥　君		
２５番	外　間　雅　広　君		
２６番	下　条ふみまさ　君		
２７番	徳　永　達　也　君		
２８番	中　島　廣　義　君		
欠番			
３０番	山　田　博　司　君		
３１番	織　田　　長　君		
３２番	渡　辺　敏　勝　君		
３３番	楠　　大　典　君		

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君	危機管理監	佐　伯　長　俊　君
副知事	濵　本　磨毅穂　君	国体・障害者スポーツ大会部長	藤　原　敬　一　君
副知事	里　見　　晋　君	福祉保健部こども政策局長	平　尾　眞　一　君
総務部長	坂　越　健　一　君	会計管理者	鶴　田　孝　廣　君
県民生活部長	辻　　良　子　君		
環境部長	立　石　一　弘　君		
福祉保健部長	伊　東　博　隆　君		
総務部秘書広報局長	金　子　知　充　君		
企画振興部長	山　田　伸　裕　君		
企画振興部文化観光物産局長	松　川　久　和　君		
土木部長	浅　野　和　広　君		
農林部長	上　田　裕　司　君		
水産部長	下　山　満　寛　君		
産業労働部長	松　尾　英　紀　君		

交通局長	山口雄二君
教育委員会委員	浦川末子君
教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	吉川豊君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	星野孝通君
公安委員会委員	前田一彦君
警察本部長	古谷洋一君
監査事務局長	大串祐子君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	溝江宏俊君
教育次長	池田浩君
次長兼秘書課長	永松和人君
次長兼財政課長	古川敬三君
警察本部総務課長	福山康博君
選挙管理委員会書記長	大﨑義郎君

議会事務局職員出席者

局長	金原勝彦君
総務課長	増井直人君
議事課長	高見浩君
政務調査課長	天野俊男君
議事課長補佐	出田拓三君
議事課係長	増田武志君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長(渡辺敏勝君)　おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、土木部長から、9月17日の山口初實議員の一般質問の答弁について、一部発言を訂正したい旨の申し出がありましたので、議長において会議録を精査の上、適切な措置をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

平戸市選出、自由民主党・愛郷の会、西川克己でございます。

台風16号が発生し、来週の九州接近が心配されます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

1、県民所得向上対策について。

(1) 産業別目標と成果の見通しについて。

3月定例月議会で瀬川議員、6月定例会で徳永議員も質問されておりますが、私も、若者が地域に住み続けられる豊かな暮らしの実現を期待し、質問させていただきます。

つい先日、9月8日、県総合計画推進会議の中で、県民所得向上に向け、本年度発足した「産業別プロジェクトチーム」の成果目標が発表されました。

製造業では、地場産業の経営相談予定企業数約140社のうち、売上高を2年後までに10%以上増加させた企業の割合50%。

観光業では、平成27年度の延べ宿泊者数を平成22年度より129万人増加の700万人。

農業では、平成26年度の農業産出額を前年度比32億円の増加。

水産業では、平成26年度の漁業生産額を平成20年度比17億円増の796億円などの目標が示され、平成27年度の県民所得を平成22年度から900億円増加させるため官民一体となって取り組み、目標を達成していくこととされております。

一方、9月9日に開かれた「人口減少・雇用対策特別委員会」においては、県の政策投資で達成できる事業効果額は目標の7割の634億円にと

どまるとの試算を示しました。

県民所得向上対策を強化するために、この6月補正で、これまでの製造業、農業、水産業、観光業等に加えてサービス産業の対策を追加されておりますが、県民所得向上対策の今後の成果の見通しと達成に向けた意気込みをお尋ねします。

2、ふるさと納税について。

(1) 県として特長ある特典サービスは。

平戸市では、ふるさと納税の特典をカタログで選べる制度を導入していますが、9月9日、本年度寄附金の申し込みが3億円を突破したと発表されました。年末には4億円到達とも予想されていますが、カタログ一新やカードでの決済を導入した効果とも思われます。

さて、県としては、本県の魅力ある特典サービスで申込金額増に努めてもらいたいと思いますが、今後の対応について、お尋ねします。

3、観光振興について（外国との交流）。

(1) 知事の活動（トップセールス）について。

知事は、昨年度の東南アジア歴訪に続き、今年は7月の韓国、8月にはベトナム、米国と、長崎県のトップとしてそれぞれ訪問され、これによる効果も目に見えてきているようであります。

そこで、東南アジアを中心とした長崎県とゆかりのある国、都市への訪問を考えていないのか、知事の考えを示していただきたいと思います。

(2) 世界遺産登録の推進について。

あえて、観光振興に重ねて、世界遺産登録の推進について、お尋ねします。

「長崎の教会群」の海外に向けた働きかけについて、お尋ねいたします。

さて、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の実現のためにも、バチカン、つまりローマ法王の長崎訪問は有意義なことだと思われます。長崎の教会群を世界遺産にする会は、9月から10月にかけ、バチカンを訪れるツアーを実施すると発表いたしました。世界遺産登録への支援を要望するため、フランシスコ・ローマ法王への一般謁見に参列するとしております。

また、昨年、バチカンでのコンサートを大成功させた西本智実さんも再びコンサートツアーを実施される予定です。

「長崎の教会群」は、今年7月の文化審議会でユネスコへの推薦資産に選定され、今月、ユネスコへの推薦書暫定版を提出ということを政府が決定され、順調にいけば、来年1月には正式版を提出される見込みと伺っております。

これまで、知事もさまざまな機会を捉えて取り組んでこられたことは承知しておりますが、今後は、海外に向けた働きかけも、より重要になってくると思われますが、教会群と特にゆかりの深いバチカンに対して、知事が直接訪問し、世界遺産登録に向けた応援や信徒発見150年を契機としたローマ教皇様の来県をお願いしてはどうかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

(3) 中国・韓国への働きかけについて。

本県へのクルーズ船入港は持ち直したと言えると思いますが、何といっても中国・韓国からのインバウンドは大事な取組であります。県として、中国・韓国へは、その後どのような働きかけをしているのか、お尋ねします。

特に、昨年度から今年度にかけての上海線の利用状況を見ると、政治的な影響もあり、余りよい状況ではないと思われます。しかしながら、上海線は、本県と中国との基盤となる大切な国際定期航空路線であり、ぜひ利用促進を図っていただきたいと思います。

また、韓国についても同様に、大事な交流の深い国でもあり、特に、昨年、今年と知事がソウル、釜山への訪問もされております。

そこで、ジンエアー対策とともに、どのような取組を行っているのか、その現況と見込みについて、お尋ねします。

(4) イスラム教国家への働きかけについて。

近年、東南アジア、特に、イスラム教国家の経済発展は目をみはるものがあり、海外への経済進出や観光旅行も顕著であります。

また、新聞報道によりますと、来年度からはＣＬＡＩＲシンガポール事務所へ県職員を派遣するとの報道もされております。そうした中、マレーシア、シンガポールはもちろん、インドネシアやその他のアジアの国々への長崎県への誘客はどうやっているのか、お尋ねします。

また、イスラム教の戒律に従った食品やサービスを提供するハラルについての準備態勢も必要だと考えますが、食事や礼拝所といったムスリムの受け入れ環境の整備にどのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

4、県内通信網整備について。

(1) 光通信網未整備の市、町への対策について。

超高速ブロードバンドは、現在の生活上大変有効で、かつ必要なインフラであり、未整備地区の解消を図らねばならないと思います。スマートフォン向けのＬＴＥサービスなど、整備が進んでいるところですが、現在の整備状況はどうなっているのか、また総務省もＩＣＴ成長戦略推進のため、情報通信利用環境整備推進事業で支援しております。県としては、どのような考え方なのか、お尋ねします。

5、防災について。

(1) 通信体制（判断と通知）。

8月20日に広島市北部で起きた土砂災害により甚大な被害が出た背景として、市による避難勧告の遅れとともに、市から住民への防災行政無線による情報伝達や自主防災組織を通じた連絡体制の問題が指摘されています。また、県からのファックスを市が見ていないとの情報もありました。

そこで、通信体制について、質問します。

県から市町への通知や情報伝達体制はどのようになっているのか。

市町から住民への情報を提供する通信体制は十分と言えるのか。

今後の通信・連絡体制の充実強化を図る予定はないのか。

避難勧告数値基準が市町でまちまちとなっていることに対して、県としてどう考えているのか。

統一的な基準づくりを行う予定はあるのか、お示しください。

(2) 自治会自主防災組織について。

自主防災組織率の現況はどうなっているのか。組織率の向上とともに、自主防災組織の機能向上への対策について、どのように考えているのか、お尋ねします。

(3) 消防団強化について。

今まで考えられなかった突然の自然災害や事故の発生時に一番頼りになるのは地域、地元のことをよく知っている消防団員であり、そのため、防災体制の強化、消防団の強化は緊急の課題であります。急速な過疎化、少子・高齢化が進行している本県において、団員も高齢化したり、確保も困難な状況であります。

そこで、団員確保対策について、県内消防組織、市町と協議はされているのか。また装備、施設の充実強化についてはどのようなのか、お

尋ねいたします。

(4) 県消防ポンプ操法大会について。

8月3日に行われた「第32回長崎県消防ポンプ操法大会」において、ある出場チーム消防車両が車止めに乗り上げ、車両後方積載のホース6本の大半が落下しました。審査班長は、選手に危険が及ぶと判断し、操法を中断させました。ホースの巻き直しを指示。中断後、最初から操法を実施し、中断前の審査部分と再開後に行う操法を審査の対象とすることとし、審査を再開したと聞いております。

このことで、ホースが落下した時点で現状を保存して、巻き直しをせずに、その場から再開すべきであった、また車止めに乗り上げたことは失格には該当しないと審査長はしております。

また、各消防団長は、審査班長が危険と認め、中止させたので、その時点で失格にすべきだった、ホースが落下した状態から再開すべきだった、操法再開時にホースを巻き戻した行為に対する減点をして採点すべきではなかったかなどの意見があったとお聞きしております。

この操法大会は、技術の錬磨・向上、士気の高揚と団の一致団結に結びつき、ひいては地域の活性化にもなる重要な消防団行事であり、すっきりとした見解を県下団員、また県民の皆様に周知するべきだと思います。全国大会も迫っておりますし、再来年の県大会もあります。ご当局の受け止め方はどうなのか、お尋ねします。

6、農林行政について。

(1) 今夏の豪雨等による被害について。

低温、長雨のうちに、あっと言う間に夏が過ぎ去ってしまいました。国内あちらこちらで記録的な雨量、ゲリラ的豪雨と、大きな災害が発生しましたが、県下の雨による農地や農業施設への被害はどうだったのか、お尋ねします。

(2) 農地中間管理機構について。

細かく分散している農地や耕作放棄地を一括して借り上げ、大規模農家や農業生産法人などに貸し出す農地集積バンク事業が動き出しました。9月13日の長崎新聞によると、応募数1,107、面積1,925ヘクタールに達したそうです。年間目標の2倍以上集まっていて、5月と合計して1,188件、2,063ヘクタールとなりますが、問題は貸し手であり、他人に農地を利用させる意向がない農家が多く、今から貸出農家とのマッチングが大事でありますが、担い手農家の経営規模拡大がどのように促進していけるのか心配であります。

そこで、今後どうやって農地集積を進めていこうと考えているのか、お示しください。

(3) 肉用牛の振興について。

平成24年の長崎県の農業産出額は1,442億円で、3年連続増加しております。中でも、肉用牛は平成16年から1位を占め、平成24年は181億円となっており、平成27年の目標201億円を目指しておりますが、子牛価格は高いものの、担い手の減少や飼料価格の高止まりなどにより、経営環境は厳しくなっております。肉用牛の繁殖生産基盤の強化促進のためには、高能力繁殖雌牛の増頭や「平茂晴」の娘牛の保留支援が必要であり、繁殖雌牛頭数の下げ止まりと増加を推進しなければならないと考えますが、県では、肉用牛繁殖生産基盤の強化をどのように進めているのか、お尋ねします。

また、肉用牛振興を図る上では、家畜診療獣医師による安定的な獣医療の提供が不可欠と考えますが、県は、家畜診療獣医師の確保対策をどのように進めているのか、お示しください。

(4) 6次産業化の推進について。

市場を意識し、消費者の需要に応じた農産物

の生産、供給により、所得の向上、雇用促進を創出する6次産業化は、農林水産業の発展と地域の活性化につながります。県の取組はどうでしょうか、お尋ねします。

(5) 輸出対策について。

和食がユネスコの無形文化遺産に登録されて、和食に対する関心が世界中に発生しており、今や輸出のチャンスであると思います。

また、世界の食の市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増すると言われてもおります。

農家の所得向上のためにも、輸出体制を整備し、輸出の促進を図るべきだと思いますが、香港、マカオ、シンガポール等東南アジアを中心に、県産農産物の輸出促進についての取組はその後どうなっているのか、お尋ねします。

7、水産行政について。

(1) 養殖業の振興について。

漁業について、水産資源の減少や、魚の産卵場や稚魚の育成場として機能している藻場が衰退したり、近年は燃油の高騰もあり、とる漁業の衰退は著しいものがあります。

一方で、養殖業は、計画的な生産ができる漁業として、ハマチ、タイ、トラフグ、そして最近はクロマグロが生産されており、これからの漁業の発展のためには、養殖業の振興が不可欠であると考えております。

特に、クロマグロ養殖に関しましては、生産者や県による努力、支援もあり、生産量が大幅に増加しております。クロマグロ以外の魚種を養殖する方の中には、クロマグロ養殖がサバを主体とした餌の高騰を招いているといった意見もありますが、県内にクロマグロ養殖業者を誘致した経緯や雇用拡大の効果もあっていることから、クロマグロ以外の養殖業者と共存共栄を図りつつ、さらなる振興が必要であると考えております。

以上のようなクロマグロ養殖をめぐる状況下にあって、水産庁から8月に、太平洋クロマグロに関する資源管理措置が示され、30キログラム未満の未成魚の漁獲が来年から大きく制限されることになりました。

県は、この資源管理措置がクロマグロ養殖にどのように影響を及ぼすと考えているのか、お尋ねします。

こうした養殖魚の価格向上につながる取組には、県内、県外の消費拡大などの国内流通対策と、並びに輸出促進が重要であると思います。県は、これまでも養殖魚の輸出拡大に取り組んでこられましたが、今後、一層輸出しやすい体制を構築していく必要があり、あわせて海外において、さらに県水産物を積極的にＰＲしていくことも必要であると考えております。輸出体制の整備、海外でのＰＲに関して、県はどのような取組を行っているのか、お尋ねします。

(2) 増殖場整備について。

水産振興の一つとして、海面漁業の生産量を確保しながら水産資源を回復させることが肝要であります。県は「次世代へつなぐ水産資源と漁場づくり」として、1、資源管理による水産資源の維持・回復、2、栽培漁業の効率的な推進、3、漁業管理体制の見直しと取締の強化、4、資源増殖と沿岸環境の保全を目指す漁場づくりの基本計画を掲げられております。

漁場整備として、今まで相当の予算を魚礁、漁場の整備に投入し、効果を上げてきていると思われます。しかし、これからは産卵、ふ化、保護、育成のためにも、藻場機能の増殖場整備に力を入れていくべきだと思いますが、ハード、ソフト両面から、今後の増殖場整備はどうして

いくのか、お尋ねします。

(3) 後継者対策と漁業許可について。

本県は、漁業就業者数は全国第2位、1万7,466人と聞いております。水産業振興のために、担い手確保・育成が大変重要な施策でありますが、21世紀の漁業担い手確保推進事業、未来を築く漁村塾事業などを展開されておりますが、県のこれからの取組についても考えを聞かせてください。

また、新規就業者や漁業後継者が親から独立して漁業許可を取得しようとする際、許可できる数に定めがあるものは着業できないケースがあると聞いております。このことに県はどのように対応していくのか、お尋ねします。

以上、壇上の質問を終わりますが、今までに重複した点は省いて結構です。必要あれば、対面演壇席から質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長(渡辺敏勝君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 西川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、県民所得向上対策の成果の見通し等についてのお尋ねでございます。

県民所得向上対策に係る県事業の効果額につきましては、製造業、農業・水産業、観光業、サービス産業等を合わせまして、目標900億円に対し、634億円を見込んでおります。

一方、最終的な県民所得の増加額については、こうした県事業だけではなく、市や町の事業、民間企業の経済活動などの効果も加わってまいりますため、現時点で成果を見通すことは難しい状況にあります。

いずれにいたしましても、県民所得向上対策は、来年度が目標の最終年になっております。目標達成のため、施策をさらに充実・強化してまいりますとともに、市町や民間と連携し、県民一丸となった取組を促しながら、「若者が地域に住み続けられる豊かな暮らしの実現」に向けて、全力を傾注してまいりたいと考えております。

次に、トップセールスについてのお尋ねでございます。

国内市場が縮小する中、海外に目を向け、成長著しいアジアを中心に、その活力を取り込んでいく戦略が重要となっておりますので、できる限り現地を訪問し、政府要人や企業関係の皆様にお会いしたいと考えております。

お尋ねの東南アジアについては、例えば、ベトナムは、長崎の朱印船貿易商人 荒木宗太郎とアニオー姫の物語に象徴されるように、本県とは大変深い歴史的なゆかりがあります。

本年6月の「ベトナムデーｉｎ長崎」の開催を契機として政府関係者との人脈も広がりつつありますので、私もぜひ一度機会を捉えて訪問をしてまいりたいと考えております。

次に、世界遺産登録の推進に関連して、バチカン訪問についてのお尋ねでございます。

私は、これまで3度、本県のカトリック関係者の方々等を介してローマ教皇やローマ教皇庁文化評議会議長へ親書をお渡しし、信徒発見150年に合わせたローマ教皇の来県と「長崎の教会群」の世界遺産登録への支援をお願いしてまいりました。

これに対し、教皇からは、招聘に対する感謝の意が、また評議会議長からは「長崎の教会群」の世界遺産登録を支援する旨が示された返書をいただいたところであります。

また、本年6月には、安倍総理大臣もローマ教皇に謁見され、信徒発見150年の年に来日を要請され、ローマ教皇も前向きな返答をされた

と伺っております。

ローマ教皇の来県が実現しますと、「長崎の教会群」の世界遺産登録への大きな後押しとなるほか、「長崎の教会群」の価値を全世界へ発信できる大きな機会となりますので、私としても、ぜひ適切な時期にバチカンを訪問し、直接お会いする機会を得てまいりたいと考えているところであります。

その他のご質問につきましては、関係部局長の方からお答えをさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　私より2点お答えいたします。

まず、ふるさと納税の特典充実についてのお尋ねでございますが、ふるさと納税制度は、平成20年度より創設されましたが、その促進を図るため、本県では今年度より、1万円以上の寄附をされた方に対し、自己負担額に見合う2,000円相当の県産品を各地区別の11種類の中から選んでいただき、お礼として贈呈することとしました。

この結果、寄附金実績は、これまで昨年度の3倍超のペースで推移しておりまして、厳しい財政状況に直面する本県におきましては、貴重な財源となっております。

今後も一層の活用を図るため、特典の充実に努めたいと考えておりますが、県内市町の多くも地域産品の贈呈を特典としていることも踏まえまして、異なる切り口として、県内各地への誘客につながるような特典内容もあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、光通信網の整備状況と今後の取組についてのお尋ねでございます。

現在、通信事業者による光通信サービスやスマートフォン向けＬＴＥエリアが拡充され、超高速ブロードバンド・サービスの世帯カバー率は約99.8%となっております。

しかしながら、県内には光通信サービスによるブロードバンド・サービスが未提供の市町もあり、映像など大容量の情報を瞬時に発信・転送する際には、最も高速でデータ量制限のない光通信サービスの活用が必要と考えております。

県といたしましては、「民間主導を基本としつつ、採算性から通信事業者による整備が進みにくい地域におきましては、国の補助事業等を活用して整備を進める」という基本方針のもと、市町と連携しまして、他自治体の導入例も参考としつつ、国や通信事業者双方に働きかけるなど、迅速な整備を促進してまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　私の方からは2点お答えさせていただきます。

まず、中国・韓国へのインバウンドの働きかけについてでございますが、中国については、本県との歴史的つながりや、それに関連する観光資源を活用し、企業、団体等の社員旅行や報奨旅行の誘致に力を入れているほか、中国で人気が高まっているクルーズの誘致をきっかけに、長崎県の認知度を高め、その後の一般ツアーによるリピーターにつなげていくよう取り組んでおります。

また、韓国については、釜山市との友好交流関係や「朝鮮通信使」の世界記憶遺産登録の動きなどを活用しながら、釜山市やその周辺からの誘客に取り組むとともに、冬季にはデイリー化が予定されているジンエアーを活用したソウル市周辺からの巡礼ツアーやゴルフ、オルレなどのテーマ型旅行などの誘致に力を入れているところでございます。

次に、イスラム教国からの誘客並びにイスラ

ム教徒の受け入れについて、どのように取り組んでいるかとのお尋ねでございますが、東南アジアのイスラム教国からの訪日旅行者は、ビザの緩和もあり、増加傾向にあります。しかし、その訪問先は、関東や関西に集中していることから、九州観光推進機構と各県が連携し、旅行博への出展や商談会の実施など、認知度を高める情報発信に力を入れております。

一方、受け入れ体制につきましては、昨年度、ムスリム対応に関する観光関係者向け説明会を2回開催しました結果、5月に九州観光推進機構が公表したムスリム対応施設の中では、長崎県内が22施設と最多となっております。

県としましては、今後とも、さまざまな機会を捉え、ムスリム観光客の受け入れ体制の整備に向けた情報提供や意識啓発に努めてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　私からは4点お答えいたします。

まず1点目は、災害時の通信体制についてであります。

まず、災害に関する気象警報が気象台から発表されると、直ちに「県災害警戒本部」を設置し、24時間体制で災害情報の収集、伝達等を行っております。

県と市町の間では、停電や通信途絶のおそれがない衛星回線を用いた防災行政無線により、気象に関する警報や災害対応体制等の伝達及び災害発生状況等の収集などを行っております。

次に、市町と地域住民の間では、同報系の防災行政無線（スピーカー）や移動系の消防団の巡回による広報、個別受信機のほか、新たな取組として、携帯電話会社の緊急速報メールなど、多様な手段で通信の確保を図っております。

また、避難勧告の発令基準につきましては、各市町の地理的な特性を踏まえながらも、具体的な数値基準によることが望ましいと考えており、市町との意見交換を通じ、基準づくりをサポートしてまいりたいと考えております。

2点目は、自主防災組織率の現状や組織の機能向上対策についてであります。

自主防災組織率につきましては、組織率の向上に取り組んでおり、本年4月1日現在52.1%であり、対前年度比では4.0ポイントの上昇となっております。

次に、自主防災組織の機能向上についてでありますが、自主防災組織内における避難訓練や社会福祉協議会等他団体との合同訓練、消防士等を招いての救命救急訓練等を実施しているほか、県が開催している自主防災リーダー研修会、県防災会議や防災・減災シンポジウム等を通じた先進事例の紹介などにより人材育成に取り組むとともに、長崎県地域の元気づくり防災力向上支援事業費補助金を活用し資機材の整備を図るなど、活動の支援を行っております。

今後とも、自主防災組織の育成と充実・強化を図ってまいります。

3点目は、消防団の強化対策についてであります。

まず、消防団確保のための協議でありますが、消防本部、消防局の消防長で組織する消防長会総会、消防団長で組織する消防協会理事会、市町消防団担当課長等の会議において、県の事業説明、消防団や市町の取組状況等について意見交換を行っております。

次に、消防団の装備の充実についてでありますが、平成26年度から、消防団の装備に関する地方交付税が約1.6倍に増額されたことから、市町に積極的に活用するよう働きかけをしてお

ります。

一方、県においても、消防団員加入促進事業の補助制度を設けておりまして、同制度を活用してトランシーバーの整備を行っている自治体もあります。

今後も、整備の状況を把握し、市町に積極的に制度活用の働きかけを行うほか、市町等と各種施策の情報共有をするなど、消防団員の確保対策に取り組んでまいります。

4点目は、県消防ポンプ操法大会についてであります。

まず、「失格にすべきであった」という件でありますが、大会審査要領等に明記している、「隊員に不測の事故が発生し操法の続行が不可能と認められる場合」など、3点の失格要件に該当しなかったものであります。

次に、「ホースが落下した状態から再開すべきであった」という件でありますが、その後の審査長等による検証で、その場から再開すべきであったとの報告を受けており、大会関係者としても同様の考えであります。

次に、「ホースを巻き戻したことは減点をすべきでなかったか」という件でありますが、ホースの落下及び落下したホースの巻き戻しについては、審査要領等に規定が定められておりません。今回は審査員の指示によりホースを巻き戻したものであり、巻き戻し行為を審査すべき状況になかったと判断しております。

なお、今回の大会で浮き彫りになった問題点については、県消防協会と協議をして改善を図るなど、次の大会に向けて対応してまいりたいと思っております。

また、消防団員の理解を求める件でありますが、今回の操法大会の審査経過については、消防長会会長から県下の消防団長に文書で通知し、団員の方々に周知を図っていただくようお願いをしております。

○議長(渡辺敏勝君)　農林部長。

○農林部長(上田裕司君)　農林行政につきまして、6点お答えをいたします。

今夏の豪雨等による農地・農業用施設の被害状況と対応についてでございます。

本年8月末時点での農地・農業用施設被害は、1,006カ所の被害額14億1,200万円となっております。

なお、被害箇所数が多い市町としましては、諫早市161カ所、南島原市158カ所、平戸市155カ所、佐世保市124カ所の状況です。

今後の対応につきましては、国の災害復旧事業を活用することとし、9月16日より、順次、国の査定を受けているところであり、年内には全ての箇所の査定を終了して、早期の工事着手に努めてまいります。

次に、農地中間管理事業について、今後どうやって担い手への農地集積を進めていくのかというお尋ねでございます。

農地の受け手につきましては、これまでの公募の結果、1,188件、2,063ヘクタールの借り受け希望を確保したところであります。

一方の出し手につきましては、農業委員会が遊休農地所有者への書面での意向確認調査を進めており、確認の進捗率が12%の途中段階ではありますが、約170ヘクタールの貸し出し希望があり、農家からの直接申し出分と合わせまして、全体で260ヘクタールの出し手意向があっている状況です。

今後、マッチングによる集積を進めていきますためには、出し手情報の確保が重要となってきますため、農業委員会を中心に、振興局、市町、ＪＡで構成する推進チームにより、調査の

進捗を高めますとともに、態度を決めかねていらっしゃる農家への機構集積協力金など、制度上のメリットの情報提供を進め、人・農地プラン情報なども活用しながら、より多くの出し手情報の確保を図り、担い手への集積を進めてまいります。

次に、肉用牛の振興につきまして、肉用牛繁殖生産基盤の強化をどのように進めていくのかというお尋ねでございます。

県では、これまでのキャトルステーションや低コスト牛舎等の整備に加え、昨年度は、優良繁殖雌牛導入事業により332頭の増頭支援を行い、50頭以上の大規模経営では増頭が進んだものの、小規模経営や高齢農家の廃業等により、全体では、昨年比2%、約540頭減少しております。

今後も高齢化等による減少が危惧されることから、コントラクターやヘルパー組織の育成による規模拡大者の創出や高齢者への支援、さらには新規就農者確保のための仕組みづくりなど、地域全体での生産体制強化を検討しているところでございます。

また、全国的に頭数が減少していることから、国は、地域内の畜産農家や関係者が役割を分担し、生産力強化を目指す畜産クラスターの構築を強く打ち出しており、国の制度を最大限活用し、生産基盤強化を図ってまいります。

なお、品質向上対策としましては、本年度、1,000頭を目標に「平茂晴」の娘牛の保留にも取り組んでいるところでございます。

次に、家畜診療獣医師の確保をどのように進めていくのかとのお尋ねです。

県では、県並びに家畜診療所獣医師の確保を目的に、長崎県獣医師修学資金貸与制度を創設し、毎年、職員による獣医系大学への訪問・ＰＲ、出身大学への個別アプローチ、インターンシップ研修受け入れなどを通して、県内就職希望者の確保に努めております。そのうち、これまで10名の修学生を確保し、うち卒業者2名が県へ、1名が家畜診療所へ勤務するとともに、残る在学中の7名のうち4名も家畜診療所勤務を希望しております。

今後も、共済組合等関係団体とも連携し、獣医師の確保と円滑な就業に努めてまいります。

次に、6次産業化の推進に向けた県の取組についてのお尋ねであります。

県では、6次産業化を目指す農業者や事業展開の拡大を目指す農業者の育成を図るため、セミナーの開催やサポートセンターによる商品開発・デザイン・販路拡大等に関する専門家派遣、さらにはテストマーケティングや6次産業化法の総合化事業計画認定者に対する施設整備への支援を行っております。

これらの取組により、かんきつ類を用いた果実酢の加工販売を行う個人、施設整備補助金を活用したワイン生産施設の整備とそれによる本格的生産を開始した法人、地域の伝統野菜を活用した漬物の新商品開発を行う直売所、地域特産品である、とまとを利用したドレッシングを加工業者と連携して商品化した集落など、具体的な取組も広がりつつあり、国の6次産業化法の総合化事業計画認定者も23者となっております。

引き続き、このような取組を進めるとともに、農業者と加工・流通業者とのネットワーク型の6次産業化を進めるための地域での支援もはじめるなど、さらなる取組の拡大を目指してまいります。

次に、香港、マカオ、シンガポールなど東南アジアを中心にした県農産物輸出についての取

組についてのお尋ねでございます。

今年度は、新規品目として、マカオへの米、みかんジュース、鶏卵、香港へのとまと、みかんジュース、新たな輸出先としては、ベトナムへの長崎和牛の輸出が実施され、さらに今月中には、農業団体による香港での長崎和牛取扱いが行われることとなっております。

また、本年7月には、農業者等70者からなる「長崎県農産物輸出協議会」を設立し、セミナーを開催したところであり、今後は、バイヤー招聘や香港、シンガポール等での商談会に参加するとともに、シンガポール、タイ、マレーシアに対する輸出可能性調査など、東南アジアでの輸出の取組を広げてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　水産部長。

○水産部長(下山満寛君)　水産行政について、5点お答えいたします。

まず、太平洋クロマグロに関する資源管理措置がクロマグロ養殖にどのような影響を及ぼすと考えているのかとのお尋ねでございますが、本県のクロマグロ養殖においては、ここ数年、人工種苗による養殖も徐々に拡大しておりますが、依然として天然種苗への依存度が高い状況にあります。

今回の資源管理措置により、養殖用の天然種苗も含めた漁獲抑制が求められるケースが年によっては想定されることから、クロマグロ養殖業の安定的な種苗の確保への影響も懸念されるところであります。

このため、種苗の安定確保に向けて、県内クロマグロ養殖業者とその関係漁協で構成する「長崎県まぐろ養殖協議会」と漁業者等との協議を促進してまいります。

2つ目、水産物輸出の体制整備と海外でのＰＲに関して、県はどのような取組を行っているのかとのお尋ねでございますが、中国向けの衛生証明書では、政府施策に関する提案・要望を行った結果、本年1月から、県内全ての保健所で発行が可能となりました。

産地証明書やクロマグロ漁獲証明書に関しても、本県の要請で自治体発行が開始されており、自治体の中で全ての証明書を発行できる機関は本県のみであります。

また、水産庁において、ＥＵ・ＨＡＣＣＰ加工施設の認定等の加速化を図っており、県においても、県内の水産関係団体、水産加工業者、漁業者等を対象とした連絡協議会を設置し、ＨＡＣＣＰの普及促進に取り組んでまいります。

海外でのＰＲについては、去る8月29日、南加ながさき県人会創立25周年記念式典への長崎県団のロサンゼルス訪問に合わせ、養殖のマグロやハマチなどの料理を提供し、ＰＲを実施いたしました。

また、養殖魚の生産者団体が養殖トラフグのＰＲを10月にシンガポールで実施する予定であり、県としても支援を検討しております。

3つ目、県は魚礁整備よりも藻場対策に投資すべきであり、今後、増殖場の整備はハードやソフトを含めどうしていくのかとのお尋ねでございます。

本年度の漁場整備事業費のうち、約7割を藻場機能を有する増殖場の整備に重点配分して、藻場の回復に取り組んでいるところであります。

さらに、昨年度から公共事業において、施設整備とあわせたウニや食害魚等の駆除を実施することにより、着実な藻場の回復に努めております。

また、航空写真を利用した藻場の現状調査や、本年度から、民間事業者からの技術提案を受けて実施する藻場回復の実践事業の成果を今後の

磯焼け対策に活用してまいりたいと考えております。

今後とも、漁協、民間事業者等と密接に連携しながら、藻場の回復に積極的に取り組んでまいります。

4つ目、漁業後継者対策について、県はどういう支援をしているのか、また、今後の取組についても考えを聞かせてほしいとのお尋ねでございますが、県では、平成17年度から、21世紀の漁業担い手確保推進事業により、漁業就業を希望する者への研修期間中の生活費やリース漁船の取得などへの支援を行っております。

しかしながら、漁業は、自然条件の影響を受けやすく、技術の習得にも時間がかかることから、経験の少ない新規漁業就業者は安定した収入を得ることができず、就業後2～3年で離職率が高い状況にあります。

このため、就業初期の生活費等について、県単での支援を今年度から行っておりますが、円滑な就業、定着を促進するには、さらなる長期の給付金制度の創設が必要ですので、引き続き、国に対し要望してまいります。

次に、新規就業者等が漁業許可を取得する際、着業できないケースがあるが県の対応はとのお尋ねでございますが、県の漁業許可は、水産資源の保護や漁業調整を図る目的から、許可できる数を定めているものがありますが、操業していないにもかかわらず許可を持ち続けている漁業者がいることなどから、新規就業者等が許可を取得できないケースがあると聞いております。

このため、県では、今年度から、許可状況などの情報を漁協に提供するとともに、未行使許可の把握や許可できる数の見直しを行い、その許可の活用を漁協や各地区の組合長会と連携して取り組むことにより、新規就業者等が許可を取得しやすい環境を整えてまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)　丁寧なるご答弁、ありがとうございました。

それでは、まず知事に再度、確認のため質問させていただきますが、外国訪問は、公務多忙な知事も簡単には行けない、確かに日程がとりにくいとは思います。しかし、知事の横に今、2人の副知事が座っておられます。県内、国内での知事の仕事は代理の方がおられます。「長崎の教会群を世界遺産にする会」のメンバー、もしくは曽祖母が平戸市生月町出身の世界的音楽家・指揮者の西本智実さんも10月に行くと聞いております。私は、その機会を捉えて、一緒に名誉団長としてでも知事が行って、直接教皇様に「長崎県に来てください」と。大方来るだろうと私たちも期待して予想しておりますが、やはり長崎県のトップは知事です。そして、日本でキリスト教信者が割方多く、そしてこれだけ世界遺産にしようとする教会群が残っており、しかも、来年は信徒発見から150年の節目です。そういう中で、トップである知事がローマ・バチカンへ行くということは、ものすごく意義があることだと思いますし、ほかの業務よりも最優先しても、県民の理解は得られると思います。県内、国内の知事の業務はお2人の副知事に1週間程度は代理してもらい、どうか行っていただきたい。再度、知事の決断をお聞きしたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　確かにバチカン訪問はこれまでの懸案事項となっておりまして、できるだけ機会を設けてまいりたいと考えておりますが、ご承知のとおり、当面は10月からスタートする国体への対応、これは万全の態勢で臨んで

いく必要があるものと思っておりますので、そうした県内の各種事業・行事等を調整の上、しかるべき時期には、そうした機会もつくってまいりたいと考えているところであります。

○議長(渡辺敏勝君)　西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)　私は、平戸で西本智実さん率いる交響楽団のベートーヴェンの交響曲第9番を第1章から第4章まで、はじめて全部聞かせていただきました。特に、最後の合唱「歓喜の歌」は身が震えました。それをバチカンのサン・ピエトロ寺院で演奏するんです。その時に、指揮者とともに長崎県知事がいたということならば、絶対、教皇様も「長崎県には行かなければ」と思うかもわかりません。（笑声・発言する者あり）どうか、10月22日から28日の間、特に25日がサン・ピエトロ大聖堂での枢機卿音楽ミサ、26日がサンパウロ大聖堂でのヴェルディー作曲の「鎮魂歌（レクイエム）」の演奏です。

私は、せめてバチカンに1日でも滞在していただいて、長崎県知事がバチカンを訪問したと、そういうことを世界に、そして国内へも発信していただきたい。何といっても、首長が行くということが外国でも一番効果があります。国体もあろうかと思いますが、世界遺産も2年越しの悲願です。どうか行っていただきたい。行きますと言いなさい。言ってください。（笑声・発言する者あり）

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　そうした思いはこれまでもお伺いしてきたところでありますので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)　知事が2期目の当選をなされた時に、先輩議員が、行政マンじゃないんだ、知事は、政治家にならなければならないというアドバイスをした方がおられたんじゃないかと思います。知事は、そつなく仕事をされており、大変優秀な、トヨタの車と一緒ですが、（発言する者あり）時には個性を出した政治家の顔も出していただきたいと思います。（発言する者あり）今日はこのくらいにしておきますが、この席にはカトリック議員、私のほかにも3名おられます。どうか私たちと一緒にでも行っていただければと思いますので、さらなる知事の熟考を求めておきたいと思います。

それでは、県民所得の向上などで、やはり目に見えないものがあろうかと思いますが、担当課の皆さんは頑張っていただきたいと思います。

2点目のふるさと納税については、県の物産品を11か12セットして、県内の産品、お菓子とか食品を用意しておられます。確かにこれもそれ相応の効果はあると思いますが、物産は市町がしているんですよ。特に、平戸市のような派手なパンフレット、そしてテレビにも取り上げられた、さらにはクレジットカードの利用もできる、しかも1万円に対して4,000円。私は、物産品は市町に任せて、県は、例えば先ほどのお答えにありました県内周遊の乗り物のクーポン、チケット類、もしくはガソリン券とかレンタカーの補助金、航空会社を使った航空券とか、いろいろ考え方があろうかと思います。どうか県内をくまなく平等に回ってもらえるような何か措置ができないものか、考えていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　ご指摘のように、物産の贈呈に関しましては市町と競合する部分もございます。物産の贈呈を特典としていない市町もありますので、物産の贈呈自体には意味は

あると思いますが、一方で、別の切り口から、議員ご指摘のような県の誘客や観光消費額を高めるという観点からの取組、このような取組を導入している他の自治体の例もありますので、ご指摘のような誘客促進につながるようなさまざまな工夫の特典も今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)　時間もなくなりましたが、ハラルについて確認したいと思います。

沖縄県名護市では、あるホテルが、もう既にハラルの食材を使ったメニューとか、礼拝のためのマットを用意したりして、沖縄県の那覇市じゃないんですよ、名護市がそんなに準備しているんですよ。私は、国際色豊かな長崎県として、他県に先んじて、そういう売り込みをした方がいいと思うんです。特に、今、私は東南アジアという言葉を使いましたが、油田産出国の中近東なども、ほとんどイスラム教圏です。今、問題もあっておりますが、確かに時々私がアジアの国々などを訪問しますと、アラブ関係、それからアジアのイスラム教の人たちが最近特に目立つようになりました。そういう中で、日本にも増えておりますので、それは東京、大阪方面が多いかもわかりませんが、ぜひ、ローカル都市の長崎はいいですよと、魅力いっぱいですよという売り込みのためにも、ハラルの準備を早急に推進していくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　先ほども答弁申し上げましたが、県におきましては、観光関係者等へのハラルについての説明会も行ってきているところでございます。厳格なハラルとなりますと、なかなかハードルが高うございますが、まずはノーポークとかノンアルコール、国によりましては、ハラルに対する対応も差がございますので、まず、そういったところからも取り込めるようなことで、県としても、今後、関係事業者にいろいろ啓発等を行ってまいりたいと思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)　それでは、危機管理監にお尋ねしますが、自主防災組織の組織率が平均52.1%ですけれども、100%いっている島原市もありますし、70%台、80%台もあります。しかし、あるところは11%台とか、27.5%それから31.8%とかという低い、まだ組織がされていない市町がありますが、その市町との個別のやりとりとかはしていますか。

そして、過疎化とか高齢化がもちろんと思いますが、ほとんどのところが自治会主体の組織をして、県からご褒美にいろんな防災グッズをいただいております。それを活用しようとしております。そういう中で、消防団とは別に、自治会主体の自主防災組織に対する考え方がまだ熟達していないのか、その辺、どうとらえていますか。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　自主防災組織につきましては、100%のところもあれば、10%台、20%台、30%台、それぞれ結成率に温度差はあります。それで、今年の春に、私の方は、低い自治体に対しては、直接赴いたり、こちらに会議でお見えになられた際に、その実情を話して、結成促進に向けて個別の協議をいたしております。

その中で、やはり地域性がありまして、消防団がいるからというようなところとか、自主防災組織の重要性の認識とか、そういうものが若

干考えも違うところがありますので、いろいろ過去の震災等々については、消防団とか公助の意味よりも、近くにいる方々のところで多くの方が救出されたというようなこともありますので、結成の重要性、そういうものをお話しいたしております。

それで、今年は、それぞれの自治体も非常に力を入れておりまして、補助事業についても全市町で活用していただけるようにやっておりますので、今後も引き続き、結成率の向上に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)　それから、消防団員の充足率ですが、松浦市などは98.3%、私の平戸市では94.2%ですけれども、やはり80%台のところがあるんですね。そういう中で、過疎化だから団員数を減らしても、ということはできないと思うんです。それで、私の平戸市の例を言いますと、機能別団員というＯＢなどを再任用すべきではないかということで、検討委員会が副団長、分団長などを中心に検討されて、8月末にその答申がなされております。女性消防団員等含めて、機能別団員活用での消防団員充足についての県としての考え方がどうなのか、お尋ねします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　県内では、おっしゃられたとおり、ＯＢの活用とか、機能別団員を採用しているところは2自治体ございます。その中で、初期消火活動とか、機械の周辺の後方支援とかという部分がなされております。これにつきましては、国の方も機能別団員とか、あるいは女性消防団員の活用、導入というようなことを働きかけておられますので、その旨は各自治体の消防団担当会議等におきましてお話はいたしております。ただ、それぞれの自治体によりまして、機能別団員の採用はまだ考えていないとかということもありますので、特に、減少しているものを補完するためには団員の確保が非常に重要になりますので、そこは積極的に導入していただけるように、今後も働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　西川議員―23番。

○２３番(西川克己君)　もう時間がなくなりましたが、最後に、県消防ポンプ操法大会。昔は笹川良一名誉総裁なども来たことがあるし、消防職員そして消防学校生徒の日体大で有名な団体行動、行進などもして、長崎市営松山ラグビー・サッカー場でしましたけれども、ものすごく華やかな一面がありました。要するに、消防団の甲子園ですよ。そういうことで、優勝したチームには、すっきりとした形で全国大会に行ってもらいたいし、また再来年の大会にも全団員が出場できるように、すっきりとした結末をつけていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長(渡辺敏勝君)　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

―　午前１１時　２分　休憩　―

―　午前１１時１１分　再開　―

○議長(渡辺敏勝君)　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)（拍手）〔登壇〕　皆様、こんにちは。

松浦市選出、改革21・新生ながさきの友田吉泰でございます。

長崎県庁は、5月1日から10月31日までクール

ビズの期間であります。本来であればノーネクタイで執務をしてもいい期間ではありますけれども、一般質問の初日から、私の目の前に座っておられる中村知事がずっとネクタイを着用して、この一般質問に臨まれております。

質問する側の私どもも、やはりしっかりネクタイを締めて知事に対峙するのが礼儀ではないかと思いまして、ネクタイを締めてまいりました。ちなみに、長崎市に部屋を借りておりますが、部屋にネクタイがなかったものですから、昨夜買って新調してまいりました。

理事者の皆様に、決してネクタイをせよという強制ではありませんので、くれぐれもお間違いのないようにお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問を行います。

1、長崎県における里山資本主義の実践について。

議会のルールに従えば、これが私の任期最後の一般質問となります。この3年半、長崎県の振興発展、とりわけ松浦市をはじめとする離島・半島地域や過疎化が進行する地域の活性化に知恵を絞り、政務調査や先進地視察により学んだことから政策を立案し、理事者に対して提案をしてきたところであります。

理事者におかれても前向きに対応をいただいたものの、私自身、いまだ決して満足のいく結果を出すまでに至っておらず、さらなる努力が必要だと感じているところであります。

そのような中、本年2月、大先輩である馬込議員から、離島・半島地域の活性化には里山の振興が必要だとご教示をいただき、その先進地である岡山県真庭市への視察に同行してまいりました。

視察先は、集成材メーカーの銘建工業株式会社であり、同社の中島社長と面談する中で、森林資源を有効利用するための取組や木材の新たな技術について学び、目からうろこが落ちる思いがいたしました。

その際、中島社長から、ご本人が登場する「里山資本主義」という本について紹介をされ、早速、地元に戻って購入をいたしましたところ、過疎地域の活性化について示唆に富んだ内容が詰まっており、読み込むうちに、この里山資本主義こそ、私が求めていた過疎地域の活性化に相通じるのではないかと感じたところであります。

里山資本主義とは、森林資源など、かつて人が手を入れてきた休眠資源を再利用することで経済を再生させ、コミュニティの復活を果たすとともに、お金もできる限り地域の中で回して地域を豊かにしようというものであり、それはお金の循環が全てを決するという前提で構築されたマネー資本主義のもとでは条件不利とみなされてきた過疎地域にこそ、大きな可能性があるとされています。

そこで、お尋ねをいたします。

知事は、この「里山資本主義」という本はお読みになったでしょうか。公務多忙の身であり、その時間がとれず、まだお読みでないとすれば、ぜひとも読んでほしいと思うところでありますが、私のこの質問に当たって、担当課とのレクチャーにおいて説明を受けられ、一定の理解はいただいているのではないかと思いますので、知事の里山資本主義に対するご所見を賜りたいと思います。

以降の質問は、対面演壇席より行わせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　友田議員のご質問にお答えいたします。

里山資本主義についてのお尋ねでございます。

大変不勉強ながら、ご紹介いただきました「里山資本主義」についての本は、読んだことがございませんでした。

昨日、担当課からレクチャーを受けたところであり、まだ十分には理解できていないのかもしれませんが、里山周辺に存在するあらゆる資源を資本として活かし、ビジネス化し、生活の糧とする、いわば地域資源活用型の経済活性化方策の一つの考え方ではなかろうかと思っております。

そういう意味では、これまでの我々の取組にも相通ずるものがあるものと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　知事も、本当にお忙しい、先ほどの西川議員とのやりとりでもお忙しいということでありましたが、飛行機の中ですとか、そういったところでも十分読める時間はあるのではないかと思います。多くの資料に目を通されることも必要かと思いますが、ぜひともこの本は読んでいただきたいとお勧めするものであります。

(1) 森林資源の活用。

里山資本主義の中の森林資源の活用について、お尋ねをいたしますが、この本は、藻谷浩介さんという日本総合研究所調査部主任研究員の方とＮＨＫ広島取材班の共著ということで書かれています。

多くの事例がありまして、その事例のほとんどはＮＨＫ取材班が書かれております。では、それらの事例のすべてが長崎県内に当てはまるかというと、これは私も難しいかなと思うところがあることは事実であります。

ただ、今回お示しする以下の2点については、長崎県でも十分実践できるものと考えておりまして、その対応についてお聞きをしていきたいと思います。

①県内産木材を利用したＣＬＴ（直交集成板）の研究開発への取り組み。

里山資本主義の中でも、「産業革命以来の革命が起きている」の小見出しがつけられ、日本の林業や製材をベースにした木材産業の新しい突破口になるとして紹介されているのがクロス・ラミネーティッド・ティンバー（ＣＬＴ）、日本名「直交集成板」であります。ここにモデルがあります。

これを見ますと、集成材の梁と思われる方がいらっしゃいますけれども、決してそうではなくて、これは小さなモデルであります。直交集成板ですから、これは必ず奇数枚数です。表の板と間の板は直角に交差しています。通常の集成板は繊維方向が同じように向いていますが、このＣＬＴはそれを直交させることで強度が高められています。厚みによってコンクリートと同性能を保てると言われています。

そして、これは1枚1枚を大きなパネルにして使います。オーストリアの企業では、幅2.95メーター、2,950ミリ、長さは最長で16.5メーター、厚みはその強度に応じて50センチだったり、いろいろ変わりますけれども、それを壁一面、床一面に使うわけです。床の場合はフロアですから数枚並べて使うことはあっても、部屋であれば壁はこのＣＬＴ1枚でできるわけです。窓は工場でくりぬきます。そういったものができますので、非常に軽くて機能性があると言われています。

このＣＬＴは、2000年頃にオーストリアで開

発され、既に欧米では、6階から9階建のマンションや大・中規模の商業施設、公共施設、一般住宅までもこのＣＬＴでの建設が進んでいます。

その実態やヨーロッパにおける森林資源活用の具体的な取組を調査するために、今年3月末から4月にかけて、同僚議員とともにオーストリアのＣＬＴメーカーのＫＬＨマッシブホルツや、木材ビレットメーカーのビレッツ社、バイオマスボイラーメーカーのポリテクニック社を視察してまいりました。

ＣＬＴの特徴は、コンクリート製品より軽いので建物の重量が軽くなり、基礎工事等の簡素化が可能であること。施工がシンプルであり、型枠職人と熟練工への依存が少なく、工期の減縮も可能であること。建築物の床面積当たりの木材利用料が、従来の軸組工法に比べて2倍以上あることが挙げられ、今後、日本で建築される建物の一部が鉄筋コンクリート製からこのＣＬＴに入れ替われば、木材利用率が飛躍的に伸びると期待されています。

国においても、既にＣＬＴの活用について検討が進められており、昨年12月には、農林水産省がＣＬＴのＪＡＳ規格（日本農林規格）を制定し、「平成28年度早期にはＣＬＴの建築基準法の準備が完了する」との国会答弁もなされています。

国は、10年後にＣＬＴ年間生産量50万立方メートル、丸太ベースで約130万立方メートルを目指しており、それが実現すれば経済効果は年間約700億円、雇用は約8,800人と試算されています。

高知県では、いち早くこのＣＬＴに注目し、県内の森林資源の最大活用を目指して、知事自ら銘建工業の中島社長を口説き落として、県内の過疎化が進む地域に製材所を誘致するとともに、将来的には高知県内にこのＣＬＴ工場を建設してＣＬＴの輸出も視野に、国へ積極的な政策提言が行われています。

そこで、お伺いいたします。

長崎県においては、これまでにこのＣＬＴについて何らかの検討がなされてきたのか、お尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　農林部長。

○農林部長(上田裕司君)　ＣＬＴ活用の建築につきましては、議員ご指摘のとおり、欧州を中心に7～8階建の集合住宅の建設など、利用の拡大が進んでおります。

国内では、建築基準法の位置づけ、あるいは材料強度、設計方法など、建築関係の一般的な基準がまだ策定に至っておらず、建築するためには国土交通大臣の個別認定を受ける必要があるなど、工法はまだ一般化までには至っていない状況であります。

このため、県では、国内に2カ所ございますＣＬＴ製造事業体への職員の派遣、あるいは佐賀県武雄市に建設された建築物の視察など、情報収集に現在努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　先ほど申し上げましたけれども、私どもはオーストリアに今年3月末から4月初めにかけて行ってまいりました。

そして、このサンプルを提供いただいたKLH社に行きましたけれども、そこの元オーナーであって現在顧問をなさっている方からいろいろ説明を受けておりました。その時に、「同社のＣＬＴを使った建物が、実は近々日本に建てられるんですよ。それは九州の武雄というところです」というお話でありました。

武雄といえば、すぐお隣ですから、帰国して

すぐに馬込議員の方からアポイントをとっていただいて、5月に武雄市山内町の建設現場を見せていただく機会を得ました。約200平米の平屋でありながら、建て方は実質8日程度、10日と言われますが、途中雨に遭ったりいろいろ準備があったので、実質は8日間程度で済んだと言われています。その施工期間の短さに驚かされたところであります。

さらに驚いたことに、その建物の設計者は、波佐見町出身の武松幸治さん、そして、施工は同じく波佐見町の上山建設さんという、いずれも長崎県の関係者であります。

この建物は日本でも数少ないＣＬＴ建築物であり、林野庁の担当者をはじめ、先ほど農林部長の答弁にもありましたように、長崎県の担当者も私たちから情報を得て行ったというふうに伺っておりますけれども、それ以外にも佐賀県の担当者や中国木材などの製材メーカーなど視察に訪れている、専門家に大きな注目を浴びていると伺っています。

この背景として、国が国産材ＣＬＴを普及する上での課題に挙げているのが建築基準法の整備、これは平成28年早期に準備できると言われていますけれども、これに加えて、実証的な建築事例の積み重ねによる施工ノウハウの蓄積と大規模な生産拠点の整備が挙げられております。この建物がその参考となることから、多くの関係者が視察に行っているわけであります。

ここで強く申し上げておきたいのは、現在、国や専門家から大きな注目を浴びているその武雄市の建物の建設に関わり、国が求めている多くのノウハウを持っているのが、お二人とも、お一人と1会社は長崎県の関係者であります。それだけ長崎県には優位性があるということであります。

武松氏は県庁にも来ていただいて、そして、私も完成後に見学会に行ってお話をさせていただきました。ぜひＣＬＴの普及をしたいということでお話をしたところ、武松氏ご自身も、長崎県がＣＬＴの調査・研究に取り組むのであればぜひ協力をしたいとおっしゃっています。そして、できれば長崎県内にＣＬＴの工場をつくっていただけないか、それにはぜひ県が関わっていただけないか、こういったことを言われています。

武松氏がおっしゃるには、現在、日本でＣＬＴの国産物がつくられていますけれども、多くが杉材を使ってつくられています。杉材の場合、デザインを行う設計者の方から言わせると意匠性に難がある。わかりやすく言えば、見栄えが悪いということなんです。

これはヨーロッパのホワイトウッドが使われています。ですから、このままクロスを張らずに壁として使えるわけです。ＣＬＴを採用する際には、そのようにクロスを張らずに板の表面が表に出るように使うことが一番望ましいと。そういった意味では、今、日本が国内で進められている杉材では、やはり意匠性に難があると言われています。

そこで、長崎県がいいとおっしゃるのは、長崎県はヒノキの産地なので、ヒノキを外に使えば、中は杉でいいと。外側はヒノキにするハイブリッドにすれば十分意匠性も賄えるのではないか。そういった意味では、長崎県につくるということは非常に魅力的ではないかと言われています。

そして、さらに武松氏がおっしゃるには、冒頭申し上げました、これは大きなパネルにして現場に運ぶことが一番施工期間の短縮につながります。そういった意味では、製造現場から建

設現場までできる限り近い方がいいわけです。遠くに工場があると、それだけ輸送費にコストがかかりますから、国内に生産拠点を分散した方がいい。九州にも九州北部、中部、南部、こういった形でつくった方がいいとおっしゃるんです。

そういった意味では、ぜひ長崎県がこのＣＬＴの研究開発に取り組んで、長崎県にそういった企業を誘致することができれば、長崎県内の過疎地域にある、戦後に植えられた人工林を有する離島・半島地域の活性化に大きく結びつくのではないかと思っておりますので、長崎県としても、このＣＬＴの調査・研究に積極的に取り組むお考えがないか、お尋ねをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　農林部長。

○農林部長(上田裕司君)　議員ご指摘のとおり、国におきまして林業を成長産業に導くため、木材利用の拡大が見込めるＣＬＴ普及のスピードアップを図ることを「日本再興戦略」に盛り込み、一般的な設計方法を確立するための研究開発に取り組まれることとなっております。

県としましては、引き続き、国並びに国内の事業体からの情報収集等を進めまして、本年度設置しました「地域木材供給倍増協議会」におきまして、ＣＬＴの活用の可能性について、種々意見交換を今後はじめていきたいと考えているところでございます。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　先ほど申し上げたとおり、日本で数少ないＣＬＴ建築物、銘建工業が建設した「高知おおとよ製材（株）」の社員寮、これは国産のＣＬＴでできていますが、それと実質実用的に使われている建物というのは、武雄市の「YUKI HAYAMA STUDIO」ぐらいではないかと思います。モデルルームとしてこれまで出てきたことはありますが、実質に使われているのは、おおとよ製材所の社員寮と武雄市のYUKI HAYAMA STUDIO。

そういう意味では、その建設に関わったということは非常に大きなノウハウを持っておられるということなんです。この方は長崎県関係者ですから、このチャンスは絶対逃さないように頑張っていただきたいと思っております。

行政を包む中で、自虐的にというか、いやいや、高知県は森林面積が広いですからとか、それに比べると長崎県はまだまだ3分の1ですよとか、そういったことを考えがちかもしれませんが、そういったことを言わずに、長崎県の過疎化が進んでいる、そういった地域を救うための大きなチャンスが詰まっている。そのために知恵を絞ろうと、そういった姿勢で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一度、この点について知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　木材需要のチャンスをいかに地域の産業に活かしていくかというのは、非常に大きな課題であると思っております。

県内には、これまでも集成材工場等まとまった機能がないために、県外の機能を活用しているというような状況にあります。

したがって、この集成材の製造工場がどのくらいの規模で採算が成り立つのか、これは重大な関心を寄せているところでありますので、そういった実情、実態を踏まえながら、十分検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

(2) 県内（地域内）経済循環の推進。

①県民所得向上対策の認識。

冒頭に述べたとおり、里山資本主義はできるだけ地域内でお金を回して地域を豊かにしようという考え方であります。その必要性を説くくだりの中で、域際収支というものを都道府県別に示したものが紹介されています。

これは商品やサービスを地域外に売って得た金額と、逆に外から購入した金額の差を示した数字であり、国でいうところの貿易黒字なのか、貿易赤字なのかを示したものであります。

それによれば、東京などの首都圏がプラスなのに対して、高知県や奈良県など農漁村を多く抱える県はマイナスとなっております。

本県は、およそマイナス8%となっており、この本に示されている表の中では、ワースト6位になっています

そして、著者である藻谷浩介氏は、域際収支がマイナスとなっている地域について、「このような地域がなぜ貧しいのか。それは働いても働いてもお金が地域の外に出ていってしまうからである」と指摘しています。

その上で、産業連関表により算出した収支細目のうち、外から買わなくても県が努力すれば県内で賄えるような部門を育てることで地域外へ出ていくお金を減らし、地元で回せるようにするのが里山資本主義だと説いておられます。

この考えは、中村知事が最優先課題の一つとして取り組まれている「県民所得向上対策」にも通じるものがあるのではないかと思いますが、県の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　県民所得の向上を図ってまいりますためには、今、議員がご指摘になられた域際収支、これをどうやってプラス、黒字に転じていくのかという観点が極めて重要であると思っております。

そういう意味では、まずは県外需要を積極的に取り込んでいく必要がある。そのための産業力もまた養っていかなければいけない。それとあわせて、県内需要を外に逃すことなく、しっかり県内企業が取り込み再生産につなげていく、そういう努力が必要であろうと考えているところであります。

そういった意味では、県としてもこれまで官民における県内製品、県産品の優先活用、あるいは公共事業等の県内優先発注、県産品の愛用運動、農林水産物の地産地消などの普及啓発活動に力を注いできたところでありますが、引き続き、そうした視点からの施策の推進に力を注いでいかなければいけないと思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　②条例制定に対する知事の所見。

県民所得向上対策の目的に関する説明においても、県民一人ひとりが懸命に働き、県外需要の獲得、県内経済循環の拡大を意識した行動を起こすことが重要とされ、県民に求める行動として、私たち一人ひとりが、①よりよいものをつくり、よりよいサービスを提供すること。②県内のよいもの、よいサービスを県外の方に使ってもらうこと。③県内のよいもの、よいサービスを率先して利用することとうたわれています。

我が会派では、この取組を広く県民に周知し、ある一定期間だけの一過性のものとならぬよう、仮称「県内経済循環推進条例」の制定に向けた作業を進めております。

この条例案は、県民自らが県内で生産される農水産物や工業製品などの県産品や県内で提供

されるサービス、役務を積極的に利用することで、できる限りお金を県内で循環させて県内経済を活性化し、地域活性化や雇用拡大、ひいては県民所得の向上を目指すために基本理念を定め、県の責務を明らかにし、その推進に関する施策の基本となる事項を定めたいと考えています。

私自身は、この条例案が、県が今まさに力を注いでいる県民所得向上対策を力強く後押しするための根拠条例の一つとなり得るものと考えていますが、知事は、この取組についてどのような所見をお持ちなのか、率直なご意見を賜りたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　先ほどもお答えをいたしましたように、県内経済の活性化を目指すために、これまでも県産品愛用運動、地産地消運動の推進に力を注いできたところであります。

今後は、そうした取組をさらに幅広い分野において展開し、地元調達率を上げていくという取組を進めていく必要があるものと考えておりますが、そのために条例制定が必要かどうかということにつきましては、その内容を含めて慎重に検討していく必要があるのではないかと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　ご意見はもっともだろうと思います。慎重に中身は考えていただきたいと思いますし、そういったご理解が得られるように、私どもも今後取組を進めていきたいと思っています。

まだ他の会派の皆様方にも十分ご説明もできていない案件でありますから、ここにとどめますけれども、県民所得の向上に当たっていろんなものをもっていく、そのことが大事だろうと思っていますし、県民運動として広がりをもっていくということも大事だろうと思っています。

県産品愛用運動のコマーシャルがあっています。あれを見ると、ものになった商品ばかりであります。一般的に提供して売れる、県民が提供しているサービスが果たして県産品に当たるのかどうか、このあたりは非常に不明確であります。

ですから、条例で明確に定めていくことが私は大事だと、そのように思っているところであります。このことを付け加えておきます。

2、原子力防災対策について。

東日本大震災から3年半が経過いたしました。原子力発電所の安全性を審査してきた原子力規制委員会は、去る9月10日、九州電力川内1、2号機が新規制基準を満たしているという審査書を全会一致で決定し、同12日には、政府において「原子力防災会議」が開かれ、川内原発で重大事故が発生した際の広域避難計画に当たる「川内地域の緊急時対応」が了承されました。

再稼働には地元合意というハードルがありますが、鹿児島県知事は、再稼働に前向きとされており、早ければ来年春頃には再稼働するのではないかと言われています。

一方、本県の一部がそのＵＰＺ圏内に入る玄海原発3、4号機では、現在、新規制基準に適合するための対策工事が行われており、川内が再稼働すれば、自ずと玄海原発3、4号機の再稼働に向けた手続が進められるものと思われます。

しかし、私の地元松浦市では、万一事故が発生した際の避難に対する不安が大きく、まずはその不安を取り除くことを最優先すべきではないかと考えております。

そこで、今回は、重大事故発生時の避難対策について、県はどのような対応を行っているの

か、お伺いをいたします。

(1) 災害時要援護者対策。

①避難時の移動手段と受入施設。

玄海原発から最短8.3キロの位置にあり、県内で玄海原発に最も近い松浦市鷹島町には、現在、鷹島診療所の介護病床に10名、高齢者生活支援施設には4世帯、6名の方がそれぞれ入所されています。

また、同支援施設で実施されているデイサービスには四十数名の方が登録しておられ、これらの方々は避難の際に何らかの援助が必要となりますが、施設が保有している車両だけでは、これらの方々を避難させるだけの数は確保されておらず、入院中の方の中には、移動中もベッドに寝せて酸素マスクをつけなければならない方もおられると思われます。それに対応した車両も必要になるなど、多くの課題が散見されています。

これらの方々を避難させる際の移動手段について、県はどのように考えているのか。また、避難先での入所施設の確保については、現状ではどのような見通しが立っているのか。県の見解をお尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君) 危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君) 福祉施設入所者の避難対策につきましては、原子力災害時に混乱なく避難できるよう、福祉保健部と協力の上、モデル避難計画を作成し、関係4市ごとに高齢者施設及び障害者施設の管理者等を対象とした説明会を実施いたしました。

施設の方々は、避難計画の作成に前向きであるものの、「30キロ圏外の避難先及び避難手段の確保は困難である」等の意見がありました。

今後は、逐次、各施設の避難計画作成状況を把握し、避難先及び避難手段の確保が困難な施設については、県は市町と協力の上、30キロ圏外の施設への受け入れを支援してまいりたいと考えております。

あわせて、医療機関につきましても同様に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君) 友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君) ぜひ早くその形が見えるように作業を進めていただきたいと思います。

(2) 避難に際しての課題。

①バスや船舶などの移動手段の確保は万全か。

避難計画では、原則全員が自家用車での避難を想定しておりますが、高齢者など自家用車を持たない方もおられ、バスなどの移動手段を確保する必要があると思われます。また、離島からの避難には船舶の手配も必要となります。

鹿児島県では、バス協会と、川内原発で重大事故が発生した際に車両を手配する協定の締結を目指しているとされていますが、運転手の被爆も予想されることから、「バス協会側は、『運転手にも断る権利がある。協定があっても機能しないことも想定できる』と危ぶんでいる」との報道がなされています。

先般、松浦市では、玄海原発の事故に備え、離島住民が船で避難できるよう市内で運航する船舶会社2社と協定を締結したところでありますが、県では事故発生時のバスの確保等について万全の対応がなされているのか、現在の取組状況をお尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君) 危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君) 玄海原子力発電所からの避難につきましては、自家用車による避難を基本としておりますが、福祉施設入所者や病院の入院患者につきましては、福祉車両等の活用のほか、バスや自衛隊車両による避難も検

討をしております。

このうちバスを利用した避難につきましては、雲仙・普賢岳噴火災害時に警戒区域となった福祉施設の要介護者を搬送するため、県営バスの座席を取り外し、社内を畳敷きにして活用した事例があります。

このような事例を参考にしながら、車両による搬送方法について検討してまいりたいと考えております。

また、離島からの船舶避難につきましても、民間の船舶及び自衛隊艦船を含めた輸送が可能となるよう、災害対策基本法に基づき、都道府県に対し協力義務がある指定地方公共機関等を中心に働きかけてまいります。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　松浦市には、現在、バス会社が1社ありまして、車両保有数は12台、乗車可能人数が341人となっています。

鷹島にも、先般まで市営バスが3台ありましたけれども、廃止をされました。現時点では3台残っておりますが、これは早晩廃車されると思います。

そうしますと、鷹島スタートのバスというのは佐賀県側にしかないです。佐賀県側も同じように避難しなければならない時に、果たして鷹島スタートのバスが手配できるか、非常に難しい問題だと思っています。

そういったことに万全の対策をぜひ期していただきたい。そのことはまだこれからの検討でありますから、ぜひお願いしたいと思っています。

西川議員の地元の平戸市は、西肥バスの営業所や多くのバス会社がありますから、平戸出発の避難先へ向かう方向のバスが出せる。松浦市の場合は、避難する側に向かっていくバスが要る。そういう状況にあるということをぜひご理解をいただきたいと思います。

(3) 避難経路と避難道路。

①避難シミュレーション路線の周知とその活用策。

今年5月に発表された玄海原発で重大事故が起きた場合の避難推計時刻によると、車で30キロ圏外への避難に要する時間として、松浦市で最大7時間10分、佐世保市2時間、平戸市3時間5分、壱岐市2時間30分とされています。

また、全員の避難完了にかかる時間は、松浦市で21時間35分、佐世保市12時間40分、平戸市12時間50分、壱岐市5時間45分と推定されています。

危機管理監とお話をしますと、このシミュレーションでは複数の路線を対象に算出されており、そのもっとも時間がかかるのがこれだとお聞きしました。

どのルートを通るとこれだけの所要時間が見込まれるのか。また、どこで渋滞が発生するのかといった情報が一般にはまだ周知されておりません。

今後の避難計画の中で具体的に示されるものと考えておりますが、これらの情報が事前に周知されていれば、地理に詳しい地域住民は、よりスムーズな路線を自ら選択し、決められた避難先へ移動することで所要時間の短縮につながるものと思われます。

このため、シミュレーションした経路とその所要時間、渋滞が予想される場所、交差点などを一般にわかりやすく周知する必要があると思われますが、県ではどのような対応をお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　避難シミュレーションは、福岡県及び佐賀県と共同して実施いたしましたが、推計に当たっては、段階避難、自家用車の利用率、自主避難率などの条件を変え、全52ケースの避難時間推計を行いました。

このシミュレーションを実施することにより、段階避難のケースは5キロメートル圏内の避難を終えた後、30キロメートル圏内の避難を実施すると効果的であること、また、伊万里市二里交差点が渋滞する箇所であることなどの結果を得ることができました。

今後、渋滞箇所の解消につきまして、県警をはじめとした関係機関と調整をしまして避難時間の短縮を進めるとともに、地域の方々に、段階的避難の考え方等シミュレーションにより得られた成果を丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　わかったら、公共施設へのポスター掲示や屋内看板の設置などもぜひ検討をいただきたいと、このことを要請しておきます。

②佐賀県道 筒井万賀里川線拡幅の見通し。

この件は、平成23年6月定例会で、私が県政一般質問に初登壇をした際に、鷹島住民の避難道路となる佐賀県側のこの道路について、その拡幅ができるよう佐賀県と協議していただくよう強く要請をしておりました。

3年半が経過した今なお、カーブ改良などに着手されている様子はうかがえませんが、これまでに佐賀県側とどのような協議を行ってきたのか、お尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　平成25年5月20日、内閣府、福岡県、佐賀県、長崎県をメンバーとする「広域的な原子力災害に関するワーキンググループ」を本県において開催いたしました。

この会議の中で、佐賀県道 筒井万賀里川線につきまして、佐賀県には道路整備の検討、内閣府には道路整備のための財政的支援を要請いたしました。

引き続き、松浦市鷹島町からの避難道路が佐賀県道であるという特殊な事情に鑑み、3県のテレビ会議等の場におきまして必要な話を進めてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　以前からそのような答弁をいただいて、3年が経過している気がいたします。

この道がだんだん進んでいっている、カーブ改良などが進んで避難道路として動いているという認識があることが、やはり避難経路が確保されているという思いにつながっていくと思っています。

この路線は、鷹島肥前大橋の架橋後、鷹島住民の生活道路としても大変交通量が増えている路線であります。加えて、今回の東日本大震災によって、この道路が避難道路としても重要な役割を担うようになりました。

これは、佐賀、長崎両県が協力して改善を図るべきと考えておりますので、改めて佐賀県と協力してやるということについての県の見解をお伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　議員ご指摘のとおり、当該道路は、松浦市鷹島町住民の生活道路として利用され、また、玄海原子力発電所の事故時の主要な避難道路となるものであります。

鷹島地域から鷹島肥前大橋を渡った先が佐賀県管理の県道ということで特殊な状況にありま

す。当該地域住民が安全に避難できる避難路を確保するためには、あらゆる機会を使って課題解決に取り組む必要があると考えております。

今月3日には、両県の道路部局同士の連絡調整会議がありました。この場においても議員ご指摘の筒井万賀里川線について、話題の一つとなりました。佐賀県としても相談に応じる意向を示されております。

今後も、引き続き両県の関係部局が連携・協力しながら課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　道路の問題でありますので、危機管理監とやりとりするだけでは不十分な点があると思います。ぜひ土木部が、佐賀県の所管だから長崎県ではどうしようもない部分もありますけれども、専門家同士で、お互い同じ担当同士で佐賀県に働きかけていただくように強く要請をしておきます。

③避難道路としての主要地方道 佐世保日野松浦線（椋呂路峠）の拡幅改良。

この路線は、以前から「椋呂路・板山トンネル建設促進期成会」を中心に要望活動が重ねられ、世知原町の板山峠とともにトンネル建設の要望が行われてきたところであります。

しかしながら、県から、2本のトンネルを同時着工することは困難であることから優先順位を決めてほしいということで、交通量や冬場の凍結による通行止めの頻度等によって板山トンネルを優先することが決定され、今年度、ようやく板山トンネルの事業化が実現したところであります。

この事業選定に際しては、長年の地元の要望活動に加え、玄海原発のＵＰＺ圏内からの避難道路としての評価が大きな要因となったのではないかと思われ、住民の命を守る道として一日も早い完成が望まれるところであります。

一方で、より玄海原発に近く、松浦市の中心部である志佐町の避難ルートの一つである佐世保日野松浦線は、幅員が狭く、急カーブが連続しているため大型車両は通行不可となっており、避難道路として十分な機能を有しているとは言いがたい状況にあります。

板山トンネルとの同時着工が難しいとされる以上、椋呂路トンネルの整備にはこれからもさらなる相当の期間を要するものと推察をされ、場合によってはトンネル開通よりも玄海原発の耐用年数の方が先にきてしまうのではないか、そう思わずにはいられないわけであります。そうなってしまっては、この道路を避難道路として利用する住民の安心・安全を確保することはできないと考えます。

シミュレーション結果でも、避難時間を短縮するためには避難ルートを複数設けて車両を分散させることが重要とされており、この道路が改良され、世知原町へスムーズに抜けることができれば、吉井方面、大野方面、小塚岳トンネル方面と3方向に分散させることができることから、この佐世保日野松浦線を玄海原発で重大事故が発生した場合の避難道路として拡幅改良する考えがないか、県の見解をお伺いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　松浦市が避難経路として選定しております県道佐世保日野松浦線につきましては、これまで筍瀬地区、稗木場地区など整備を行ってまいりました。

議員ご指摘の椋呂路峠付近につきましても、交通安全の観点から、地元や市の意見を聞きながら待避所や見通しの確保などを行ってきたと

ころでございます。

今後、松浦市の意見を聞いた上で、避難に支障があるところがあれば、その対応について市と協議してまいります。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　ぜひその点はお願いをしておきたいと思います。

次に、時間を想定外で要しましたので、申し訳ありませんが、議長にお許しをいただきまして、3番目の質問をあとにまわさせていただいて、先に4番をさせていただきたいと思います。

3、西九州自動車道について。

(1) 利用者を周辺地域へ導くための道路標識の設置。

西九州自動車道が全線開通した場合、多くの車両が目的地に最も近いインターチェンジで乗り降りし、先進事例が示すように、従来の道路は車両交通量が激減することが予想されています。

これを防ぐため、沿線自治体では、交流人口拡大を目指してさまざまなイベントの開催など、観光施策の充実を図っているところであります。これらの努力は今後も引き続き行ってもらうことは当然のことながら、県としても西九州自動車道を利用する車両を沿線自治体におろし、地域活性化を図るための支援が必要ではないかと思われます。

そこで、提案をしたいと思います。

私は、年間60往復程度、西九州自動車道を利用しておりますけれども、そこで不便に感じることの一つに、途中にパーキングエリアやサービスエリアが設置されておらず、トイレ休憩をとれないことが挙げられます。

ここを逆手にとって、西九州自動車道のインターチェンジごとに直近の道の駅とトイレ休憩ができる施設を示した標識、そこまでの距離を示した標識を設置して、それにより沿線自治体に車両をおろす、このことを行ってはどうかと思います。

県として国へ要望されるお考えがないか、お尋ねをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　西九州自動車道は無料であることから、休憩施設が計画されておりません。議員ご指摘のとおりでございます。

このため、国では、沿線の道の駅などを利用した対応を今検討しているところでございます。道路利用者の利便性の向上に加え、道の駅の利用促進を図る観点からも、効果的に誘導する工夫が不可欠であると考えております。

県といたしましても、関係市町と連携し、案内標識の設置を国に働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　もう既に供用開始をしているところであっても、そういった生理現象でも起きない限り、ほとんど目的地に直通してしまうわけですね。それによって私自身も最近全く通らない道があるぐらいであります。

ぜひ観光客の皆さんが下におりていただけるような、そういった丁寧な対応を、国がどうのこうのおっしゃるのであれば県が進んで設置するぐらいの、そういった思いでやってほしいと思うんです。まさに「おもてなし」というのはそういうところじゃないのかなと思います。

全線開通はまだまだ先でありますけれども、福岡から来たお客さんが松浦市を素通りして行かれないように、松浦市でもしっかりその「おもてなし」のために対応を考えておられますの

で、それは松浦市だけでなく、沿線になる佐々や江迎や相浦、そういったところも皆さんそんなふうに考えておられると思いますので、そういった地域の皆さんが不安に感じられないように、道路ができたばっかりに疲弊した、そう言われないように、ぜひその対応をお願いしておきたいと思います。

(2) アクセス道路の整備。

①県による松浦松浦インターチェンジと松浦市中心部を結ぶアクセス道路の整備。

現在、松浦市で建設中の（仮称）今福インターチェンジと（仮称）調川インターチェンジについては、地形的な問題から合流する国道204号から離れた場所にインターチェンジが設置されており、ここを結ぶアクセス道路が松浦市の単独事業で整備されています。

県内には、現在供用中の西九州自動車道のインターチェンジが7カ所あり、現在建設中、または計画中のインターチェンジ5カ所を含め、合計12カ所のインターチェンジの中で、国の敷地から合流する道路を結ぶアクセス道路を地元自治体が迎えにいく形で整備するのは、この松浦市の2つだけであります。

そうせざるを得なかった理由については、既に担当課から伺っておりますが、佐々松浦道路の（仮称）江迎インターチェンジ周辺では、鹿町町方面から乗り降りする車両の利便性を高めるために、一般県道志方江迎線と主要地方道佐々鹿町江迎線を結ぶ鹿町工区が県により整備されており、これが（仮称）江迎インターチェンジの実質的なアクセス道路となることは間違いありません。

同じ西九州自動車道のアクセス道路でありながら、一方は市の単独事業で市の負担、もう一方は県営事業で県の負担では、沿線自治体の公平性が保たれないのではないかと思うところがありますが、先般、松浦市の県に対する要望の中で、新たなアクセス道路として、松浦市中心部の国道204号と松浦インターチェンジ（仮称）及び一般県道上志佐今福停車場線から今福インターチェンジ（仮称）の整備が要望されました。

いずれも松浦市にとって重要なアクセス道路でありますが、まずは、より優先度の高い松浦インターチェンジ（仮称）へのアクセス道路について、公平性の観点からも県営事業で行う考えがないか、県の見解をお尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　市内中心部からのインターアクセスについては、市道大浜里線を介した新たなアクセス道路の要望が松浦市からございました。

しかしながら、提案のルートでは、鉄道と近接する箇所に交差点を新設することから安全性の問題が懸念されます。

県といたしましては、利便性や安全性の観点から、市内のネットワークのあり方も含めて、また、事業主体等について幅広く市とこれから協議していきたいと思います。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　ぜひこの道路については前向きに検討いただきたいと思っています。

安全性の観点からどういった構造にするか、それと道路のネットワークをどうつくるかということは、地元松浦市と十分議論をしていただきたいと思いますけれども、やはりできなかった理由があるということはわかるんですよ。でも、松浦市が単独事業でやったことで事業がさらにスムーズになって、そして沿線の自治体へ

早く西九州自動車道が延伸してきた。これは、そういった側面があることは事実だと思うんです。

もし、今福インターチェンジについて、国がやろうとした大川西線の拡幅改良でしていたら、あそこは完全に数十メーターでのクランクになってしまうんです。県道にクランクをつくってインターチェンジがくるんです。それではとてもとても利便性が高まらないということから、そこを四つ角にするように国にお願いしたところ、国は「それはできない」と。これをずっと松浦市が粘ってそのことをやっていたら西九州自動車道そのものの工事が着工しないと。これではいかんということから当時の市長の英断で、これはもう単独でやろうということになったんです。

本当ならぜひ国か県にやってほしかったんですよ。しかし、西九州自動車道を延伸させて全線開通するためには、ここで我は張れないということで松浦市がやったわけですね。こういった背景もぜひ考えていただいて、前向きな対応を要請しておきます。

4、火力発電所誘致がもたらす効果と県の施策について。

(1) 税収及び各種交付金。

①固定資産税（償却資産課税）が立地自治体の財政に及ぼす影響。

発電所など、多くの設備を有する企業が誘致されると、固定資産税の償却資産課税分が立地自治体の税収となります。

平成24年度の決算統計によれば、長崎県全体の国保税を除く税収1,541億3,099万3,000円のうち、113億8,640万1,000円が償却資産課税として徴収されております。

長崎県全体の税収に占める割合は7.4%、県内でその割合が最も高いのが松浦市で、税収の31.6%、次いで西海市の15.1%となっております。西海市には大島造船所等もありますので、発電所だけとは言いづらいところもありますけれども、いずれも発電所の立地自治体であります。

このように、発電所の誘致が立地自治体の税収に及ぼす効果は大きく、現在入札に付されている九州電力の100万キロ電源は、ぜひとも九州電力さん自らが落札をされて松浦火力発電所2号機の建設再開が実現できるよう強く願うものであります。

このような中、政府の税制調査会では、経済界から、この償却資産税に係る固定資産税について、廃止を含め抜本的な見直しを求める意見が出されています。

これに対して、地方6団体をはじめ、全国知事会などは、市町村の重要な税財源であり、経済対策等の観点から、これを減額すべきではないとして現行制度の堅持を求められており、長崎県議会においても、さきの6月定例会において全会一致で可決し、政府機関へ送付した「地方財政の充実・強化を求める意見書」の中で、同様に現行制度の堅持を求めたところであります。

しかし、経済界には、政治献金を復活して政策実現を目指す動きもあり、今後とも予断を許さない状況にあるのではないかと思われます。

このため、改めてこの固定資産税の償却資産税分が自治体財政に及ぼす影響と、この廃止を含め抜本的に見直そうとする動きに対する県の認識をお伺いしたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　議員ご指摘のとおり、特に火力発電所が所在する市町におきましては、

償却資産に係る固定資産税はシェアが極めて大きくなっておりまして、基幹税となっております。その存廃がまちにとって重大な問題となっている状況でございます。

償却資産課税の見直しにつきましては、昨年度、経済産業省から非課税措置の導入など、抜本的な見直しが強く要望され、激しい議論が交わされましたが、地方6団体等からの現行制度維持の強い要請を受けまして、見直しは一旦は見送られました。

しかしながら、税制改正大綱では「引き続き検討すること」とされておりまして、来年度税制改正に向けた、先般発表されました経済産業省からの要求におきましては、再び抜本的な見直しが要求されているところでございまして、予断を許さない状況でございます。

本課税は、償却資産の保有者が受ける市町村の行政サービスという受益に対する負担として定着しておりまして、市町村の貴重な自主財源となっておりますことから、国の経済対策のために削減することは筋が通らないものと考えております。

引き続き、現行制度の堅持につきまして、市町と連携して国に積極的に働きかけてまいります。

以上です。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　まさに総務部長がおっしゃるとおり、これを削減することは本当に筋が通らないわけであります。ぜひその点については、長崎県としても国へ強く、関係する都道府県と一緒になってこのことについては闘っていただきたいことを要望しておきます。

②電力移出県等交付金の推移と活用策。

この件は、昨日、吉村　洋議員の方からも質問があっておりましたので、若干重複する点もありますが、私の場合は少しローカル色が強いものですから、お尋ねさせていただきたいと思います。

発電所の立地には、固定資産税による税収に加え、県内で発電された電力量と消費量の差に1キロワット当たり27円の単価を乗じて限度額を算出する電力移出県等交付金が、毎年国から県に交付されています。

平成元年から平成24年までに、総額149億6,000万円が長崎県に交付され、県において必要性、事業効果、事業規模を総合的に判断し、地場産業や観光産業の振興、企業誘致に資する事業などへ充当されてきたところであります。

この間、県内で発電を担ってきた発電所は、平成16年に廃止された大村発電所、相浦発電所、松島火力発電所、九州電力松浦発電所、電源開発松浦火力発電所の5施設であり、発電所の規模からすれば、近年、この交付金に最も貢献してきたのは、松浦市に立地する九州電力、電源開発の両電力であることは言うまでもありません。

しかしながら、これまでにこの交付金が松浦市で活用されたのは、松浦市東部工業団地を整備する際の市町営工業団地整備事業に対する県補助金1億8,300万円など、制度開始から総額3億円程度にとどまっておりまして、以前は、松浦市は他の電源立地対策交付金が松浦市に交付されていたためにそれを活用できたものの、政府が震災前に国のエネルギー対策を原子力を中心に据えたことで火力発電所に交付されていた電源立地交付金が廃止され、年々厳しい財政状況となっています。

先般行われた松浦市議会の一般質問においてもこの問題が取り上げられ、「県にもっと事業

提案を行うべきではないか」との指摘がなされたところでありまして、来年度以降は松浦市から数多くの提案がなされるものと期待しているところであります。

県においては、この交付金に係る貢献度を十分に勘案した上で事業の採択に当たっていただきたいと思いますが、県の見解をお尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　産業労働部長。

○産業労働部長(松尾英紀君)　県内の全発電量に占めます松浦市の割合は約7割となっておりまして、電源立地市としての松浦市の割合が高いことは十分認識をいたしております。

一方、交付対象地域につきましては、電源立地地域対策交付金交付規則におきまして、発電所が立地します市町、隣接・隣々接市町の区域とされておりまして、隣接・隣々接市町には立地市町から1時間程度の通勤圏内の市町を含むため、本土地域の全市町が該当いたします。

県といたしましては、これまで企業誘致のため市町が整備いたします工業団地整備への支援や地場産業の振興に資する事業等について重点的に実施してきたところでございますが、今後とも、発電所が立地する松浦市をはじめ、交付対象地域におきます広域的な産業振興、地域振興の観点から、本交付金の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　友田議員―5番。

○５番(友田吉泰君)　地元の貢献度ということもぜひ考えていただきたいと思います。これは余りにも我田引水になるのでこの辺でやめますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

本当はこの2つの質問は、これから申し上げる意見へのプロローグでありました。この点を質問しようと思いましたが、答えられないということでありましたので、あと1分ですから、意見だけ申し上げます。

実は、発電所を建設されて、先ほど申し上げたように、償却資産税が立地自治体に落ちます。大変大きな財源であります。

長崎県には電源立地交付金、電源移出県等交付金がおりてきます。最近は年間6億円ぐらいです。6億円というお金は大したことはないのかもしれませんが、落ちてきているのは本当であります。

そういった反面、発電所の周辺自治体の中には、この発電所ができたばかりに国道の交通量が増加し、朝の通勤時に市道から国道へ出れない、こういったことがあって、何年も、何年も、ここに何とか信号をつけてほしいという陳情が出されています。

しかし、県の回答は、「松浦鉄道との協議や経費面、そして県内全体での優先順位等を勘案して難しい」とされています。

こういったことを難しいと判断せずに、ぜひ耳を傾けていただきたい、このことを強く要望して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長(渡辺敏勝君)　午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

―　午後　零時１２分　休憩　―

―　午後　１時３０分　再開　―

○副議長(中山　功君)　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)（拍手）〔登壇〕　皆さん、こんにちは。

自由民主党・愛郷の会、中島浩介でございます。

「第69回国民体育大会長崎がんばらんば国体」に向けまして先行開催されました水泳とカヌーにおいて、山口議員からも紹介がございましたカヌー成年女子ワルイドウォーター・カヤックシングルスプリントの西　夏樹選手が、見事今大会の県勢優勝第1号となられました。本当におめでとうございます。

私も、今月13日に48歳になりましたが、精神的なものは全く劣っているとは感じませんが、若干の老眼が始まり、膝をはじめ関節が痛み出し（発言する者あり）かなり体調も崩しているところでございますけれども、我々県議会におきましては、宮内議員がおんとし81歳で元気ばりばりで頑張っていらっしゃいますので、私も負けないように体力向上を図ってやっていきたいと考えているところでございます。

先ほど紹介しました西選手も女性であり、そしてまた42歳という年齢にもかかわらず、厳しいトレーニングを課せられ、見事勝利を勝ち取られました。大変なご苦労があったことと思いますが、このことはこれから出場される選手に大きな勇気を与えてくれるものと確信しております。

来る10月12日から開催されます「長崎がんばらんば国体」、11月1日から開催されます「長崎がんばらんば大会」に出場されます選手の活躍を大いに期待しているところでございます。とともに、さまざまな競技が開催されるわけですけれども、我々もぜひ応援に行きまして、選手に対してのおもてなしになると思いますので、皆さん一緒に応援に行きましょう。（発言する者あり）

前置きが長くなりましたけれども、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

1、県の財政について。

(1) 中期財政見通しについて。

今後の検討項目について、お伺いいたします。

県におかれましては、県民所得向上対策として、2010年度比で900億円の向上の目標を掲げておられますが、これがクリアされますと、相当の税収が見込まれるものと思います。

しかしながら、一方では人口減少が進んでおり、推定では2040年には約100万人に減少すると言われております。そうなってくると、生産人口も減少することとなり、逆に県税収は大きな落ち込みが想定されます。

そこで、県としましては、今後、税収の動向について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

あとの質問は、対面演壇席より質問をさせていただきます。

○副議長(中山　功君)　知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　中島浩介議員のご質問にお答えをいたします。

今後の税収動向について、どう考えているのかとのお尋ねでございます。

今後の税収動向につきましては、国の税制改正の動向、景気や県内経済の動向、さらには県内納税義務者数の推移等に大きく影響されるものと考えております。

このうち、県内経済の動向につきましては、県民所得向上対策により、企業の総生産額や県民の個人所得が増加する場合には、法人事業税や県民税などの税収増につながることが見込まれることとなってまいりますので、税収確保の観点からも、平成27年度における900億円の増加目標が達成できるように、引き続き全力で取り組んでいかなければいけないと考えております。

一方、毎年1万人以上の人口減少がこのまま

のペースで進んでまいりますと、納税義務者数の減少により、県民税などの税収が大幅に減少することも見込まれるところであります。地方交付税により一部補塡されるものの、税収確保の観点から考えた場合に、これまで以上に市町と連携し、人口減少対策に全力で取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　本県議会におきましても、「人口減少・雇用対策特別委員会」を設けました。理事者の皆さんと一丸となって、この人口減少対策には、特に今後一生懸命になって取り組んでいきたいと、私も考えているところでございます。

次に、本県におきましては、平成17年度から平成22年度まで約861億円の収支改善をなされ、その後さらに「新行政改革プラン」でこれまでに約135億円の収支改善に取り組まれてこられました。これだけ多額の収支改善がなされるには、各部局におかれましても大変な苦労がこれまでもあったものと察します。しかしながら、人件費削減や経費、補助金などの見直しには限界があるのではないかと心配しております。このことに関し、どうお考えなのか、お尋ねいたします。

○副議長(中山　功君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　ご指摘のとおり、県では、これまでもさまざまな収支改善を実施しまして、歳入歳出全般にわたりまして行財政改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、本県財政は、社会保障費の継続的な増嵩や人口減少に伴う地方交付税の減少などの構造的な要因により、毎年度基金の取り崩しを余儀なくされておりまして、基金残高がわずかとなってきました現在、抜本的かつ構造的な収支改善対策に取り組む必要があると認識しています。

このような危機的な財政状況を踏まえまして、まずは人件費や内部管理経費につきまして、従来の業務内容や業務の進め方、職員配置、業務分担など、業務遂行全般の見直し、再構築に取り組む中で、一層の経費削減につなげるとともに、これまで手をつけてこなかった事業も含めまして、全部局の事務事業をゼロベースで徹底的に見直す方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、税収確保や特別会計、特定目的基金のさらなる見直しなど歳入確保対策にも力を注ぐとともに、国に対しまして、人口減少に伴う交付税の大幅な縮減の見直しなど、必要な制度改正につきましても関係県と協力して強く働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　確かに答弁のとおり、私も人件費の削減については特に反対なんです。やはり仕事に対しての代償でございますから、ここはもうなるべく減らさないように。先ほども言われましたとおり、業務の効率化や事務の省力化で、そういった対策は十分できるものと考えております。

一般質問1日目に瀬川議員からもありましたとおり、やはりこの基金の枯渇に対しては今一番心配されるところでございますから、先ほど答弁のとおり、いろんな形で今後対応していただきたいと思います。そしてまた、一番大きく心配されますのが、これから高齢化の進展に伴い、今後大きく膨らんでいくであろう社会保障

費関係費をどのように抑制されていくのか、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　社会保障費の抑制につきましては、昨年8月に出されました「社会保障制度改革国民会議報告書」などに基づき、国において早期の在宅・社会復帰を可能とするような医療・介護サービス提供体制改革や医療・介護給付の重点化・効率化などによる医療・介護保険制度改革に取り組んでいるところでございます。

県といたしましても、こうした改革の実現に向けて、さきに成立いたしました「医療・介護総合確保推進法」に基づく新たな財政支援制度である基金なども活用しながら、在宅医療の推進、医療と介護の連携強化などに取り組むこととといたしております。

また、社会保障費の抑制のためには、疾病や介護予防といった県民の健康維持という観点も重要なことから、本年度から特定検診の受診率向上などの健康寿命延伸対策を実施しており、こうした取組を積極的に行っていくことで、今後の社会保障費の増加の抑制を図ってまいりたいと思っております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　これは窓口であります市町との連携が非常に大切だと思いますので、その辺はしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、健康診断につきましては、これは市が取り組んでやっているわけなんですけれども、数を一つでも上げようと思いまして、私も市の健診に行ってまいりました。そういう働きかけを今後県の方でもしっかりとやっていただきまして、病気の早期発見、あればいろんな医療対策も講じられると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次に、消費税率引き上げなどの増収分に対しましては、国へどのような働きかけを行っておられるのか、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　消費税率の引き上げに伴う税収は、国・地方合わせて約14兆円が見込まれておりまして、法律に基づきまして全額を社会保障の充実や安定化に活用することとされております。

ご案内のとおり、毎年度急増する社会保障費が、近年の地方財政の大きな圧迫要因となってきましたことから、今回の消費税の増収分を活用しまして、社会保障費にかかる財政需要を的確に地方財政計画に計上し、地方交付税による財源保障が充実されるように、国にこれまでも政府施策要望や全国知事会等を通じまして働きかけてまいりました。今後とも、努力してまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　これは重要な課題と思いますので、ぜひ今後も引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

県民所得向上と直結して波及効果が期待できます投資的経費や県単独補助金等におきましては、今後、確保あるいは拡充すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(中山　功君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　今後、歳入・歳出両面から、さまざまな収支改善対策を進めてまいりますが、ご指摘のとおり、県民所得向上対策など本県の発展のために必要な施策については、施策の重点化を図りながら適切に対処してまいりたいと考えております。

したがいまして、県単独補助金の見直しに当

たりましても、全てを一律に削減するのではなく、政策目的に対して、その効果が最大限発揮されるよう事業内容にも留意しながら、個々具体的に精査してまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　ご答弁のとおり、やはり予算規模での減額率に応じての削減というのは、最もこれは否定されることと思いますので、重要な施策についてはしっかりと予算をつけていただきたいと思います。

補助金に関しましても、国の採択にのらない補助事業も、補助率が下がって、県の単独で採択になりやすい補助でございます。県民の皆さんも非常に使いやすい補助と思いますので、これは今後しっかりと予算として組んでいただきたいと思います。

2、交通網の整備について。

(1) 島原半島の交通網整備について。

この道路問題につきましては、今回の一般質問でもやはり各地域からさまざまな意見、要望が出ております。そういう中で、私も初当選以来、今日に至るまで、毎回一般質問に掲げさせていただきまして、地元から本当に一番多くの声をいただいている案件でございますので、改めて質問させていただきますし、今回が私の任期中最後の一般質問となりますものですから、何らかの前向きな答弁をいただきたいと考えているところでございます。

島原半島交通網整備の将来像について、お伺いいたします。

国・県におきましては、島原道路が計画され、工事が進められている状況でありますが、島原半島の将来を語る上では、まずは昨年完成した愛野インターまでのアクセス向上が重要であると考えます。そのため、愛野インターから島原側に向けた島原道路につきましては、建設用地の交渉など時間を要することも多いと思いますが、現在の状況と今後の見込みについて、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　島原道路につきましては、現在、半島内で2工区を整備をしております。

まず、吾妻愛野バイパスにつきましては、平成30年度までの完成を目指し、進捗を図っております。

次に、出平有明バイパスにつきましては、早期の用地着手に向けて、地元との計画調整を現在進めているというところでございます。

さらに、事業化していない有明から吾妻の15キロにつきましては、概ねのルートの範囲やインターの位置を絞り込むため、地元意見交換会などに着手したところでございます。

今後も全線の早期完成を目指し、重点的な整備に努めてまいります。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　ご存じとは思いますが、南島原市の深江町から島原市の三会まで高規格道路が完成しているわけなんですけれども、これだけの短い距離におきましても、市内を通らずに抜けられるということで、概ね渋滞の時間帯にはおそらく10分か15分ぐらい時間の短縮がかなっていると思います。そういうことで、本当に大きな経済効果が上がっていると考えられます。

そういうことですから、特に有明・出平間の土地の問題等いろいろ諸問題はあると思いますが、本当の早期完成を目指して、今後も取り組んでいただきたいと思っております。

次に、島原半島におきまして、島原道路以外

の一般道路についても、これまで改良や拡幅など手を入れていただき、時間短縮が図られるよう道路整備を展開していただいたところであります。予算の都合もあると思いますが、将来を語る上では、愛野インターまでのアクセスの向上はもとより、主要な観光地までのアクセスの向上が重要だと考えます。これまでの主な一般道の整備箇所を取り上げていただき、整備の効果と整備の状況、今後の取組について、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　議員のご指摘のように、県では、これまでも時間短縮に着目した線形の改良や拡幅などを進めてまいりました。

例えば、愛野インターと南島原市の最短経路に位置する小浜北有馬線につきましては、これまでの整備に加え、事業中の大亀・矢代間のトンネルが完成すると、約10分の時間短縮が図られ、地域の活性化に寄与いたします。

また、雲仙温泉までの主要経路であります雲仙千々石線につきましては、今月中に整備が概成します。国道57号のバイパスとして大型バスの通行が可能になることから、観光の振興にも貢献できるものと考えております。

今後の取組につきましては、整備中の箇所の進捗を見ながら、地域の要望も参考に検討していきたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録も確実なものと私は思っているんですけれども、そうなってくると、先ほど答弁でございました観光地へのバスの運行など時間短縮が必要になってまいります。そしてまた、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」関連では、口之津港から天草というのが非常に大きな観光のラインとなってくるものと期待しております。

本県におきましても、県の事業で口之津港の大規模な改修も今度計画されておりますので、大きな期待をしております。今後も3市の市長からの要望がございましたら、ぜひ対応して取り組んでいただきたいと思います。

次に、島原天草長島架橋構想、いわゆる三県架橋構想について、お尋ねします。

南島原市におきましては、「南島原工区地域高規格道路建設促進期成会」から要望書が提出されていますけれども、島原天草長島連絡道路の南島原市深江町から口之津町までの約30キロは、平成6年12月に候補路線として指定され、現在に至るまで、そのままの状況でございます。これらの3県が連携しまして、少年サッカー大会や絵画コンテスト、講演会などを通じまして、機運の醸成に努められていることは承知しておりますが、この三県架橋構想を一日も早く実現させるためには、これまで以上に3県の連携が重要になってくると考えます。県の取組について、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　関係3県におきましては、三県架橋構想の早期実現に向けまして、地元市町や経済界などとともに結成をいたしました建設促進協議会の活動を現在も続けておりまして、去る9月1日、2日には、3県合同で3県選出国会議員並びに国土交通省等に対しまして要望を行ってまいったところでございます。

この三県架橋構想は、大規模災害時の避難路、輸送路としても必要な命を守る道路でございますことから、現在、策定の取組を進めております「国土強靱化基本法」に基づく「地域計画」への同構想の位置づけを検討いたしておりまし

て、また、今後、国において見直しの作業が進められていく国土形成計画の「九州圏広域地方計画」の中にも同構想が盛り込まれますよう、熊本県、鹿児島県両県とも連携を密にしながら、一丸となって取り組んでまいりたいと考えてございます。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　これも長いこと懸案事項で残っております。ぜひ一歩でも前進できるように、これからも取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。

次に、雲仙市愛野・小浜バイパス整備につきまして、お伺いいたします。

雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路の充実については、雲仙市、島原市、南島原市の3市でその必要性を重視されまして、島原半島一丸となって、「愛野・小浜バイパス建設促進期成会」を立ち上げられまして、県に要望活動をされているところでございます。

島原半島におきましては、概ね国道とグリーンロードなどが並走をしておりますが、これが代替道路となっているわけなんですけれども、愛野から小浜間のみ代替道路がございません。災害や積雪、交通事故などで国道が遮断された場合は、観光、物流あるいは医療機関への搬送などに大きな悪影響を起こすことは間違いございません。

これまでもこの問題につきましては、島原半島選出の県議会議員の先生方がさまざまな角度から、一般質問などを通じまして長い間、要望があってきました。以前からＢ／Ｃの採択条件にのらない、あるいはグリーンロードを計画するにしても、この区間に一定規模の農地がないという理由で、これまで必要性は理解しても事業化は困難との見解でございました。何だかさじを投げている感がするのですけれども、この件に関しまして、どうお考えなのか、お尋ねいたします。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　雲仙市などから要望のある愛野・小浜バイパスにつきましては、これまでも国や市とともに勉強会をずっと行っております。

昨年度は、雲仙市の提案である小浜側の部分的なバイパスにつきまして、交通量の推計を行っております。しかしながら、交通量が少なく、整備効果に問題があるものと考えております。

現段階では、防災的な代替性を便益に反映する手段が見出せない状況でございます。

今後も引き続き、国と市と連携して、勉強会において、さらに議論を重ねたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　今後も国がいろんな形で、さまざまな採択案件も変わってくるかもしれません。そうなった場合にいち早く情報をキャッチしていただいて、なかなか難しい状況とは思いますけれども、何とか採択にのるように今後も努力していただきたいと思います。

3、公共事業について。

(1) 土地改良事業について。

予算確保の取組について、お伺いいたします。

農業における所得向上を進めていく上で必要不可欠であります土地改良事業におきまして、県内各改良区から、とにかく当初予算の確保をお願いしたいと強く要望されております。本来、当初予算で全体予算が組まれ、それをもとに改良区においても作付時期や工事の工期を計画することはできますが、ここ数年補正予算の割合が多く、改良区におきましても、事業計画が1年

遅れるなどの弊害が出ているのが現状でございます。改良区の事業をはじめるに当たり、まず取り組まなければならない農地の集積や換地においても、明確な事業計画が立たないと、地権者同士の協議も困難になり、工事着手までに多くの時間を必要として、結果的にその事業そのものが遅れるという話も関係者から聞いております。

そこで、本県の当初予算確保に対する活動状況、国の予算状況、また平成27年度当初予算におきましての国の概算要求の状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○副議長(中山　功君)　農林部長。

○農林部長(上田裕司君)　農地の基盤整備事業を計画的に進める上には、国の当初予算枠の確保が重要であるため、県としては、予算が大幅削減されました平成22年度以降、当初予算による予算確保を政府施策要望におけます重点事項に位置づけて、継続して要望しているところでございます。

また、推進母体であります県農業農村整備事業推進協議会においても、同様の目的で推進大会や県への要請活動を行っていただいているところでございます。

その結果、平成22年度に大幅削減されました国の農業農村整備関係当初予算は、昨年度は対22年度比で112%、今年度は114%と、徐々にではありますが、回復できている状況でございます。

このような状況を踏まえ、来年度予算の概算要求では、今年度比124%、22年度比では142%の4,246億円を要求されているところであります。しかしながら、いまだ削減前の7割程度にとどまっている状況でもございますので、今後も引き続き、あらゆる機会を捉えまして、当初予算枠の確保を国に強く働きかけてまいりたいと思っております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　畑地に関しましては、全体の23%と非常に低い数値でございます。この事業は、事業効果は明確でございます。なるべく事業を前倒しで進めていただいて、やはりこの改良区の新たなストックをしっかりと設けていただいて、国の予算の執行に遅れないようにどんどん前倒しの事業になるように、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に、工事施工体制に対する認識について、お伺いいたします。

本県の農地区画整理事業は、先ほどの話のとおり大変遅れている状況でございますが、事業のなされた改良区におきましては、農地の集積が図られ、生産規模の拡大、生産力の向上、反収の向上、他品目への変更など、本県が目指す県民所得の向上につながっているものと考えます。早急な事業の進捗を図らなければならないと考えているところですが、しかしながら、農地区画整理事業におきまして、入札の不調が多いと聞いております。担当から資料をいただきましたが、平成26年度の区画整理工事、8月末時点で県内の入札が27件あっておるわけですけれども、そのうちの7件が不落になっているという報告でした。約4分の1も不落があっているということでございますので、この原因を建設業者の数社に聞き取りに行ってきました。

その内容は、平成20年度以降の大幅な事業費の削減により、特に、土工の専門業者が大型機械を保有する体力がなくなって、大型機械を手放す傾向にあり、土工専門業者の絶対の施工量が限られている状況とのことです。そしてまた、自社施工するにしても大型機械をリースすると、

土工でありますので、雨天時や設計変更等が生じた場合に手待ちの日数がかさみ、採算性がとれないということでございました。

また、畦畔の石積み工におきましては、専門の石工が極端に減少し、施工班が組めない状況にあるという話でした。そうなってくると、必然的に入札時に施工体制が組めない状況になってまいります。このことをどう認識されているのか、また、このことに対し今後どのような対策を考えているのか。さらに、土工についてはある一定企業努力も必要と考えられます。しかしながら、畦畔の石積みにおきましては、設計金額の予算では採算がとれず、請負石積み工の業者がいないと伺っております。

そこで、平成10年及び平成26年度の石積み工平米当たりの単価の状況と、石積み工の設計金額の見直しの検討がなされているのか。また、あわせて石工不足対策として、今後どのような取組が検討されているのか、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　農林部長。

○農林部長(上田裕司君)　石積み施工が多い島原半島地域において、入札をしました20件のうち不調が4件ございました。

辞退案件について聞き取りを行いましたところ、議員ご指摘のとおり、石工不足により施工体制が組めないといった現状を伺っているところでございます。

石積みの単価は、労務単価の見直しに伴い変動をいたします。平成10年度は平米当たり4,521円、平成26年度は3,569円となっております。

石積み単価の見直しにつきましては、国が、平成25年度に各県において歩掛かり調査を行い、平成27年度歩掛かり改訂に向けて、現在検討を進めているところでございます。

また、石工不足対策としましては、業界からさらに実情やご意見をお伺いし、対応を検討することといたしておりますが、発注時期の工夫などで対応可能ということであれば、作付計画の調整なども片方ではあります。そういったことから土地改良区も含め意見交換をしながら、対応を検討していきたいと考えているところでございます。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　先ほど、なぜこの単価をお尋ねしたかと申しますと、平成10年が、島原半島でいいますと、この区画整理が始まった時期でございます。当時は、先ほどのご報告のとおり労務単価もかなり高かったわけです。これの減少に伴い、歩掛かり自体は変わっていないんですけれども、労務単価が極端に下がったものですから、平米当たりの単価でいいますと、952円の減になっております。仮に1つの工区の石積みが2,000平米としますと、190万円の差額が出ているわけなんです。業者がこの単価では、今現在はもう無理だということで、元方の請負業者がこの平米単価に上乗せして発注しているのが現状でございます。そうなってくると、元請側も困るし、施工班も石工が足りないということで、先ほど申しましたとおり、入札にも施工体制が組めないという状況でございます。

ぜひこのことを勘案していただきまして、国に対し、この歩掛かりについては特に強く言っていただきたいですし、一番の発端は労務単価の下がりというのが問題になってまいります。これは業界ともいろんな話をされて、引き上げに対して対応していただかなければならないかと思いますけれども、この2点はぜひ今後取り組んでいただかないと、なかなかこの業界の所得向上にはつながっていかないものと考えてお

りますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

(2) 工事積算について。

歩掛かりとの整合性について、お伺いいたします。

工事入札ランクでいいますと、工事金額が250万円以上から1,000万円以下のＣランクの事業者並びに工事金額250万円以下のＤランクの事業者が施工されます小規模工事、あるいは維持工事などにおきまして、材料、資材が少ない工事、あるいは手待ちの多い工事、施工箇所が数カ所にかかる工事など積算上の歩掛かりと比較しますと、例えば、材料でいえば、一本ものを半分しか使わないとか、材料費の割り増しがつきません。一度の施工でできない手待ち工事も多く、採算性がとれないと伺っております。業者間での施工技術や工事経験の有無など施工能力の違いはあると思いますが、概ねこういった工事になると、採算性がとれないということで、入札に対してちょっと前向きじゃない業者が多いと伺っております。

先ほどもございましたけれども、歩掛かりにおきましては、各都道府県などから施工実態を国土交通省が市場調査され、適正な歩掛かりを計上されているとは思いますが、現場の実情に合わない歩掛かりにつきましては、県としましても、しっかりと現状を踏まえていただき、国土交通省に改正のお願いをしていかなければならないと考えております。

そこで、これまでの歩掛かりについての国土交通省の対応、県としてのこれまでの取組、また諸経費につきましては、これまでどのような対応がなされてきたのか、お尋ねいたします。

○副議長(中山　功君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　県におきましては、工事を発注する際の予定価格の算定に用いる歩掛かりは、国に準じたものを使用しております。

歩掛かりにつきましては、国が実態を調査した上で、乖離があるものにつきましては、より実態に合うように適宜国が見直しをしております。

平成20年度からは、一部歩掛かりの見直し期間を短縮する取組が行われ、より迅速に歩掛かりの見直しが行われているものと考えております。

また、今年度におきましては、道路、河川の維持工事などの小規模な工事の間接工事費率、または歩掛かりの見直しを行うこととしております。

県といたしましては、毎年実施される国の意見交換の場などを通じて、歩掛かりがより施工実績に合ったものになるよう、引き続き、働きかけをしてまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　先般、ある業者にお尋ねしましたところ、歩道工事がかなりの延長で出ていたそうなんです。この工事がまさに先ほど申しましたような工事でございまして、これには誰も手を挙げなかったと。せっかく指名いただいているんですけれども、実行予算を組む段階で、これはちょっと赤字までしてはとれないということでした。その指名があったという数社からも、同じような話でございましたので、ぜひここは国に対してもしっかりと歩掛かりあたり、まして特に経費あたりはもっと見直していいんじゃないかという思いがございますので、国にしっかりとその辺の実情を説明していただき、改正ができるよう取り組んでいただきたいと思います。

4、県と市・町との業務連携について。

(1) 法改正に伴うさまざまな事務の譲渡について。

県・市町との業務連携の確立について。

これまで法改正などに伴うさまざまな事務の譲渡が行われてまいりました。また、特例条例、協議による権限譲渡も県と各市町と協議なされ、取り組まれてこられている状況だと聞いております。受ける市町におきましては、かなり事務量の負担が増したと思われます。合併した市におきましては、これから交付金の減額も視野に入れながら、市職員の数においても減少せざるを得ない状況にある市もあるのではないかと考えます。譲渡された業務におきましては、不慣れな業務も多いでしょうし、しっかりと業務をこなせるようになるまでは、県も業務内容の説明、一定の引き継ぎ期間、また必要に応じた個別の指導が必要不可欠ではないかと考えます。心配されますのが、間違った理解のもとに進められる業務、あるいは業務が延滞し、市町民に対するサービスの遅れなどが生じた場合、困るのは市町民でございます。市町においてしっかりとした業務体制が確立するまでは、県のサポートが必要であると考えます。

そこで、これまでどのような業務が譲渡されているのか。また、譲渡に際し、どのような引き継ぎや業務連携体制を取られているのか。また、今後どのような取組をされていかれるのか、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　総務部長。

○総務部長(坂越健一君)　県から市町への権限移譲といたしましては、旅券発給に関する事務、身体障害者手帳の再交付等に関する事務、鳥獣の捕獲の許可等に関する事務などがあります。

事務移譲を行う場合は、事務処理要領の提供、県担当課による説明会の開催など、円滑な事務引き継ぎを行うよう努めているところです。

また、事務の移譲後におきましても、担当者会議の開催による情報提供、情報共有や制度改正に関連する情報提供等を随時行うほか、担当者向けの講義や演習の定期的な実施など、継続的に支援を行っております。

今後、市町職員数の減少や市町の事務量の増大などの状況も踏まえ、市町の負担軽減と円滑な事務処理が促進されるよう、移譲事務の処理状況に関しての継続的なフォローアップや支援に、より一層努力してまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　例えば、うちの南島原市におきましても、これまでかなりの職員の定数減が執り行われてきました。また、今後も引き続き行われるものと思っております。そういった中で、やはり法的なものはもう仕方ないと考えます。特例条例についても県と市でしっかりと協議なされた上で、市が受け取られていることは伺っておりますけれども、対応するのは職員の方でございます。しっかりとその辺の指導をしていただいて、そういった業務に支障を来さないよう、しっかりと今後も確実に受け皿ができてしまうまでは指導をしていただきたいと思います。

5、小・中学校の環境について。

(1) 小・中学校の環境について。

インターネットやスマートフォンなど、使い方次第では、子どもたちに悪影響を及ぼすものと考えます。学習面におきましては、2014年度の全国学力学習状況調査をもとに、児童生徒の意識調査で平均1日当たりの携帯電話やスマートフォンの利用時間、これはゲームを除く時間と書いてありますが、調査されまして、小学生が約15%、中学生の約48%が、「1日1時間以上、

電話やメール、インターネットをする」と回答しています。この調査で、利用時間が短い子どもほど、平均正答率が高い傾向が全教科で見られるとの報告が挙がっております。

また、先日、県教育委員会の報告によりますと、県内全域の公立の小学校5年生から中学校3年生のうち、「ＬＩＮＥで仲間外れにされた」と答えた児童生徒が191人もいたという結果が出ているようです。これはあくまで調査の結果でございますので、実態はもっと多いんじゃないかと感じるところでございます。いじめ以外にも、いじめによる不登校の起因になったり、睡眠不足の原因となる心配もあると思います。

ある中学校のアンケートによりますと、携帯電話やスマートフォン等の生徒の所有率が43％でありました。約半数の生徒が所有しておりまして、今後、持っているのが当たり前の状況になりつつあるのではないかと心配しております。

県内各小学校のＰＴＡにおかれましても、さまざまな対策をとられると思います。あるPTAにおきましては、自宅で9時以降の利用を禁止するなどの対策が講じられているようですが、この状況をどのように把握されているのか、現在どのような取組をされていて、今後どのような対策をなされていくのか、お伺いします。

○副議長(中山　功君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　本県児童生徒の携帯電話所有率でございますが、小学校で28.6％、中学校で32.6％となっておりまして、そのうち小学校の5～6年生で66％、中学校で86％の児童生徒がインターネットやメールを利用しております。

児童生徒がインターネット等を利用して問題と感じていることは、迷惑メール、チェーンメールが最も多く、次いで誹謗中傷が上位を占めております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の情報モラルやマナーの向上及びトラブル回避を目的とした指導教材を作成し、県内全公立学校に配布をしております。

また、「長崎っ子ケータイ・スマホのおきて」標語募集、ポスター作成を行い、児童生徒自らが問題意識を高める取組を行いました。

今後も、保護者の責任や意識を高めるために、ＰＴＡと連携・協力しながら啓発活動を推進するとともに、児童生徒に対する情報モラル、マナーの指導を充実してまいりたいと考えております。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　データもしっかりと出ているみたいなんですけれども、やはりこれは学校というよりはＰＴＡ、保護者、親の自宅での管理がまず一番だと思います。いろいろ話を聞くところによりますと、親がさほど認識されていない、預けっ放しで便利だからという意見が多いようです。ここはしっかりＰＴＡを通じまして、しっかりとその辺の危険性を子ども以上に、子どもはわからないで使っていることが多いものですから、子どもに対してしっかりと教育をするというのはやはり親の立場と思いますので、ＰＴＡにしっかりとそういう情報、これだけ危ないんだよという事例なども踏まえて、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、学習環境の充実について、お伺いいたします。

学力向上を図ることは、本県の将来を担う子どもたちにとって必要不可欠でございます。教師も含め、子どもたちを取り巻く学習環境の整備は必要と考えております。最近の夏場は猛暑

でございまして、学校ですから、夏休み期間もございますが、昨今の6月、7月上旬までの気温もかなり高くなってきております。一般論としまして、事業所や家庭などにおきましては、もう冷暖房設備というのは当たり前の感がします。先生も児童生徒も、汗だくになりながら授業を行うのは大変なことだと思います。文部科学省の学校環境基準におきまして、教室等の環境に関わる学校環境基準の換気及び保温等の検査項目の基準としては、温度は10度以上30度以下が望ましいとなっております。

そこで、県内の小中学校におきましても、子どもたちの体調管理はもとより、学習環境の改善、あるいは教師の職場環境の改善になるように、できれば特に冷房施設の設置をしていただきたいと考えるところでございます。

そこで、現在の県内の公立小中学校の冷房設備の設置状況はどうなっているのか。また、他県の設置状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　教育長。

○教育長(池松誠二君)　本年4月1日現在の県内公立小中学校の普通教室における空調設備の設置状況については、503校の4,958教室のうち、67校、355教室に整備されており、設置率は7.2%となっております。

本県においては、雲仙・普賢岳災害の降灰対策として、島原市や南島原市の学校や特別支援学級の教室への設置以外はほとんど進んでいない状況であり、全国平均の32.2%をはじめ、福岡県の18.3%、佐賀県の18.7%など、九州各県と比較しても設置率は低い状況となっております。

普通教室への空調設備の設置は、快適な学習環境を提供することで、子どもたちの学習意欲の向上や指導する教員も含めた健康管理対策として有効である一方、設置経費や維持管理費など多大な財政負担も伴うことから、これらを踏まえた上で各市町において総合的に判断されていくものと考えております。

県教育委員会としましては、国の補助制度や他の自治体の取組等について、引き続き各市町への情報提供を行ってまいります。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　私の子どもの頃はそんなに暑いと思わなかったんですけど、子どもだから、元気だからという話だったかもしれませんが、昨今のこの状態というのは非常に厳しいのじゃないかという思いもございます。

先ほども話がありましたとおり、南島原市におきましては、平成24年度に31校ありました小学校が、平成29年度に13校へ統合されます。先ほど設置された小学校というのが、合併以前に統合して新校舎の際に設置されたものでございます。設置されているところと設置されていないところがあるようでございますけれども、できれば補助率も3分の1あるとお聞きしております。これは、実際は市の方で財政負担となりますので、市の方で検討していただくんでしょうけれども、ある一定県の方でもそういった指導をしていただければと思います。

6、世界遺産登録について。

(1)　「長崎教会群」について。

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」にかかるイコモスの現地調査が、本県は10月4日、5日になると、内閣官房地域活性化統合事務局より発表があり、いよいよ本格化してまいりました。2016年の世界文化遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」におきましても、暫定版推薦書を9月末までに

ユネスコに提出されるようです。来年1月頃の閣議了解を経て、政府推薦が決まれば、同月中に正式版推薦書が提出され、来年夏頃にユネスコの諮問機関イコモスが現地調査と報道されていました。

また、「長崎の教会群」世界遺産センター（仮称）基本構想策定検討委員会も、来る9月23日に第1回の委員会が開催されるようでございます。長崎県世界遺産登録推進課から、「世界遺産情報第4号」でお知らせいただきましたが、外務省におきまして、世界遺産条約関係省庁連絡会議が開催され、先ほど話があったようでございます。

本県としましては、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」よりも前に取り組んでいたわけですから、熟度はかなり高いものと考えております。

これまで、知事はじめ、関係者の皆様のご尽力により登録は間違いないと確信しているところでございます。「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について、現在の状況と本県の対応について。

また、登録後には、まずは国内のメディアから取り上げられ、県外から多くの観光客が来られるものと期待しております。また、国内はもとより、海外からの観光客をはじめ、海外からの巡礼者が数多く来県されるものと大きな期待をしているところでございます。

海外からの観光客誘致並びに観光ルートや受け入れ体制について、どのような取組がなされているのか、お伺いいたします。

○副議長(中山　功君)　文化観光物産局長。

○文化観光物産局長(松川久和君)　「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、日本・長崎における世界でも類を見ないキリスト教の歴史を物語るものであり、そのストーリーを伝えていくことで、海外からの観光客の誘客につながるものと考えております。

そのため、現在、キリスト教徒が多い韓国やフィリピン、欧州などに向け、本県のキリシタン文化や聖地としての位置づけを丁寧に情報発信するとともに、韓国、フィリピンからの巡礼ツアーのルートづくりや誘致活動に力を入れております。

こうした取組により、韓国からの巡礼ツアーは昨年9,000人を超え、年々増加傾向にあります。

また、フィリピン初の聖人、聖ロレンソ・ルイスが、長崎で殉教したことに着目しながら、昨年度から誘致に取り組んだ結果、今月初旬、フィリピンから初めてとなる巡礼ツアーの誘致が実現いたしました。

一方、受け入れ体制については、昨年度から市町や関係団体、交通事業者等からなる協議会を設置し、観光客をスムーズに受け入れるための課題を整理しながら対策を検討しており、平成28年の登録に向け、多言語による観光案内板やサイン、パンフレット等の整備、外国語対応ガイドの育成をはじめ、計画の取組を推進しているところでございます。

○副議長(中山　功君)　中島浩介議員―21番。

○２１番(中島浩介君)　特に外国語のガイドについては、これは教育期間がかなり必要かと思いますので、時間もございません。ぜひその辺はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

前回の一般質問が15分余りました。今回も10分近く余ってしまいましたけれども、これをもって私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長(中山　功君)　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時30分から再開いたします。

―　午後　２時２１分　休憩　―

―　午後　２時３０分　再開　―

○議長(渡辺敏勝君)　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)（拍手）〔登壇〕　皆さん、お疲れさまです。

9月定例会一般質問のラストバッターとなりました、長崎市選出、改革21・新生ながさきの深堀　浩でございます。

これまで11名の方々が登壇され、おのおの政策課題等について議論を深められておりますが、最終者となりますと、通告している項目がかなり重複をしております。できる限り重複を避けながら質疑を交わしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、質問通告に従い、一問一答方式で質問させていただきますので、知事及び関係理事者の簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

1、土砂災害に対する防災体制について。

去る8月20日未明に発生した広島市における土砂災害において、70名を超える尊い命が奪われました。お亡くなりになられた方々、並びにご遺族の皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、今なお、お不便な生活を強いられている被災者の方々に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、消防や自衛隊の方々など、危険な状況下で被災者救出活動に取り組まれた方々、そして、全国各地より駆けつけて活動されたボランティアの方々に感謝と敬意を表するものであります。

さて、本県においては、昨年3月に、「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」を議会で制定し、防災・減災対策を県民一丸となって取り組む決意をしているところでございますが、今回の広島での災害を貴重な教訓とするとともに、昭和57年7月23日の「長崎大水害」をはじめ、多くの甚大な災害を経験していること。特に、昨今の気象状況を鑑みた時、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる集中豪雨については、1976年から1987年の間で、1時間に50ミリ以上の猛烈な雨が降ったのは、平均して1年間に67回程度であったものが、2001年から20013年では、実に年101回程度と1.5倍に増加しており、本県でも、いつ、何時発生するおそれがあるということを前提に質問していきたいと考えております。

(1) 土砂災害警戒区域について。

土砂災害防止法は、1999年の広島県における土砂災害を受け制定された法律でありますが、この法律により、土砂災害の発生が想定される区域を「土砂災害警戒区域」として指定する仕組みができております。しかしながら、土砂災害危険箇所と言われる区域のうち、警戒区域に指定されている割合は、全国内で67.5%、本県においては、実に62.8%という指定の遅れが顕在化しております。

そこで、本県においてこの警戒区域の指定が遅れている理由と、指定されていない警戒区域の想定数をお知らせください。

以後の質問につきましては、対面演壇席より質問をさせていただきます。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　土砂災害警戒区域の調査につきましては、平成16年度に着手しまし

て、現在までに1万192カ所を指定しております。しかしながら、対象となる箇所が多いことや、区域設定のために詳細な現地調査を行う必要があることから、指定には費用と時間がかかっております。

警戒区域の全体箇所数につきましては、まだ調査が途中の段階でございますので、今後の調査によりますが、調査がほぼ完了している旧長崎市での危険箇所と危険箇所というのは、今まで調査されているものですが、危険箇所と警戒区域の比率、約2.5倍から試算しますと、県全体では約3万8,000カ所に及ぶ可能性があります。今後は、人家のある箇所を優先して指定を行うなど、指定の方法を工夫していかないといけないというふうに考えています。

また、未指定の地域におきましては、緊急的に市町が配布する広報誌などを活用し、既存の土砂災害危険箇所を周知することで防災意識の向上を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　ありがとうございます。

今、危険箇所の想定数が、県内で3万8,000カ所の可能性があるという答弁がありました。これまでいろいろ新聞報道等で確認いたしますと、土砂災害の危険箇所というのが、県内で1万6,200数十カ所ということで、現在指定されているのが1万192カ所ということを理解しておったわけですが、今の答弁の中で指定が遅れている。そして、想定されるのは3万8,000カ所、これは非常に怖い数字と言っていいというふうに思います。

指定が遅れている理由というのが、いまひとつ明確に説明がなかったと思うんだけれども、それは、確かに人的なもの、費用的なもの、難しい問題はたさくさんあると思います。しかし、事は人命に関わることであります。いつまでにということは申し上げられませんが、その3万8,000カ所のうち全てが人家があるところではないというふうに思います。少なくとも人家があるところを優先的に指定をする。そして、そのことを危険区域に指定することによって、自治体、市町村はハザードマップを周知するということになっておりますけれども、そのハザードマップすら、いってないという状況なわけですから、そのあたりをどうするのか。ハザードマップにかわるものを間違いなく、そこに住まわれている方々、住民の方々に周知をするということで理解をしてよろしいですか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　先ほども申しましたが、やはり地域に住む方々に、危険箇所につきましては早く周知をするということが非常に大事だというふうに思っております。

そういうことから、これまで調査してきた災害危険箇所、これが大体人家に関連する箇所でございます。これにつきましていち早く、再度周知を徹底いたしまして、これに伴ってハザードマップ、または各種広報をやっていけるところについてはやっていこうというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　その周知がどういう形でするのかということをまずお尋ねをしておきたいということと、もう一つ、3万8,000カ所と言われましたね。今現在、1万192カ所が危険区域に指定されているわけですが、そのうち、特に危険と言われる住宅地分譲等が許可制となる「特別警戒区域」ですね、これは1万192カ所のうち9,666カ所、長崎県の場合は、実に95％が

いわゆるレッドゾーンと言われるところにあっているわけですね。先ほど3万8,000カ所ある。恐らく3万8,000カ所のうち、かなり高い比率でレッドゾーンにくくられるはずなんですよ。

だから、先ほどから言っているように、周知を徹底してくださいと、ハザードマップにかわるようなものでしっかりと周知をしてくださいということを申し上げているんですが、そこは市町と連携をしながらやらなければいけないわけですけれども、そこはしっかり応分の負担もしながら県が取り組むということで理解をしてよろしいですか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　はい、非常に人命に関わることですので、市町も含めて、県と市も、そういう広報ツールをできるだけ使いまして、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　次の質問に移りますが、政府は、今回の広島での災害を受けて、土砂災害防止法を改正する方針だと。秋の臨時国会でいろんな都道府県関係の指定の緩和とかをしやすくするということで報道もあっておりますが、こういったところを見据えて、本県の方から中央の方に、災害に対して国に要望しているということはやっておられますか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　土砂災害警戒区域の指定促進につきましては、国に対し、全国の地方公共団体で構成されている「砂防事業に関する協議会」等を通じまして、財政負担の軽減などの要望を現在行っております。

今後とも、他県との連携を深めて、指定促進が図られるよう国に要望していきたいというふうに考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　ぜひ、他県とも十分連携をしながら、長崎県は、特に警戒区域が多いというふうに判断しておりますので、遺漏がないようにお願いをしておきたいというふうに思います。

(2) 砂防ダムの整備状況について。

広島の被災地では、もともと9基の砂防ダムを建設する計画ではあったんですが、結局は、災害が起こるまで1基も完成していなかったという報道もありました。

全国では、「土石流危険渓流」と言われるものが約8万9,000カ所あると、その中で砂防ダムの整備率は、実に22％しか整備されていないということであります。本県での状況をお尋ねいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　砂防ダムの整備状況につきましては、対策が必要な2,239カ所の土石流危険渓流に対しまして、これまで309カ所で砂防ダムを整備しております。しかし、全国の整備率22％に比べますと、本県の整備率は13.8％と低くなっています。

今後、砂防ダムの整備促進に努めてまいりますが、砂防ダムの建設につきましては、相当の費用と期間を要することから、あわせて災害発生前の確実な避難につながるよう、土石流危険渓流の周知を図り、警戒避難体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　今、本県には2,239カ所対象があって、整備されているのは309カ所、整備率は13.8％だという答弁がありました。確

かに遅れております。ただ、今、答弁があったように、砂防ダムを設置するということに関しては、一定の期間であったり、財源が必要だということも、それは理解をします。

ただ、やはりその中で、残っている87％ぐらいのところの優先順位というのはぜひつけて、その上で、先ほどから申し上げているように、国にも要望しなければいけないこともありますから、しっかりと優先順位をつけて計画をしていってくださいと。いついつまでにということは申し上げられないと思いますので、ぜひその点は、これだけの災害が起こっている。長崎県でも、いつ、何時起こるかわからない状況の中で、そういった最善策をこれからもとっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

(3) 避難勧告について。

避難勧告につきましては、これまでの一般質問の中でも種々議論があっておりますので、私の観点で質問いたしますが、これまでの質疑の中で、避難勧告を発するための明確な数値基準があるのは、県内21市町の中で6市町しかないと。残りについては、県からもいろんな助言をしながら、早急に明確な基準をつくってもらいたいということで答弁があっておりますが、今回の広島の事故を見ても、結局、避難勧告を発するのが遅れた。それは、結果的に明確な判断基準が決まっていなかったから遅れたというふうに私は理解をしております。そういう意味からも、県内21市町の中でそういう明確な基準がないところについては、早急に調整といいますか、指導といいますか、助言をいただきたいなというふうに考えております。

その中で、その避難勧告の基準が明確に定まったと仮定しても、次は、自治体が早急な避難勧告を発したとしても、結果的には住民の方が避難をしなかったら何の意味もない避難勧告になってしまうわけですけれども、これまでの長崎県下での避難勧告を発した中で、本当に住民の皆さんが避難をされているのかどうか、その実態について、お尋ねをいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　21市町とも避難勧告の発令基準を有しておりますけれども、議員がおっしゃいましたように、このうち土砂災害について具体的な数値基準を設定しているところは長崎市などで6市町であります。

避難勧告を発令した後の避難状況ということでございますが、これまで5年間で215回土砂災害警戒情報が出されたのに対しまして、避難勧告の発令件数は3回であったということにつきましては、土砂災害の警戒情報の発表頻度に比べまして発令回数が少ないと感じておりますけれども、市町におきましては、それぞれ雨の降り方、あるいは雨雲の動向等を勘案しながら判断されている状況にあると考えます。その中でも、避難された方は、やはりそんなに多くないということを把握しております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　今、明確ではなかったんだけれども、そう多くない。避難勧告を発したけれども、避難をした人は少なかったというふうに理解をしました。よろしいですか。（発言する者あり）

○議長(渡辺敏勝君)　危機管理監。

○危機管理監(佐伯長俊君)　これまで2009年から2014年まで4回、避難勧告、避難指示を発令されておりますけれども、これまでの中で、佐世保市では平成21年7月に対象世帯2,712で161名、あと、波佐見、諫早、長崎それぞれ避難勧

告が発令をされておりますけれども、それぞれ1世帯2名、11世帯39名、6世帯8名ということで、把握の数としてはそういう状況でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　今、佐世保市の平成21年7月の時の事例が報告をされましたけれども、その時は2,712世帯に避難勧告を出したけれども、実際に避難をしたのは161名だったという答弁ですね。

だから、先ほど冒頭申し上げたように、せっかく明確な基準をつくって、自治体がタイムリーに避難勧告を発したとしても、住民の方々がその避難勧告を本当に受け止めてすぐ避難をしたかというと、そうじゃない事例もあるということだというふうに思うんです。

ですから、ここで提案なんですけれども、先ほど土木部長から、危険箇所については3万8,000カ所あって、そこについては住民の方々に周知をするというお話がありました。それは土木部砂防課の所管であると思うんですが、今、危機管理監と質疑を交わしましたけれども、ぜひ、避難勧告の重要性ですね、そして、避難勧告をしなかったことによって発生した災害であったり、そういった事例もしっかりと県民の皆さんに周知をする。土木部と危機管理監がしっかり連携を取って、そういった危険箇所のマップなりを配布する時に、避難勧告の話もしっかりそこに入れて、「皆さん、避難勧告が発せられた時には、からぶりであっても避難しましょうね」という意識を持たせなければいけない。そのことに取り組んでほしいというふうに提案をしたいんですが、いかがですか。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　当然、避難も含めて、やはり住民に周知する必要があるというふうに思いますので、連携して緊急的な広報を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　早急に対応していただくという答弁をいただきましたので、ぜひそこはお願いをしておきたいというふうに思います。

2、世界遺産登録に向けた取り組みについて。

(1)から(3)まで挙げておりましたが、今まで質疑が交わされておりますので、私は(2)の軍艦島整備について質問したいと思います。

「明治日本の産業革命遺産」の象徴的資産である軍艦島「端島炭鉱」については、昭和49年の閉山から40年が経過し、世界遺産候補としての資産価値の劣化が著しい状況にありますが、この整備活用計画を平成27年度までに長崎市が策定するということになっております。

長崎市の試算によれば、もちろん幾つかのパターンがあるわけですけれども、整備費は約11億円から、多くて158億円と言われておりますが、整備費の半額は地元が負担ということもあり、県、市の財政負担が懸念をされるわけであります。

先般、11日の日に、長崎市長も県庁に訪れて、この件についての要望があっておりますが、県当局の考え方をいま一度、確認をしておきたいというふうに思います。

私はその席に同席はできなかったんですけれども、翌日の新聞各紙の報道を見てみると、これは3つなんですけれども、Ａ紙は、「中村知事は、起債制度の創設など、一般財源の負担をできるだけ縮小するよう知恵を絞りたいと答えた」。Ｂ紙については、「中村知事は、県の一般財源からの支援は極めて難しい課題とし、国に財源措置を求める考えを示した。世界遺産登録は地域活性化に不可欠とする一方、計画が決ま

らない現状での財政支援は明言せず、起債の活用など一緒に検討したいと述べるにとどまった」。Ｃ紙は、「中村知事は、財源の確保は課題としながらも、県としてもできる限りの支援に努めたいなどと応じた」というふうに、これは新聞の報道ですけれども、少しニュアンスがそれぞれ違ってきているんですよね。

ですから、いま一度、知事の今現在の考え方というのを確認しておきたいというふうに思います。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　この軍艦島の整備方針については、先般、長崎市の関係の皆様方からご要望等もいただいたところであり、整備の必要性については十分理解をいたしておりますし、しっかりと取り組んでいかなければいけない課題であると考えております。

しかしながら、まだ具体的な保存整備・管理の方針が定まっておりませんで、相当の経費負担に、考え方に差がございます。

そういった中で、150億円程度の事業費を想定した場合に、まだ具体的な制度を設けておりませんけれども、これを純粋に一般財源で負担をするということになると、数十億円オーダーの負担が出てくるわけでありますので、それを直ちに県からも支援をさせていただくということは、これは今の財政状況から考えて、まず難しい状況にあります。したがって、まずは国の制度を有効に活用する、それにしっかり力を合わせて取り組んでいかなければいけない。

2点目は、既存の制度の中でも、例えば起債措置の活用ができないのか、例えば過疎債等の活用も考えられるわけでありますので、そうした制度をまず活用して、その後で県、市、双方力を合わせて、一般財源負担をお互いに軽減し合いましょう、そういうことが考えられないのか。

それぞれのケースに応じて、やっぱり知恵を絞っていかなければいけない、そういうお話をさせていただいたところであります。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　お考えはわかりました。

今、整備方針が決まっていない段階で、整備費用ももちろん出ないわけであって、マックスで158億円という数字がひとり歩きしているようで、ちょっと懸念をしておるわけですけれども、この整備活用計画というのは、整備活用委員会、これは長崎市が事務局になってしていくわけです。もちろん、国の専門家も入ってやっていくわけです。その中に県はオブザーバー的に入るという話は少し、事前にお聞きをしました。市がそういう整備計画を決定する過程の中で、県と市がその財政負担も踏まえながら十分連携をしておれば、私が一番懸念をしているのは、前向きに検討していきますと言いながら、いざ整備活用計画が決定した時に、県は、もうそれは支援できませんよなんて、はしごを外されるようなことがあっては困るなという懸念があったものだから、私は質問としてこの点を挙げたわけであります。

その懸念を払拭することは、やはり決定するまでの過程の中で、県と市が本当に膝を交えて、財源負担の問題ももちろん踏まえながら、十分意思疎通を図ってほしいということが私の質問の趣旨でありますので、その点はご理解をいただきたいというふうに思いますが、知事、いかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　具体的な保存整備のあり方等について検討する段階から、県も積極的に

関わっていく必要があるものと思っております。最終的には、それは資産所有者であります長崎市のご判断になると思いますけれども、当然ながら、どういったご期待があるのか、そこら辺は酌み取りながら、県としてできること、できないこと、それは明確にお示ししていく必要があるものと思っております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　今の知事の答弁で了としたいと思います。ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

3、交通政策基本法及び地域公共交通活性化・再生法について。

(1) 法施行による効果について。

昨年12月に施行された「交通政策基本法」、この法律は、人口減少・少子高齢化が加速度的に進展し、特に地方のバスなどの運輸事業の経営悪化が深刻化する中、過疎化が進む地域における生活交通の確保など、交通に関する課題に対し、交通政策基本方針の策定、実行によって、政府が一丸となって取り組むための枠組みを構築し、交通政策を推進していくためのものであります。

そして、本年5月には、「改正地域公共交通活性化・再生法」が成立をしましたが、この改正では、従来、民間事業者の事業運営に任せきりであった地域公共交通について、地方公共団体が先頭に立って、地域公共交通ネットワークサービスを形成することを目的としておると。

そこでお尋ねいたしますが、具体的に本県の公共交通にどのような効果が出てくるものなんでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　今年5月に成立をいたしました地域公共交通活性化・再生法の一部改正におきましては、地方公共団体が中心になってまちづくりなどと連携をし、面的な公共交通ネットワークを再構築するということを目指しているところでございます。

改正法のスキームでは、まず、地方公共団体が中心となりまして、公共交通事業者などの関係者による協議会を組織し、まちづくりや観光振興等の地域戦略と一体となって、地域全体の総合的な公共交通ネットワークの形成を図るという観点から、「地域公共交通網形成計画」などを策定いたしました上で、地域の公共交通ネットワークを再構築します、地域公共交通再編事業等を実施するということにされております。

このスキームを活用いたしますことで、例えばコミュニティバスの運行による交通空白地帯の解消ですとか、複数バス路線の再編によります乗り換え拠点の設定、乗り継ぎ利便性の向上に資するダイヤの調整、デマンドタクシーの導入、航路の海上タクシーへの転換などが考えられますことから、地域公共交通網の持続可能性の向上、あるいは地域住民の移動手段の確保、人の交流の活性化・活発化などに結びついていくものと期待をいたしております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　今の説明で一定わかるんですけれども、長崎では、昨年、長崎市内の東長崎地区で、県営バス路線の廃止問題がありました。議会でもいろいろ紛糾をいたしました。今のスキームができあがったわけですから、そうなれば、前回のような事業者の一方的な問題としてではなくて、地方公共団体がしっかり絡んで、地域の住民の足を守るという対策がとれたというふうに私は理解しているんだけれども、その点はいかがですか。

○議長(渡辺敏勝君)　企画振興部長。

○企画振興部長(山田伸裕君)　今回、改正された法令に基づきまして、地域公共交通再編事業の実施計画を作成しまして、国土交通大臣の認定を得ますと、例えば実施計画区域に新規事業者が参入したと、そのことで既存事業者の経営が圧迫をされて、この実施計画の維持が困難になるというような場合などには、計画区域内でのバス事業の許認可が制限されるというふうになりましたり、さらには、公共交通事業者が正当な理由がなく、計画に定められた事業を実施していない場合などには、国土交通大臣が勧告・命令を行いまして、事業の確実な実施を担保するといった措置が可能となります。

市町などがバス、その他の公共交通事業者と的確に連携をいたしまして、こうした仕組みを十二分に活用することができれば、バス路線再編等の計画の実行性が高まりまして、必要なバス路線網の形成、維持などが図られるものと期待をいたしております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　わかりました。ぜひその法の趣旨を十分踏まえた上で、地域、特に、人口が減少していくこの長崎県のいろんな地方の中で、そういった交通弱者の足を守るという観点から、ぜひ推進をしていただきたいというふうに思います。

4、人口減少対策について。

(1) 次期総合計画における数値目標の設定について。

この問題につきましても、種々議論があっております。端的に質問いたします。

現在の長崎県の総合計画においては、合計特殊出生率、高校生の県内就職率、しまや過疎地域の人口減少率など、数値目標は掲げてはおるんですが、その大もととなる全体の数値目標は掲げられておりません。長崎県の人口減少は、私はもう待ったなしの状況だというふうに思います。国においても骨太の方針の中で、50年後には1億人程度を維持するという目標も実際に、はじめて示されております。

そういった中で、本県の最上位の指針であります総合計画において、人口減少問題について明確な数値目標を掲げるべきだというふうに思うんですが、知事の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　ご承知のとおり、国においては、去る9月3日、「まち・ひと・しごと創成本部」が発足をされまして、人口に対する長期ビジョンの策定、あるいは総合戦略の策定に向けた検討が進められていくということになっております。

これに伴いまして、今後、各都道府県に対しても地方の人口ビジョン、そしてまた、地方版の総合戦略の策定が求められてくるものと考えているところであります。

したがいまして、県としては、こうした動きを踏まえ、地方人口ビジョンの中で、本県の人口推計、あるいは長期的な人口の目標についても具体的に検討を進めていかなければならないと考えているところでありまして、ちょうど次期総合計画も同時期になりますので、この目標の設定について、あわせて検討を進めていかなければならないと考えております。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　この問題は、今までの一般質問の中でも議論があった中身なんですけれども、確かに今、日本創成会議が5月に発表した「消滅可能性都市」、これを受けて国も、もうこれは待ったなしの状況だということでいろ

んな対策を挙げてきて、平成27年度中にビジョンをまとめられるということになっておるわけですけれども、本県は、九州・沖縄の8県の中で、人口減少で言えば、断トツ、ワーストワンなんですよね。

昭和35年当時175万人いた人口が、もう50年を経過しておりますけれども、ずうっと減少傾向に、ずうっとこれまできているわけですよ。人口減少対策というのは、本当はもっと早い段階で明確に打ち出しておかなければならなかったと私は考えております。ちょうど2年前の平成24年の8月の議会の時も同じような質問をしました。「数値目標を掲げて取り組むべきではないですか」という問いかけをしましたけれども、その当時の答弁というのは、私が考えている答弁ではありませんでした。

今、本県が置かれている状況を鑑みた時に、確かに今、国がいろんな、人口ビジョンを示しなさいというような話があるんだけれども、待ちの姿勢ではなくて、国がこういうことをやろうとしているから、それを受動的に受けるんではなくて、人口減少が進んでいる長崎県は能動的に、国から言われなくても、長崎県ができることはこういうことなんだ、30年後の長崎県はこうあるべき姿なんだということは、国が示すことではないと思うんです。長崎県が示さなければならないと思うんです。そういう気持ちで、ぜひ今度の人口ビジョンについても、そういう考え方のもとでつくっていただきたいし、総合計画もあわせて、同じ時期になるわけですから、そういう考え方のもとで取り組んでいただきたいということを意見として申し上げておきたいというふうに思います。

何かありましたら。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　この人口減少問題というのは、決して県の政策課題としておざなりにやってきたところではなくて、いろいろな施策について取り組んできたところであります。

しかしながら、県民所得向上対策の中でも申し上げてきたように、良質な雇用の場をいかに提供できるのか、そういった取組の中で、地方単独でできる政策には限界があるわけであります。したがって、そうした政策の反映分で人口減少に歯止めがかかるかというと、これはなかなか難しい面がある。ただし、今回は、国の大きな課題としてこの人口を、将来のビジョンを策定しながら、産業の地方配置を含めて取組が進められようとしているわけでありますので、そういった絶好の機会であると思いますので、これからは、先ほど申し上げたような姿勢でしっかり取り組んでいきたいと思っているところであります。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　知事が言われていることを否定するつもりはないんですけれども、ちょうど2年前に同じような議論をしたんです、この場で。その時に、当時の企画振興部長が、私が明確な数字を立てるべきだという話の中で、こういう答弁をされたんです。「総合計画では、雇用の場の確保だとか、出産や子育てをしやすい社会づくりなどの人口減少の要因となる課題の解決を図る施策を掲げている。人口減少対策の目的を人口減少の要因となる課題を解決するということで考えており、人口減少の数の抑制というのはその結果である」。

結局、人口減少の要因に対していろんな施策を打って、それの目標を立てている。しかし、いろいろ小さな項目を達成したとしても、最終的に長崎県の人口がどうなるかについては、関

知しないとは言いませんけれども、そこはわかりませんと。

だから、私は、知事が、「県民所得を900億円上げましょう」という目標を掲げましたよね、昨年。あのイメージなんですよ。結局どういうことかというと、900億円という目標を掲げたことによって、製造業では508億円、農業では43億円、水産業では77億円、観光業では151億円、サービス産業では121億円、900億円を分解してそういうふうに割り振りをして、それぞれの担当部局が、その目標を達成するためにいろんな施策を、数値目標を掲げて取り組んでいるわけです、今現在。この間も特別委員会でその状況をお聞きしました。

こういうふうに大きな目標を掲げることによって、それを達成するための、また分解した目標が立って、そしてまた、それを実行するための小さな目標が成り立っている。確かに、人口減少というのは外的要因もものすごくあって、県の施策だけで達成できるものではない、そのことは理解をしています。その上ででも、目指すべき数字はこれだけなんだということを明確に打ち出していいと思うんですよ。それが、さっきからの繰り返しになりますが、国が示す人口ビジョンの中で示されるということでしょうから、それに向かっていっていただければいいのかなというふうに思います。

そこでもう一つだけ、特別委員会の中で、先月、我々は富山県に視察に行ったわけですが、これまで長崎県の人口減少の大きな問題は、社会動態の中で、18歳から23歳の若年層が、5,000人を超える社会減の中の9割を占めている。だから、良質な雇用の場が必要なんだということがものすごく大きなポイントとして掲げてあったわけであります。このことは、もちろん否定はしません。ただ、先般行った富山県というのは、県民所得で言えば300万円を超えておって全国5位、可処分所得は全国1位、有効求人倍率は1.42で全国7位、高校生の就職内定率は99.7％で全国3位、住みやすさでは全国トップクラスという富山県ですら、2010年から2040年の30年間では、人口は25万人減少する。減少率は23％。

長崎県の状況は、同じ2010年から2040年では26％の減少。あまり変わりないんですよ。

長崎県のウィークポイントである良質な雇用の場というのは、確かに必要です。ただ、富山県を見てみればわかるように、幾ら優良な雇用の場があったとしても、人口減少に歯止めがかかっていないという実態を見れば、長崎県も、ただ若年層の社会流出を抑えるために良質な雇用の場だけを追い求めていっても、富山県の二の舞になるのではないかというのを感じたものですから、そういった視点でも、ぜひいろんな自治体の状況も見ながら、長崎県独自の人口減少対策を打っていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

5、介護保険事業（地域包括ケアシステム）について。

(1) 現状分析と課題について。

この問題についても、種々一般質問の中で議論があっておりますので、私の視点で質問させていただきますけれども、地域包括ケアシステムというのは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムということであります。

おおむね中学校区の日常生活圏域内というこ

とでありますが、このシステムに関連して、第5期の介護保険事業計画が2012年から2014年の中で実行されておりますけれども、この中で日常生活圏域ニーズ調査であったり、地域ケア会議であったり、こういったものの開催が計画されておったわけですが、この進捗状況と、第6期、2015年から2017年に向けての課題をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　「第5期介護保険事業計画」では、保険者である市町村に対しまして、議員のお話もございました、地域の高齢者のお一人おひとりの生活状況等を把握するため、「日常生活圏域ニーズ調査」の実施と、それから、地域の医療・介護関係者等が課題共有を行うための「地域ケア会議」の設置を求めてきたところでございます。

ニーズ調査につきましては、全市町で実施されまして、計画策定に必要なサービス量の推計等に活用されたと考えておりますが、地域ケア会議につきましては、各市町の進捗状況に温度差が見られます。

このため、第6期計画では、第5期計画の進捗状況や国の方針も踏まえ、地域包括ケアシステムの構築、特に、認知症施策の推進、あるいは介護人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。

先ほどもお話がありましたけれども、特に、市町の地域ケア会議の取組を推進するため、今月下旬に設置いたします「地域包括ケアシステム構築支援委員会」において、課題解消に向けた議論を行い、計画に反映してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　ありがとうございます。

今の答弁の中で、今月末に地域包括ケアシステム構築支援委員会を立ち上げて、地域ケア会議、各市町での温度差等々についても、その委員会の中で種々議論をしていくという答弁であったと思います。

先般、これは浜口議員が質問した中で、訪問介護、通所介護が3年間かけて市町村事業に移管されるということで、その結果、市町村での地域間格差が生じることを懸念しているという話の中で、その時も、今おっしゃった委員会の中で見ていくという答弁があったと思うんですよ。

私は、その答弁を聞きながら、3年間かけて市町村事業に移行する中で、実際に移行した後に、もう当然、市町による格差が生じているケースは絶対あると思うんですよ。その時に、こういった委員会、もう一度言います、地域包括ケアシステム構築支援委員会というのは継続的に開催がされて、そういったいろんな事業の格差、市町間格差が、地域間格差がないことを、ずっとそういう視点で議論をしていく場になるのかということを確認しておきたいというふうに思います。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　確かに、今お話がございました、平成29年度までにいろんな取組が今後進められてまいります。まだ国の方針がしっかりと示されていない部分がございますけれども、今言われたように、最終的には各市町の判断で行う部分がございますけれども、それは、この地域包括ケアシステム構築支援委員会をしっかり活用して、極端な格差が出ないように、私どもとしては助言等をこの地域包括ケアシステム構築支援委員会の中で各市町に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　じゃ、継続して見ていくと。もちろん、実施主体は市町ですから、そこに強制的なものはないにしても、こういった格差が、アンバランスがあるんですよということを提示しながら、そこの格差是正を図っていくということで理解をいたしたいというふうに思います。

この問題については、介護・医療の現場の方々とも少しいろいろ意見交換をしてきた中で、これも、去る川崎議員の質問の中で、介護職の人員が2025年に、今現在、4万2,000人いるところがどれだけ必要になるかという話の中で、1万人ぐらい上乗せになってくるだろうという答弁もありました。恐らく平成25年の段階で、新たに1万人介護職の方を確保できているかというと、非常にそこは難しい問題があるというふうに思っているんですが、その中で、いろんな現場の声を聞くと、地域包括ケアシステムというのは各地域、中学校単位で圏域をつくるわけですけれども、その中に、例えば介護の経験者であったり、医療の経験者であったり、そういう経験がなくてもいろんなボランティア活動をする、いろんな地域の方々がいらっしゃる。そういった人たちをしっかり把握をして、そういった人たちの力を活用させてもらって、地域包括ケアシステムをつくりあげていくべきだという意見をたくさんのところから聞いているわけですよ。

例えば認知症の問題もあって、認知症のサポーターを5万人養成をしたという答弁もありました。ただ、じゃ、その認知症のサポーターの方々が、本当に各地域にちゃんといるかというと、それを把握できていないですよね。

だから、地域のニーズを押さえるのと、地域のニーズに対応できる、その資源、人材ですよね、こういったところを把握するシステム、募集をするシステムというのも、私は必要になってくるというふうに思うんだけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　ただいまご質問がございました認知症サポーターについては、議員がご指摘のとおり、我々の把握も市町段階にとどまっている部分がございます。

その中で、言われましたそれぞれの、例えば、現在設置されております地域包括支援センター、県下で54あったと思いますけれども、そういうところでどのような人材が必要かというのは、しっかり市町とも協議をしながら把握して、足らざる部分につきましては、しっかりその取組に邁進してまいりたいと思いますけれども、これも必ず市町との協議を進めながら、そういうことに地域の人材の総力戦で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　わかりました。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先ほどから市町間の格差といいますか、そういった話をしているんですけれども、ある介護の現場に行って聞いた中身なんですけれども、地域密着型の認知症の高齢者グループホームがあります。もちろん、事業運営は市町ですけれども、ここの入所基準が居住期間、そこの市町の住民票を有する住民期間というのが入所基準の中にあって、県内での市町の基準がいろいろ異なっておって、少なくともふるさと長崎県の中で長崎市出身者が、例えば何かの事情で佐世

保市のそういったホームに入っておって、何かの事情で、また長崎に帰ってくるといった時に、長崎には、住民票が例えば1年以上なければ入れないというような基準があることによって、その方々の本当に安心な生活が脅かされるというか、言い方はちょっとどうかわかりませんが、調べてもらったら、長崎県下で21市町ありますが、そういった地域密着型の認知症高齢者グループホームの入所に関わる制限については、10市町でその制限を設けられております。個別具体的にに名称は言いませんが、一番長いところで、過去1年間に町内に住所を有していた人を対象にするとか、6カ月であったり、3カ月であったり、それぞれ住民票をそこに有していなければ入所できませんよという基準があるんですね。これは、当然、厚生労働省の通達に基づいて、各自治体が設定している基準なので、全然誤りでも何でもないんです。

しかし、私が先ほど申し上げたように、同じ長崎県内の中で、出身地に何らかの事情でそこに戻る。近くで見守ってくれている家族の方が別の自治体に行くことによって、その人も施設をかわらなければいけない。その時にストレートにその施設に入れない。最長1年間、そこに誰かが面倒を見るような形じゃないと、住民票を1年間持っておかないと、そこの市町の施設に入れないという条件があるわけですね。この状況を県としてどう考えるのか。

私は、少なくとも長崎県内であれば同じ基準にしていいんじゃないのかというふうに思うんですよ。それぞれの自治体は、それぞれの自治体の都合でそういう取り決めにしているわけなんだけれども、その点、福祉保健部長、どういうふうに思われますか。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　認知症高齢者グループホームは、原則として、所在市町の住民のみが利用できるサービスで、市町が指定等の権限を持ち、介護保険法の規定によりまして、「市町は事業所の指定に当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、今お話があったようなことでございます。

このことから、市町が他市町からの転入者に一定の制限を加えることは、実情に応じて市町の権限で行われており、現時点において条件統一等を働きかけることは考えておりませんが、どのような支障があるのか確認し、必要があれば、市町とも協議をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　この問題は、担当課に問い合わせをしたら、把握をしてなかったんですよ。調査をしますということで、私に資料が届いたわけですね。それまで県としては把握をしてなかったわけです。まあ、把握する必要はないことなのかもしれないですけれどもね。

ただ、先ほど言ったように、同じ長崎県の中で、例えば出身地に戻るというような時でも、この条件の中で入れない人がいる。介護の現場の人の話では、そこで対象者の方が、せっかく施設があいているのに入れなかったんですと、その方はものすごく困ったんですという話を直に聞いてしまったものだから、この話を取り上げたんですけれども、もちろん、県としての強制力はない。ただ、各市町がどういう基準を設けているのかというのは、自分たちの市町以外の方は知らないのかもしれないですね。県も把握していないような状況ですから、長崎県下の

21市町の中の各担当の方に、皆さん、長崎県内ではこういう基準があるんですよ。もちろん、制限がないところは11市町あるわけですからね、半分以上はそういう制限をつけていないわけですから。そういった状況を皆さんに周知をして、それぞれでまた考えていただくということは、私は意義のあることだというふうに思うんですよ。（発言する者あり）

ぜひそのことはちゃんと皆さんに知らしめるというか、各自治体の担当の方に知らしめるような形の場を設けてほしいんですけれども、どうでしょうか。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　先ほど来、申し上げておりますけれども、基本的には市町の権限でございます。ただ、言われた情報提供については、関係者が一堂に会する場でちゃんと周知してまいりたいというふうに思います。（発言する者あり）

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　ぜひよろしくお願いいたします。

6、危険ドラッグ対策について。

(1) 条例制定の必要性について。

もう時間がないので、端的にお尋ねをいたします。今、社会問題化している危険ドラッグについて、もう既に6都府県、東京都、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、この6都府県は、既に「薬物乱用防止条例」というのを制定しているわけです。本県において、こういった危険ドラッグを抑制するための独自の条例を策定しようとする気があるのか、ないのか、それを1点、お尋ねしたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　福祉保健部長。

○福祉保健部長(伊東博隆君)　条例制定につきましては、先ほど議員ご指摘がありました6都府県において制定されておりまして、そういう動きを見ながら、本県でも内部検討を行ってきたところでございます。

しかしながら、全国で危険ドラッグ絡みの交通事故が相次ぎ、本年7月、国において「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が策定され、指定薬物の迅速指定、立入検査の強化、水際対策等が徹底して実施された結果、8月末に訪問した129店舗のうち50店舗が廃業するなど一定の成果を上げているところでございます。

したがって、条例制定につきましては、こうした取組の実効性を見極めた上で判断したいと考えております。

なお、危険ドラッグ対策つにきましては、取り締まりとともに、啓発活動が重要であることから、県としましては、「危険ドラッグの危険性についての正しい理解」の周知徹底と、これから「これらの薬物に手を出さないための規範意識の醸成」に重点を置いて、今後もメディアを通じた効果的な広報活動を実施していくこととしております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　遅いんですよ、遅い。もう既に6都府県が制定をした。そして、今現在でも佐賀県、兵庫県、神奈川県、岐阜県、石川県、京都府、岡山県、7府県で策定準備に入っているわけですよ。

じゃ、なぜこの7都府県がやっているのか。啓発活動が大事だとおっしゃられました。もちろん大事です。しかし、条例を制定することも、当然、啓発活動につながるじゃないですか。なぜ早く取り組まないのか。

私がこの問題を取り上げたのは、ある新聞記事を見て、ぞっとしたんです。危険ドラッグに関する特集だったんですけれども、この時に本県の担当者は、条例の制定に関して、「ほかの地域ほど緊迫した状況ではない」ということで、「条例の予定はない」というふうに答えているんですね。（発言する者あり）これを見た時に、どういうことなのかと。（発言する者あり）

8月21日に長崎市内で危険ドラッグを吸引して事故を起こした事例がありましたね。これは、長崎市内の中心部ではなかった。交通量も少ないところだった。反対車線に車がいって接触して、民家の倉庫に突っ込んだと。けがをしたのは、その運転をしていた方だけでした。

しかし、これがまちなかだったと想定してみて、時間帯は夕方の4時半ですよ。もしくは学校の近くだったと想定してみてください。長崎市内ですよ。とんでもない惨事になっていたかもしれないわけですよ。この状況が発生しているのに、新聞の話ですけれども、「緊迫した状況ではない。啓発だ」と。私は、県民の生命を守る立場で考えたなら、早急につくらなければいけないと思いますよ。（発言する者あり）

この問題について、知事、何か答弁がありましたら、お願いします。

○議長(渡辺敏勝君)　知事。

○知事(中村法道君)　この危険ドラッグの問題は非常に大きな課題になっているわけでありまして、こうした事態を受けて、国の方も迅速な対応を進めているところであります。

他県の動きも始まっているようであります。どういった取組が必要になってくるのか、しっかりと研究をさせていただきたいと思います。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　ぜひ早急に調査、研究をしていただきたいというふうに思います。

国の国家公安委員長も、7月22日だったんですけれども、「危険ドラッグの乱用防止条例を独自に制定する自治体が一部にとどまっていることに対して、一日も早い条例制定をお願いしたい」というふうに発言もしています。ぜひその点も踏まえて、早急な検討をお願いしたいというふうに思います。

7、道路行政について。

(1) 国道206号の渋滞解消と安全対策について。

この件についても、質問は過去にあっておりますので、前回の議会でも、先輩議員から質問があっておりますが、私は、この国道206号の渋滞解消と安全対策というのは、現道対策ではもう間に合わないというふうに理解をしております。

そこで地域高規格道路、長崎南北幹線道路、茂里町から時津町までの約7キロの整備、これしかないというふうに考えておるんですが、これについての見通しをお尋ねします。

○議長(渡辺敏勝君)　土木部長。

○土木部長(浅野和広君)　議員がおっしゃっているのは、国道206号の松山町から時津町までということですが、ここにつきましては、確かに朝夕の通勤時間帯に交通混雑が発生しております。また、交通事故多発交差点が多いと。その対策として、国道206号のバイパス機能を担う長崎南北幹線道路を整備することは非常に有効なことだというふうに考えております。

これまで概略のルート選定と費用対効果の検証を行っておりますが、本路線は、市街地を通過する路線となるため、移転物件が多く、建設費も多大となることから、今後は地元市町と協議を行い、詳細なルートについて早急に検討し

てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(渡辺敏勝君)　深堀議員―4番。

○４番(深堀　浩君)　時間がないんですけれども、地元からは、市町からは要望はきていますよね、当然ですけれども。確かに、国道206号の渋滞緩和と安全対策と言いましたけれども、それも大きな問題なんだけれども、長崎県内の県北の中心都市である佐世保市と長崎市を、高速道路で通って、今、76分の時間がかかっているところを、この道路が完成すれば54分、もう1時間以内の圏内になるわけですよ。その効果もものすごく絶大なものがあるものですから、そのことも踏まえて、早急に着工に向けて取り組みをお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(渡辺敏勝君)　以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、お手元に配付いたしておりますとおり、知事より、議案の変更の請求があっておりますので、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、議案の変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

第35号議案「契約の締結について」の変更を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、第35号議案の変更は、許可されました。

次に、さきに上程いたしました第17号議案乃至第41号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第42号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、第3号請願「ＴＰＰ交渉並びに農協改革に関する請願書」ほか1件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会及び農水経済委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より10月5日までは、委員会開催等のため本会議は休会、10月6日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

―　午後　３時３４分　散会　―

平成２６年９月定例会　　平成２６年１０月６日

議　事　日　程

第　２７　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　認定第１号乃至認定第３号一括上程

３　知事議案説明

４　認定第１号乃至認定第３号委員会付託

５　第４２号議案、質疑・討論、採決

６　委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

７　意見書上程、質疑・討論、採決

８　議員派遣第４８号乃至議員派遣第５０号上程、質疑・討論、採決

９　議会閉会中委員会付託事件の採決

１０　閉　　会

平成２６年１０月　６日（月曜日）

出　席　議　員（４４名）

	欠　　番	
２番	川　崎　祥　司　君	
３番	清　水　正　明　君	
４番	深　堀　　浩　君	
５番	友　田　吉　泰　君	
６番	宅　島　寿　一　君	
７番	山　本　由　夫　君	
８番	吉　村　　洋　君	
９番	ごう　まなみ　君	
１０番	松　本　洋　介　君	
１１番	堀　江　ひとみ　君	
１２番	江　口　　健　君	
１３番	浜　口　俊　幸　君	
１４番	松　島　　完　君	
１５番	山　田　朋　子　君	
１６番	髙　見　　健　君	
１７番	山　口　初　實　君	
１８番	久　野　　哲　君	
１９番	髙比良　　元　君	
２０番	山　本　啓　介　君	
２１番	中　島　浩　介　君	
２２番	前　田　哲　也　君	
２３番	西　川　克　己　君	
２４番	中　村　和　弥　君	
２５番	外　間　雅　広　君	
２６番	下　条ふみまさ　君	
２７番	徳　永　達　也　君	
２８番	中　島　廣　義　君	
	欠　　番	
３０番	山　田　博　司　君	
３１番	織　田　　長　君	
３２番	渡　辺　敏　勝　君	
３３番	楠　　大　典　君	
３４番	吉　村　庄　二　君	
３５番	中　山　　功　君	
３６番	髙比良　末　男　君	
３７番	馬　込　　彰　君	
３８番	瀬　川　光　之　君	
３９番	坂　本　智　徳　君	
４０番	溝　口　芙美雄　君	
４１番	橋　村　松太郎　君	
４２番	野　本　三　雄　君	
４３番	田　中　愛　国　君	
４４番	三　好　徳　明　君	
４５番	八　江　利　春　君	
４６番	宮　内　雪　夫　君	

説明のため出席した者

知　　事	中　村　法　道　君
副　知　事	濵　本　磨毅穂　君
副　知　事	里　見　　晋　君
総　務　部　長	坂　越　健　一　君
県民生活部長	辻　　良　子　君
環　境　部　長	立　石　一　弘　君
福祉保健部長	伊　東　博　隆　君
総　務　部 秘書広報局長	金　子　知　充　君
企画振興部長	山　田　伸　裕　君
企画振興部 文化観光物産局長	松　川　久　和　君
土　木　部　長	浅　野　和　広　君
農　林　部　長	上　田　裕　司　君
水　産　部　長	下　山　満　寛　君
産業労働部長	松　尾　英　紀　君
危機管理監	佐　伯　長　俊　君
国体・障害者 スポーツ大会部長	藤　原　敬　一　君
福祉保健部 こども政策局長	平　尾　眞　一　君
会計管理者	鶴　田　孝　廣　君

交通局長	山口雄二君
教育委員会委員	永田しのぶ君
教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	佐藤了君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員長	川口春利君
公安委員会委員	前田一彦君
警察本部長	古谷洋一君
監査事務局長	大串祐子君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	溝江宏俊君
教育次長	池田浩君
次長兼秘書課長	永松和人君
次長兼財政課長	古川敬三君
警察本部総務課長	福山康博君
選挙管理委員会書記長	大﨑義郎君

議会事務局職員出席者

局長	金原勝彦君
総務課長	増井直人君
議事課長	高見浩君
政務調査課長	天野俊男君
議事課長補佐	出田拓三君
議事課係長(副参事)	天雨千代子君
議事課係長	増田武志君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長(渡辺敏勝君)　おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、知事より、認定第1号乃至認定第3号の送付がありましたので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

認定第1号から第3号は、地方自治法の規定に基づき、平成25年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算等の認定を得ようとするものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(渡辺敏勝君)　ただいま上程いたしました、認定第1号乃至認定第3号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

次に、認定第1号乃至認定第3号については、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号乃至認定第3号は、議会閉会中の継続審査とすることに決定されました。

次に、第42号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

第42号議案につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第42号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり、委員として戸田久嗣君、浦川一孝君、樋口純一君に、予備委員として、森 茂範君にそれぞれ同意を与えるこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、第42号議案は、原案のとおりそれぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、先に各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

松本委員長―10番。

○１０番(松本洋介君)（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第28号議案「契約の締結について」外9件であります。

慎重に審査いたしました結果、第28号議案から第36号議案の9件の議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第37号議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、新県庁舎の建設工事の請負契約締結のための第28号議案から第35号議案に関連して、行政棟新築工事の1工区と2工区及び警察本部庁舎新築工事の入札が不落となった理由は、県採用単価と実勢単価の乖離としているが、全国的にも近年、大型工事の発注において不落が生じていたことから、不落とならないように事前に対策を講じる必要があったのではないかとの質問に対し、入札直近の単価を採用するなど努力をしたが、結果として乖離が生じてしまった。事業者に対するヒアリングをもとに、市場や物価の動向等を踏まえ、予定価格の見直しを行いたい。また、行政棟新築工事については、2工区に分けたことで想定以上に過大な調整の手間がかかることなどが応札価格を引き上げた要因ともなっていたことから、分割せず一つの工区として発注することとしたいとの答弁がありました。

これに関連し、2工区に分けて発注しようとした目的の一つは、県内業者への受注機会を増やすことであるので、工区を一つにまとめることで、県内業者の受注機会が減り県内への経済波及効果に影響があるのではないかとの質問に対し、入札参加業者への聞き取りの結果、工区を一つにしても下請工事については県内業者を活用する可能性が高く、下請を含め県内業者が受注する工事量は金額的には大きく変わらないことから、経済波及効果も大きく変わることはないと考えているとの答弁がありました。

次に、第36号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、現地説明会には5者の参加があったものの、結果として応募者が1者だけだったのはなぜかとの質問に対し、応募しなかった業者からは、現在の指定管理者のレベルが高い、ビル管理を主たる業務とする会社等が学芸部門を持つ企業と共同で応募しようとしたが話がまとまらなかったなどが理由と聞いているとの答弁がありました。

これに対し、指定管理者の指定に当たっては、民間の活力を活かすためにも競争はあってしかるべきで、また、競争により品質も高まるものと考える。少なくとも2者以上で競うことができるよう、次回の指定までに検討してもらいたいとの意見が出されました。

次に、議案外の所管事務一般で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、振り込め詐欺等特殊詐欺対策について、今年1月から7月末までの振り込め詐欺とそれ以外の特殊詐欺について、認知件数が60件、被害総額が2億7,700万円であり、認知件数は8件、被害総額は5,700万円増加しており、また、平成24年と平成25年の被害総額は、2年連続で4億円を超えている。このため、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しているとのことであるが、金融機関の声かけにより未然に防ぐことができたのは何件あるかとの質問に対し、今年8月末現在で、阻止件数は42件、前年と比較してプラス20件と2倍近くであり、阻止金額は約8,000万円となっている。被害の現状を踏まえ、3年前にも実施した金融機関を対象とする振り込め詐欺防止のための説明会を再度行い、積極的な声かけをお願いした成果が出ているものと考えられるとの答弁がありました。

これに対し、金融機関のフロアに担当者がいると安心感が増すとの声もあるので、フロア担当者を増やすよう働きかけてもらいたいとの要望がありました。

また、高齢者を対象とした特殊詐欺防止のための訪問活動による防犯指導を行っているとのことであるが、特に、認知症や軽度認知障害などの高齢者の方々に対し、防犯指導の成果を残せるかは非常に難しい問題であると考える。どのような対策を行っているのかとの質問に対し、現状として、60歳以上の高齢者の被害が全体の7割を超えている。被害に遭わないようにするには、まずは自分自身の抵抗力を高めることが大事であり、金融機関などにおける水際対策も重要である。また、独居の高齢者や高齢者夫婦の方々に対しては、家族、交番勤務員、民生委員など周囲の方々の見守りも重要であり、関係機関と協力しながら、注意喚起を行うなど高齢者対策を進めているとの答弁がありました。

次に、危険ドラッグについて、早急に県独自の条例制定が必要と考えるが、実際に取締りを行っている警察本部の見解はとの質問に対し、本県には販売店舗もなく、条例制定に関しては、県とも協力し、その実効性を見極めながら検討したいとの答弁がありました。

これに対し、他県では既に条例制定の取組が進んでおり、本県の取組は遅れていると思う。去る8月21日には危険ドラッグによる事故が発生しており、警察本部の取組として、この程度でいいのかとの質問に対し、条例については、まだ具体的な検討ができていない。他県の状況や条例の内容、本県の実情を踏まえ、実効性等について十分に研究し、関心をもって対応していきたいとの答弁がありました。

これに対し、条例制定は啓発活動にもつながる。抑止力という観点からも、ぜひ検討してもらいたいとの要望がありました。

次に、県産品の愛用推進について、県民所得向上の観点からも、県外、海外に対する県産品の販路拡大に取り組むべきである。県内における県産酒の消費拡大のために、具体的にどのような取組を行っているのかとの質問に対し、10月から12月まで、県産酒消費拡大のためのキャンペーンを実施する。また、県産酒だけでなく、長崎の魚、長崎和牛の消費拡大に向け、水産部、農林部とも連携した取組を一斉に行うこととしており、県産品愛用運動をさらに進めていきたいとの答弁がありました。

次に、世界遺産の登録に向けた周遊ルートの設定について、群馬県は、富岡製糸場の世界遺産登録に合わせ、絹産業に関係のある施設の発掘を行い、周遊ルートの開発を行った。本県も教会群と産業革命遺産という2つの世界遺産登

録に向け取組を進めているが、世界遺産の構成資産を引き立たせるような関連する資産のリストアップや、観光客を長く滞在させるための周遊ルートの開発について、どのように考えているのかとの質問に対し、構成資産の1つである軍艦島は観光客も増加しているが、立入範囲が制限されている。池島は炭鉱の坑道の中まで入ることができ、軍艦島と併せて売り込むことで、観光客は増えつつある。構成資産と関連資産を組み合わせて周遊ルート化することは、観光客の誘客につながることから、しっかり組み立てられるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、人口減少対策については、国を挙げて取り組んでいるが、県としてどのように取り組んでいくのかとの質問に対し、出生率を上げ、人口流出に歯止めをかけ、人口の流入に力を注ぐことが必要であり、国においても東京一極集中に歯止めをかける取組を進めようとしている。本県の地理的事情を踏まえ、国や市町とも連携しながら、しっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに対し、地域によって人口流出の原因や実情は異なっており、出生率は高くても人口の流出が激しいところや、人口が増えているところなど様々であることから、県でひとくくりに取組を進めることは難しいので、各市町の実情に合わせ、効果的な取組の調整などを検討してもらいたい。また、市町だけではなく、各種団体等民間からも意見聴取を行い、得られた提案を政策に盛り込んでほしいとの意見が出されました。

次に、中期財政見通しについて、財源調整3基金の年度末残高について、昨年度の試算では、平成30年度は80億円だったものが、今年9月に公表された試算では3億円となるなど、わずか1年で基金残高の見通しが大きく減少しているが、その理由は何かとの質問に対し、社会保障関係費などの伸びにより、地方交付税算定における需要額は増えているが、措置される地方交付税の総額は抑制された状況にある。今後、人口減少が大きく影響すると見込まれることから、今回改めて、平成27年度の国勢調査の結果が措置される平成28年度の地方交付税額を28億円、平成29年度以降はさらに数億円ずつ少なく見積もって試算し直した結果、財源調整3基金の年度末基金残高は、昨年度公表した見通しと比較して大幅に減少する見込みとなったとの答弁がありました。

また、これまでも行財政改革に取り組み、今後、平成27年度から平成29年度までの3カ年でさらなる収支改善に取り組もうとしているが、その取組の柱は「新」行財政改革プランの内容と同じように見受けられる。緊縮財政を目指そうとしているように見えるが、どのように投資し税収を上げていくかという視点も大切なので、11月以降に取りまとめる具体的な対策は、そのような視点を踏まえたものとするべきと考えるが、どうかとの質問に対し、縮小再生産で収支均衡を図るのではなく、県の発展、地域の活性化を伴いながら収支均衡を図っていきたい。県民所得の向上や人口減少対策につながるものなど、真に必要な事業については、今後もしっかり取り組んでいく必要があると考えているとの答弁がありました。

以上のほか、一、飲酒運転防止対策について、一、公用車事故の防止対策について、一、県職員の採用状況について、一、平和行政について、一、アジア・国際戦略について、一、県民所得向上対策について、一、県庁舎跡地活用に係る

検討について、一、ポンプ繰法大会について、一、防災対策について、一、広報戦略について、など総務行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第28号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君) 起立多数。

よって、第28号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君) 起立多数。

よって、第29号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君) 起立多数。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君) 起立多数。

よって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君) 起立多数。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君) 起立多数。

よって、第33号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君) 起立多数。

よって、第34号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君)　起立多数。

よって、第35号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君)　起立多数。

よって、第36号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

中村委員長―24番。

○２４番(中村和弥君)（拍手）**〔登壇〕**　文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第18号議案「長崎県いじめ問題調査委員会条例」外8件及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第4号請願「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、異議なく、採択すべきものと決定されました。

なお、第4号請願の採択に伴い、本委員会として、別途、国に対し、「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第18号議案「長崎県いじめ問題調査委員会条例」に関し、本条例により、いじめによる重大事態が発生した場合に、学校等が行った調査結果について知事が必要と判断した場合には再調査を行えるようになるとのことだが、学校等の調査結果に対し保護者が異議を唱えている場合、その意見はどこで酌みとられることとなるのかとの質問に対し、重大事態が起こった場合に、一義的に調査を行うのは学校、または学校の設置者である。そこで、学校等がいじめとは判断しなかったが、保護者がいじめがあったと主張するような場合、県立学校については県教育委員会が、私立学校については県の総務部が窓口となり対応することとなる。さらに、調査結果をもとに知事が再調査の要否を判断する段階においては、それぞれのいじめ問題調査委員会を所管する部局、県立学校については県のこども政策局、私立学校については県の総務部が対応し、保護者の意見を聞くこととなるとの答弁がありました。

次に、第22号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に関し、今回新たに策定しようとしている幼保連携型認定こども園の運営等の基準については、地域ごとに事情が異なる部分もあると思うが、関係機関の意見を聞きながら進めているのか、また、どれくらいの数の事

業者が認定こども園に移行しようとしているのかとの質問に対し、基準の認定に当たっては、関係機関から随時意見聴取を行っている。また、認定こども園への移行について7月に意向調査を行ったところ、県内の幼稚園80園のうち、46園が移行を希望しているとの答弁がありました。

次に、陳情審査に関する主な事項について、ご報告いたします。

陳情49番「スポーツ合宿所の存続について」に関し、離島地区からの要望活動もあり、長崎市鳴滝にあるスポーツ合宿所の存続が決定されたことは歓迎すべきことだが、今後の維持補修等の対応についてはどうなっているのかとの質問に対し、離島のハンディキャップを少しでも軽減したいという考えから運営している施設であり、快適に宿泊してもらえるように、可能な範囲で改修等を行っていきたいとの答弁がありました。

また、陳情44番「私学助成に関する意見書の提出について」の要望に関連し、本委員会から別途「私学助成の充実強化等について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、各部局の議案外所管事務の審査に関し、主な事項について、ご報告いたします。

まず、佐世保市内女子高校生の逮捕事案に関し、教育委員会関係について、生徒の重大な問題行動が起こった場合に、今回のケースでは結果として学校現場の中だけで抱え込んでしまい、県教育委員会や関係機関に適切な情報伝達がなされていなかった。このような重大事案が起こった場合には、学校現場から県教育委員会等へ報告・相談することをシステム化することが必要と考えるが、どのように考えているのかとの質問に対し、何か問題が起こった場合に学校から教育委員会へ報告するということは当然のことであり、今回の事案も報告すべき事案であったが、関係者の意向等さまざまな問題があり、学校現場で問題を抱え込んでしまった。生徒が問題を起こし、その問題についての報告を受けた場合に、一人ひとりの職員が危機感を持ってどう対応できるかということがシステムを活かしていく上で重要な部分だと考えているので、そういった点も踏まえて検証作業を行っていくとの答弁がありました。

これに関連し、10年前に佐世保市で起こった大久保小児童殺傷事件後、県教育委員会は、「子ども理解支援シート」等を導入、活用し、子どもたちの心の状態を把握するための事業を実施しており、今回の事案の加害生徒についても、問題行動等の情報が小学校から中学校へ引き継がれているが、重大事案としての引継ぎが不十分だったのではないかとの質問に対し、小学校当時の給食への異物混入事案について、小学校長は、その事案の特異性、重大性から、中学校側へ危機感を持って引継ぎを行ったという認識であったが、結果として、受け手には十分には伝わっていなかった。学校間の引き継ぎにおいて、また、学校内の関係教職員間において、それぞれがなぜ危機意識を共有できなかったのか、なぜ組織としての対応ができなかったのかが大きな問題と考えているとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係について、事件前の6月10日に児童相談所に寄せられた加害生徒に関する電話に対して、組織としてどう対応したのかとの質問に対し、問い合わせに対し、児童福祉制度について話をし、通話者から一定の理解が得られたと判断したため、「相談」ではなく、制度に関する照会として対応した。電話の

内容については書面及び口頭により所長まで計5名の上司に報告が行われているが、「相談」としてではないため、今後の支援方針を検討する受理会議にはかけていなかったとの答弁がありました。

これに対し、複数の職員が電話内容について把握しながら、なぜこのようなことになったのか。児童相談所の職員一人ひとりが危機感を持って組織として対応していれば、この事件は防げたのではないかとの意見があり、これに対し、しかるべき対応をとっていれば未然に防げた可能性もあったという視点から検証作業を進めていくとの答弁がありました。

次に、国体・障害者スポーツ大会部関係について、国体の開催準備に関し、国体開催のために必要な警備員の確保状況はどうなっているのかとの質問に対し、長崎がんばらんば国体、長崎がんばらんば大会では、県で延べ約4,000人の警備員が必要であるため、県の土木部や国の河川国道事務所に、警備員が必要な工事の抑制を協力依頼した結果、必要となる警備員数を概ね確保できたとの答弁がありました。

次に、ラクビーワールドカップ誘致に関し、試合会場として立候補することについて、検討状況はどうなっているのかとの質問に対し、他競技への影響を考えるとピッチの一部を人工芝として試合を開催しなければならず、その点が会場選定のマイナス評価となることや、九州・中国地方の他県との競争等、大変厳しい状況にあるが、仮に誘致できればスポーツ県長崎を国内外にアピールできるので、メリットとデメリットを総合的に勘案し結論を出していきたいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係について、周産期医療に関し、妊娠32週未満の妊婦の受け入れ先の病院が見つからず、佐賀県にまで搬送されて出産した事例があると聞いた。長崎みなとメディカルセンターの医師が退職したことが一つの要因だと聞いているが、周産期医療の充実について、どう考えているのかとの質問に対し、長崎みなとメディカルセンターの経験豊富な医師の退職により、同センターが受け入れていた妊娠32週未満の妊婦の多くを長崎医療センターで受け入れているが、その結果、長崎医療センターの負担が増えているという現状がある。そのため、県としても、「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」に基づく事業計画に周産期医療人材育成研修事業等を盛り込み、地域の周産期医療を担う人材のスキルアップ等を図り、体制整備に努めているところであるとの答弁がありました。

最後に、本委員会から別途、奨学金制度の充実について、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持について、「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化について、軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進について、介護保険制度における施策等の充実強化について、子ども・子育て支援対策の充実強化についての6件の意見書提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上のほか、教育、スポーツ及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第4号請願「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君)　全員起立。

よって、第4号請願は、採択されました。

次に、第18号議案乃至第25号議案並びに第38号議案について、採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

山本啓介委員長―20番。

○２０番(山本啓介君)（拍手）〔登壇〕　環境生活委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第26号議案「長崎県食品の安全・安心条例」外2件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました議案外の所管事務一般の主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、広島県で発生した豪雨災害を受けての本県における取組状況に関し、土砂災害危険箇所の指定に関し、事前縦覧への参加が少ないと聞いている。住民への周知が重要ではないかとの質問に対し、住民への周知を図り、確実に避難してもらうことが需要であると考えており、今後もより多くの県民に周知ができるよう縦覧方法を検討していくとの答弁がありました。

これに関連し、雨量計の配置については、より危険な箇所への設置を検討してほしいとの意見がありました。

次に、建設業界における女性技術者の登用に関し、県内の建設業界における女性登用の実態はどうかとの質問に対し、アンケート調査を実施したが、県内で現場に従事した女性技術者は数名しかいない状況であるとの答弁がありました。

これに関連し、国においても女性の積極的な登用を推進している。継続的に女性が進出できるような環境整備等、県として何らかの方策が必要ではないかとの意見がありました。

次に、環境部の所管事項について、産業廃棄物税制度に関し、九州共同効果検証結果によると、県内の焼却処分施設への平成25年度の搬入量は、平成20年度と比べ、約3分の2に減少し、最終処分量は約26％減少しているが、この要因をどう考えているかとの質問に対し、産業廃棄物税制度を導入した効果が出ていると考えているとの答弁がありました。

これに関連し、今後、産業廃棄物税制度をどう進めていくのかとの質問に対し、効果検証においても、九州各県が現行制度を維持するとの共通認識を持っており、本県においても、当該認識を踏まえて方針を決定したいとの答弁がありました。

次に、九州電力の再生可能エネルギーの買取保留に関し、買取保留に伴う本県への影響はどうかとの質問に対し、新聞報道によると、県内で3,700件の契約手続が中断されるとのことであり、今後影響が出てくることも考えられる。国や九州電力の動向などを注視し、産業労働部とも連携しながら、情報収集と提供に努めたいとの答弁がありました。

次に、交通局の所管事項について、災害時等における県営バスの対応に関し、原子力災害時や有事の際、県営バスはどのような対応をとるのかとの質問に対し、県の防災計画上は、長崎県バス協会が窓口となっており、県営バスは、一事業者としての対応となる。災害時等の際は、県民の緊急的な輸送手段として検討していくが、乗務員の安全性の確保が大前提となる。県営バスが特別な立場であることは認識しており、県営バスの位置づけについて、今後、危機管理課とも協議したいとの答弁がありました。

次に、県民生活部の所管事項について、「NPOと県がともに働くプロジェクト」に関し、募集から事業採択までの審査期間が約6カ月かかっている。もっとスピード感をもって対応すべきではないかとの質問に対し、募集から事業採択までの半年程度は、事業の目的や内容等について県と調整を行い、2年半の期間で、半年ごとに途中評価をしながら事業を行っているとの答弁がありました。

これに関連し、もっと採択要件のバリエーションを増やし、審査のハードルを下げることにより事業の採択件数を増やすべきではないかとの意見がありました。

次に、学校における小動物飼育に関し、県が策定した動物愛護管理推進計画の中に学校教育との連携という項目があるにもかかわらず、県教育委員会の意識が低いと感じているがどうかとの質問に対し、学校教育との連携については、子どもの頃の動物飼育体験が、命の大切さ、他人への思いやりを持つ心を養う上で非常に意義があると考えており、平成13年度から保健所、県獣医師会支部を中心として積極的に取り組んでいるが、地域によって取組に温度差があると考えているとの答弁がありました。

これに関連し、生き物の飼育は、効果的に行うと情操教育に役立つので、そういう環境をつくっておくことや、学校現場に働きかけることが大切ではないか。そのためにも、教育委員会に意識を変えてもらう必要があると思うがどうかとの質問に対し、各保健所、県獣医師会支部、学校が連携し、児童や教師への啓発、指導を行っているが、今後も、学校における動物飼育の意義について正しく理解してもらえるよう、教育委員会と協力して活動していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、河川敷の伐採について、一、海岸漂着物対策について、一、高速シャトルバスにおける「出島」バス停の新設について、一、長崎－唐津－壱岐を結ぶ路線について、一、小集団活動について、一、高齢者の運転免許証自主返納について、一、男女共同参画推進事業について、など環境生活行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細についてはこの際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第26号議案、第27号議案及び第39号議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

中島浩介委員長―21番。

○２１番(中島浩介君)（拍手）〔登壇〕　農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第40号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」外1件及び請願1件であります。

議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第3号請願「ＴＰＰ交渉並びに農協改革に関する請願書」につきましては、異議なく採択すべきものと決定されました。

なお、第3号請願の採択に伴い、本委員会として別途、国に対し「ＴＰＰ交渉並びに農協改革に関する意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

はじめに、産業労働部の所管事項のうち、事業承継支援センターの開設について、経営者の高齢化や人口減少などに伴い、事業の承継ができないなどの問題が発生してきたことからセンターを開設したと思うが、申し込みはどのくらいか。また、どのような支援を行うのかとの質問に対し、8月1日に長崎県商工会連合会内に事業承継支援センターを設置したが、経営者は、事業承継に困っていると思われた場合、金融機関からの融資が停止されないかと懸念している方が多く、相談しにくい分野であることから、現在までの相談件数は2件となっている。企業に身近な税理士や経営者に対してセミナーの実施や専門家の派遣などを行うことにより、事業承継の重要性を認識してもらい、事業の承継が円滑に進むよう支援していきたいとの答弁がありました。

次に、サービス産業の振興について、観光客を魅了する全国商店街創造プロジェクト事業の公募について、応募状況と選定基準はどうなっているのか、また、今後の事業はどのように進めるのかとの質問に対して、応募状況については、2件の応募があり、島原市中心部の商店街を選定した。選定については、審査会を実施し、商店街近辺の観光資源の状況やその魅力度、その観光資源から商店街への誘導客の可能性、事業を実施する商店街と市町や商工会議所等の連携、商店街の実施体制などを審査の基準として選定した。9月には、推進チームのワークショップを開催し、観光客にイメージしてもらう内容について、若い経営者たちと協議を行った。今後、そのイメージをもとに商店街のコンセプトを固めて、具体的な行動計画を作成していく予定である、との答弁がありました。

次に、水産部の所管事項のうち、大村湾のナマコ種苗の放流の推進について、県は、資源管理の推進のため、大村湾栽培漁業推進協議会が実施している放流事業に対して種苗を安価で提供しているが、資源量はどのような状況か。また、需要の多い中国へのナマコの輸出について、漁業協同組合と一緒に検討したことはあるのか

との質問に対し、大村湾のナマコの資源量については、低調な状況であると思っている。ナマコの種苗を放流しているが、これまで有効な標識がなく、放流した後の生息状況の把握が困難であったため、来年度から、東北大学で開発されたＤＮＡマーカーの技術を活用して、放流の効果を詳しく検証することとしている。

また、ナマコの輸出については、これまで漁業協同組合と検討したことはないが、県内において北海道の業者がボイル方法を指導している状況も見受けられることから、その業者を通じて中国に輸出されている可能性もあると考えている。また、橘湾のナマコは、韓国に対して輸出している実績があり、今後、中国への輸出についても検討していきたいとの答弁がありました。

次に、太平洋クロマグロの資源管理について、中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会において、未成魚の漁獲量を50％削減する案で合意され、12月の委員会で採択されることとなったが、漁獲量の把握はどうのようにするのか。また、漁獲量を半分に制限された場合、どのような影響が懸念されるのかとの質問に対し、漁獲量の把握については、国はモニタリングを強化するため、毎日の漁獲量を漁協から報告させることとしており、今年の6月から試験的に実施している。漁獲量の制限に伴う影響としては、ヨコワの漁期の開始時期が地域間で異なることから、漁獲競争の発生が懸念される。また、定置網漁業は捕獲する漁種を分別できないことから、その管理方法が課題となる。そのため、国主導のもとで、各県間や関係者間の調整を丁寧に実施するとともに、定置網漁業の管理方法などについて協議し、問題が生じないよう推進していきたいとの答弁がありました。

次に、農林部の所管事項のうち、小麦の新品種「長崎W二号」について、今年7月、ちゃんぽん麺に適する新品種として登録されたが、どのような適性を持つ小麦なのか。また、県内産の小麦を原材料とした長崎ちゃんぽんを売るということに期待を持っているが、作付面積の拡大計画はどうなっているのかとの質問に対し、今回開発された「長崎W二号」については、現在栽培されている小麦と比較して、収穫時の雨による穂発芽がしにくく、風による倒伏にも強いことから、検査等級や収量がよく、また、食味も従来のものと遜色ない評価を受けている。作付面積については、今年度は7ヘクタールであるが、平成28年度までには約100ヘクタール分の種子を確保しながら、作付面積の拡大を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、千綿女子高等学園跡地の活用について、学園跡地の活用事業者の公募については、応募者がないという状況が続いているが、跡地の農地は適正に管理しているのか。また、現在の公募状況についてはどのような状況かとの質問に対し、現在、畑については和牛部会の方が飼料作物を作つけし、茶園についてはお茶農家の方に管理してもらっている。果樹園については、老木であることから伐採し、跡地を適正に管理している。また、公募については、建物の解体費を考慮した鑑定評価を行い、本年5月29日から8月29日まで実施した結果、何件か問い合わせがあったものの、公募の参加者はなかった。問い合わせのあった事業者に確認したところ、事業計画の作成に時間を要し提出できなかったこと、また、現在も応募したい意向があることを確認できたことから、現在、新たな活用事業者を求めることも含め、追加公募を実施している。計画書はまだ提出されていないが、跡地活

用に結びつくことを期待しているとの答弁がありました。

また、去る9月26日の農林水産大臣への知事による重点項目にかかる要望状況並びに翌27日の大臣の諫早湾干拓事業現地視察及び意見交換の状況についての詳細な報告があり、併せて、有明海再生に向けた協議の前提条件について、改めて国に9月29日に確認した結果、9月4日に国が提案した内容に変わりはないとの回答を得た旨の報告がありました。

これに対して、仮に開門問題が議論になれば、長崎県としてどういう姿勢で臨むのか、との質問に対し、国は、開門問題に触れないことを前提とした話し合いに変わりはないということである。仮に開門問題に触れるような場合には、協議の枠組みに入ることができなくなるという県の考え方をこれまで伝えてきており、開門問題の議論にならないよう国として対応していくとの考えであることを確認しているので、協議の主催者である国において、しっかりと対応してもらえるものと考えている、との答弁がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細についてはこの際、省略させていただきます。

なお、別途、本委員会から、「調査捕鯨の継続実施に関する意見書」提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第40号議案及び第41号議案並びに請願第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、請願は、採択されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

下条委員長―26番。

○２６番(下条ふみまさ君)（拍手）〔登壇〕　予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第17号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」の1件でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、9月24日に開催いたしました総括質疑においては、佐世保市事案関連事業についてをはじめ、県内空港活性化推進事業、特定不妊治療費助成事業費、スプリンクラー等整備事業について、マイナンバー導入に伴う県税総合情報管理システム推進事業について、平成26年度9月補正予算案の編成についてなど、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、航空対策費に関し、昨年7月から週3便で運航しているジンエアーの長崎～ソウル線について、冬季デイリー化のための支援内容と増便による目標人数はどうなっ

ているかとの質問に対し、1年目と2年目は、着陸料の75%、レーダー施設など利用のための航行援助施設利用料の50%を支援し、3年目は着陸料、航行援助施設利用料ともに50%、4年目以降は着陸料の50%の支援を行うことを協議していきたい。このほか長崎への誘客対策として、旅行会社に旅行商品をつくってもらうための貸切バス代の助成や、日本人が海外へ行く際の利用拡大のための乗継ツアーＰＲ助成などを行うこととしている。今回の増便により、今年度は約1万人の利用者の増加を見込んでいるとの答弁がありました。

これに対し、ジンエアーを利用して長崎に訪れる観光客は、団体客と個人客がいるが、今回、誘客対策として団体客向けに貸切バスの助成を行うこととした理由は何かとの質問に対し、長崎～ソウル線における団体客と個人客の比率は、団体客が6割、個人客が4割となっており、全体としては団体客の需要が旺盛であることから、効果的であると判断した。個人客向けの誘客対策としては、韓国の旅行会社に対し、航空券等をパックにした旅行商品の造成などについて、今後も働きかけを続けていきたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、児童生徒の重大事案対策事業費に関し、予算の内訳、また調査・検証のスケジュールはどうなっているのかとの質問に対し、調査委員会開催のための委員の旅費、謝金、その他の事務費として154万4,000円を計上している。調査委員会は、教育や法律など各方面の専門家など約15名で構成し、年内に3回の開催を予定している。年内に学校の対応等についての一定の検証を終え、新年度が始まるまでに各学校へ検証結果を通知できるよう進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、再生可能エネルギー等導入推進基金事業に関し、公共施設への再生可能エネルギー設備の設置について、全体で何カ所予定しているのかとの質問に対し、平成26年度については、県立学校5校、市町の庁舎3カ所において、設備に係る調査設計や蓄電池の設置を予定している。平成27年度以降については、改めて施設を所管する各部局や市町、民間に対して要望調査等を行い決定していきたいと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、九州電力株式会社が、再生可能エネルギーの買取について、新規契約を一時中断するとのことであるが、本事業への影響はあるのかとの質問に対し、本事業は、設置する施設内で自家消費することを前提としており、固定価格買取制度による余剰電力の売却は想定していないため影響はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、海洋エネルギー関連産業集積促進事業費に関し、実証フィールドが3海域で選定されたが、九州電力から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の接続申込みに対する回答が九州全域で保留された中、どのようなビジョンを考えているのか。また、実証フィールドで発電した電気はどのように活用するのかとの質問に対し、九州電力からは、実証フィールドの構築に関し、これまでどおり協議を進めていくとの回答を得ている。将来、3海域をフルに活用した場合は、13箇所のサイト構築が可能ではないかと考えている。また、発電される電気の活用方策については、海外の事例等も調査しながらしっかり検討するとの答弁がありました。

また、これに関連し、今回の買い取り制度の

問題に関し、昼間に電気を九州電力の電線路へ流さない方策を提案する場合は、接続の協議に応じることとされているが、潮流発電は昼間も発電可能で、その電気を売れないと事業として成立しにくいのではないかと思うがどうかとの質問に対し、実証フィールドの事業は、日本でも初めての国家プロジェクトであり、県としては製造業の振興、企業誘致、新たな産業の創造という観点からも重要と考えており、様々な課題があるが、国とも十分連携し、海外の先行事例も踏まえながら積極的に推進していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し熱心な論議が交わされましたが、その詳細につきましてはこの際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(渡辺敏勝君)　お諮りいたします。

第17号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡辺敏勝君)　起立多数。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、各委員会から、政府・国会あて意見書提出方の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、議会運営委員会より、「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第48号乃至議員派遣第50号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があって

おりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺敏勝君)　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります―知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕　9月定例県議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずはじめに、昨日、高円宮典子様と千家国麿様とのご結婚の式典がめでたく行われましたことに、県民の皆様とともに心からお祝いを申し上げる次第でございます。

去る9月27日に発生した御嶽山の噴火では、多数の方々がお亡くなりになるなど甚大な被害が生じました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、負傷され、また、被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

昨日、佐世保市内女子高校生の逮捕事案において、逮捕された女子生徒の保護者がお亡くなりになられたとの訃報に接したところであります。

二度とこのようなことを繰り返すことのないよう、本事件の検証や再発防止に向けた対策を検討している矢先に生じたことであり、大変痛ましい限りであります。

県としては、今後とも、厳正な検証と再発防止に向けて、総力を挙げて取り組んでまいります。

さて、このたびの議会は、去る9月10日から本日までの27日間にわたり開かれましたが、議員の皆様には、本会議及び各委員会を通じ、終始ご熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この際、会期中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

去る9月27日、西川農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業に係る長崎県関係者との意見交換及び現地視察が行われました。

その際、私からは、諫早湾干拓事業の開門問題の経緯や福岡高裁確定判決の問題点、判決後に明らかとなった新たな科学的知見、並びに環境アセスでは開門しても有明海の環境改善につながる具体的効果は期待できないこと、さらには仮処分決定は福岡高裁と矛盾することを認めた上で出されており、厳しい意見の相違がある開門の是非について話し合いで解決するのは難しいことをお伝えし、開門方針の見直しを要請いたしました。

一方、地元住民の方々からは、潮受堤防の防災効果が発揮され、多様な畑作や新干拓地での契約栽培、大規模ハウス栽培を行っている中で、仮に開門された場合、農地への塩害や漁業被害の発生等が懸念されるとともに、巨額の開門費用は有明海の再生など実効性のある対策にこそ充てるべきであることなど、開門に反対する切実な意見が述べられました。

大臣からは、本県の農業は先駆的な農業が行われていると実感したことや、開門について意見の相違があることは十分に受け止め、今回お聞きした意見を国において検討し、さらには、4県の皆様と同じテーブルの中で有明海再生に向けた話し合いに臨んでいく旨の発言がありました。

県としては、諫早湾干拓事業の開門問題について引き続き訴訟の推移を見極めながら、仮処分決定の重大性を踏まえ、県議会並びに関係者

の皆様とともに国に対して開門方針の見直しを求めてまいりたいと考えております。

また、有明海再生に向けた有明海漁場環境改善連絡協議会における協議に関し、開門問題には触れないという前提条件について改めて国に確認したところ、この条件に一切の変わりはないとのことであるため、4県が協調した取り組みに本県も積極的に参画してまいりたいと考えております。

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域について」は、今月3日から昨日までの3日間、国際記念物遺跡会議、イコモスの長崎地域における現地調査が実施されました。

本調査は、端島炭鉱や三菱重工所有の稼動資産など8資産において行われ、国、県、長崎市及び三菱重工が一体となって対応に当たったところであります。

また、端島炭鉱跡を含む高島炭鉱跡は、去る6月、国の文化審議会から、国史跡として指定するよう文部科学大臣に答申がなされておりましたが、本日付で正式に国史跡に指定されました。これにより、資産の法的保護についても準備が整ったこととなります。

一方、長崎の教会群とキリスト教関連遺産については、世界遺産条約関係省庁連絡会議を経て、去る9月22日、国からユネスコへ推薦書暫定版が提出されたところであります。

ここに至りましたのも、構成資産の所有者や信者の皆様方のご理解と、県議会及び本県選出国会議員の皆様をはじめ関係各自治体並びに幅広い県民の皆様方のお力添えの賜であり、深く感謝申し上げます。

今後とも、産業革命遺産と長崎の教会群の2年連続の世界遺産登録実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

いよいよ、今月12日に開幕する「長崎がんばらんば国体」では、去る9月7日から14日にかけて、会期前の実施競技が行われましたが、カヌーワイルドウォーターの西 夏樹選手が、今国体の県勢初優勝を飾るとともに、水球少年男子が45年ぶりとなる8位入賞を果たしました。

一方、9月19日から10月4日にかけて開催された「第17回アジア競技大会」において、長崎県ゆかりの政時由尚選手がボウリング男子タブルスで金メダル、松村康平選手が陸上男子マラソンで銀メダルを獲得するなど、本県選手団に勇気と活力を与えてくれました。

また、昨日は、総合開会式及び閉会式のリハーサルを実施したところでありますが、本番ではぜひ県民の皆様に会場に足を運んでいただき、天皇杯・皇后杯の獲得に向け「チーム長崎」として一丸となって闘う本県選手団を、熱い声援で盛り上げていただきたいと考えております。

「長崎がんばらんば国体」には、天皇・皇后両陛下の御臨席を賜ることとなっておりますが、選手・役員をはじめ大会関係者にとりまして大きな喜びであり、開催までの残る期間、皆様の心に残る魅力あふれる大会となるよう、準備に万全を期してまいります。

去る9月30日、ジンエアー社は、長崎～ソウル間の航空路線について、12月1日から本年冬季の期間において、現在の週3便をデイリー運航へと拡大することを発表されました。

県における着陸料等の支援や情報発信、県内周遊対策の充実などが増便実現に結びついたものと考えており、今後、安定的な就航が図られるよう一層の利用客確保と相互交流の促進に力を注いでまいります。

企業誘致については、去る9月22日、世界有数の保険グループ、チューリッヒ・インシュア

ランスグループに属するチューリッヒ保険会社の立地が決定いたしました。

同社では、長崎市において損害保険に関するコールセンター業務等を行うこととしており、約120名の正社員の雇用が予定されております。

今回、100名を超える雇用の受け皿を確保できたことは大変喜ばしいことであり、県としては、雇用拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携を図り、引き続き企業誘致の推進に力を注いでまいります。

このほか、会期中に皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、すがすがしい秋を迎えましたが、皆様方には何かとご多用のことと存じます。

どうか、ご健康には一段とご留意の上、ますますご活躍されますことをお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の皆様におかれましては、県議会の広報についてご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会にお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長(渡辺敏勝君)　平成26年9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今回の御嶽山の噴火は、火山を有する本県にとりましても、自然の力の脅威を改めて認識させるものでありました。

犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

去る9月10日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、本年7月に発生いたしました佐世保市内女子高校生の痛ましい事件をはじめ、石木ダム建設事業、中期財政見通し、再生可能エネルギー対策、人口減少対策、観光振興対策、農業振興策、水産振興策、土木行政、教育行政等、当面する県政の重要課題について終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事をはじめ理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、去る9月17日に、平成28年の世界文化遺産登録を目指す国内候補として、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の政府推薦が決定されましたことは、まことに喜ばしい限りであります。

今後とも、平成27年の登録を目指す「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」とともに、世界遺産登録実現に向けて、議会、理事者一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

いよいよ10月12日から22日まで、「長崎がんばらんば国体」が、また、11月1日から3日まで、「長崎がんばらんば大会」が開催され、各地域において熱戦が繰り広げられます。

両大会の盛会を祈念いたしますとともに、本県選手団が、持てる力を存分に発揮しご活躍されることを期待いたします。

時候はまさに秋を迎えております。季節の変わり目ではございますが、皆様方にはくれぐれも健康にご留意の上、県勢発展のため一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これをもちまして、平成26年9月定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

―　午前１１時１３分　閉会　―